

者は各村一名の村代表を選出し、一縣内の村代表は縣内の人口二〇萬又はその端數毎に一名の人民代表即ち人民代表會議の議員を選挙する。村代表選挙資格は (一) 泰國國籍を有する者 (二) 父が外國人であれば、父母が法律上結婚すると否かを問はず、中等教育三年を修了するか、兵役を服したるか、又は五箇年以上官吏として有給書記以上の地位に常備された者 (三) 満二〇歳に達した者 (四) 精神病に非ざる者 (五) 選挙の時拘留中に非ざる者 (六) 僧侶其他の聖職に在らざる者 (七) 裁判所により選挙権を剝奪されざる者とされて居り、村代表及人民代表の被選挙資格は右の外 (八) 満二五歳に達した者 (九) 常習的放蕩者又は麻酔劑常用者に非ざる者 (十) 小學校卒業程度の知識を有する者 (十一) 憲法により政治開闢を禁ぜられざる者等の資格を要す。故に女子も完全な選挙及被選挙権を有す。因に現今人民代表選挙を直選制に改めよとの輿論が高い。

議員の任期は四箇年で、補缺議員の任期は前任議員の残存任期中で (同一八條)、任期の満了、議會の解散、死亡、辭任、被選挙資格の喪失、議會がその利益を害する者として、出席議員の三分の二以上の賛成を得て除名の決議となしたる時は議員の資格を失ふ (同一一條)。

議會には議長一名、副議長一名 (現在は二名) を置く。正・副議長は互選により國王之を任命する (同一二條)。議長及副議長缺席の際は假議長を互選する (同一四條)。

議會の定足数は總議員の三分の一以上とし (同一五條)、議決は多數決による。可否同數なる時は會議の司會者の決定するところに依る (同次條)。會議中に於ける議員の發言に對しては院外に於て起訴することを許さない (同次條)。

國王は毎年一回以上常議會を召集し (同一八條)、又國利の爲必要あれば臨時議會を召集する (同一三條)。通常議會の會期は九〇日間で、同數は現今毎年一回、八月一日に開始され、其他必要時には臨時議會を召集する。國王は會期を延長し又は會期中停會を命じ、解散を行ふが、この場合新選挙は九〇日以内に行ふ (同一二・三・四・五條)。

議會はその任務の範圍内の事項を處理し調査せしめる爲議員よりなる常任委員會又は議員及議員にあらざる者よりなる特別委員會を設くることを得 (同一三條、四四條)。

2 權能 凡て法律は議會の勸告と協賛を経て發布される (同一三六條)。國家の豫算は法律の形式に依り編成されるから勿論議會の協賛を要し、豫算が新年度開始前に成立せぬ時は政府は一時前年度豫算を踏襲する (同次條)、通過した法案は國務總理を経て國王の裁可を仰ぎ、官報に公布したる後實施するが (同次條)、不裁可の際は、一定期間内に右法案が議會に返付されると否とに拘らず、國務總理が之を捧呈した日より一箇月の後議會は無記名投票によつて之を再議し、之を可決した時は再び之を國王に捧呈、國王が五日以内に該法律案に親署せぬ時は議會は之を法律として發布することを得る (同次條)。その他議會は國事を監視し、國務參議にその職務に屬する一切の事項に關し質問する權利を有し、又國務參議の全體又は個人に付信任又は不信任を議決する。但し參議は公安及國利を害すと認められた時は答辯を拒むことを得る (同一〇條)。不信任の動議は之を討議した日と同一の日に表決することを許さない (同次條)。

3 議場及議員の現状 議場には盤谷の舊王宮大理石宮殿を使用し、未だ政黨分野がないから議員連は氏名順に議席を有し議長席は一段高く、開員及政務官席は議員席の一隅にあり、議席五に一箇の擴聲器 (爆彈三勇士を彫刻してゐると云ふ) を備付けてゐる。討議には泰國語を使用し、極めて靜肅に議事が進められると云ふ。現議會は一九三三年一〇月の總選挙によつて成立、一九三八年九月の勸令を以て解散再組織したもので議長はプラヤー マナワラート (Phya Manawaraj Serit)、副議長はプラブラチョン バチャマツク (Phya Prachon Padanuk)、民選議員の大部分は立憲革命の關係者で、従つて現役軍人を主とする官選議員と共に議會は壓倒的に政府支持である。

立法に關する特殊機關として泰國には人民代表議會の外に別に立法、

司法會議がある。本會議は司法會議と立法會議とから成り、一九三三年一二月の法律によつて設置されたもので、前者の議員は國務院が選任して議會の承認を経たるもの、後者の議員は國務院の推舉したる者を國王が任命することになつて居る。國務總理はその議長となつて立法司法會議の全事務を監督する權能と職務を與へられて居るが、會議の職分は (一) 人民代表議會又は國務院の指揮下に諸法律案を準備し、(二) 法律事項に關する提案をなし、(三) 本會議の權限に屬する行政事項を審議裁決するのことが主なるものとなつてゐる。

第四節 行政

一 中央行政

1 總說

往昔最高官としては、副王とも稱すべきウバラート又はワン グナー (Uparat 又は Wangna)、内大臣の短級たるワン グ ラン (Wang Lang) 及 チャクリ (Chakri)、ワン 又は ナラ (Wang 又は Thorrana)、ボンラデー (Bondeh)、プラ クラン (Phra Klang)、カラー ナート (Kalahan)、モイ ラート (Tomarat) なる稱號を有する六大臣があり、最前の二者は常に王族を以て、其他は通常臣下を以て之に任じ、軍部關係と行政關係とに分れて各々玉座の左右を占めたと云ふ。其の後幾多の變改を見、革命前は中央に外務・内務・國防・大藏・農務・商務通信・司法・文部・宮内の九省を置き、國王親ら之を統御し、各省大臣其他の重要官吏を任命して政務を分掌せしめ、政治に老練な王族五人より成る最高顧問會議、閣議、樞密院等を置いて重要政務を諮詢し、大臣は所管事務に付責任を有し、省令發布の權を賦與されてゐた。

1 現制 憲法上中央行政機關としては内閣 (Council of Ministers) を置く。内閣は國務總理一名、國務大臣一四―二四名より組織され、國王が之を任命し、議會が之を信任して成立する。總理及大臣一四名は人

民代表議會の議員中より選任され、其他の大臣には特種の知識及經驗を有し、政治に關與する權利ある者 (モーム、チャオ以上の王族以外の者) を選任する。但し議員にあらざる大臣は議會に於て意見を述べ得るも投票權を有せず、大臣に任ぜられた議員は議員の地位を併有する (憲法第四六―四九條)。

内閣は國務を處理するに當り人民代表議會の信任を要す。従て内閣はその職權行使に當り憲法上人民代表議會に對して責任を負ひ、大臣は、省務を擔當すると否とに拘らず政府の一般政策に對して連帶責任を負ふ。又臨時議會召集及内閣の任命に關せざる法律・詔書・國務に關する勅命等には副書してその責に任ず。議會が不信任案を可決し、又は信任投票をなした議會が消滅した時は内閣は總辭職する。但し總辭職の際は新内閣の成立を見る迄留任する。其他内閣の各員は (一) 死亡 (二) 辭職 (三) 被選挙資格の喪失 (四) 議會の不信任決議等によつてその地位を失ふ。

現在内閣には國務總理官房の他に國防・大藏・文部・内務・司法・經濟・農務・外務・交通の九省を置き、國務總理の他一六名の省擔任及無任所國務大臣がある。

各省 (Ministry) は各一名の國務大臣が擔當し、省務の全責任を負ひ必選あれば一名の國務大臣代理を任命し得る。又數種の重要公務を有する省には補佐機關として國務大臣一名が擔當する 院 (Dabuang) を設置し得る。省には (一) 省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State) (同上内閣書記官長室 Department of the Secretary General of the Council of Ministers) (二) 局 (Department) 又は院を置く。

各局は (一) 局秘書官室 (Office of the Secretary of the Dept.) (二) 課 (Division) に分割される。省・院・局の設置は法律により、省務次官室又は局内の公務分割は勅令で行ふ。

尙一般行政に關し検査・監督又は提案をなさしめる爲、高等委員を任命することがあり、同委員は内閣の直接監督下に置く。省・院・局も必要に應じ所轄公務を検査する委員を任命する事が出来、同委員は法規に従

て其の代表せる省・院又は局に關し検査・監督及勸告をなす權能を有す。各省の職務は次の如くである。國務總理官房―内閣の職掌に關する一般國務及特に他省の權能及義務に屬せざる公務に關し權能及義務を有す。國防省―國防の權能及義務を有し、國防に關する現行法規に從て省務を處理する。

大藏省―財政・稅關・倉庫に關する國務を遂行する。外務省―外國との關係に關する權能及義務を有す。文部省―教育・美術・宗教に關する權能及義務を有す。内務省―國內に於ける平和及秩序の維持、保健・土木・地方行政に關する權能及義務を有す。司法省―司法に關する權能及義務を有す。經濟省―商業・通信に關する國務を司掌する。農務省―農業・水産・土地・鑛業・林業に關する國務を管掌する。交通省―交通に關する國務を擔當する。

2 諸官署

- 内閣 (Council of Ministers)
内閣書記官長局 (Dep't. of the Secretary-General of the Council of Ministers)
立法及司法會議 (Legislative and Juridical Council)
文官委員會 (The Civil Service Commission)
會計検査會議 (Audit Council)
宣傳局 (Dep't. of Publicity)
國防省 (Ministry of Defence)
大臣顧問府 (Advisory Corps to the Minister of Defence)
省務次官室 (Office of the Under-Secretary)
陸軍 (The Army)

- 省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Foreign Affairs)
文部省 (Ministry of Education)
省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State)
宗務局 (Dep't. of Religious Affairs)
體育局 (Dep't. of Physical Education)
大學局 (Dep't. of University)
美術局 (Dep't. of Fine Arts)
教育局 (Education Dep't.)
實業教育局 (Vocational Education Dep't.)
務省 (Ministry of Interior)
省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Interior)
警務局 (Police Dep't.)
土地局 (Dep't. of Lands)
公安局 (Dep't. of Public Welfare)
内務局 (Dep't. of Interior)
土木局 (Dep't. of Municipal Works)
刑務局 (Penitentiary Dep't.)
衛生局 (Dep't. of Public Health)
検事局 (Dep't. of Public Prosecution)
法省 (Ministry of Justice)
省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Justice)
經濟省 (Ministry of Economics)
省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Economic Affairs)
商務局 (Dep't. of Commerce)
鑛山局 (Dep't. of Mines)

參謀本部 (General Staff Dep't.)

- 陸軍經理部 (Quartermaster General's Dep't.)
測量局 (Royal Survey Dep't.)
第一―第六陸軍管區 (クルンテープ、ブラチンブリー、ナコンラチヤシマー、ナコンサワン、ラチャブリー、ナコンシータムマラート) (1st-6th Command & Military Districts)
海軍 (Royal Navy)
軍令部 (Naval General Staff Dep't.)
艦隊 (The Royal Fleet)
盤谷鎮守府 (Bangkok Naval Station)
サッタホーン海軍鎮守府 (Sattahit Naval Station)
海軍兵器廠 (Naval Ordnance)
船渠局 (Naval Dockyard Dep't.)
水路部 (Hydrographic Dep't.)
空軍 (Royal Air Force)
總務局 (Dep't. of Direction)
航空本部 (Dep't. of Air Staff)
飛行學校 (Flying Training School)
航空工廠 (Dep't. of the Aeronautical Works)
第一―第五航空隊 (Service Units No.1-No. 5)
大藏省 (Ministry of Finance)
省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Finance)
國庫局 (Treasury Dep't.)
會計検査官長室 (Comptroller General's Dep't.)
消費稅局 (Excise Dep't.)
主稅局 (Revenue Dep't.)
關稅局 (Dep't. of Customs)
外務省 (Ministry of Foreign Affairs)

科學局 (Dep't. of Sciences)

工業局 (Dep't. of Industry)

農務省 (Ministry of Agriculture)

- 省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Agriculture)
農務局 (Dep't. of Agriculture)
水産局 (Dep't. of Fishery)
灌漑局 (Irrigation Dep't.)
山林局 (Forest Dep't.)
産業組合局 (Co-operative Societies Dep't.)
交通省 (Ministry of Communications)
省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State)
運輸局 (Dep't. of Transportation)
港灣局 (Harbour Dep't.)
郵便電信局 (Post and Telegraph Dep't.)
道路局 (Dep't. of Ways)
鐵道局 (Railways Dep't.)

二 内務行政

泰國は往時約六〇〇縣 (Muang) 現今はチャンワット-Changwat (政稱) に分割され各縣は盤谷に隸屬してゐたが、之に世襲の領主 (Chao Muang) を置き、行・財政權は勿論兵權等をも掌らしめ、政治上殆ど獨立してゐた。而して北部及東部諸縣は内務省に、西部は陸軍省に、沿海諸縣は外務省に屬し、盤谷縣のみは畿甸省 (Krom Muang) の管下に置いた。然るに一八九二年に從來の地方豪族政治を廢して中央集權制度を設定し、四乃至五縣を合して州 (Moukhon-英譯 Circle) とし、盤谷州 (又はクルンテープ州) のみを畿甸省に管轄せしめ、其他諸州の地方行政は

悉く内務省に移管した。同時にこの變革に對する人心の動搖に備へて憲兵隊を創設した。當時内務省にはラーマ五世の功臣ダムロン (Dammong) 親王が大臣の椅子にあり、省内には官界の重要人物を集めて殆ど總理大臣に等しき實権を有し、收税・警察・犯罪調査・森林・鑛務等の諸局を置いて尤大なる省をなすと共に農務・通信・外務の諸省も同省の庇護を受ける所大であつた。後一八九六年衛生局を新設し、一九〇六年には鑛務局を農務省に移管したが、越えて一九一五年同親王の引退と共に、各省に所管事務を擴大統一する目的にて幾多の重要な改變を行ひ、憲兵部及刑務局を内務省より畿甸省に、犯罪調査局を司法省に、土木事業を通信省に、畿甸・内務兩省の財政事務を大藏省に移管し、降つて一九二一年には、森林局を農務省に移置した結果、内務省には衛生局を残すのみとなつた。次いで一九二二年八月には更に改革を重ね、畿甸省を内務省に合併して、盤谷州も内務省の管下に置き、樞事局を内務省に移管した結果、全國の地方行政は内務省の管下に統制されることとなつた。最後に一九二六年には大改革が行はれ、州及縣数を減少して全國一八州を一四州とし、三州乃至四州を監督した地方最高官たる統監 (Tarnat) の官位を廢し、州總督をして直接國王に對し責任を負はしめる勅令を廢止して之を内務大臣の監督の下に移したが、立憲革命と共に全國を一〇州とし、後更に州なる行政區劃を廢止した。翌一九二七年末移民法の實施と共に移民局を内務省内に設置し、遂に現今の同省組織を見るに至つた。一九三三―三四年には泰王國行政方法に關する法令を發布し行政制度の根幹を定め地方自治體構成法を公布して地方自治の基礎を置き、一九三五年末より、漸次に地方自治體を許可しつゝあり、地方自治の發達を助成する爲に補助金の下付、富饒の公營、電氣水道等公益事業に關する地方債の募集を認可した。

現今内務省には國務大臣秘書官室・省務次官室(總務・會計・外事の三課及顧問室)、警務局(後記)、内務局(秘書室・パラムバン・外事・登錄・地

方自治の諸課)、土地局、公安局、土木局(會計・倉庫・道路・製圖・電氣・水道・技術・都市計畫及衛生技師の諸課)、刑務局、衛生局(後記)、樞事局置く。

三 地方行政

現今最大地方行政管區は縣(Changvad—英譯 Province)で、全國を七〇縣に分ち、各縣は郡に、重要な郡は更に之を小郡(King Ampur—英譯 Sub-District)に分し。

1 縣

縣の行政は縣委員會(Kronakarn Changvad—英譯 Provincial Committee)によつて行はれる。縣委員會は縣長官(Kha Luang Prachan Changvad—英譯 Commissioner) 副長官(Palat Changvad—英譯 Deputy Commissioner) 及縣の行政當局たる諸文官課長を委員とし、縣長官を委員長とする。縣長官は内務省の監督下に縣行政を監督し、縣下の治安を維持する。自己の職務を遂行し得ず、且その代理者を任命せぬ時は先任委員が委員長を務める。縣委員會の任務は次の如くである。

- (1) 現行法規に從て國務行政を行ふ。
 - (2) 省・院及局の命令に從て國務行政を行ふ。
 - (3) 各自縣の諸當局の公務を監督する。之に就ては省・院及局の法規に反せざる限り、縣委員會は命令を執行する爲自縣當局に説明、提案、命令をなす權能を有す。
 - (4) 法律に從て縣下の自治を監督する。
- 上記の國務行政に就ては縣委員會の委員(即ち各課長)は自己の職務に關し各々所屬の省・院又は局に對して個人的に責任を有すると共に、縣の一般行政に關しては他の委員と連帶して政府に對し責任を負ふ。
- 縣委員會の職務は次の如く分割されてゐる。

- (1) 庶務課—一般縣務を管掌し縣長官が之を監督する。
- (2) 其他の諸課—省・院・局によつて設置され、省・院・局の事務を分掌

し、各課長之を監督する。

縣には縣長官及副長官の他に次の官吏を置く。

- イ 檢事 (Ayakarn Changvad: Public Prosecution)
- ロ 縣憲兵官 (Changvad Gendarmier Officer)
- ハ 副長官補 (Cha Changvad: Assistant Palat Changvad)
- ニ 長官秘書 (Aksharalekh: Secretary to Commissioner)
- ホ 縣稅務官 (Giang Changvad: Revenue Officer)
- ヘ 縣警廳 (Samien Tra Changvad: Seal-Keeper)
- ト 鑛務官 (Tidin & Lohakich Changvad: Land & Mines Officer)
- チ 縣視學 (Dhanrakarn Changvad: Education Officer)
- リ 縣徵募官 (Basit Changvad: Recruiting Officer)
- ヌ 縣保健官 (Sadharnasakh Changvad: Health Officer)
- ル 縣刑務官 (Rajadhan Changvad: Prison Officer)
- ヲ 縣稅關吏 (Sulhakara Changvad: Customs Officer)
- ワ 縣醫務官 (Baedya Pracham Changvad: Medical Officer)

各縣には一九三五年三月以來縣議會が置かれた。議員數は縣に依て異り、九名乃至六三名全國合計一、二七名で、地方自治の方法を指導する爲内務省は各縣會に一名の顧問を派遣してゐる。右制度は地方自治を行ふ過渡的機關に過ぎず、縣民が自治方法を理解する迄、同會議の監督及議員選任は内務省が行つた。然し翌年三月迄には、人民代表會議と同様官選及民選二種の議員を置き、選舉人の半數以上が普通初等程度の教育を有する地方にては全部民選議員を置くことにしたが、終に同年七月之が實現を見るに至つた。因に縣會議員の資格は泰國語を讀み書きし得、憲法を理解し、品行善良なる者とされてゐる。

佛曆二四七六年地方自治體構成法に依れば、縣議會は人民の選舉する各郡一名(人口一萬以上を有する郡は一萬又は其の端數五千以上毎に一名)の代表(最少限度一〇名)より成り、下記町議會の諸規定が之に準用される。但し町議會に於ける縣知事の權能は縣議會に於ては内務省に移

されてゐる。

2 郡

郡には郡委員會(Kronakarn Ampur)を設置し、次の如き郡行政を管掌せしめらる。

現行法規に從て國務行政を行ふ。
法律に擔當者を定めてゐない政務は、郡委員會が之を管掌する。
省・院及局の法規に影響なき場合は、縣委員會の指令及勸告に依り國務行政を行ふ。

法律により郡下の自治を監督擔任する。

上記の國務行政に關し、郡委員會の各委員は自己の所屬する省・院又は局に對し、一般郡務に就ては全委員は連帶的に縣委員會に對して夫々責任を負ふ。

郡委員會の組織は、郡長(Nai-Ampur: District Officer)を議長とし、副議長(Palat Ampur: Sub-District Officer) 及官吏として郡に常屬される諸課の文官課長を委員とするもので、郡長は内務省の管下に郡務を監督し、治安を維持する。郡長が自己の職務を行ひ得ず、且その代理者を任命せぬ時は先任委員が之を代行する。

郡委員會の任務は次の如く分割される。

庶務課—課長の監督下に庶務を擔當する。

省・院・局により設置された課には夫々擔任官吏を置く。

3 郡以下の行政

郡は更に村(Tambol: Commune)に、村は更に區(Mu Ban: Village)に分割され、區には人民の選舉する區長(Phu Yai Ban)を置き、村には區長の選舉する村長(Kannan) 及村長が任命する助役(Saratat)の他村醫務官(Baedya Pracham Tambol)を置く。村長・區長・醫務官の權能及義務に關する國務は、地方行政に關する法律に從て行ふが、其他の國務は法律に依り地方に委任される。

一九三三年一月發布の佛曆二四七六年地方自治體構成法に據る地方自治體 (Tasab) は前述の如く一九三五年二月一〇日以來漸次に設定しつゝあり、チエンマイ、盤谷及トンブリーには市自治體が設定され、他多數の町自治體及村自治體が設定されてゐる。右方法によると國民の選舉する區代表 (各區一名、人口二百を超える區では二百又はその端數百以上毎に一名) よりなる村議會 (Saha Tambol: Tambol Assembly) 一正・副議長の任命は、同議會の議決に従ひ、縣長官之を行ひ、その召集は村務會議又は必要あれば郡長が之を行ふ。置いて村自治政を監視し、行政機關としては議長一名、參事二乃至四名よりなる村務會議 (Khana Montri Tambol: Tambol Council) 一縣長官が選任) を置き、村の自治政を處理せしめることになつてゐる。

尙右によれば、將來縣廳の所在地たる村又はその一部、或は人口三千以上を有し、人口密度方料當り一千を下らぬ地方を町とし、縣廳の所在地たる村又はその一部、或は人口三萬以上を有し密度方料當り一千を下らぬ地方は市として、之に町自治制又は市自治制を布き、町議會 (Saha Muang: Muang Assembly) 又は市議會 (Saha Nakorn: Nakorn Assembly) 及町務會議 (Khana Montri Muang: Muang Council) 又は市務會議 (Khana Montri Nakorn: Nakorn Council) を置く。町會議は必要ある際召集權が郡長になく縣長官にある他は村議會に準ずるが、市議會は市内各村民が選舉する各村一名の代表 (人口二千以上の村は二千又は端數一千以上毎に一名) よりなり、町會議の諸規定が之に準用される。尙町務會議及市務會議の制度は村務會議に準ずる。

行政區劃表 出所: 泰國統計年鑑

年	度	州	縣	郡及小郡	村	區
一九一一年	一	ス	ス	ス	ス	ス
一九一二年	二	ス	ス	ス	ス	ス
一九一三年	三	ス	ス	ス	ス	ス
一九一四年	四	ス	ス	ス	ス	ス
一九一五年	五	ス	ス	ス	ス	ス
一九一六年	六	ス	ス	ス	ス	ス
一九一七年	七	ス	ス	ス	ス	ス
一九一八年	八	ス	ス	ス	ス	ス
一九一九年	九	ス	ス	ス	ス	ス
一九二〇年	一〇	ス	ス	ス	ス	ス
一九二一年	一一	ス	ス	ス	ス	ス
一九二二年	一二	ス	ス	ス	ス	ス

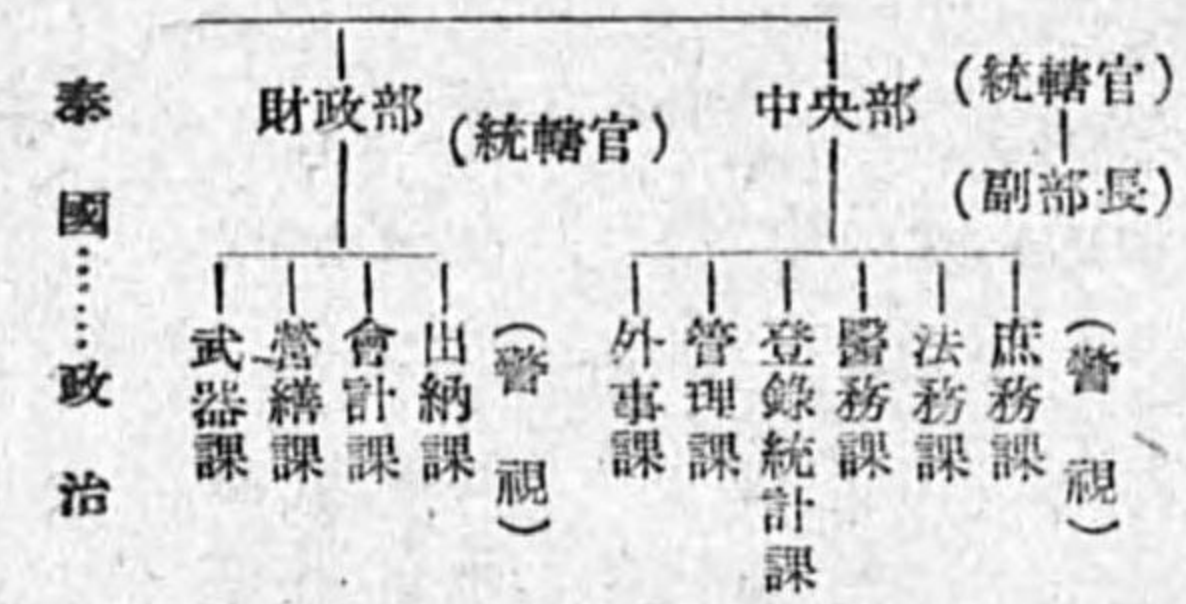
四 警察

年	度	警察官數	警察官種別
一九二二年	三	八〇	五〇八一
一九二三年	四	七九	五〇九七
一九二四年	五	七九	五〇九七
一九二五年	六	七九	五〇九七
一九二六年	七	七九	五〇九七
一九二七年	八	七九	五〇九七
一九二八年	九	七九	五〇九七
一九二九年	一〇	七九	五〇九七
一九三〇年	一一	七九	五〇九七
一九三一年	一二	七九	五〇九七
一九三二年	一三	七九	五〇九七
一九三三年	一四	七九	五〇九七
一九三四年	一五	七九	五〇九七
一九三五年	一六	七九	五〇九七
一九三六年	一七	七九	五〇九七
一九三七年	一八	七九	五〇九七
一九三八年	一九	七九	五〇九七
一九三九年	二〇	七九	五〇九七

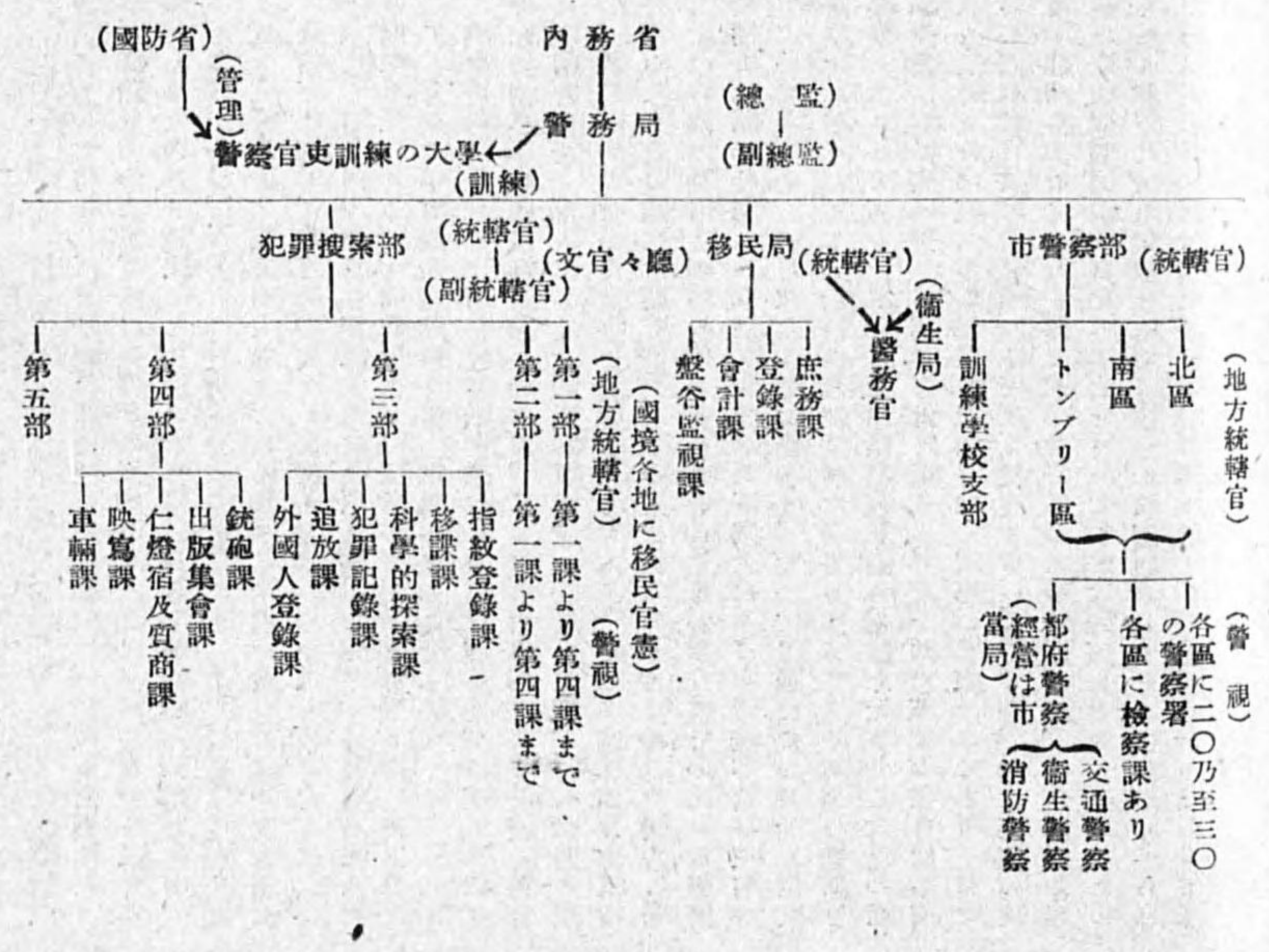
概要 泰國は盤谷のみには警察を置き地方には憲兵を配置してゐる。盤谷警察は一八六二年に創設され、最初は主としてマライ人及印度人よりなる五五名にて、英人司令官の指揮下に置いたが、一八九二年迄には主として泰國人よりなり、その數は一、五〇〇名に達した。然し巡査は恰も無頼漢に類する烏合の衆にて不規律極まり、外人に對する事故が頻發した。茲に一八九六年ビルマより斯道に經驗ある英人 Eric St. J. Lawson 等を聘して根本的に改組したる結果、内容外形共に充實せる約三、五〇〇名の志願巡査よりなる警察が出現するに至つた。超えて一九〇九年陸・海軍に倣つて從來の志願制度を廢し、廣く壯丁中より徵收することとした。 憲兵隊は、從來の文官による犯罪防制手段が無價値なるに鑑み、且つ當時行はれたる中央集權の大改革に對する民心の動搖に備へて、一八九二年に創設された。其の組織に與りたるは丁抹人 G. Schaer 陸軍大佐にて、先づ試験的にプラーチンブリー州に施し、其の成績を以て全國に普設

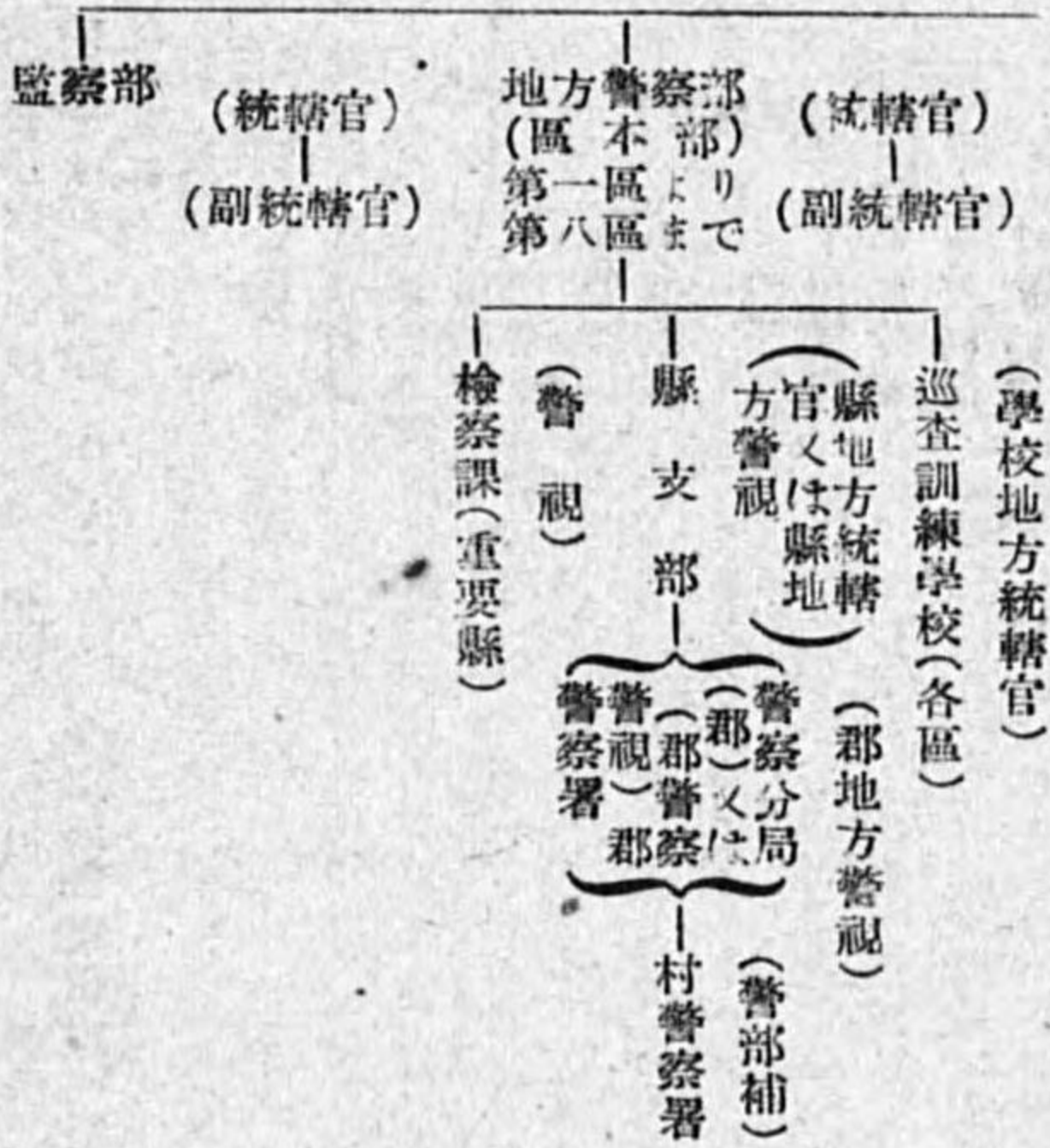
したが、間もなく憲兵隊は八、〇〇〇人を算するに至り、將校は軍隊より拔擢し又は隊内にて訓練し、六名の丁抹人將校を背景としてナコンパトム (Nakhon Pathom) には下士官學校の設置を見るに至つた。既に一九〇二年のシヤン人の暴動には能く其の任務を果し、一九〇九年には東部國境にて偉功を建てた。一九一五年憲兵部は幾甸省に移管されるや警察部と合併して一局となり、更に幾甸・内務兩省の合併に依り、内務省に移り、今日に及んでゐる。

2 現制 内務省に警務局を置き移民及警察事務を行ふ。前述の如く、盤谷市には警察を置き、地方には憲兵を置く。警察はプラーチンブリー署 (三分署一八派出所) プラーチンブリー署 (三分署一八派出所) の三署に分ち、大佐級を署長に置く。盤谷以外には全國二〇箇所に憲兵隊を置き、大尉乃至中佐を配置する。士官以外の憲兵及警官は凡て徵兵適齡者中軍隊の所要人員を選抜した殘餘中より選抜し、其の生活・配置・組織等は悉く軍隊に準じてゐる。今泰國警察組織の圖解を示せば次の如くである。



泰國...政治





五 外務行政

1 概要

泰國の政治機構に大改組を加へたるラーマ五世時代には、外人商人の渡來益々増加して、之等外人の條約上の權利に關し諸外國と複雑なる關係を生じ、一方佛國は植民地擴張の魔手をメコン河に延して、泰國を興廢の危機に立たしめた。斯かる外事錯綜の眞只中に改組された外務省には、大臣としてラーマ五世の異母弟にて英明なるデワウオン(Dewawong)親王を置き、著名なる國際法學者たる白耳義人顧問ローランヂヤタミンの輔佐を以てこの危機に當り、僅に間一變の避脫をなした。爾後ラーマ五世の西歐巡幸により、外交網は著しく擴張され、泰國の公使館は、倫敦・巴里・伯林・華府に加へて、ペテログラードにも開設された。日本とも公使を交換し、稻垣滿次郎氏が初代公使として赴任(明治三〇

年)したのも此の時代である。右白國人顧問は在任約十箇年にて歸國し、後繼者として聘せられた外交に經驗深き米國顧問は、從來の軟弱外交の弱點排除に力めたが、僅に英佛との條約改正により兩國の治外法權を制限せしめたのみで逝去した。次いで米國は自ら平等條約を締結したが、一九二三年右大臣は在任三二年にして薨去された。次いで其の子トライトス(Trailok)親王が大臣になるに及び、米國に倣つて諸外國も相次で條約を改訂し、略完全な立法・司法・財政の自主權を獲得するに至つた。然し尙裁判の領事移審權(司法の項参照)を存し、各種商品輸入税の制限を受けてゐる。現政府は對外條約が目下殆ど滿期となれるを機として、完全な平等條約を締結すべく準備中である。

革命以後の外交には著しい轉換を見つゝある。即ち從來の英・佛依存外交の清算と自主積極外交の樹立で、新政府の指導精神たる民族の獨立自主精神に基くものである。國際聯盟總會に於ける棄權、外人顧問の減少、親日傾向の増進等は其の顯著な表れである。而して泰國が自主積極外交の大目的の達成に最も重要な要素は國力の充實である。國力の充實には内政の整備と國防の擴充とを必要とするが米作以外の凡ゆる經濟活動の實權を外國人に掌握されて居た泰國人にとつては資本及び技術の點に於て之は全く不可能なことに屬する。従つて急速にこの目的を達成するにはどうしても政治的に又經濟的に利害を同じくする他國の援助を必要とするのである。而して英・佛は從來泰國の經濟上に有する自己の權益擁護の爲同國に對し不開發方針を採り來つた。殊に英國の如きは泰國は人類の住むに堪へざる氣候の土地の如く宣傳して來たのである。兎に角泰國が名實共に獨立國たる國家を建設するには英・佛、殊に英國の政治・經濟勢力の完全なる驅逐が必要であつたのであるが、この困難な事業の達成は到底泰國自身の獨力を以つては如何ともなし難かつたのであるが、大東亞戰爭の結果好運にも泰國は坐してその宿望が叶へられ盟邦日本と共に眞に大東亞共榮圈の爲に雄々しく進軍したのであつて泰國今後に於ける外交の目的と方向が歴然と示されたわけである。

外務省には次官室に總務・會計・條約・政務・通商・國際事務及顧問の諸課を置き、日本・北歐・南歐・米國へ夫々大公使を派し、世界五〇餘箇所に領事館又は總領事館を設置してゐる。

2 條約國及通商條約

泰國の通商條約國及當該國との最近の通商修好條約締結年次を示せば次の如くである。

條約國	條約締結期日
日本	一九三七年二月八日調印、翌年三月七日批准交換
獨逸	一九三七年二月三〇日調印、翌年二月二六日批准交換
丁抹	一九三七年一月一五日新條約調印、翌年三月一五日批准交換
伊太利	一九三七年二月三日新條約調印、翌年三月一七日批准交換
和蘭	一九三八年二月一日新條約調印、翌日一月二日批准交換
瑞典	一九三七年一月五日調印、翌年三月一日批准交換
白耳義	一九三七年一月五日調印
西班牙	一九二五年八月三日調印
葡萄牙	一九三八年七月二日調印、一九三八年一〇月三十一日批准交換
英吉利	一九三七年一月二三日調印、翌年二月一九日批准交換
米合衆國	一九三七年一月一三日調印、翌年一〇月一日批准交換
佛蘭西	一九三七年二月七日調印、翌年一月二七日批准交換
瑞西	一九三七年一月四日調印
諾威	一九三七年一月一五日調印、翌年三月四日批准交換

3 駐外使臣

駐外泰國使臣表

公使	駐在國名	出所(泰國及駐在國)
日本	ナイ・テイレック	チャイヤナーム(Nai Direk Jaiyana) (東京市赤坂區臺町二)
佛蘭西・白耳義・西班牙・葡萄牙・瑞西	ブラハ・ヒッタ	ヌカラン(Pura Bahida Nukan)
獨逸	プラ・ブラサーサナ	ピッタヤネット(Pura Prasana Bhidhyayutha)
伊太利	ルアン・シリラーチャマイトリー	(Luang Sirajamitri)
米合衆國	モーム・ラーチャウオン	グロニー・プラモート(Mom Rajawongseni Pramot)
英吉利・丁抹・瑞典・諾威	ブラ・マウハト	ワイモンナート(Pura Manwedya Vimolnart)
總領事・副領事	入	名
日本	神戶	板並光造(神戸市林田區明和町二ノ一) 領事
	大阪	安住伊三郎(大阪市西淀川區大仁西) 同
	大坂	安住悦太郎(町一ノ四六) 副領事
	名古屋	加藤勝太郎(名古屋市西區木挽町八ノ三) 領事
	横濱	倉田猛郎(横濱市中區山下町四六) 同
國名	駐在地名	種別
白耳義	ブラツセル	總領事
	佛蘭西	マルセイユ 總領事
	アントワープ	領事
	獨逸	伯林 總領事
	リニエーヂユ	同 領事
	同	コロンネ 領事
	同	ハムブルグ 領事
丁抹	コペンハーゲン	總領事

英吉利	ミューニツヒ	領事	ネーブルス	領事
維納	同	同	羅馬	總領事
孟買	同	同	トウリン	領事
カルカッタ	總領事	同	トワニスト	總領事
ケープタウン	副領事	米國	ボストン	同
カーディフ	領事	市	俄古	總領事
グラスゴウ	同	マニラ	同	同
ハル	副領事	紐育	同	同
香港	總領事	フィラデルフ	同	同
ヂアラタル	副領事	イア	同	同
リヴァプール	副領事	桑港	同	同
マルタ	同	シアトル	同	同
彼南	同	ヘーグ	同	同
蘭貢	同	アムステルダム	同	同
新嘉坡・海峽植民地・馬來聯邦(新嘉坡駐在)	總領事	バタビヤ	同	同
シドニー	總領事	ノスロ	同	同
バンクーヴァ	副領事	リスボン	同	同
フロレンス	副領事	澳門	同	同
ゼノア	同	オポルト	同	同
ミラン	同	ストツクホルム	同	同
伊太利	領事	瑞典	同	同

六 司法

1 概要

現今の裁判制度は比較的近來の設定に係り、其の以前は何等の統一なく、事件・貴賤・僧俗・人種・官廳に依り各別の裁判所が雜然と存し、各々獨立に審理判決をなして、其の運用も動もすれば權勢の威壓を蒙ること

2 現行制度

司法權は裁判所が法律により國王の名に於て行使し、裁判官は法律に違ひ獨立して審理判決をなすもので、裁判所は法律によつてのみ構成される(憲法第五八―六〇條)。
一九三五年一〇月一日實施の佛曆二四七七年裁判所構成法によると裁判所の構成は次の如くである。
クワン裁判所(Kwang Court)——係争財産價額又は要求額二〇〇〇〇〇元を超える民事事件、身分及親族權に關せざる貨幣價値を含まざる事件を審理すると共に、刑期三箇年以下又は罰金二、〇〇〇〇元以下の又はその双方を課せらるべき刑事事件を取扱ふ權能を有す。然し六箇月を超える刑期又は二〇〇〇元を超える罰金を課することを得ない。本裁判所にて右限度以上の刑に適すると思考する事件は之を縣裁判所又は刑事裁判所に移す。
縣裁判所(Changrad Court)——同じく一審廷とし、本裁判所の管區は行政管區たる縣と一致し各自管區内の民・刑兩事件を審理判決する。以前は縣裁判所を二審廷として州裁判所を重要な四州に置いたが、一九三四年四月より之を廢止し、中部・北部・南部・東部に司法委員を置き、之に裁判長の權能を有たせた。
民事裁判所及刑事裁判所——盤谷市(クラナコーン及トンブリー縣)

刑事第一審取扱事件數表

裁判所各地方別	舊受理		新受理		有罪	免訴	裁判所外にて處理	却下	上訴	計	未済
	一九三四―四五	一九三五―五六	一九三四―四五	一九三五―五六							
盤谷裁判所	三三八	一、五八九	一、〇七二	九九五	—	—	—	—	—	一、〇七二	三三九
刑・外事裁判所	一五八	三、一〇〇	二、七六五	三、〇三三	—	—	—	—	—	二、七六五	一、五八
中部裁判所	七五五	四、七六二	三、七二二	三、三一一	—	—	—	—	—	三、七二二	七五五
泰國……政治											五八三

多く、又手数料の收得を許されてゐた爲、金力權力に左右されることが夥しかつたが、一八九二年(明治二五年)初めて司法省を設け、各種裁判所の統一をなし、先づ盤谷より初めて漸次地方に及ぼして、一九〇七年に至り遂に整然たる司法制度を見るに至つた。一八九五年には裁判所構成法・證據法・民事訴訟法・刑事訴訟法を發布し、一八九七年には法律學校を設立して西洋法學を教へたが、一九〇八年には新たに裁判所構成法及民事訴訟法を發布し、施行上の缺點を除いた。
併し大臣は司法行政と共に全司法事項に關する監督・矯正權をも併有してゐたが、一九二二年四月勅令により行政上及司法上の職務を分割し、司法官の首長として大審院長を任命し、司法大臣に一般監督權を與へ、司法事項に關しては兩者協議するを要し若し兩者の間に意見の相異ある場合は、同事項は國王の指令を受けることとした。越えて一九二九年二月佛曆二四七一年司法省官制に關する勅令が發布され、前勅令を廢止して司法省の組織を改善し、茲に初めて裁判權の獨立を見るに至つた。更に三月二十八日には佛曆二四七二年司法官に關する法律を發布して、判事の任免・進級・任命の資格・違反・罰則等を規定した。次いで同年一月二七日佛曆二四七二年刑事訴訟法修正法を發布し、盤谷市内及地方に於て、逮捕・搜索・證人としての召喚に關する令狀の發行又は逮捕の權を有する官吏を指定し、同年一月二五日には佛曆二四七二年犯罪人引渡法を發布して、犯罪人引渡條約の存否に拘らず、外國政府の請求により一定の犯罪人を引渡すこととした。一九三一年一月九日には佛曆二四七三年裁判所構成法改正法を發布して州及縣裁判所の權能を擴大し、同日更に佛曆二四七三年控訴法を發布し、共に同年四月一日より實施した。
一九三二年憲法の發布により司法權の完全な獨立を認められ、一九三五年五月には、從來死刑執行に要した國王の裁可を不要として他の立憲國同様の司法形體を完備し、一九三五年一〇月一日には全法典を完成して領事移審權の排除に備へ、更に同日より佛曆二四七七年裁判所構成法を實施して裁判所の現制を布くに至つた。

内を管區とし、同管區内の全事件を取扱ふ外に、隨意に他の地方に起つた事件を受理する。
控訴院——盤谷にあり、右諸裁判所よりの控訴を扱ふが、控訴の權利は事實上特定の事件に限られてゐる。
大審院(Dika Court)——最高法院で主として法律問題に關する上告を司る。
司法委員
中部・南部・北部・東部に各一名の司法委員を置く。
司法委員に裁判長の權能を與へ最近廢止された州裁判所の權能に代へてゐる。
領事移審權——條約上領事移審權の保留期間は所要法典の完全實施後五箇年間となつて居るので控訴院所管事件に對する領事移審權は尙存在して居るが所要法典は既に實施されて居るから速からず自然消滅することとなつて居る。然し泰國側は條約改訂による即時消滅を企圖して居ることである。

3 司法省

省務次官室に庶務・會計・法務・破産・民事及顧問の諸課を置き、事件審理の實際行爲及判決の性質を除く行政上及司法上の全事項を管掌してゐる。
出所：泰國統計年鑑

Table showing judicial statistics for Thailand, categorized by region (North, East, South) and court type (Civil, Criminal, etc.).

二州別民事第一審取扱事件数 (Number of first-instance civil cases handled by two states) and other summary statistics.

Table showing judicial statistics for various provinces (e.g., Bangkok, Nakhon Phanom, etc.), including case counts and percentages.

三種類別有罪者数及率 (Number and rate of convicted persons by three categories)

Large table detailing the number and percentage of convicted persons across various categories such as political offenses, public safety, and general crimes.

(附) 文官官制 (Annex) Civil Service System

Text describing the civil service system, including appointment procedures, ranks, and regulations.

によるが一等及二等への進級は、大臣が提出する候補者名簿中より文官登庸委員会の各省小委員会(省内各局長より成る)が詮衡し、特等官への昇進は文官登庸委員会自身が關係大臣の提出する名簿中より選出する。省次官及局長は閣議の推薦に従ひ國王が右特等官中より親任し、課長は

一等又は二等官中より、係長は二等又は三等官中より、係員は三等又は四等官(七級以上)中より夫々大臣が任用するが、本邦の雇傭員相當の官吏は局長が四等官中より選任する。

統計

官吏數及俸給・恩給表

單位：パーセント

5 文官恩給制度

右文官登庸法と同時に新文官恩給法が發布され、ラタナコーシン曆(盤谷王朝紀元)一〇二〇(一九〇一〇二)年の舊法は茲に廢止された。同法に據れば、文官の停年は五五歳にて、更に五箇年間在任することを得る。恩給を支給される最少勤務年限は一〇箇年にて、右期間にては慰勞金を下附される。恩給の最高額は九、六〇〇パーツであるが、大臣は三箇年服務する時は五、〇〇〇パーツを支給され、最高額を一八、〇〇〇パーツとしてゐる。

摘要
 常備人員 俸給年額
 臨時人員 俸給年額
 計 男子人口に對する百分比(%)
 全歳入に對する百分比(%)
 一人當り平均俸給年額
 (備考) 臨時職員を除く。

官吏數及俸給・恩給表	一九三四年	一九三五一年	一九三六一年	一九三七一年	一九三八一年
常備人員	19,345	19,351	19,367	19,378	19,389
臨時人員	4,637	7,564	8,481	8,643	9,153
計	23,982	26,915	27,848	28,021	28,542
男子人口に對する百分比(%)	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12
全歳入に對する百分比(%)	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12
一人當り平均俸給年額	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

二、省別官吏數及俸給・給料 (一九三八年)

省別	常備員		臨時備員		計	
	人員	俸給年額	人員	俸給年額	人員	俸給年額
内務省	1,151	15,384	1,151	15,384	2,302	30,768
國防務省	1,151	15,384	1,151	15,384	2,302	30,768
内務省	1,151	15,384	1,151	15,384	2,302	30,768
國防務省	1,151	15,384	1,151	15,384	2,302	30,768
内務省	1,151	15,384	1,151	15,384	2,302	30,768
國防務省	1,151	15,384	1,151	15,384	2,302	30,768

大農經司文官 大農經司文官 大農經司文官 大農經司文官 大農經司文官

省別	人員	俸給年額
大農經司文官	1,151	15,384
大農經司文官	1,151	15,384
大農經司文官	1,151	15,384
大農經司文官	1,151	15,384
大農經司文官	1,151	15,384
大農經司文官	1,151	15,384

三、俸給高別官吏數 (一九三八年)

俸給高別	人員	俸給年額
九〇パーツ以下	1,151	15,384
九〇パーツ	1,151	15,384
八〇パーツ	1,151	15,384
七〇パーツ	1,151	15,384
六〇パーツ	1,151	15,384
五〇パーツ	1,151	15,384
四〇パーツ	1,151	15,384
三〇パーツ	1,151	15,384
二〇パーツ	1,151	15,384
一〇パーツ	1,151	15,384
以下	1,151	15,384

四、各省別年金及恩給 (一九三八年)

省別	人員	年金及恩給
内閣	1,151	15,384
内務省	1,151	15,384
國防務省	1,151	15,384
大藏省	1,151	15,384
司法省	1,151	15,384
文部省	1,151	15,384
農務省	1,151	15,384
經濟省	1,151	15,384
宮内省	1,151	15,384
計	1,151	15,384

死	人員	1110	141	21	14	1	1	110
恩給	人員	1110	141	21	14	1	1	110
一時賜金	人員	1110	141	21	14	1	1	110
計	人員	1110	141	21	14	1	1	110

(附)

泰國憲法 (一九三二年二月一日實施)

總則

第一條 泰國ハ一體不可分ナリ。泰國人民ハ人種又ハ宗教ノ如何ヲ問ハズ平等ニ本憲法ノ保護ヲ享クル權利ヲ有ス

第二條 主權ハ泰國國民ヨリ發出ス。國民ノ元首タル國王ハ本憲法ノ條規ニ遵由シテ之ヲ行フ

第一章 國王

第三條 國王ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

第四條 國王ハ佛教ヲ信奉スベシ、國王ハ宗教ノ擁護者トス

第五條 國王ハ泰國軍隊ノ總帥トス

第六條 國王ハ人民代表議會(Assembly of the People's Representatives)ノ勸告ニヨリ及其ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第七條 國王ハ内閣(Council of Ministers)ヲ經テ行政權ヲ行フ

第八條 國王ハ法律ニヨリ正當ニ構成サレタル裁判所ヲ經テ司法權ヲ行フ

第九條 王位繼承ハ佛曆二四七六年繼承法ニヨル、但シ人民代表議會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第一〇條 國王、國ヲ離レント欲スルカ又ハ其ノ職權ヲ行フコト能ハザ

ル事由ニ依ル時ハ、人民代表議會ノ承認ヲ經テ攝政又ハ攝政會議ヲ任命スベシ。國王ガコノ任命ヲサザルカ又ハ任命スルコト能ハザル時ハ、人民代表議會ハ自ら其ノ任命ノ手續ヲナスベシ。人民代表議會ガ攝政會議ヲ任命スルニ至ル迄ハ、内閣ハ一時攝政ノ職務ヲ行フベシ

第一條 「モームチャオ」以上ノ階級ノ王族ハ、其ノ出生ニ由ルト選敍ニ由ルト問ハズ、政治ニ關與スルコトヲ得ズ

第二條 人民ハ悉ク法律上平等トス、但シ本憲法ニ定メタル場合ハ之ニ從フ。出生、授與又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ獲得シタル稱號ニヨリ如何ナル特權ヲモ賦與サルコトナシ

第三條 人民ハ、人民タルノ義務ニ背カズ秩序又ハ風紀ヲ紊サザル限リニ於テ、自己ノ欲スル宗教及信仰ヲ奉ジ、自己ノ信仰ニ遵由スル禮拜ノ形式ヲ行フコトノ完全ナル自由ヲ有ス

第四條 人民ハ、法律ノ範圍内ニ於テ、身體・居住・所有・言論・著作・印行・教育・集會・結社又ハ職業ノ完全ナル自由ヲ有ス

第五條 人民ハ法律ヲ尊重シ、法律ノ定ムル所ニヨリ國家ヲ防衛シ及納稅其ノ他ノ方法ニテ政府ヲ援助スル義務ヲ有ス

第三章 人民代表議會

第一六條 人民代表議會ハ人民ニヨリ選舉セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第一七條 人民代表議會議員ノ選舉人及被選舉人ノ資格、選舉ノ方法、議員數ハ選舉法ノ條規ニ從フ

第一八條 人民代表議會議員ノ任期ハ四年トス、任期滿了以外ノ事由ニ依リ議員ニ開ク生シタル時ハ、新議員ヲ選舉シテ補闕スベシ、但シ補闕議員ノ任期ハ前任議員ノ殘餘ノ任期間ノミトス

第一九條 人民代表議會ノ議員ハ、ソノ就任前、議會ニ於テ、憲法ヲ擁護シ及遵守スル旨ノ嚴肅ナル宣言ヲナスベシ

第二〇條 人民代表議會ノ議員ハ泰國國民全體ノ代表ニシテ、唯單ニ之ヲ選舉シタル者ノ代表ニ非ズ

議員ハ、其ノ良心ノ正ニ命ズル所ニ從ヒテ各自ノ義務ヲ履行スルヲ要シ、要請ニヨリテ拘束サルコトナシ

第二一條 人民代表議會ノ議員タルノ地位ハ左ノ事由ニヨリ消滅ス

一 任期滿了又ハ議會ノ解散

二 死亡

三 辭職

四 選舉法ニヨル被選舉候補者タル資格ノ一喪失

五 當該議員ノ行動ニシテ議會ノ利益ヲ害スル虞アリト認メタル時ニ議會ガ宣言スル除名、コノ決議ハ出席セル議員三分ノ二以上ノ贊成アルヲ要ス

第二二條 國王ハ人民代表議會ガ選舉シタル議員ヲ議長(一名)及副議長(一名以上)ニ任命ス

第二三條 人民代表議會ノ議長ハ議事規則ニヨリ議會ノ議事ヲ指揮スルヲ以テソノ職務トス、副議長ハ議長不在ノ時又ハ其ノ職務ヲ行フコト能ハザル時議長ノ代理ヲナス

第二四條 議長及副議長共ニ會議ニ出席セザル時ハ、出席セル議員ハ假議長ヲ互選シテ其ノ議會ヲ司裁セシムベシ

第二五條 人民代表議會ノ會議ノ定足數ハ總議員ノ三分ノ一トス

第二六條 本憲法ニ於テ別ニ定メザル時ハ、人民代表議會ニ上程サルル問題ハ悉ク多數決ヲ以テ決定ス

各議員ノ表決權ハ一票トス、可否同數ナル時ハ會議ノ司裁者ノ決スル

トコロニ依ル

第二七條 人民代表議會ノ議員ノ會議ニ於ケル發言ハ、其ノ事實ノ陳述ナルト意見ノ發表ナルト又ハ票決ノ説明ナルトヲ問ハズ、絕對ノ特權トス、之ニ對シテ法律上ノ訴追ヲ爲スコトヲ得ズ

此ノ特權ハ議會ノ當該官憲ノ行フ會議々事録ノ印刷及發行並ニ議會ニ依リ招請セラレタル者ガ議會ニ於テ爲シタル事實ノ陳述及意見ノ發表ニモ之ヲ及ボス

第二八條 人民代表議會ハ、ソノ決定スル所ニ從ヒ毎年一回又ハ一回以上常會ヲ開クベシ、最初ノ常會ハ選舉施行後九〇日以内ニ召集スベシ、常會ノ期日ハ議會之ヲ定ムベシ

第二九條 人民代表議會ノ常會ノ會期ハ九〇日トス、但シ國王ハ其ノ會期ヲ延長スルコトヲ得

國王ハ九〇日ノ會期中ニ於テ停會ヲ命ズルコトヲ得

第三〇條 國王ハ人民代表議會ノ常會ヲ召集シ並ニ其ノ開會及閉會ヲナシテ開會ノ式ヲ代行セシムルコトヲ得

第三一條 國利ノ爲ニ必要ナル場合ニ於テハ、國王ハ何時ニテモ人民代表議會ノ臨時會ヲ召集スルコトヲ得

第三二條 人民代表議會ノ議員總數ノ三分ノ一ヲ下ラザル者ハ、國利ノ爲ニ必要ト認メタル場合ニハ何時ニテモ、臨時會ヲ召集シ國王ニ奏請スルコトヲ要求スル旨ノ連名請求書ヲ議長ニ提出スルコトヲ得、コノ場合議長ハ國王ニ之ヲ奏請シソノ詔勅ニ副署スベシ

第三三條 人民代表議會ノ會期中ニ議員ニ對シ刑事上ノ訴追アリタル時ハ、裁判所ハ事件ノ審理ヲナスニ先ダチ豫メ議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス、裁判所ノ審理ハ關係議員ガ議會ノ會議ニ出席スルノ自由ヲ妨グベカラズ

但シ議員タルノ身分ニ基ク抗辯以前ニ於ケル裁判所ノ手續ハ有效ト

第三四條 議會ノ會期中ニ於テハ議員ハ犯罪現行中逮捕サレタル場合ノ外之ヲ逮捕シ若クハ拘留ノ爲召喚スルコトヲ得ズ、犯罪現行中逮捕サレタル場合ニ於テハ、事件ヲ遲滞ナク人民代表議會ノ議長ニ報告スベシ、議長ハ被告人ノ釋放ヲ命ズルコトヲ得

第三五條 新ニ選舉ヲ行フ爲人民代表議會ノ解散ヲ命ズルハ國王ノ大權トス

解散ノ詔勅ニ於テハ九〇日ノ期間以内ニ於テ新ニ選舉ヲ行フ旨ヲ定ムベシ

第三六條 悉テ法律ハ人民代表議會ノ勸告ニ依リ及協賛ヲ以テノミ發布スルコトヲ得

第三七條 國家毎年ノ豫算ハ法律ノ形式ヲ以テ編成スベシ、豫算ガ新年度開始前ニ成立セザル時ハ政府ハ一時前年度ノ豫算ヲ踏襲スルコトヲ得

第三八條 法案ガ人民代表議會ヲ通過シタル後、内閣總理大臣ハ親署ヲ受クル爲之ヲ國王ニ捧呈スベシ、該法案ハ之ヲ官報ニ於テ公布シタル後之ヲ實施ス

第三九條 國王ガ該法案ヲ裁可セザル場合ニ於テハ、之ヲ人民代表議會ニ返付シタルト否ト問ハズ、内閣總理大臣ガ之ヲ國王ニ提出シタル日ヨリ一箇月ヲ經過シタル後、議會ハ氏名點呼ニ依ツテナシ秘密投票ニ依リ之ヲ再審議ニ付スベシ、議會ガ再ビ之ヲ可決スル時ハ、再ビ之ヲ國王ニ捧呈スベシ、爾後一五日間以内ニ國王ガ之ニ親署セザル時ハ直ニ之ヲ法律トシテ發布スルコトヲ得

第四〇條 人民代表議會ハ國務ヲ監視スル權能ヲ有ス

議會ノ會議ニ於テ各議員ハ、國務大臣ノ職務ノ範圍内ニ屬スル全事項ニ關シ國務大臣ニ質問スル權利ヲ有ス、但シ當該事項ガ公安及重大ナル國利ノ爲未ダ公開スベキニ非ズト思考スル時ハ、國務大臣ハ之ガ答辯ヲ拒ムコトヲ得

第四一條 人民代表議會ハ國務大臣ノ各個又ハ全體ニ對スル不信任案ヲ可決スルノ權利ヲ有ス

此ノ動議ハ之ヲ討議シタル日ニ票決スベカラズ

第四二條 國民議會ノ會議ハ議事規則ニ依リ之ヲ公開ス、但シ閉議又ハ一五名ヲ下ラザル議員ノ要求ニ依リ秘密會トナスコトヲ得

第四三條 人民代表議會ハ其ノ職務ノ範圍内ニ屬スル事項ヲ處理シ又ハ調査シテ其ノ報告ヲ提出セシムル爲、議會ノ議員ヲ以テ組織スル常任委員會又ハ議會ノ議員又ハ議員ニ非ザル者ヲ以テ組織スル特別委員會ヲ任命スル權能ヲ有ス、此ノ委員會ハ、其ノ處理シ又ハ調査スル事項ニ關シ説明シ又ハ意見ヲ述ベシムル爲何人タリトモ之ヲ召喚スル權能ヲ有ス

本憲法第二七條ニ定ムル議會ノ特權ハ、本條ニ依リ其ノ職務ヲ行フ者ニモ之ヲ及ボス

第四四條 第四三條ニ掲ゲタル委員會ノ會議ニ於テハ、委員總數ノ二分ノ一ノ出席ヲ以テ定足數トス

第四五條 人民代表議會ハ本憲法ノ條項ニ準據スル其ノ會議及討議ニ關シ規則ヲ設クルコトヲ得

第四章 內閣

第四六條 國王ハ内閣總理大臣一名其ノ他ノ國務大臣四名乃至四名ヨリ成ル内閣ヲ任命ス、内閣總理大臣ノ任命ハ議會議長ノ副署ヲ要ス

內閣ハ國務ヲ掌管スルヲ以テ其ノ職務トス

第四七條 内閣總理大臣及其ノ他ノ國務大臣一四名ハ人民代表議會ノ議員中ヨリ之ヲ選任スベシ、殘餘ノ國務大臣ハ特別ノ知識及經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ選任スルコトヲ得、之等ノ者ハ議會ノ議員タルヲ要セザルモ政務ニ就キ得ル者タルヲ要ス

第四八條 人民代表議會ノ議員ニ非ザル國務大臣ハ、議會ノ會議ニ出席シ且其ノ意見ヲ述ブルコトヲ得ルモ投票權ヲ有セズ

第二七條ニ掲ゲタル特權ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四九條 人民代表議會ノ議員ハ國務大臣ニ任命サルルモ議會ノ議員タルノ地位ヲ辭スルニ及ボズ

第五〇條 内閣ハ國務ヲ掌管スルニ當リ人民代表議會ノ信任アルヲ要ス

省務ノ擔任ヲ命ゼラレタル國務大臣ハ、自己ノ職權行使上ナス行爲ニ對シ人民代表議會ニ對シ憲法上ノ責任ズベシ、但シ各國務大臣ハ、省務擔任ヲ命ゼラレタルト否ト問ハズ、政府ノ一般政策ニ關シ連帶シテ其ノ責任ズベシ

第五一條 人民代表議會ガ内閣ニ對スル不信任案ヲ可決シタル時又ハ内閣ノ信任ヲ議決シタル議會ガ存在セザルニ至リタル時ハ、内閣ハ總辭職スベシ、右兩者ノ場合ニ於テ辭職シタル内閣ハ新ニ任命サレタル内閣ガ就任スル迄ハ留任スベシ

此ノ外内閣ノ各議員ハ次ノ事由ニ依リ其ノ地位ヲ喪失ス

一 死亡

二 辭職

三 第二一條第四號ニ定メタル資格ノ喪失

四 人民代表議會ニ於ケル不信任決議

第五二條 人民代表議會ノ召集スル暇ナキ緊急ノ場合ニ於テハ、國王ハ一時法律ノ效力ヲ有スル緊急勅令ヲ發布スルコトヲ得

此ノ勅令ハ議會ノ次ノ會議ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ、議會ニ於テ之ヲ承認セル時ハ之ヲ法律トナスモ承認セザル時ハ其ノ效力ヲ失フ、但シ此ノ議會ノ決議ハ、緊急勅令ガ實施サレタル期間内ニナサレタル處分ノ效力ニ影響ヲ及ボスコトナシ

議會ノ承認又ハ否認ハ法律ノ形式ニテ示スベシ

第五三條 國王ハ戒嚴法ニ依リテ定メラレタル條件ノ下ニ及方式ヲ以テ戒嚴ヲ宣告ス

第五四條 外國ト戰ヲ宣シ和ヲ講ジ及條約ヲ締結スルハ國王ノ大權トス

宣戰ハ國際聯盟規約ノ條規ニ違背セザル場合ニ於テノミ之ヲナス

泰國領土ノ變更ヲ規定スル條約又ハ其ノ條規ヲ實施スル爲法律ヲ發布ヲ要スル條約ハ、人民代表議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第五五條 恩赦ヲ行フハ國王ノ大權トス

第五六條 國王ハ法律ニ牴觸セザル勅令ヲ發布スルコトヲ得

第五七條 法律並ニ國事ニ關スル詔書及勅令ハ各々國務大臣一名ノ副署ヲ要シ、當該國務大臣ハ之ニ依リ其ノ責任ズベシ、但シ第三二條及第四六條ニ定メタル場合ハ例外ニ非ズ

第五章 司法

第五八條 司法權ハ國王ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

第五九條 悉テノ裁判所ハ法律ニ依リテノミ設置スルコトヲ得

第六〇條 裁判所ハ法律ニ依リ公判ヲナシ及判決ヲ下スニ當リ獨立ス

第六章 補則

第六一條 本憲法ニ違背シ又ハ之ト矛盾スル法律ノ規定ハ無効トス

第六二條 本憲法解釋ノ絕對權ハ人民代表議會ニ附與ス

第六三條 本憲法ハ次ノ條件ノ下ニ於テノミ改正スルコトヲ得

一 改正ノ動議ハ内閣ニ依ルカ又ハ人民代表議會ノ議員總數ノ四分ノ一ヲ下ラザル議員ガ連帶シテノミ之ヲ提出スルコトヲ得

二 右動議ガ通過シタル時ハ一箇月間ハ尙未決トナシ、該期間ヲ滿了シタル時更ニ之ヲ議會ニ提出スベシ

三 票決ハ氏名點呼ニ依リテナスベシ、改正ニ賛成スル票數ハ議會ノ議員總數ノ四分ノ三ヲ下ルベカラズ

兩者ノ場合ニ於テ上記ノ方式ニ依リ票決ヲ行ヒタル時ハ、當該事項ハ第三八條及第三九條ニ遵由シテ手續スベシ

第七章 憲法ノ實施及經過規則

第六四條 本章ノ規定ニ據ルモノヲ除ク外本憲法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ實施ス

第六五條 本憲法ノ下ニ人民代表議會ノ議員候補者ニ對シ投票ヲナス權利ヲ有スル人民ノ過半ガ、初等教育試験ニ合格スルニ至ル時期マテ、但シ過クトモ佛曆二四七五年泰國假憲法ガ實施サレタル日ヨリ一〇年ヲ超エザル時期マデ、人民代表議會ハ各同數ノ二種ノ議員ヨリ組織ス

一 第一種議員ハ本憲法第一六條及第一七條ニ定メタル條件ノ下ニ人民ニ依リテ選舉サルル者トス

二 第二種議員ハ佛曆二四七五年泰國憲法ノ經過規則實施期間中人民代表議會議員選舉法ニ從ヒテ國王ニ依リ選任サルル者トス

第六六條 第六五條ニ揭ゲタル期間内ニ於テ第三五條ノ規定ニ依リ人民代表議會ガ解散サレタル場合ハ、此ノ解散ハ第一種議員ニノミ之ヲ適用ス

第六七條 第二一條第二號、第三號、第四號及第五號ノ規定スル場合ヲ除クノ外、第二種議員ハ第六五條ニ定ムル全期間其ノ地位ヲ有スルモノトス、但シ議會ガ第三五條ニヨリ解散セラレタル場合ニ於テハ議會トシテ會議スルコトヲ得ズ

第六八條 本憲法ガ其ノ效力ヲ發生シタル日ヨリ第六五條ノ規定ニヨリ議員ガ其任務ニ就クニ至ルマデノ間ニ於テハ、人民代表議會ハ佛曆二四七五年假憲法ノ下ニ指名セラレタル七〇名ノ議員ヲ以テ組織ス

第十章 國 防

總説—陸軍—海軍—空軍

第一節 總 說

政府は、近年國運の消長は國內軍備の整備にありとの見地から陸・海・空軍兵力の擴充に鋭意努力しつゝあつて、飛行機其の他新銳武器購入の外、一九三五年三月末人民代表議會に於ては六箇年繼續（計一千八百萬バーツ）の海軍整備豫算を協賛する等諸々國防の充實を計つてゐる。

國防豫算額表 單位：バーツ 出所：泰國統計年度及盤谷タイムズ紙

年 度	國防豫算額	經常歳出豫算總額	%
一九三二—三	一七五、二八九	七四、四五二、六〇	一七・二
一九三三—四	一五〇、五二六	七二、四四一、五五	一七・七
一九三四—五	一五三、六一九	七四、四三三、三三	一七・八
一九三五—六	二〇七、一三二	八五、九四八、九八	二二・二
一九三六—七	二六〇、〇〇〇	一〇四、八八一、六五	二四・七
一九三七—八	二六九、八三〇	一〇一、六三三、〇三	二六・五
一九三八—九	二七、八〇三、〇八	一〇一、七四〇、六九	二七・四
一九三九—四〇	一八、九七、二〇三	六一、一七〇、三〇	三一・〇
（自四月至九月）	四六、九二六、七三	二四、〇五八、六四	三七・八
（自一月至九月）	五三、〇八八、三三	一三、七九六、六五	三七・九

一 國防省

一九三二年従来の陸海軍省を合せて國防省となり、其後内部機構に關する數次の改組を見、一九三五年四月次の如く改組された。

- 二 大顧問府
- 三 次官室
- イ 總務部
- ロ 次官室
- ハ 主計局
- 四 陸 軍
- イ 參謀本部
- ロ 陸軍經理部
- ハ 測量局
- ニ 第一—六軍管區
- 五 海 軍
- イ 軍令部
- ロ 艦隊部
- ハ 盤谷鎮守府
- ニ サツタヒー
- ブ 鎮守府
- ホ 海軍兵器廠
- ヘ 工場及船渠局
- ト 水路部
- 六 空 軍
- イ 總務局
- ロ 航空本部
- ハ 飛行學校
- ニ 航空工廠
- ホ 第一—五航空支隊

第二節 陸 軍

一 概 要

泰國は外敵を周圍に控へたと、國內に複雑なる人種的構成を有せるとに依り古來交戦をこれ事としたが、之に使用した軍兵は殆ど臨時徵募兵にて、平時は少數の常備兵を置くに過ぎなかつた。アヌーチャ王朝時代の近衛隊はマライ人其の他回教徒・日本人・白人等の外人商人を以て組織されたこともあるが、通常常備隊の主體は諸戰役に拉致した捕虜及其の子孫より編成した。該制度は爾後漸變して捕虜及其の子孫は勿論、在泰・マライ人・モン人・安南人け悉く兵役に服する定則となり、毎年四箇月間輕少の賃銀を受けて服役した。政府は爾來永くこの差別的賦役制度を固執し、時代の要求に適應せる軍隊を樹立せんと努力したが、一九〇二年の東部及北部に於けるシャン人の暴動に際して之が全く實戦に無價値なるを立證されるに及び、終に軍制の根本的改組を痛感するに至つた。恰も當時歐洲にて軍事見學中なりし青年王族の引續き歸朝を見るに及

泰國...國防

二 徵兵制度

一九〇四年初めて徵兵令を發布して國民皆兵の太古法を復活し、後一九一七年之を改正した。該法は全國を陸軍區（現今は六軍管區）に分ちて先づ其の區に實施し、其の經驗を以て之を全國に延及實施したが、既に一九一八年には飛行隊及輜重隊は歐洲大戰に参加して偉勳を擡てた。此の軍制の創設發達は殆ど泰國人獨自の偉業にて、其の創設者とも稱すべき故ナコンチャイシー親王及故ピサマローク親王並に御兄弟の後を承けて總司令官たりしナコンサワン親王の力に與る所大であると云ふ。斯くて最近迄全國三箇軍團（一〇箇師團）を置いたが、其の團隊の編成は近世各國の編成と相違し、一箇大隊よりなる聯隊等も多き有様であつたから、其後實力を減退することなく唯團隊の改組充實及首腦部の人員淘汰のみによる軍縮を企畫し、終に一九二八年四月之を完成し更に一九三三年三月新徵兵法の發布を見た。

三 教 育

盤谷は士官學校があり、本校は諸兵科の將校を養成する目的にて、本世紀初の軍制改革と共に根本的に改組されたもので、彼の東印度の考古

學者として著名なる伊人 (Genie) 大佐は、爾來約十年間校長として盡瘁したと云ふ。其の他歩兵學校、砲兵學校、工兵學校、飛行學校、軍醫學校及獸醫學校があり、各聯隊には下士養成の爲教導團を置く。共に體育に重きを置き、新式武器及装具を採用してゐる。

四組 織

泰國軍は國王之が總帥として統率し給ふところにして、軍隊の組織は師團を本位とし十箇師團を三箇軍團に分ち、別に獨立一箇師團がある。現在泰國の正規軍は歩兵二一箇大隊、騎兵四聯隊と一箇中隊、防空一箇聯隊及防空一箇大隊、砲兵一團、工兵二箇大隊を以て編成されて居る。しかも最近では陸軍の機械化が計畫され、従来の兵力のほかに戦車隊及装甲自動車隊各一團を備へて居る。その他近代兵器の整備にも努力し、自動火器六四二、砲七五、ボフォア野砲一三〇門を備へて居るが、なほ野砲・高射機關砲・高射砲・戦車・装甲自動車を海外に多數發注して居る。さらに國內に兵器廠を設けてモーター銃の製造に努め、一箇年間に約二、五〇〇挺を製造する能力をもつて居る。

一九三三年の空軍を除く正規軍の兵力は將校一、九三三名、下士卒二四、四八六名であつたが、一九四〇年には陸空軍總兵力正規軍四萬、豫備軍二〇萬乃至二五萬に増加して居る。

尙泰國には一九三五年に當時の國防大臣、現首相であるビアンソンクラムの創設にかゝるユワチオン(女子はユワナリ)と稱する青年訓練運動を起し、數萬の青年を訓練して居る。青年訓練は之を三期に分ち、第一期は前練期で一七歳以上の男子が父母の同意と教師の推薦を受ければ誰でもその訓練は受け得られるわけである。第二期は訓練完成期で中等學校を卒業した者で身長最低一四五種以上で醫師の適合證書を必要とする。第三期はテュラロンコーン大學學生にのみ與へられる教官期で學生は大學卒業後も希望によりユワチオン指導官として立つことが出来る。又ユワチオン運動に参加して訓練を受けた青年に對しては六箇月の現役

短縮の特典を與へて居る。

第三節 海 軍

一八世紀及一九世紀の初には、國王は數多の帆船を有してゐたが、主として貿易に、時に軍事輸送用に使用したのみで、尙海軍と云ふを得なかつた。一九世紀の後葉に、砲術練習の爲招聘した英人ブッシュ(Bush)大佐に代つて、丁抹人リシェリユ(Richelieu)大佐招聘されるに及び、巡洋艦一隻及砲艦六隻の艦隊を見るに至つた。當時海軍は軍務局の一局として存し、右丁抹人は局長として權勢があり、將校は主として丁抹人及諸戚人により組織されたが、一九〇九年同局長隱退し翌年同局長は獨立して海軍省となり、ナコンサワン殿下が大佐として就任されるに及び、漸次將校は外國海軍又は盤谷海軍兵學校にて教育された泰國國民に代へられた。爾後新船又は獨逸捕獲船(大戰時捕獲)を加へたが、最近海軍充實の必要を痛感し、一九三五年三月の議會で六箇年繼續事業として第一期の海軍充實整備費一千八百萬バーツの豫算が通過し以て着々建艦計畫を進め、引續き尅大なる第二次建艦計畫に着手して居る。一九三六年初頭に於ける海軍力は驅逐艦三、水雷艦四及千噸級砲艦二、小砲艦四、海防艦一日本製の王室用ヨット一、其他八隻總計一萬噸強、士官三五二名、下士官以下四、七二六名であつた。其の後水雷艦二隻(伊國製)沿岸防備艦三隻、英國製掃海艇一隻竣工し、更に一九三五―三六年以降前述の如く海軍再建第一期六箇年計畫經費一千八百萬バーツを艦艇の充實に資し、是等を各國の競争入札に附したる結果伊國に三百噸、水雷艦七隻を注文したる外は悉く日本に落札し、我國にては合計一二隻の建造を引受け浦賀造船所(警備艦三隻)、頭館ドック(給油艦一隻)に配分し、總經費二千三百萬圓を以て建造して、砲艦トンブリーを最後に昭和十三年九月全部廻航を終つた。泰國政府は其の後更に巡洋艦二隻(各五千噸)の建造計

第四節 空 軍

一九一三年佛國に派遣した留學生の歸朝と共に飛行機五機を購入し飛行隊を設立した。空軍は世界大戰参加により比較的早く發達し、操縦士の多くは歐洲で教育された。機数はニューポール(ロートン八〇馬力附)一八機、同(ヒスバナ三〇〇馬力附)三〇機、アプロ(ロートン八〇馬力附)約二〇機、一九三五年以後は米國よりカーチスホーク機約二五機、コルセイヤ機一五機、グレンマーチン爆撃機六機を購入した。之を以つて五隊を編成する外、一九三六年現在ドムムアンに約一〇〇機、コーラートに約六〇機其の他を合せて合計約四、五百機と推定されて居るが、國防省より發表せられたところは二〇〇機となつて居る。操縦士は全て泰國人で外人教官は一人も居ない模様である。航空隊の編成は陸上機のみでドムムアンに第一・第二大隊、コーラートに第三大隊、ロブリーの近郊コーカチャムに第四大隊、南部のブラチャツプキリーカーンに第五大隊を設置して居る。右の中ドムムアン陸軍飛行場は盤谷直北の郊外に在り、民間航空にも併用せられ夜間飛行設備、滑走路、氣象臺、格納庫、航空工廠、休憩所及食堂等遺憾なく完備されて居る。

尙泰國最初の水上飛行場として、盤谷北方チャオプラヤー河上流のノンタブリーに設置準備中であつたが、一九四一年六月二十四日の革命記念日を期し開場された。

泰國空軍の施設としてこの他に飛行學校、射撃學校、中央修理所並に飛行機及發動機製作工場を有して居る。一九三六年航空局を空軍部に昇格せしめ、陸海軍部と同格の地位に引上げて以來同國の空軍は一層強化せられ、今後急進な飛躍をなすものと豫想せらる。

文を發し、一九四三年完成の豫定であつた。

一九四〇年六月現在泰國海軍の所有艦船を示せば次の如くである。
(Directory for Bangkok and Thailand 1941, p. 10)

- 砲艦四隻 (Sri Ayuthaya, Dhonburi, Ratana Kosindra, Sukhothai)
- スループ型砲艦三隻 (Tachin, Maecklong, Chau Phraya)
- 驅逐艦一隻 (Phra Ruang)
- 水雷艦九隻 (Trat, Phuket, Pattani, Surasatta, Chandaburi, Rayong, Junbor, Jolburi, Songkhla)
- 小型水雷艦三隻 (Klongyai, Takhai, Kantang)
- 潜水艦 (Machanu, Wi-rurun, Sinsanut, Phai-Chumphon)
- 水雷敷設艦二隻 (Bang-rachan, Nhong-sarhai)
- 海軍輸送船八隻 (Angkhong, Chang, Sihanay, Pha-ngan, Khram, Chong, Suet, Boripharn Phahana)

沿岸警備モーターボート二〇隻

現在泰國の海軍工廠には船臺の長さ四七四呎二吋、全長五一三呎、口の幅五六呎九吋、高潮時の水深一五呎一六呎の乾ドックを有し、現有全艦種の修繕に差支へなき新式機械設備を有して居る。

海軍の教育に就ては一九〇四年盤谷に海軍兵學校を創設し、機關科及航海科を設け爾來多數の卒業生を出し、又盤谷鎮守府海兵團に於ては初年兵の教育に當る等準備に怠りがない。盤谷の東南方一五〇軒、北緯一度六分、東經一〇〇度八分の突角に在るサツタヒープに艦隊根據地を置き時々演習を行つて居る。ターチャーンに潜水學校設立の計畫があり、王室所有の右豫定敷地が國防省に拂下げあり次第建築に着手することである。又マライ半島西岸には潜水艦隊根據地を置き、再建計畫完成の曉には之を三艦隊に分ちて各艦隊を泰國の北岸、東岸、西岸に配備する計畫であると言ふ。

第十章 財政

總説—歳計—歳入—歳出—公債—國庫準備金—日泰借款

第一節 總説

往時は財政主權機關としてプラクラン (Phra Klang) があり、一九世紀の末葉迄宮中府中の區別なく財務を司掌したが、國王の收入は大部分物品より成り國王が外國貿易を獨占してゐた時代には、丁度重要商品獨占業者の支配人格の地位にあり、外國貿易を司掌すると共に大いに内政にも關與し、最も權勢を有した。併し一九世紀に入り外國貿易が漸次國王の掌中より離れ、一方國內には各種の請負制度が行はれるに及んで、右プラクランの地位は漸落して終に一箇の内務管理局に過ぎざるに至つたが、一八九二年内閣制度の創設を見ると共に改興されて大藏省となり、收支一切の監理に當る事となつた。併し當時、同省直轄の租税としては唯關稅及請負制度による二、三の税を見るのみにて、一般租税の徵收は寧ろ内務及幾何兩省が管掌する有様であつた。故に同省の權限は尙單に形式に止まり、財政機關としては極く微弱なる官廳に過ぎなかつたが、西曆一八九六年英人顧問インネス (Mr. Innes) の招聘と共に會計検査局が創設され、各省獨立の會計を廢して歳出入の監督權及徵稅權を大藏省に集中するに及び、同省は初めて財政上の實權を掌握し、一九〇一年以降は豫算の編成及國庫歳出入の公表を見るに至つた。

次いで總顧問たりしジャクマン (Roin Jaquanyus) の勸説により有效なる財政組織の建設に財務顧問の緊要なるを認め、一八九六年埃及政府の大藏次官たりし前記インネスを招聘したるを嚆矢とする。同氏は在職四年上記の如く略財政組織を整へて辭任し、其の後ピルマ會計検査局長

たりしカルナツク (C. Rivett Carnac—一九〇四年辭任)、印度政府財政局に奉職してゐたウキリアムソン (W. J. F. Williamson) が相次いで就職した。後者は紙幣局設立に當り其の局長として招聘されたが、當時泰國民中に財政に堪能なる適任者なく、自然財政の實權を掌握するに至つた。一九二四年同氏の後任として印度大藏省よりクック (Sir Edward Cook) 來任し、新王を援けて行、財政の大整理を成就し、當國財政を今日の基礎に樹て直したが、一九三〇年に歸國、爾後(一九四一年末)に至るまでドル (William Alfred Milner Doll) 外二名が財政顧問の任にあつた。

因に大藏省は大臣秘書官室・次官室・會計検査官長室・國庫局・主稅局・消費稅局・關稅局(盤谷・ブーケット・ナコンシータママラト稅關等)の諸局より成つてゐる。

(註) 財政年度に就ては、泰國に於ては佛曆二四八二(即ち一九三九)年度までは毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終つてゐたが、佛曆二四八二(一九三九)年度(一九四〇年)年度のみは四月一日から同年九月三〇日に至る六箇月間のみとし、次年度即ち二四八二(一九三九)年度より農氏納稅の便宜等を考慮し豫算期を一月一日より翌年九月三〇日に至る期間に變更された。仍つて讀者は爾今左様讀取せられたい。

第二節 歳計

當國政府の財政が近代的統制を得て以來の歳計を見るに、一九〇〇年度に於て初めて各々三千萬バーツを超えた歳出入は、一九一〇年度には六千萬バーツとなり、一九二〇年度には共に八千五百萬バーツを超え、更に一九二六年度以降は一億バーツを突破する高記録を示した。一九二七年度の如きは三〇年前(一八九七年度)に比する輸出各五倍内外に膨脹してゐる。尤も留意すべきは當國は、一九三四年地方自治體構成法を公布して、同三五年末より漸く地方自治體構成の實施に當りつゝある状態にある爲、今迄中央政府の財政以外に地方財政なるものゝなかつた點である。續て歳計の均衡を見るに大體順調を辿り、殊に一九一九年度に

至る十數箇年間は年々増からぬ決算剩餘金を示し、一八九七年度以降の剩餘金累計は九千百萬バーツに達した。然るに爾後先王の即位迄の五、六箇年は、農作・貿易等順調なりしに拘らず、連年歳出超過を來して財政頗る困難となつた。而も費目の多くは國家を裨益せざる項目にて、國庫剩餘金の累計は漸減し、開發其の他事業の繼續には外債募集の必要を生じ、海外に於ける泰國の財政的信用も亦墜の傾向を示した。茲に先王は、即位と共に行政及財政の大整理を斷行し、親ら範を垂れて王室費を半減する等、只管經費節減に據りて收支の均衡を計り、多少の剩餘金をさへ出すに至り、其の後財政は益々堅實なる基礎に置かれ、國債償還の方針も確立して海外の信用も恢復し、諸種の開發事業の資金も一般歳計の餘裕を以て支辨し得るに至り、歳出入決算は革命勃發の一九三一年度及一九三四年度を除き常に剩餘金を出し、當國の財政状態は現今甚だ鞏固なる基礎の上に樹立されてゐるやうであるが、一面多少の弱點もある。即ち (一) 當國は米作を以て殆ど唯一無二の産業とするを以て、當國經濟力從て歳入は天候に支配される米作の豊凶に依りて伸縮するが、當國の米輸出は最近又復苦境にあるのみならず、今後も亦樂觀を許さぬ状態にあり、從て國民の擔稅力は減退しつゝあること (二) 歳入の重要項目たる阿片・鐵山・森林等の收入及米の輸出税は現状の維持困難なるに反し (三) 革命後交通・通信・灌漑等諸種の開發事業費、教育及農事の改良、地方警察等の施設費並に國防費等歳出は將來益々増大すべき傾向にあり、收支の均衡を計る上に可なりの困難が生ずるに至り、一九三二年以後に於て關稅・マツチ税が引上げられ、その後所得稅・營業稅・銀行保險稅・印紙稅及遊興稅等の新稅が設定せらるゝに至つてゐる。然し外債の募集は、之に伴ふ財政上及政治上の影響を考慮してか努めて之を避ける方針なるものゝ如く、唯歳計の餘裕を以て國內の開發費に當てつゝある。

歳出入決算及豫算表

單位：百萬バーツ
出所：盤谷及泰國人名錄及盤谷タイムス紙

年 度	歳 入	歳 出	過 不 足
一八九七—一八九八	二,四〇〇,〇〇一	三,三九六,六二五	八,一七三,六二四
一九一〇—一九一一	六,一四九,九三九	六,四〇七,一七〇	二,五五七,二三一
一九一六—一九一七	八,二九一,一四九	七,〇九五,五三九	一,二三五,六一〇
一九二一—一九二二	八,五五九,八四三	八,五三〇,五四五	二九,二八八
一九二六—一九二七	一〇〇,五〇七,七六九	一〇〇,三〇〇,七六九	一九九,〇〇〇
一九二七—一九二八	一〇七,四四四,五二〇	一〇七,三〇〇,九二九	一四三,五九一
一九三一—一九三二	八〇,五四八,四七七	八〇,〇二二,三三七	五二六,一四五
一九三二—一九三三	七九,六五二,三六九	七〇,三三三,六六八	九,三一八,七〇一
一九三三—一九三四	八三,七三三,八二二	七三,三三九,三三五	一〇,四〇四,四八七
一九三四—一九三五	九四,〇〇四,七四五	七五,八二二,七八八	一八,一八二,九六六
一九三五—一九三六	九四,六六四,九四五	八五,〇七五,八四五	九,五八九,一〇〇
一九三六—一九三七	一〇九,四一三,一三三	九六,一四四,一五三	一三,二六八,九八〇
一九三七—一九三八	一〇九,四一三,一三三	一〇一,三六六,六四四	八,〇四六,四八九
一九三八—一九三九	一一八,三三三,一〇六	一〇七,七四〇,〇九九	一〇,五九三,〇〇七
一九三九—一九四〇	五八,五三六,一〇〇	五九,二二二,〇〇〇	七,六八五,九〇〇
(但し四月九月間)	一一,四〇〇,七三五	一一,四〇〇,七三五	〇
一九三九—一九四〇 (2)	一一,四〇〇,七三五	一一,四〇〇,七三五	〇
一九四〇—一九四一 (1)	一三,七九六,九七六	一三,七九六,九七六	〇
一九四〇—一九四一 (2)	一三,八五八,一八七	一三,八五八,一八七	〇
一九四一—一九四二 (3)	一五,五九六,八八三	一五,五九六,八八三	〇

(註) (1) 實行豫算 (2) 豫算 (3) 修正豫算 本豫算は一九四一年(昭和十六)二月六日通常議會に於て通過したるものを、今次大東亞戰事勃發後に於ける國際情勢の變遷に對照するため一九四二(昭和十七)年一月開催の臨時議會に於て提出、同年一月三〇日大綱の承認を得たもので、別に特別歳出豫算九三,三三五,二五三、一〇〇は國庫準備金及公債により支辨せらるゝこととなつてゐる。

第三節 歳入

一 概 要

歳入財源の重要なものは、租稅收入が五〇%以上を占め第一位にあり、官業及官有財産收入之に次ぎ二〇%以上、阿片專賣・諸手数料・及官有財産收入が夫々一〇%内外と云ふ構成をとつてゐる。而して官業(專賣を含む)及官有財産收入を合すれば總收入額の三四%弱となつてゐる。

茲に一九三八—三九年度の項目別歳入決算と最近五箇年間の經常歳入決算及其後の豫算を表示する。

項目別歳入決算表

(一九三八—三九年度)

單位百萬元

Table with columns for 'Direct Income' (直接收入), 'Income from Government Property' (官有財産收入), 'Business Income' (官業收入), 'Postal Income' (郵便), 'Railway Income' (鐵道), 'Mountain Income' (山林), 'Other Income' (其他), 'Total' (計), and 'Total Income' (總收入). Rows include 'Direct Income' (1,445), 'Income from Government Property' (1,105), 'Business Income' (1,046), 'Postal Income' (1,046), 'Railway Income' (1,046), 'Mountain Income' (1,046), 'Other Income' (1,046), 'Total' (1,046), and 'Total Income' (1,046).

經常歳入決算及豫算表

單位百萬元

Table with columns for 'Actual' (決算) and 'Budget' (豫算). Rows include 'Direct Income' (1,445), 'Income from Government Property' (1,105), 'Business Income' (1,046), 'Postal Income' (1,046), 'Railway Income' (1,046), 'Mountain Income' (1,046), 'Other Income' (1,046), 'Total' (1,046), and 'Total Income' (1,046).

Main table on the left page with columns for 'Actual' (決算) and 'Budget' (豫算). Rows include 'Direct Income' (直接收入), 'Income from Government Property' (官有財産收入), 'Business Income' (官業收入), 'Postal Income' (郵便), 'Railway Income' (鐵道), 'Mountain Income' (山林), 'Other Income' (其他), 'Total' (計), and 'Total Income' (總收入). Rows include 'Direct Income' (1,445), 'Income from Government Property' (1,105), 'Business Income' (1,046), 'Postal Income' (1,046), 'Railway Income' (1,046), 'Mountain Income' (1,046), 'Other Income' (1,046), 'Total' (1,046), and 'Total Income' (1,046).

泰國...財政

車輛免許料	1,036,621	1,013,490	1,213,633
賭博免許料	276,543	289,383	325,155
賭博場免許料	1,693,566	1,261,794	1,269,007
郡役所手数料	404,000	551,810	522,261
關門稅(運河通行稅)	3,003,368	3,059,011	3,058,878
入國手数料	816,996	1,559,475	2,017,258
裁判所手数料及罰金	1,256,197	1,276,636	1,764,183
其他手数料罰金及免許料	6,496,935	1,102,242	1,267,501
計	10,127,624	10,588,031	11,932,981
入	1,199,996	1,058,639	1,294,981
計	9,000,000	9,529,392	10,638,000

(註) (1)増加の原因は國有鐵道に關する政府勅定の改訂に主用する。
(2)市(ムニシパリティ)へ割當てたる金額を除く、即ち一九三七—三八年三二二六五七四パーツ、一九三八—三九年一、八五一、一三五パーツ。

經常歲入豫算表

項目・年度	單位(パーツ)	出所(日本タイ協會々報及整谷タイムス紙)
國內	一九四一—二	1,941,000
大藏省	1,941,000	1,941,000
官廳	1,119,110	1,119,110
金藏	4,000,000	4,000,000
會計検査官長室	6,000,000	6,000,000
關稅	3,726,180	3,726,180
消費稅	10,000,000	10,000,000
主稅	111,742,800	111,742,800
外務省	10,000,000	10,000,000
經濟省	1,782,216	1,782,216
商務省	1,131,000	1,131,000
商學局	89,600	89,600
鐵道局		
科		
內務省	1,111,000	1,111,000
農務省	1,111,000	1,111,000
灌漑局	1,111,000	1,111,000
山林局	1,111,000	1,111,000
產林組合局	1,111,000	1,111,000
交通省	1,111,000	1,111,000
運輸局	1,111,000	1,111,000
港務局	1,111,000	1,111,000
郵便電信局	1,111,000	1,111,000
鐵道路局	1,111,000	1,111,000
內務省	1,111,000	1,111,000
司法省	1,111,000	1,111,000
文部省	1,111,000	1,111,000

國民議會特別歲入

500
41,000
1,659,683

二 阿片專賣

當國民は古くより阿片吸煙の弊習があり、既に前世紀の前半に之が禁過を講じたことがあつた。併し其の後阿片が重要な財源なるを認め之が供給を官營とするに至つた。尤も最初は原料を政府が輸入するのみで、煙膏の製造販賣は之を請負制度としたが、一九〇七年大藏省内に阿片局を新設して製造販賣をも直營とし、最初小範圍より施行して漸次に施行範圍を擴張し、一九〇九年遂に請負制度を全廢した。併し今世紀に入り阿片問題に關する世界の趣向に顧みて吸煙漸禁政策の必要を認め、一九〇九年の上海阿片會議及一九一一年のヘーグ阿片會議等にも参加すると共に、國內に於ける取締及專賣制度にも幾多の改正を加へ、終に一九二九年一月の阿片法を見るに至つた。斯くの如き政策を採りつゝあ

阿片專賣事業成績表

一、原料阿片購入高

外 國 阿 片	一九三三	一九三三	一九三三	一九三三	一九三三	一九三三
ベナレス	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190
イラ	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190
計	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190
其他阿片	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190
總計	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190

る爲 阿片收入も漸減しつゝあるは當然にて、一九一九年度の如きは二千三百萬パーツに達して總收入の殆ど二割半に當り、財源中主位を占めて居た該收入は、漸減して最近は一千万パーツ内外(總收入に對し約九%)となつた。兎に角阿片收入が當國の如く財政上重要性を有する國は恐らく他に類例がなく、地理上密輸入の取締り困難なる點もあり急激なる禁過は困難であるが、一方教育の普及に伴ふ阿片に對する嗜慾の變化を考慮する時、將來阿片の消費は漸減を免がれぬ所で、新財源發見の緊要なるを感じつゝあるものゝ如くである。最近の專賣状態を示すに次の如くである。

出所(泰國統計年報)

一、舊制による州別調製阿片販賣數量・賣價及煙館數

Table with columns for State (州別), Year (年度), and Opium Sales (阿片販賣量). Rows include Krung Thep, Ayutthaya, and others, with data for 1935-1939.

三 官有財産收入

主要なるものはチーク林及錫鐵の特許税にて、此の外官有財産拂下げ、賃貸料収入、チーク及錫以外の林産物及鐵物に係る特許税等がある。

四 官業收入

現今官業としては鐵道・郵便・電信・電話・盤谷水道・サムセーン發電所がある。鐵道は唯に財政上のみならず、行政上及經濟上に於ても官業中最重要なるものである。

第四節 歳出

に年平均〇一四〇餘萬バーツの著増を示してゐる。官營發電所に於ては電燈及動力用電力を供給し一九三八―三九年度に終る最近三箇年間平均収入として年額約一六萬バーツを挙げてゐる。

項目別歳出決算及豫算表

Large table showing budget and actual expenditure by item (項目) and year (年度). Columns include 1935, 1936, 1937, 1938, 1939, and 1940. Rows list various government departments like Ministry of Finance, Education, etc.

項目	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
大官室	4,672,111	8,966,777	8,812,030	9,593,731	11,944,644	10,799,966	13,743,331
商港(註五)	2,483,233	3,784,400	3,767,769	3,732,777	4,467,577	3,096,666	4,334,977
商便(註五)	8,291	9,368,500	1,932,333	1,011,177	1,121,111	1,361,111	1,360,966
郵務(註五)	1,992,266	3,376,500	3,332,877	3,344,444	3,100,000	3,160,000	3,571,222
鐵道(註五)	1,144,444	3,266,666	1,332,333	2,294,444	2,100,000	2,100,000	2,554,444
礦山	106,333	1,614,444	8,452,222	8,957,777	4,444,444	4,444,444	10,266,666
科學	1,063,333	1,614,444	1,695,555	1,875,555	3,333,333	3,333,333	3,333,333
交通	6,374,999	3,001,277	11,433,747	11,339,631	6,099,666	13,353,333	13,733,333
秘書	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
運送	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
港務	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
郵政	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
鐵道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
內務	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
國民	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
王宮	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
王室內	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
王室內	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
王宮	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
其他	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
公債	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
恩賜	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333

項目別資本の支出表

(其 一)

決算

貸行豫算

豫算

項目・年度	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
鐵道建設	6,333,333	7,111,111	7,111,111	7,111,111	7,111,111	7,111,111
道路建設	1,088,888	3,000,000	4,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000
其他道路建設	1,088,888	3,000,000	4,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000
盤谷港建設	3,650,000	8,812,030	8,812,030	8,812,030	8,812,030	8,812,030
郵便電信擴張(放送を含む)	6,433,333	6,433,333	6,433,333	6,433,333	6,433,333	6,433,333
製紙工場建設	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
石油倉庫及工場	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
電力工場建設	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
糖業助成	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
棉業助成	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
棉作開成	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

ラオ王族給與 1,770,000 1,770,000 1,770,000 1,770,000 1,770,000 1,770,000

森林使用料 3,740,000 3,740,000 3,740,000 3,740,000 3,740,000 3,740,000

國際聯盟費 2,288,877 2,288,877 2,288,877 2,288,877 2,288,877 2,288,877

雜支 2,288,877 2,288,877 2,288,877 2,288,877 2,288,877 2,288,877

歳出總計 7,582,777 8,507,588 9,141,555 10,127,666 11,070,666 11,944,666

(註) (一)海軍建設費一百萬バーツを含む。(二)一九三三—三五年海軍費は陸軍費に類入さる。(三)同年間數字は燃料貯蔵タンク(次)の資本的支出表参照。(四)一九三三—三五迄別計されてゐる阿片專賣費を含む。(五)合併中、經濟省當該項目に類入さる。(六)一九三二—三三年前土地農務省及商務交通省は農商務省に合併、其後經濟省に改稱。(七)従前美術院(Museum of Fine Arts)と呼ばれ、現國立圖書館・美術局及王立博物館より成る。(八)一九三六—三七年度以後國有鐵道歳出は經濟省豫算に算入さる。(九)一九四一—四二年度以後鐵道局は經濟省へ合併。一〇一九四一—四二年度以後港務・郵便電信・鐵道三局は何れも新設交通省へ移管。

單位はバーツ
出所は泰國統計年鑑

畜養場	100,000	種畜場	100,000
家畜貿易場	100,000	種畜場	100,000
製藥工場	100,000	種畜場	100,000
水先案內施設	73,104	種畜場	100,000
絹織工業	11,600	種畜場	100,000
農村試驗場	11,600	種畜場	100,000
航空郵便擴充設備	50,216	種畜場	100,000
航空郵便擴充設備	50,216	種畜場	100,000
實業教育助成費	6,315	種畜場	100,000
國幣發行費	1,210,000	種畜場	100,000
米穀貿易振興費	1,210,000	種畜場	100,000
植樹油工業場	1,210,000	種畜場	100,000
工業用織維栽培	1,210,000	種畜場	100,000
觀光屠殺場及販賣	1,210,000	種畜場	100,000
公設屠殺場及販賣	1,210,000	種畜場	100,000
地方印刷機	1,210,000	種畜場	100,000
印刷機	1,210,000	種畜場	100,000
泰國立銀行準備局	1,210,000	種畜場	100,000
國有財產修理	1,210,000	種畜場	100,000
總計	3,956,144	種畜場	100,000

(其 二)

項 目	一九四〇	項 目	一九四一
國防費	10,100,000	國防費	6,147,500
燃料管理費	6,250,000	石油タンク費	5,890,000
印刷機費	1,500,000	石油統制費	5,170,000
馬匹改良費	1,250,000	印刷機費	1,015,000

屠殺場及精肉販賣費	1,423,300	種畜場	100,000
棉紡績業獎勵費	4,056,515	屠殺場及精肉販賣費	1,423,300
植物油工場	1,911,000	棉業助成金	3,355,500
官有地改良費	1,000,000	製油業	3,355,500
棉作獎勵費	1,121,100	製紙業	1,000,000
家畜増産基金	1,000,000	王室財産管理費	3,355,500
灌漑計畫諸費	3,115,671	觀光事業費	3,355,500
國立競技場	1,500,000	紡織業助成金	1,000,000

實業教育	768,000	中央農事試驗場建設費	768,000
地方改良費	45,000	棉作助成金	5,170,000
國道建設豫備費	7,680,000	畜産事業費	5,170,000
國道建設費	3,390,000	灌漑事業費	3,390,000
電氣工業	1,000,000	産業組合運動費	1,015,000
運輸改良計畫費	6,315,000	ヘンプ栽培助成金	40,000
運輸會社配當費	2,760,000	國道建設豫備費	10,100,000
民間飛行場	2,760,000	國道建設費	2,760,000
郵便電信	1,860,000	運輸擴張費	4,000,000
觀光事業改良費	1,500,000	航空輸送會社配當費	4,000,000
紡織建設	10,000,000	民法飛行場建設費	6,000,000
鐵道建設	10,000,000	郵便電信費	2,860,000

計	56,056,333	計	9,400,489
(備考) 前掲支出は何れも豫備金・公債その他の特別歳入等にて支辨せらるるものである。		(備考) 前掲支出は何れも豫備金・公債その他の特別歳入等にて支辨せらるるものである。	

第五節 公債

泰國の有せる國債は大別して三種に分つことが出来る。第一には馬來聯邦公債、第二は純然たる外債、第三は内國債である。

一 四六三萬磅四分利付馬來聯邦公債盤谷より新嘉坡に至る國際鐵道の泰國内に於ける部分の建設費としての公債であり、關係鐵道を擔保として、一九〇九年直接馬來聯邦との間に契約が締結され、一九一一年より一九二二年の間に數回に亘り發行されたもので、一九二

四年以後四〇年間に毎年分割償還契約を行つてゐる。

二 (一)百萬磅四分半利付公債 一九〇五年時價九五・五の割にて半額宛倫敦及巴里にて發行。

(ロ)三百萬磅四分半利付公債 一九〇七年時價九八の割にて四分の一を伯林、殘餘の各半額を巴里及倫敦にて發行。

(ハ)二百萬磅七分利付公債 一九二二年バーにて全額を倫敦にて發行。

(ニ)三百萬磅六分利付公債 一九二四年時價九五・五にて全額を倫敦にて發行され、一九三六年四月一日二三四萬三百磅は一九三

六年四分利付公債に借替へられたものである。

以上四回の第二種公債は一九〇七年募債額中の九〇萬磅を金本位準備として差引いた外悉く生産事業(鐵道及灌漑工事)に支出したもので、何れも擔保として一般資源を當てられて居り、各々五箇年後から四〇年間に年賦にて償還する事と成つて居る。但し政府は十箇年を満了した後は三箇月の豫告を以て隨時公債の全部又は一部を償還し得る契約である。

内債

一千萬バツ四分五厘内國債は、一九三三年以來資本的支出を賄ふ爲めに泰國最初の内國債として發行されたもので、九月十五日、三月十五日に半額宛利息を支拂つてゐる。償還期日は一九四三年九月十五日となつてゐる。本募債額は當國の福祉増進と生産力擴充のために使用せらるるものである。

以上の諸公債に對して泰國は好景氣時代、即ち一九二六―二七年度以後に於ける多額の豫算剩餘金を亂費することなく公債償却基金に充用し、一九四〇年三月末日現在の未償還は次の如くである。

(一)二、一五三、九一九磅 (二)の(イ)は償還済 (三)の(ロ)一、〇一二、四二〇磅 (四)の(ハ)二、一九四、一〇〇磅 (五)一千萬バツ

右國債は合計五、三六〇、四三九磅となり、一磅一一バツとして計算すれば六八、九六四、八二九バツとなる。今之れを人口一千四百餘萬

に割當てれば、一人當り僅かに四・七六パーセントである。而も年々堅實な方針に基いて前記の如く公債償却費を歳計に計上して積立を行つてゐる。之れに對し内債は上述の通り一千萬パーセントに過ぎない。即ち公債の八六%が外債でその凡てが英貨債であるといふことは、この國の半植民地性と國內に於ける蓄積資本の貧困性を端的に示してゐる。上述の如く、當國財政は歳出の膨脹、國庫剩餘金の涸渇により愈々赤字財政を餘儀なくせしめられ、遂に一九四一年三月一千萬パーセントの救國公債を發行した。然るにこの僅々一千萬パーセントの公債の消化が容易ではなく、やむを得ず政府は官吏に對し半強制的に之れを引受けせしめつゝあると云ふ状態で、今後内債の發行並に消化には多大の困難が豫想せられる。

尙紙幣發行準備金に就ては「金融の部」參照。而して前記一九三三年度内國債に對しては償還準備金が積立てられて居り、一九四三年には償還の見込である。現今多くの國に於て外債の償還不履行が普通の事の様になつて居るにも拘らず、例へば一九四〇年度には八、八一、六〇九パーセント、一九四一年度には八、四三、五一、一パーセントの償還費を豫算に計上してあり、今日まで元利金の支拂を些少なりとも怠つたことは無い。夫れ故倫敦市場に於ける泰國の國債相場は、何れも額面價格を超え、而も市場に出るものは殆ど無いと云ふことである。その外政府は公開市場に於て公債買入を行つてゐるが、その金額は一、二萬パーセントに達した。

Table with 2 columns: Item (e.g., 國庫現在高, 特別支出準備金) and Amount (e.g., 五三,〇〇〇, 七二,五八六).

第七節 日泰借款

正金・泰銀行間借款成立——今同(昭和十六年七月三十一日)、我が横濱正金銀行と泰國銀行團との間に、一千萬パーセント(邦貨約一千六百萬圓)の借款の契約が成立した。本借款成立により最近の英米の資産凍結措置に基く金融混亂にも拘らず、我國は泰國より米其他の必要物資の輸入を圓滑に繼續し得ることとなつた。本件は全く日泰兩國間の友好關係を示すもので、兩國が國際金融の非常時局に際し、相協力して兩國通商關係の維持増進を圖らんとする熱意の現はれである。

泰國へ二億圓借款供與——

- 一、日本銀行は泰國大藏省に對し、日本通貨を以て總額二億圓を限度とし本協定締結の日より五年以内に借入をなし得べき借款を供與することに同意す。

即ち政府は非常時局に備へる爲め、一九四〇年度議會の承認を経て左記の戦時國債募集に關する法律を公布し、之が發布の日より一箇年以内に一千萬パーセントを超えざる内債を募集することとなり、既に準備萬端完了してゐると。右賣出しは全額を一時に行ふものではなく、時々分散的に賣出すもので、之が發行條件は次の如くである。

Table with 2 columns: Type (種類) and Price (發行價格, 買收價格). Includes categories like 五パーセント, 一〇パーセント, 二〇パーセント.

第六節 國庫準備金

當國財政の研究資料として、最近の國庫準備金勘定の國庫殘高を示せば次の如し。

Table with 2 columns: Item (項目) and Amount (金額). Includes 國庫準備金表 (一九四一年九月末日現在).

第十一章 税制

第一節 總說

泰國の租税體系は從來極めて簡單で、關稅及特殊品の消費税を主たるものとし、此の他直接税として各種耕地税・建物税・漁業税・鑛業税・人頭税等があつたが、種々の國內的事情より一九三一年一月、之が均衡を得る爲め國庫收入調査委員會を設置、確定收入を規準として均衡のとれた弾力性ある健全財政を確立する爲委員會をして種々の政策に就き考究せしめた。その結果、第一の方策として考慮されたのは、從來比較的低廉であつた輸入税の改正であり、第二には構寸及セメントに對する消費税の設定、第三方策としては屠殺税其他の引上等であつた。一方、米田税は農村救済政策に關聯して減免政策を實施せざるを得ない事情にあつた爲二〇%方引下を見た。一九三二—三三年度に於て俸給税・土地及家屋税・銀行及保險税が新に制定され、輸入税を更に改訂して從來比較的輕税であつた商品に新税率が賦課された。同時に、社會政策的見地から地租を減じて農民救済の方途を講じた。一九三三—三四年度には俸給税に代へて所得税を課し、營業税及印紙税を制定した。尙銀行税及保險業税を改訂し、錫税を引上げた。更に一九三四—三五年度より遺產税及相続税を實施し、人頭税を引下げ、無産階級の救済に資し、次年度には屠殺税の引下を見た。

第二節 租 稅

一 土地家屋稅

一九三二—三三年改正公布されたもので、(1)家屋及其の附屬土地に對しては一箇年の賃賃料の二・五%、(2)家屋なき土地に對しては土地價格の二〇分の一に對し七%を一律に賦課することとなつた。

二人頭稅

本稅は一九一九年の人頭稅法により創始されたが、後一九二六年に改正法を公布して徵稅方法を改善し、越えて一九三二年二月一三日改正法を公布して滞納者に對する賦稅方法を改正した。

本稅は原則として泰國に在住する男子(内外人を問はず)にして同國民法に規定する成年(滿二〇歳以上又は婚姻したる者)以上滿六〇歳未滿のあらゆる能力者に課せられる。但し(1)布教師 (2)士官以上又は士官相當官以上の官職にある者を除く現役及豫備役軍人並に警察官 (3)村長・區長・村醫 (4)陸海軍及憲兵諸學校の生徒 (5)在監者 (6)寄港外國船の船員 (7)不具者又は自活不能の者 (8)成年第一年又は入國第一年の者、等は本稅を免除される。稅額は地方に依て多少相違があり(大藏大臣は地方民の生活程度に應じ適宜に稅額を決定す)、近來漸次引下られて、現在最高大體五百バツ程度で毎年四月九月の間に郡役所に納入する事としてゐる。若し滞納する時は倍額を徵收し、地方にありては全然納稅せざる者には不納の年毎に一日間(但し通計三〇日以下)の賦稅を命ずる。

三 入國稅

一九三二年改正を見、泰國内に一箇月以上滞在する者は總て入國者とし、一時一人當り百バツの入國稅を徵してゐた、現在は一九三八年一〇

月一三日以降一人當り二百バツを徵收してゐる。併し滿二〇歳未滿者は免除される。尙、入國稅を納付すれば、在住證明書を下附され終身有效であるが、一箇年以上母國に歸還して再入國する場合には改めて入國稅を徵收される。

四 所得稅

一九三三年四月より新稅制に依て實施されたもので、課稅の目的物に依て區別し、(1)個人所得(但し泰國内に六箇月以上居住する外國人も本稅納付の義務がある)は純收入千二百バツ以下標準稅率の八分の一、千二百以上二千四百バツ以下は四分の一、二千四百以上三千六百バツ以下は二分の一、三千六百以上六千バツ以下は八分の五、六千バツ以上八千、一萬二千バツ以上には附加稅を課される。(2)泰國の法律に依り設立され、泰國内に於て業務を營む法人又は外國の法律に依り設立せられ居るも泰國内に於てのみ業務を營む法人に對しては、社債に對して支拂ふ利子及株主に對する配當金の總額を以て所得と看做し、其の八%を課稅する。(3)外國の法律に依て設立せられ、外國並に泰國内に於て業務を營む法人に對しては、當該會社全體の總收入と泰國内に於ける業務に依る總收入の比率を求め、之を社債利子及株主配當金の總額に乗じて基本額を算出し、其の八%を課することになつてゐる。

五 營業稅

一九三三年に設定された新稅で、所得稅法に依て賦課し得られぬ特定の營業による所得に對する課稅であつて、相互補足的な意味を有し、營業所の賃借料、裝置の能力、使用人員數、機械の馬力、總收入等の如き確定的要素を課稅の基礎としてゐる。(1)旅館・料理屋・演藝場等營業に使用した家屋の前年度價格に對し四%、(2)物品販賣業、同卸賣業八%、小賣業六%、(3)騰寫業六%、(4)衣類業六%、(5)手工業其他の類似業六%、(6)製造業及碎石業(1)精米業、前年度最高日産額を標準とし一クキエ

第一類	旅館及宿屋營業 料理業其他飲食營業 カフェー・バー其他飲食營業 下宿營業	營業所による 前年度の賃賃 料金額	四%
第二類	公衆娛樂場營業		
第三類	物品販賣業 一、卸賣業 二、小賣業	但し左記のものを除く イ 阿片又は酒類の販賣を專業とし政府に於て其の販賣價格を統制するもの ロ 行商人・露店商人	一・八% 二・六%
第四類	複寫業 一、活版・石版・寫眞・騰寫又は其他の方法による印刷業 二、寫眞業 三、製本業 第五類 被服營業 第六類 手工業其他の雜業 第七類	同右	六% 但し納稅義務者が營業所に居住する場合には四%とす

製造及碎石業	一、精米業	甲 前年度に於る 一月最高精米高 乙 前年度に於る 月平均使用人數	甲 一クキエに 付年額二バツ 乙 一バツ
二、製材業		甲 前年度に於る 最高馬力數 乙 前年度に於る 一箇月平均使用 人數	甲 一馬力に付年 額一バツ 乙 一バツ
三、其他の碎石業			
第八類 建築請負業		前年度總收入金額	五%

六 銀行稅

一九三二—三三年に新設され、翌一九三三—三四年に改正せられた。
(1) 會社組織の銀行に對しては、前述法人所得稅と同様社債利子及配當金の總額を所得と看做し稅率は八%。
(2) 會社組織に非ざる銀行に對しては次の如し。
(イ) 爲替業務(信局)——取扱高二百萬バツ以下年額一千バツ、同二百萬乃至四百萬バツ年額二千バツ、四百萬乃至六百萬バツ年額三千バツ、六百萬バツ乃至八百萬バツは四千バツ、八百萬バツ以上には對し五千バツ。
(ロ) 不動産銀行——毎月 Outstanding となつてゐる不動産に對する融費總額の一%の四八分の一を徵收するが、稅金の拂込は年一回となつてゐる。
(ハ) 貯蓄銀行——毎月末の貯蓄受領の一%の三六分の一を徵收するか、その支拂は年一回である。

七 保險稅

本稿も前項の銀行稅と同時に新設されたもので、課稅年度内に收受し

た總額に對し1%を徵收することとなつてゐる。

八 遺産税及相続税

1 遺産税

死亡者が所有せる全財産の價格に對し左記により課税す

(1) 課税物件

死亡者が死亡の時所有せし左記のものを財産とす

一 死亡者が泰國國民なる場合

(1) 泰國に在る全不動産及泰國に在る不動産の上に存する全ての権利又は利益

(2) 泰國に在る全動産

(3) 全ての株式、公債、社債又は其の他の有價證券、外國のみならず泰國に在る組合其の他の形式に於ける商業、工業、職業に關する營業上に存する全ての利益又は權利

(4) 泰國並に外國に在る死亡者の死亡の時に未済なりし全ての債權又は其の死亡に當り死亡者の遺産に歸する金銭又は財産、但し係争又は停止條件を受くる場合は關係相續人に有利に係争が調停され又は條件が充足するを要す

二 死亡者が外國人なる場合
泰國國民と看做し前記方法により遺産價額を計算す、但し泰國に現存する財産のみの價額に依るものとす

(2) 課税標準

遺産を市價其の他によりて見積りたる遺産價額より左記金額を控除したるものとす

一 死亡者が死亡前に有したる全ての負債

二 遺産價額の一〇%以下の葬儀費用、但し五千バーツを越ゆることを得ず

三 相當なる遺産管理費用

(3) 税率

遺産純價額一萬バーツ以下の遺産に對しては課税を免除するも	
一萬バーツを越ゆる遺産に付左記税率により各超過額に課税す	
一萬バーツを越ゆる金額の	一%
二萬五千バーツを越ゆる金額の	二%
五萬バーツを越ゆる金額の	三%
七萬五千バーツを越ゆる金額の	四%
一〇萬バーツを越ゆる金額の	五%
二〇萬バーツを越ゆる金額の	六%
四〇萬バーツを越ゆる金額の	七%
七〇萬バーツを越ゆる金額の	八%
百萬バーツを越ゆる金額の	一〇%
三百萬バーツを越ゆる金額の	一五%
五百萬バーツを越ゆる場合は五百萬バーツを越ゆる金額の	二〇%

2 相続税

(1) 納税義務者

價格一萬バーツを越ゆる死亡者の財産の所有者となりたる者

(2) 死亡前一箇年以内に死亡者より財産の贈與を受けたる者
課税標準
相続税の賦課に用ふる財産の價格は遺産税を賦課する際定めたる價格に依る

(3) 税率

價額一萬バーツ以下の相続財産は之を免稅し一萬バーツを越ゆる相続財産に對する課税率は遺産税税率に準ず但し

一 相續人が父母、配偶者、子又は孫なる場合は右率の二分の一

二 相續人が同父母の兄弟姉妹なる場合は右率の四分の三を課するものとす

九 漁業税

水産物は古來國王の所有であるとし、國家の獨占物として漁區を定め、一定の料金を徴し又は競争入札によつて各漁區の漁業を許可したが、其の後ラタナコーシン曆一九〇一年(一九〇一年)水産税法を發布して右制度を廢し、次の如く徵收することとした(同法第六條、第一三條)。

(一) 鮮魚の市場賣買價格に據るもの一本地方には漁具及漁業に使用する人數に據る税は免除する。但し漁場遠く鮮魚を市場に販賣し得ず徵稅の途なき場合は例外とす、又漁場に據つて賣買價格の百分の一を越えざる適率を定め得る。本税を課する地方は内務大臣が省令を以て定める地方にて、稍々整へる市場を有する地方に限られてゐる。

(二) 所定漁場の廣狭によるもの、及(三)一定の漁區内に於て特種の漁法による漁業を特定人に許可する場合の許可料—當該主任官吏の區劃する漁區内に於ける獨占漁業に對する漁區使用料に類するものにて、漁期及漁法は右地方官が決定する。

(四) 禁漁區域内に於て特定人に限り漁業を許可する場合の特許料—魚族保存上一般漁業を禁止した區域内に於て、當該主任官吏の定める漁期及

漁法に據る漁業を競争入札により許可する。

(四) 規定の使用漁具に課するもの—主務大臣が省令を以て定める漁具税率(百分の一〇を越えざる)に據りて課し、課税漁具の種類は地方によりて異なる。

前項に規定する漁具以外の漁具を使用する者に課する許可料—前項に定むる漁具以外の簡單なる漁具を使用する場合、漁具の數等には制限なく之を使用する人の頭數に課するもの。主務大臣は區域を限り漁具使用許可の申請又は内許可税を免じ、又は或る種の漁具の使用を禁ずることがある。

次いで一九三一年に省令を公布して右法の施行細則を定めたが、同令は爾後屢々改正されて今日に及んで居る。尙税率は地方によりて異なる。

一〇 鑛業税

佛曆二四六一年(一九一七年)鑛業法第八二條に據り、農務大臣の發する省令又は告示に基きて賦課される。鑛石採掘に對する特許料の形式にて徵收し、徵收法は鑛石の種類に依て異なるが、大部分が錫の採掘税である。錫の採掘特許税は新嘉坡に於ける錫の時價を基準として賦課されてゐる。

一一 森林伐採税

チーク(沿岸に就ては「林業の部」參照)チークの伐木税は、伐採の難易及産材の良否に應じて採ることとし、次の標準税率を課してゐる(Aは立方噸當り、Bは立方米當り)

(1) 材積四〇立方噸以上長さ一八呎以上の一等樹	A 二五〇	B 八八三
(2) 材積同右、長さ同右の二等樹	A 一八〇	B 五五五
(3) 長さ一八呎以下の三等樹	A 五〇	B 三五三

但し現行契約の第二、七、一二年目の年末に盤谷市價が一五セント以上にて而も相當期間持合ふ時は二一%の増率を行ひ得る。右の外卷枯し

料、每樹一バーツを徵收する。尙以前伐木税と共に賦課した内地税は現今之を廢止した。

チーク以外の林産物税(「林業の部」當該各項に參照)。

一二層殺税

豚・牛等の種類によつて相異し、一頭當り一―二バーツを課せられる一九三一年四月地方動物屠殺修正法が實施され、税制改革に依つて一時税率の引上げを見たが、一九三五年再び引下げられた。

一三消費税

酒類の輸入税、醸造税等は古くより賦課され、チユラサカライト曆一四九年(西曆六三九年を元年とす)消費税法にては従前の諸法規を廢し、酒類の輸入及國內醸造に課税することとしたが、其の後輸入關稅の制定と共に國內の酒造にのみ本税を課することとした。次いで一九二七年の關稅改正と共に改正されたが、一九三三年辨寸、セメントに對する消費税を新設した現行税率は左の通りである。

酒類	一立當り	二・二五バーツ
但し最低額は容積立當り六三サタンを課す。		
而して若し火酒が免許蒸溜所製造のものなれば、酒精二・二五乃至一バーツ、最低額は容積立當り二八サタンを徵す。		
ビール	最低額容積立當り	一〇サタン
セメント	一七〇疋當り	三五サタン
燐寸	一〇〇函當り	三三サタン
但し一函約六〇本以内の函入りのもの		
燐寸	一〇〇函當り	三三サタン 別に一六・五
但し六〇本以上の場合、更に每三〇本又は其の端數に對し		
點火器	一個當り	四〇サタン
紙卷及葉卷煙草	一箱即ち一〇瓦當り	二サタン

其他製造煙草

一箱即ち二〇瓦當り 一サタン

一四印紙税

證書の作成振出に對して課税するものにして證書面に印紙を貼用して納税せしむ。而して正當に印紙を貼用したるものと認めらるゝには一定の者が其の印紙の面上又は之を横切りて署名し署名の日附を附記するを要す。

印紙の貼用又は抹消を要求せられ正當且つ有効に之を爲すことを怠り又は拒みたる者は百バーツ以下又は未納税高の五倍以下の罰金又は科料の内孰れか高き方を、又印紙税法の適用を免れる目的を以て事實を隠蔽し又は誣示した證書を作成したる者は二百バーツ以下の罰金又は科料に處せらる。

納税義務者

イ 土地・建物・水上家屋の貸借	契約書	貸主
ロ 會又は会社の發行する株券・社債	簿本	借主
ハ 公債・證書・借金證書の移轉	契約書	讓受人
ニ 財産の貸借購買	簿本	借主
ホ 労働の雇傭	契約書	雇主
ヘ 金銭貸借	契約書	借主
ヘ 賃 契約書	簿本	賃權設定者
ト 代理人任命	契約書	賃權者
チ 其他	簿本	本人
政府・職權上政府の代理をなす官吏又は政府		代理人又は作成人
		振出人

2 課税物件の課税標準・税率

に代つて職務を執る者は納税の必要なし

土地建物又は水上家屋の貸借	賃料百バーツ又は端數毎に	〇・一〇
會又は会社の發行する株券・社債・公債證書の移轉	名義價格百バーツ又は端數毎に	〇・一〇
財産の貸借購買	總價額百バーツ又は端數毎に	〇・一〇
労働の雇傭	約定報酬百バーツ又は端數毎に	〇・一〇
金銭貸借契約	百バーツ又は端數毎に	〇・一〇
保險證券	保險料又は保險高	〇・一〇―〇・一〇
委任狀	100―1000	100―1000
法人組織の會社の集會に於ける投票委任狀	〇・一〇―100	〇・一〇―100
爲替手形又は約束手形	〇・一〇	〇・一〇
船荷證券	〇・一〇	〇・一〇
株券又は社債券	〇・一〇	〇・一〇
第三者に支拂又は一人の口座より他人の口座に金銭を移轉する爲の小切手又は之が代用指圖書	〇・一〇―〇・一〇	〇・一〇―〇・一〇
預金證書	100―1000	100―1000
信用狀	〇・一〇―〇・一〇	〇・一〇―〇・一〇
回通切手	一組毎に	100
船上又は上乗の受取書	100	100
保證契約書	百バーツ又は端數	〇・一〇
擔保契約書	〇・一〇	〇・一〇
倉庫證券	〇・一〇	〇・一〇
貨物引渡指圖書	〇・一〇	〇・一〇
代理關係契約書	〇・一〇	〇・一〇
裁定書	〇・一〇―1000	〇・一〇―1000

原證書に正當に印紙を貼用したる場合に於ける課税さるべき證書の簿本又は複本

登記官吏に提出する有限責任會社の定款

登記官吏に提出する有限責任會社の規則

組合の契約書及其の改正書

二〇バーツを超えたる金高の支拂に對する受取書

官廳により發給せらるる書式

官廳に對する告訴狀

兩替又は送金を示せる取引關係書類

五バーツ又は端數

〇・一〇

〇・一〇―〇・一〇

〇・一〇

〇・一〇

〇・一〇

〇・一〇

〇・一〇

〇・一〇

原證書と同率

同	規則	1000
登記官吏に提出する有限責任會社の新規則又は變更したる定款又は規則		1000
組合の契約書及其の改正書		100
二〇バーツを超えたる金高の支拂に對する受取書		〇・一〇
官廳により發給せらるる書式		〇・一〇―〇・一〇
官廳に對する告訴狀		〇・一〇
兩替又は送金を示せる取引關係書類	五バーツ又は端數	〇・一〇

一五耕地税

本税の徵收は農耕地の生産に對する政府の割前要求權の行使で、直接税中最も重要な財源であり最も古くから實施されてゐるものであつて、米田・烟草耕地・甘蔗耕地・果樹園に對する課税から成つてゐる。

〇米田税 従前米田に對しては不規則極まる課税を行つたが、一九〇五年六月に法律を以て之を統一し、更に一九一〇年税率の改正を行つて、今日に及んである。然し現行税制も尙不統一にて、行政官吏は專斷にて作付面積の認定又は税率の適用等をなすと云ふ。

米田は下記の等級に分ち、之に各別の税率を課す。

一 等地	ライ當り標準收量	七・〇〇(四・四五〇)
二 等地	同	六・二五(四・〇一七)
三 等地	同	五・五〇(三・五三五)
四 等地	同	五・二五(三・三七四)
五 等地	同	四・七五(三・〇五三)

前者は灌漑工事完備して常に給水の便があり、連年規則的に米作し得る熱田に採用される制度で、米作を行ふと否とに關係なく地券記載の面積に基いて年々定額を賦課されるものを云ひ、後者は全然自然給水のみに頼り米作される水田に適用され、實際作付面積のみに對して課税される制度を指す。然し泰國の大部分に於ける米作は不測の季節風に左右されることあるから、前者クローイ制は一九三七年四月以後廢止された。從て現在はフアンローイ制によるもののみである。又近年農村救済の意味から本税は漸次引下げられ、現行税率は次の如くである。

Table with 2 columns: 土地等級 (Land Class) and フアンローイ米田 (Fuan Loi Rice Field). Rows include 一等地, 二等地, 三等地, 四等地, 五等地.

(四) 煙草園稅 本税は一九〇〇年公布の煙草栽培法に依り創始されたもので、當時は敷州(舊制)に之を適用したが、一九二三年右法を修正してピサヌローク及ナコンサワン兩縣のみに適用し、後更に現今のパーヤツプ縣をも加へた。税率は地方に依て相違があるが、一九三三年に約半額に引下げられ、大體ライ當り二パーツとなつた。

(五) 甘蔗栽培稅 一九二一年一月公布の本税法により創始されたる稅で、一九三三年以後引下げられ、一九三四年以降ライ當り〇・五パーツとなつた。

(六) 果樹園稅 結實果樹に對する課稅であつて、ドリアン(一樹當り〇・五〇パーツ)、ランサット・マンゴリー・マブラン(同〇・〇六パーツ)、古々椰子(同〇・〇四パーツ)・チンブリー縣では半額)、タマリンド(同〇・〇三パーツ)、矮生椰子(同〇・〇二パーツ)、檳榔子・カトーム・詔子・荔子・ラムヤイ・マトーム・マブアイ・ジャツクフルト等(同〇・〇一パーツ)である。

酒類、セメント、砂糖、茶、燐寸等極めて少種類のものに例外的に規定して居たに過ぎぬが、之を今回の改正に依て逆に大部分を從量稅に改め、從價稅を例外的のものとした。

(一) 從量稅に變へた結果、増稅となるか、又は減稅となるかはその時の相場如何に依る改正の目的として擧げらるゝところは、(二) 從價稅に依れば二重インボイスに依り不正申告をなすものが多いこと、(三) 關稅の増收を計ること、(四) 自國産業の助成等である。

據置きになつたものは大體前記泰伊條約の拘束を受けたものであるが、之も一九三七年三月一八日を以て期限が経過したるによつて、若干の引上が行はれた。然し泰國に於て將來工業の發達する可能性は特殊のものを除き相當困難な事情(各産業の部を參照)にあるが故に、泰國の關稅引上は自國産業の保護といふ見地よりも寧ろ國庫收入の増加といふ點に重點が置かるゝのであるが、一方國民の購買力や生活程度は未だ甚しく貧弱である爲重稅品の購買には堪え得ない。強ひて關稅の引上を行へば、其の爲消費の減退を來し、關稅收入は却つて減退するであらうし、又現在の低關稅に惠まれて隣接國へ再輸出しつゝある所謂通過貿易迄も衰退する虞もあり、從て税率の引上にも自ら限度があるわけである。次いで一九三九年二月一九日第三次改訂が行はれ現在に及んでゐる。尙關稅定率表に關しては附録「關稅定率表」を參照されたい。

第四節 關稅定率法

佛曆二四七八年關稅定率法

- 第一條 本法ハ佛曆二四七八年關稅定率法ト稱ス
第二條 本法ハ官報ヲ以テ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第三條 本法施行ノ日ヨリ佛曆二四六九年關稅定率法及爾後ニ於ケル左記ノ關稅定率法改正法律ハ總テ之ヲ廢止ス
佛曆二四七一年關稅定率法改正(第一)

第三節 關稅

關稅は一八五六年の英・泰條約によりて創設賦課されたもので、當初の輸入稅は一率に從價三分に限られ、輸出貨物は其の生産より輸出に至る迄に名義の如何を問はず唯一回の課稅を許され(即ち内地通貨稅を課する物は輸出稅を課し得ず)、輸出稅としては米・動物性産品及其の他に低廉なる從量輸出稅を賦課するに止つた。斯る制限を忍びつゝ一九二七年に及んだが、多年熱望された不平等條約の改正漸く完了して關稅自主權を獲得し得たので、同年三月二六日永年の懸案たりし新關稅定率法(佛曆二四六九年關稅定率法)を公布して即日之を實施し、一方同時(同年九月一三日以降)に内地通過稅を廢止した。翌年一月五日佛曆二四七一年改正關稅定率法(第一)を發布して一部を改正したが、更に一九三一年一月三十一日勅令を以て佛曆二四七三年改正關稅定率法(第二)、同年二月二日より實施)を、同年一〇月末日佛曆二四七四年改正關稅定率法(第三)、同年一月一日より實施)を發布し、舊關稅定率法の附屬定率表は茲に廢止した。然し右の一九二七年の關稅自主權の獲得に際して尙ほ極めて重大な制限が附されてゐたのであつて、(一)一九二六年三月一日に批准された英國との通商條約(第十條)に依り向ふ十年間各種綿製品、鐵及鐵製品、機械及同部分品に對して關稅を從價五%以上に引上げぬこと、(二)一九二七年三月一九日伊太利との條約に依り向ふ十年間綿製品、鐵及鐵製品、機械及同部分品に對して關稅を從價五%以上に引上げぬこと、(三)各國も最惠國約款に依り右の低關稅に均霑してゐた。然るに右のうち英・泰條約は一九三六年三月一〇日を以て満期となつた機會に、泰國政府は廣汎な關稅改正を執行し、三月二日之を公布實施するに至つた。同改正の主要點は次の通りである。

- (一) 從價の關稅法は大部分が、從價稅で諸商品を五大別し、從價六〇%、三三%、二五%、一〇%及五%のものに分類し、從量稅は石油、同 二四七三年關稅定率法改正(第二)
同 二四七四年關稅定率法改正(第三)
同 二四七四年關稅定率法改正(第四)
同 二四七五年關稅定率法改正(第五)
同 二四七五年關稅定率法改正(第六)
同 二四七五年關稅定率法改正(第七)
同 二四七六年關稅定率法改正(第八)
同 二四七六年關稅定率法改正(第九)
同 二四七六年關稅定率法改正(第一〇)
同 二四七八年關稅定率法改正(第一一)
第四條 輸入又ハ輸出スル物品ニハ附屬稅表(註一)ニ依り課稅ス、但シ同表ニ別段ノ規定アルモノハ之ヲ除ク。輸入稅納付ノ義務ハ輸入ノ時ニ發生スルモノトス(註二)
(註一) 本稅表ハ關稅定率法(第三)ヲ以テ廢止シ新稅表之ニ代レリ。
(註二) 佛曆二四七九年本表ハ七八年關稅定率法(第二)第四條ニ依り改正シタルモノナリ。
第五條 物品ハ其ノ輸入スル狀態ニ依り關稅ヲ課ス(註一)、但シ組立テザル狀態ニテ輸入スル完成品ハ完成シタル狀態ニテ輸入スル場合ニ適用スベキ輸入稅表ノ項目ニ依り課稅シ構成部分品ガ包裝ヲ異ニシ稅表ニ別段ノ規定アルモノ之ヲ問ハザルモノトス
(註一) 佛曆二四七九年關稅定率法(第二)第五條ニ依り改正シタルモノナリ
第六條 從量稅ヲ納付スベキ物品ニシテ販賣用包裝又ハ容器ニテ輸入シ該包裝又ハ容器ノ一定數量ヲ包有スル如ク標記又ハ貼札ヲ附シタルモノハ該包裝又ハ容器ハ輸入者ニ對シ前記一定數量ヲ包有スルモノト認ム
第七條 輸入品又ハ本法ニ依り輸出稅ヲ課スベキ物品ニ對スル申告書ハ(佛曆二四六九年關稅法第一一三條ニ規定セル公定輸出入品目表ニ依リ物品ノ分類及同表所定ノ單位名稱ニ依リ物品ノ數量ノ外)本法附屬

稅表ニ示サレタル當該稅目及課稅單位名稱ノ數量ヲ記載セザルトキハ之ヲ無効トス。又同稅表ノ附註ニ依リ容器ニ對シ申告ヲ要スル場合ニ於テハ申告書ハ之ニ該申告ヲ別記セザルトキハ無効トス

第八條 稅關長ハ附屬稅表中從價稅ヲ課スベキ物品ノ部類ニ屬スルモノニ付同品ガ稅表ニ特掲セラレタルト否トヲ問ハズ隨時平均市價ヲ告示スルコトヲ得、該價格ハ官報ニ告示ノ日ヨリ爾後ノ告示ヲ以テ廢止、停止、又ハ變更スル迄之ヲ告示該當物品ノ課稅基準トス(註一)

(註一) 佛曆二四八一年關稅定率法第三條四條ニ依リ改正シタルモノナリ

第九條 稅關長ハ附屬稅表解釋ノ爲關稅告示ヲ以テ取扱方ヲ規定スル權限ヲ有ス

第一〇條 大藏省長官タル參議ハ本法施行ノ管理監督ニ當ルモノトス

佛曆二四七九年關稅定率法(第二)

第一條 本法ハ「佛曆二四七九年關稅定率法(第二)」ト稱ス

第二條 本法ハ官報ヲ以テ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 (本條ハ佛曆二四七八年關稅定率法ノ稅表ヲ改正シ後佛曆二四八一年關稅定率法(第三)ヲ以テ廢止セルモノナリ)

第四條 (本條ハ佛曆二四七八年關稅定率法第四條ヲ改正セルモノナリ)

第五條 (本條ハ佛曆二四七八年關稅定率法第五條ヲ改正セルモノナリ)

第六條 稅關長ハ完成品ニ課スベキ關稅ガ之ヲ同時ニ又ハ時ヲ異ニシテ分離部分品トシテ輸入スル方法ニ代リ現ニ進脫中ナルコトヲ認メタルトキハ該各部分品ニ對シ稅表ニ別段ノ規定アルモノヲ除キ完成品ニ適用スベキ稅率又ハ一般從價稅率ノ何レカ大ナル稅率ヲ賦課スベシ

第七條 物品ガ稅表ノ二箇又ハ二箇以上ノ項目又ハ細目ニ分類シ得ル爲生ジタ關稅ノ差異ガ有稅ト無稅ト差異ナルトキハ該品ハ之ヲ有稅ト爲シ、二箇又ハ二箇以上ノ稅率ノ差異ナルトキハ之ニ其ノ最高稅率ヲ賦課スベシ

第八條 稅表ニ特掲セル物品中ニ分類スルヲ得ザル物品ニシテ稅率ヲ異ニスル二箇又ハ二箇以上ノ物品ノ混合品ナルトキハ該品ハ稅表ニ別段

ノ規定アル場合ヲ除キ其ノ全體ニ付構成物ニ對スル稅率中ノ最高率ヲ適用スベシ、但シ該構成物品ハ稅關長ニ於テ單ニ混合品ニ附屬スルモノト認ムルトキハ之ヲ存在セザルモノト看做スベシ

尙本通則ハ稅關長ニ於テ構成物品ガ容易ニ分離シ得ベキモノナルコトヲ認メタルトキハ之ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テハ稅關長ハ各構成物品ニ對シ之ニ適用スベキ稅率ニ依リ課稅スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九條 大藏大臣ハ本法施行ノ管理監督ニ當ルモノトス

佛曆二四八一年關稅定率法(第三)

第一條 本法ハ「佛曆二四八一年關稅定率法(第三)」ト稱ス

第二條 本法ハ官報ヲ以テ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 本法施行ノ日ヨリ佛曆二四七八年關稅定率法附屬稅表ハ之ヲ廢止シ本法附屬稅表ハ之ニ代ルモノトス

第四條 (本條ハ佛曆二四七八年關稅定率法第八條ヲ改正セルモノナリ)

第五條 大藏大臣ハ本法施行ノ管理監督ニ當ルモノトス

佛曆二四八三年關稅定率法(第四)

第一條 本法ハ「佛曆二四八三年關稅定率法(第四)」ト稱ス

第二條 本法ハ官報ニ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 本法施行ノ日ヨリ佛曆二四八一年關稅定率法別表關稅率表ハ本別表關稅率表ヲ以テ改正セラル

第四條 大藏大臣ハ本令施行ノ任ニ當リ且之ヲ監督ス

輸出入關稅率表

本稅率表ハ佛曆二四八三年(昭和十五年)改正ノ現行輸出入關稅率表を邦譯したるものである。

- (1) 輸入稅率表
- (1) 肉及魚

- (2) 牛乳・酪農產品・卵・食用油等
- (3) 蔬菜及果實
- (4) 茶・コーヒー・ココア
- (5) 調味用ノ芳香性植物產品及ソース・香料・チャットニイ等
- (6) 穀物・澱粉・澱粉及其ノ調製品
- (7) 砂糖及砂糖產品
- (8) 雜食料品
- 第二類 酒精、酒精含有飲料・其ノ他ノ飲料及酢
- (9) 酒精・酒精含有飲料・其ノ他ノ飲料及酢
- 第三類 原料 品
- (10) 雜原料品
- 第四類 布帛以外ノ製品
- (11) 化學藥及製藥等、化粧用調製品等
- (12) 陶磁器類
- (13) 色素及ワニス
- (14) 電氣用品
- (15) 履物
- (16) 燃料・油脂・グリス・蠟及同製品
- (17) 硝子及硝子製品
- (18) カンヴァス製品、繩索及同製品、包裝用袋等(ガンニイ袋以外ノモノ)
- (19) 革・模造革及同製品
- (20) 燐寸・燐寸製造用材料及自動點火器
- (21) 卑金屬及同製品
- (22) 機械(電氣機械ヲ含ム)及同部分品
- (23) 紙及同應用品

輸入稅率表

- 第一類 食料品
- 番號 分 類

稅率

從價 從量

單位 稅率

輸出稅率表

- (24) 煙草及同製品
- (25) 木製品
- (26) 車輛・同部分品及附屬品
- (27) 雜製品
- 第五類 布 帛
- (28) 紡織材料及同製品
- 第六類 輸入稅免除品
- (29) 輸入稅ノ納付ヲ免除スル雜品
- 第七類 一般ノ從價稅率ニ依ルベキ物品
- (30) 其ノ他ノ總テノ物品

(註) 關稅定率表ニ對スル一般ノ註解事項

- 1 本表ニ於ケル各類及節ノ標題ハ元來分類ノ便宜ニ供スルモノニシテ稅率ノ解釋ニハ何等影響ヲ及ボスモノニアラズ
- 2 本表ニ用ヒタル「直接包裝ノ重量ヲ含ム」ナル語句ハ左記ノ意味ヲ有スルモノトス
 - (a) 物品ガ單ニ板紙・板・卷心其ノ他ノ材料ニ結付又ハ添附シタルモノナルトキハ該材料ノ重量ニ貼札又ハ結束ニ用ヒタル紙・絲等ノ重量ヲ加ヘタルモノヲ含ム
 - (b) 物品ガ前項ノ如ク結付又ハ添附セザルモノナルトキハ該物品ヲ包有スル直接容器ノ重量ヲ含ム尙原文中「P.P.C」ナル語句は別項目ニ含マザルモノノ謂ナリ
- 3 本稅率表ニ依リ納付スベキ關稅合計ノ計算ニ於テハ〇・五サタン未満ノ合計上ノ端數ハ之ヲ切捨テ〇・五「サタン」ヲ超エタル端數ハ之ヲ「一」サタントシテ計算ス

第二類 酒精・酒精含有飲料・其の他の飲料及酢

(9) 酒精・酒精含有飲料・其の他の飲料及酢
三四 イ 麥酒(ビール・スタウト・ポターイ)...

- 1 純酒精の含有量一五%を超えざるもの
(1) 樽其の他の大容器入のもの
(2) 罎入沸騰性のもの
(3) 罎入非沸騰性のもの

Table with 2 columns: Unit (e.g., 樽, 罎), and Rate (e.g., 0.15, 0.30).

ハ ブランドデー・ウイスキー・ラム・ヂン・セネヴァ及其の模造品

(註) 箱に包装せる罎又は壺入のものを輸入するときは各箱の内容物の全重量は課税上九立を下らざるものと看做す...

- (1) 箱の中に破砕又は紛失せる罎に對し減税を爲し又は見本其の他の特定の用途に供する小罎に對し實量課税を許可することを得
(2) 純酒精の含有量四〇%未満のもの

Table with 2 columns: Unit (e.g., 罎), and Rate (e.g., 0.15, 0.30).

含まざるもの)

三五 礦水及炭酸水

イ 每罎〇・四立を超えざる罎入のもの
ロ 每罎〇・四立を超え〇・八立を超えざる罎入のもの
ハ 每罎〇・八立を超えたる罎入のもの

三六 酒精を含有せざる飲料用のシラップ・スクウオツシユ及ジュース(別項目に含まざるもの)

第三類 原料品

三八 アスファルト・タール及其の混合物又は乳劑(石綿砂等を加えたるものとを別たす)(別項目に含まざるもの)

- 三九 檳榔子
四〇 建設用セメント
四一 陶磁器用又は建設用粘土其の他の原料(別項目に含まざるもの)

Table with 2 columns: Unit (e.g., 罎, 打), and Rate (e.g., 0.15, 0.30).

四八 別項目に含まざる植物性材料にして巻煙草卷用のもの・籠・席ブラツシユ又は繩索製造用のもの・填充又は包装用のもの

イ 巻煙草卷用に適するアタツプ其の他の類似の葉(一定の大きさに切りたると否とを別たす)

第四類 布帛以外の製品

[第四類に關する一般的註]

本類に依り従量税を課すべき物品にして眞珠、寶石又は半寶石を嵌入し又は此等の物品と結合したる貴金屬を用ゐたるものは第一九八號の税率又は各當該従量税率の何れか高き税率を課す

- 四九 (11) 化學藥及製藥等、化粧用調製品等化學藥を左記の如く特掲す
イ 明礬、珪酸ソーダ
ロ 鹽酸、硫酸(發煙硫酸「オリウム」)及脫水硫酸(含む)

Table with 2 columns: Unit (e.g., 罎), and Rate (e.g., 0.15, 0.30).

八四	革又は革代用品製の別項目に含まざる雑品	同	0.00
八五	(註) 1. 課税重量は取附品及附屬品の重量を含む 2. 本號に含むべき物品は主として革又は人造革・其の他の革代用品又は模造革にて構成したるものなるを要す イ 馬具及籠具類・モロッコ革製品・袋物類・旅行用品・ベルト(機械用・ベルト・イング以外のも)及革紐 ロ 本號イに掲名せる物品にして人造革其の他の革代用品又は模造革にて製したるもの イ 馬具及籠具類・モロッコ革製品・袋物類・旅行用品・ベルト(機械用・ベルト・イング以外のも)及革紐 ロ 本號イに掲名せる物品にして人造革其の他の革代用品又は模造革にて製したるもの	同	0.00
八六	普通に構寸製造に使用する軸木・ベニヤ其の他の木材	同	0.00
八七	自動點火器及同構成分品	同	0.00
八八	完成點火器(フリントを附したると否とを別たす)	同	0.00
八九	構成分品(フリントを除く)	同	0.00
九〇	ハ フリント	同	0.00
九一	ロ 単金屬及同製品	同	0.00

八九	別項目に含まざる棒・板・管(管及筒用ジョイント及フランジ其の他類似の附屬品を含む)にして主として左記の單金屬又は其の合金より成るもの (註) 本號のイ、ロ、ハ及びホに特掲せる金屬の合金產品は輸入申告書が構成金屬の百分率の證明を含むと否とを問はず第八八號(註1)の規定に依り分類す	同	0.10
九〇	イ アルミニウム	同	0.10
九一	ロ 銅	同	0.10
九二	ハ 鉛	同	0.10
九三	ニ ヌッケル	同	0.10
九四	ホ 錫	同	0.10
九五	イ 銃砲同部分品及附屬品、彈藥	同	0.10
九六	ロ 銃身(單銃身又は複銃身のもの)	同	0.10
九七	ハ 銃床及遊底	同	0.10
九八	ニ 拳銃彈倉	同	0.10
九九	ホ 散彈銃、小銃及拳銃用のカートリッジ	同	0.10
一〇〇	イ 魚釣針	同	0.10
一〇一	ロ 銃身(諸國を含む)(カバーを附し又は仕上裝備を施したると否とを別たす)金庫・貨幣匣・ストロングボックス・トランク及箆筒(主として鐵又は鋼より成るもの)	同	0.10
一〇二	ハ 中空器具(別項目に含まざるもの)・スプーン・フォーク・柄杓及盆にして主として左記の單金屬又は其の合金より成るもの	同	0.10
一〇三	ニ (註) 本號に特掲せる金屬の合金の製品は輸入申告書が構成金屬の百分率の證明を含むと否とを問はず第八八號註1の規定に依り分類す	同	0.10
一〇四	イ 鋼	同	0.10
一〇五	ロ 鐵又は鋼	同	0.10
一〇六	ハ 錫鍍し・亜鉛鍍し・鉛鍍し・ブレイトシ・又はベリント・ワニス又はエナメルを施したるもの	同	0.10
一〇七	ニ 其の他	同	0.10
一〇八	イ アイロン(電氣的にあらざるもの)	同	0.10
一〇九	ロ 錠・南京錠・錠及同部分品	同	0.10
一一〇	ハ 釘及鋸(主として單金屬又は其の合金より成るもの)	同	0.10

九一	ニ ヌッケル(ニッケルの合金にして其の含有重量一〇%を超えたるものを含む)	同	0.00
九二	ホ 鐵又は鋼	同	0.00
九三	(1) 棒鐵、コーナー形及アングル形鐵・帶鐵及帶	同	0.00
九四	(2) 亜鉛鍍板	同	0.00
九五	(3) 錫鍍板	同	0.00
九六	(4) 其の他の板	同	0.00
九七	(5) 管及筒(管及筒用ジョイント及フランジ其の他類似の附屬品を含む)	同	0.00
九八	九〇 箔(單金屬又は其の合金製キヤプシニール及チューブを含む)	同	0.00
九九	九一 線(別項目に含まざるもの及其の製品にして主として單金屬又は其の合金より成るもの)	同	0.00
一〇〇	イ 鐵又は鋼のみより成る線	同	0.00
一〇一	ロ 其の他の線	同	0.00
一〇二	ハ 線より成る電纜・繩索及組紐(非金屬材料製心又はカバーを有するもの共)	同	0.00
一〇三	ニ 線より成る網地及格子	同	0.00
一〇四	(註) 網目二・五平方寸を超えざるものは細目金網と看做す	同	0.00
一〇五	ホ 細目金網	同	0.00
一〇六	九二 主として鐵又は鋼より成る錠及同部分品(スプロケットチェーン以外のもの)	同	0.00
一〇七	九三 クラウンロルク	同	0.00
一〇八	九四 双物(工具を除く)	同	0.00
一〇九	イ 安全剃刀の刃	同	0.00
一一〇	ロ 單金屬又は其の合金製の刃物(普通材料製の柄を有するものと否とを別たす)・ナイフ・剃刀安全剃刀	同	0.00

九一	ニ ヌッケル(ニッケルの合金にして其の含有重量一〇%を超えたるものを含む)	同	0.00
九二	ホ 鐵又は鋼	同	0.00
九三	(1) 棒鐵、コーナー形及アングル形鐵・帶鐵及帶	同	0.00
九四	(2) 亜鉛鍍板	同	0.00
九五	(3) 錫鍍板	同	0.00
九六	(4) 其の他の板	同	0.00
九七	(5) 管及筒(管及筒用ジョイント及フランジ其の他類似の附屬品を含む)	同	0.00
九八	九〇 箔(單金屬又は其の合金製キヤプシニール及チューブを含む)	同	0.00
九九	九一 線(別項目に含まざるもの及其の製品にして主として單金屬又は其の合金より成るもの)	同	0.00
一〇〇	イ 鐵又は鋼のみより成る線	同	0.00
一〇一	ロ 其の他の線	同	0.00
一〇二	ハ 線より成る電纜・繩索及組紐(非金屬材料製心又はカバーを有するもの共)	同	0.00
一〇三	ニ 線より成る網地及格子	同	0.00
一〇四	(註) 網目二・五平方寸を超えざるものは細目金網と看做す	同	0.00
一〇五	ホ 細目金網	同	0.00
一〇六	九二 主として鐵又は鋼より成る錠及同部分品(スプロケットチェーン以外のもの)	同	0.00
一〇七	九三 クラウンロルク	同	0.00
一〇八	九四 双物(工具を除く)	同	0.00
一〇九	イ 安全剃刀の刃	同	0.00
一一〇	ロ 單金屬又は其の合金製の刃物(普通材料製の柄を有するものと否とを別たす)・ナイフ・剃刀安全剃刀	同	0.00

イ 鐵又は鋼のみより成るもの	同	每 疋	0.05
ロ 其他	同	每 疋	0.10
一〇二 針		每グロツス0.04	
イ ミシン用のもの其他類似のもの		每千箇	0.50
ロ 手縫用のもの・刺繍用のもの・家具仕上装備用のもの・其他類似のもの		每百箇	0.10
ハ グラムフォーン其他類似の蓄音器用のもの		直接包装の重量共 疋	0.15
一〇三 ビン(身邊裝飾用ビン以外のもの)		同	0.10
一〇四 主として鐵又は鋼より成る鐵道及軌道建設材料にして線路用のもの(橋梁用桁等を含む)・鐵道車輛及同構成部分品		同	0.10
(註) 税關長が左記の證明を承認したる物品は本號に依ることを得るものとす			
① 物品が鐵道又は軌道運營業當局の命に依り輸入するものなること			
② 物品が線路用品として又は鐵道の場合に於ては鐵道車輛として専用すべきものなること			
③ 物品に附與したる特殊の形状又は性質は本號規定の目的以外の目的に使用する爲には緊要ならざるものなること			
一〇五 手職・藝術・手藝及工藝用の別項目に含まざる手工具及同部分品にして主として鐵及鋼より成るもの		每 疋	0.10
イ 鋸及大目鋸		每 疋	0.15
ロ 鋸・鑿又はタガネ・カッター・ナイガー・ピンサール・突錐・斧及技術手工具		同	0.10
ハ 其他(鋤・シヨヴェル及鶴嘴を含む)		同	0.10

一〇六 常態として農業及動物農耕に専用する器具及同部分品		同	無稅
一〇七 主として鐵又は鋼より成るタンク・大樽・大桶・其他類似の容器にして容量三〇〇立又は三〇〇立を超えたるもの(但し機械的裝置を有せず最初より物品の運搬又は包装用に設計せざるもの)		每 疋	0.05
一〇八 プリキ製容器主として鐵又は鋼より成り最初より物品の運搬又は包装用に設計したる型のパアルル及ドラム		每百箇	0.10
イ 圓筒形巻煙草罐(使用したるもの)		每百箇	0.05
ロ 其他		同	0.10
一〇九 主として卑金屬又は其の合金より成る印刷用活字及金屬版		同	0.10
一一〇 主として卑金屬又は其の合金より成る雜製品		同	0.10
イ リヴエツト・刺ピン・座金・ボルトナット及ネヂ製品にしてネヂ・ネヂを切りたるフツク等の如きもの		同	0.10
ロ 鐵又は鋼のみより成るもの		同	0.10
(註) 其他		同	0.10
ハ マツクル及クラスプ		同	0.10
ニ 押紐釦		同	0.10
一 家具・戸・窓・馬具・トランク鞆・箱・其他類似品用の別項目に含まざる金具		同	0.10
(1) 鐵又は鋼のみより成るもの		同	0.10
(2) 其他		同	0.10
機械(電氣機械を含む)及同部分品		同	0.10
家庭用扇風機及同部分品		同	0.10
家庭用冷蔵庫及同部分品		同	0.10

一一三 ミシン及同部分品		同	0.10
イ ミシン(蓋又は臺の有無を別たす)		同	0.10
(1) 手動のもの		同	0.10
(2) 足踏のもの		同	0.10
ロ 別項目に含まざる蓋・臺及分離したる部分品		每 疋	0.15
一一四 タイプライター及同部分品		每 箇	1.00
イ タイプライター(箱の有無を別たす)(計算機・製表機及記帳機・又は其のタイプライターと結合したるものを除く)		每 箇	1.00
ロ 箱臺及分離したる部分品(計算機・製表機及記帳機又は之と結合したるタイプライターの部分品を含む)		每 疋	1.00
一一五 別項目に含まざる機械及裝置にして農地の耕作・準備及栽培用のもの・農産品收穫用のもの及同部分品並に附屬品(本體の最初の裝備の構成部分品にして本體と共に輸入するもの)・孵卵器		無稅	
一一六 機械(別項目に含まざるもの)及機械用汽罐の完成品及同部分品並に附屬品(本體の最初の裝備の構成部分品にして本體と共に輸入するもの)但し左記のものを除く		無稅	
(1) 元來人又は動物の勞力に依り運轉する機械			
(2) 事務所用・家庭用・化粧用・園藝用又は運動用機械・又は小賣商業用機械			
(3) 陸地車輛又は航空機の機關及用具			
(4) 衡器			
(5) 測定及(又は)自記用具			

(註) 輸入申告書に左記の申告を爲さざる物品は本號に依ることを得ざるものとす			
(1) 該機械が本號の規定五項の何れにも該當せざるものなること			
(2) 機械又は汽罐が其れ自體完成品なること			
(3) 該部分品及附屬品が共に輸入する特定の機械にのみ使用するものなること			
イ 重量五〇疋を超えざるもの		每 疋	0.10
ロ 重量五〇疋を超え五〇〇疋を超えざるもの		同	0.10
ハ 重量五〇〇疋を超えたるもの		同	0.10
一一七 機械用ベルチング		同	0.10
一一八 精米機用ゴム製ブレーキプロツク		同	0.10
一一九 浸漚機用鋼製バケツ及同部分品		同	0.10
(註) 第一一七號乃至一一九號に特掲せる物品にして完成機械と共に構成するものは該機械として同一項目に依ることを得べきものとす			
(23) 紙及同應用品		同	0.10
1. 〔一般的註〕			
① 一平方メートルの重量三〇〇瓦又は三〇〇瓦を超えたるものは板紙と見做し一平方メートルの重量三〇〇瓦未満のものに紙として取扱ふ			
2. 〔卷取紙又は枚葉紙〕なる語句(第一二〇號及第一二二號參看)は夫々左記のものに限るものとす			
(1) 卷取紙は幅一五種を超えたるもの			

(註) 腕環等の如き附屬品は分離課税すべきものとす
 懐中時計側及同部分品、例へばバック・リムカバー等
 (1) 金又は白金製のもの
 (2) 其の他

ハ 懐中時計ムーブメント(分離輸入のもの)
 ニ 其の他の時計、同ムーブメント(分離輸入のもの)
 (1) 置時計
 (2) 其の他、但し左記の時計及同ムーブメント、即ち大時計にして建築物の外用に適するもの電氣時計及コントロールドロツクを除く

第五類 布、帛

(28) 紡織原料及同製品

(第二八節に對する一般的註)

〔註1〕 織物の意義
 織物なる名稱は紡織原料製織布を意味するものにして、完成品又はゴム入紐・リボン・テープ・紐紐・トリミング・總・ウエツピン等其の他類似の製品を意味するものにあらず
 織物は左記のものを包含するものとす
 (1) レニス及刺繍布(完成品にあらざるもの)
 (2) バモン・サロン及バカマ(單製のもの、連製のもの又は其の他のもの)

〔註2〕 他の材料を塗布し又又は滲透せる絲織及織物の課税方
 織絲・捻絲及織物に對する他の材料の塗布又は滲透は該品の課税方に何等の影響を及ぼさざるものとす
 一部非紡織原料より成る織絲・捻絲及織物(例へば一部金屬線より成る織絲又は織物、ティンゼル・スパンゲル等にて裝飾したる織物)は第一六一號乃至第一六四號以外に本稅表中に特掲せざるものなる時は第一九八號に依り課税す
 〔註3〕 一部非紡織原料より成る織絲・捻絲及織物の課税方
 二又は二以上の紡織原料より成る絲織及織物の課税方
 二又は二以上の紡織原料より成る織絲・捻絲及織物は下記の通り課税す
 〔註4〕 織成 品
 本混交品は全體として當該品の稅率(第一六二號)に依り課税す
 本混交品は全體として構成原料中の最高稅率のものに適用すべき稅率にて課税す、但し該原料の重量が全重量の五%を下らざることを要す
 最高稅率の構成原料が以上の稅率に依るべきものなる時は本混交品は全體として其の性質又は每平方米の重量に該當する稅率にて課税す
 構成原料中其の重量が全重量の五%未満のものあるときは該原料は混交品中に存在せざるものと看做す
 本混交品は全體として第一九八號に依り課税す
 本混交品は全體として混交品中の特掲原料中の最高稅率のものに適用すべき稅率に依り課税す、但し該原料の重量が全重量の五%を下らざるこ

〔註5〕 從量稅率に依るべき混交完成品の課税方
 第一六五號及第一六六號に依り課税すべき混交完成品は裏地・リボン・テープ・紐紐・紐紐・フアツスナー・レーベル・裝飾・ゴム入紐・トリミング・其の他類似の附屬品の如何に拘らず各該當項目に依り課税す
 混交紡織原料より成る織絲・捻絲・織物及織物の輸入申告書は下記の證明を包含することを要す
 (1) 絹を含有する混交品の場合は構成絹重量の全重量に對する百分率
 (2) 其の他の場合は各構成原料の品名及構成原料中其の重量の比率が全重量の五%未満のものあるときは其の旨
 該證明を缺くときは絹を含有する混交品は最高稅率にて課税し一方其の他の混交品は最高稅率の構成原料に適用すべき稅率にて課税す、該最高稅率の構成原料が以上の稅率に依るべきものなる時は之に適用すべき稅率は其の性質及(又は)每平方米の重量に該當する稅率とす

〔註6〕 混交紡織原料より成る絲織又は織物の申告方
 每平方米の重量を基準として課税すべき織物の輸入申告書には每平方米の織物の重量の證明を包含することを要す
 該證明を缺くときは其の織物は實際の重量に拘らず適用し得べき最高稅率にて課税す

〔註7〕 每平方米の重量を基準として課税すべき織物の申告方
 該證明を缺くときは其の織物は實際の重量に拘らず適用し得べき最高稅率にて課税す

一六一 綿

イ 棉花(屑を含む)(別項目に含まざるもの)
 ロ 織絲・捻絲及捻絲
 (1) 生のもの(漂白せざるもの)
 (2) 白色のもの(漂白したるもの)
 (3) 染めたるもの(色付けたるもの又は捺染したるもの)

〔註〕 本項に特掲する織物は從價一五%の最低稅率を課す
 (1) 生のもの(漂白せざるもの)
 1. 每平方米の重量一〇〇瓦を超えざるもの
 2. 每平方米の重量一〇〇瓦を超えたるもの
 (2) 白色のもの(漂白したるもの)
 1. 每平方米の重量一〇〇瓦を超えざるもの
 2. 每平方米の重量一〇〇瓦を超えたるもの
 (3) 染めたるもの、色付けたるもの又は捺染したるもの
 1. 每平方米の重量一〇〇瓦を超えざるもの
 2. 每平方米の重量一〇〇瓦を超え二〇〇瓦を超えざるもの
 3. 每平方米の重量二〇〇瓦を超えたるもの

一六二 絹

ハ 織物
 (1) 白色のもの(漂白したるもの)
 (2) 白色のもの(漂白したるもの)
 (3) 染めたるもの、色付けたるもの又は捺染したるもの
 1. 每平方米の重量一〇〇瓦を超えざるもの
 2. 每平方米の重量一〇〇瓦を超えたるもの
 (3) 染めたるもの、色付けたるもの又は捺染したるもの
 1. 每平方米の重量一〇〇瓦を超えざるもの
 2. 每平方米の重量一〇〇瓦を超え二〇〇瓦を超えざるもの
 3. 每平方米の重量二〇〇瓦を超えたるもの

一六二 絹

一七四	別項目に含まざる卓子用・寝蓆用 及化粧用「リネン」完成品にして主と して紡織原料より成るもの イ 綿の重量八〇%を下らざるもの より成るもの ロ 其他	同	毎 疋	〇.五 二.〇	無
一七五	(註) 第一七四號イ該當品の輸入申 告書は同品が綿のみより成る旨の 證明又は其の各構成原料の百分率 を示すべき證明を包含するを要す 該證明を缺くときは其の物品は第 一七四號ロに依り課税す 完成浴巾(主として紡織原料より 成るもの)		毎 疋	〇.五	無

第六類 輸入税免除品

一七六	飛行機及之と共に輸入する同部分品及附属品にし て其の最初の装備の構成部分を成すもの取替及修繕 の爲輸入する飛行機の構成部分品及装備品	無	無	無	無
一七七	特に科學的目的に適する機械及器具 イ 特に化學分析用及試余用に適する器具及機械 (試金天秤・二氫又は二氫以下の感度を有する化學 天秤・試金爐・實驗室用フラスコ・レトルト其の他 類似の容器を含む) ロ 化學的製造用又は實驗室用のレトルト其の他の 器具にして石英硝子又は白金製のもの ハ 顯微鏡(豫備品及取替品を含む、但し顯微鏡と共 に使用する物品及材料を含まず) ニ 其他の機械及器具にして官報に告示のときよ り施行する税關長の命令を以て指定することある べきもの	無	無	無	無

一七六	輸入税の納付を免除する雜品	無	無	無	無
-----	---------------	---	---	---	---

一八〇	クロロホルム・精製エーテル・エーテル及ヨードホ ルム	無	無	無	無
一八一	壓縮・液化又は固形化ガス用シリンド ア	無	無	無	無
一八二	特掲消毒劑即ちコールドアル酸がアルカリと化合 したるものにして之に水を加ふるときは石鹼質消毒 劑となるべき調製品及官報に告示のときより施行す る税關長の命令を以て指定することあるべき其の他 の消毒劑	無	無	無	無

一八三	輸出したる物品(再輸出品を含む)にして輸出の際 再輸入證明書の交付を受け性質又は形状を變ずるこ となく二年以内に再輸入するもの (註) 税關長は特別の場合と認むるときは再輸入證 明書に關する要求を抛棄することを得	無	無	無	無
一八四	特掲肥料即ち動物又は植物原産の肥料にして化學 的に調製せざるもの、窒素肥料・磷酸肥料・又はカリ 礦物肥料又は化學肥料及其の混合品、其他の肥 料にして泰國に於て肥料目的のみに常態的に使用す べきものなる旨の證明を税關長が承認することある べきもの (註) 税關長は左記の如く認定するときは肥料たる べく申請せる物品に對し本號に依る無税輸入許可 を拒否することを得 ① 該品が土壤肥沃化以外の主たる用途の爲輸入 するものなること、又は ② 該品が礦物質又は化學的のものなるときは其 の所期の目的が土壤肥沃化に在ること疑の 餘地なき如き充分の特色を有する不純物に非 らざること、又は ③ 該品が土壤肥沃化に供するものなることを認 め得ざる如き包装を施したるものなること	無	無	無	無

一七八	外科醫・齒科醫又は眼科醫特用の機械・器具及材 料 イ 人體の畸形を矯正し、其の狀態を軽減乃至緩和 し又は此の種人體の何れかの部分に代用する爲特 に適用する着用具(副木を含む)部分的聾者用耳管 及聽音器 ロ 外科用具及齒科用具 ハ 外科醫用材料。即ち繻帶用防腐ガーゼ・リント 布・ト・脱脂綿・多孔可塑性フェルト・絆創膏(藥 療用硬膏を除く)・海綿巴布・繻帶・カッターガット・ 消毒綿合絲及其の他 ニ 義齒、義齒一式の調製及製造又は齒科醫の患者 口腔治療に特用の爲設計調製せる材料(別項目に 含まざるもの) ホ 眼科醫用検査ケース・検査用カード及圖表、眼 鏡用レンズ ヘ 所有者の自用品として輸入する携帶器具(自動車 輛・酒精含有飲料・銃器・彈藥及食糧品を除く) (註) 「旅具」なる名稱は左記物品の相當量を包含 するものとす イ 衣類・職業用具・其他の自用品 ロ 家財(家具・地氈・硝子器・リネン・双物・陶磁 器類及金銀製食器類の如きもの)にして旅客の 自用又は自家用のものなる旨の證明を税關長が 承認するもの、但し何人と雖も住所變更の場合 の外家財に對する免税の取扱を受くることを得 ず (註) 「携帶」なる語は旅具に關して使用するとき は旅客の到着前一月以内、又は旅客の到着後左記 期間内に到着する旅具を包含するものとす 海峽植民地・馬來聯邦又は印度支那よりのものは 二週間	無	無	無	無
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---	---	---

一八五	輕便消火器(化學的のもの)	無	無	無	無
一八六	金地金(金箔を含む)・銀地金・通貨及通貨に關する 法律に規定せる重量・品位及公差を有するニッケル 貨又は青銅貨にして國庫の輸入するもの	無	無	無	無
一八七	ガンニイ袋	無	無	無	無
一八八	特掲農業用殺蟲劑及殺菌劑、即ち青化石灰・砒酸 石灰及砒酸鉛・ニコチン・オルトヂクロルベンゾ ル・パラヂクロルベンゾール及此の種のもの其の他 類似のものを基礎とせる調製品及其の他の殺蟲劑及 殺菌劑にして泰國に於て農業目的のみに常態的に使 用すべきものなる旨の證明を税關長が承認することあ るべきもの (註) 税關長は農業目的用殺蟲劑又は殺菌劑以外の 主たる用途の爲め輸入するものと認定する物品に 對し本號に依る無税輸入許可を拒否することを得 一八九 馬、種用なる旨の證明を税關長が承認することあ るべき其の他の生きたる動物(魚・甲殼類及軟體動 物を除く)	無	無	無	無

一九〇	阿片專賣局用の阿片	無	無	無	無
一九一	風驅除の爲特用の調製品及器具	無	無	無	無
一九二	無税品又は從量税品を包有する容器(特に規定あ る場を除く、第七七號註參照)但し元來物品運搬用 容器として使用の爲設計せざる容器及容器を空にて 輸入する場合に其の容器に課すべき關税を連脱する 意思を以て物品を包有して輸入するものと税關長が 認定するものを除く (註) 容器に課税する場合は該容器は輸入申告書に 別に申告することを要す	無	無	無	無
一九三	商品見本、但し見本用のみ適用するものに限る	無	無	無	無
一九四	繁殖用種子・植物及植物の部分	無	無	無	無
一九五	動物學・植物學・礦物學及解剖學の標本(別項目に 含まざるもの)	無	無	無	無

五サタン貨	三三三三三	一サタン貨	計	五〇九三
一サタン貨	九三〇三三	一サタン貨		一六五八五七〇
(註) 五〇及二五サタン貨の銀純分は夫々八〇〇、一九一九一二年初期に六五〇、其數額引後に五〇〇に減じ、一九二二一年には六五〇に復し、爾來之を維持し來つてゐる。				
一〇一九〇九一〇年廢貨。				
一〇一九一三一年廢貨。				

二紙幣

従前香港銀行其の他の外國銀行の支店が政府より特許を得て紙幣を發行したが、一九〇三年即ち佛曆二四四五年紙幣令を公布して右特許制度を廢し、政府自ら紙幣局を創設して五、一〇、二〇、百、千、百、千の紙幣を發行した。當時無準備發行額は流通額の二五%に制限したが、一九〇六年一〇月の改正法により五〇%に引上げた。一九一七年二月及同年八月の二回に亘つて本法を改正し、結局正貨準備を紙幣發行額の二五%とし、更に翌年三月一五%に減じ、同年一二月の紙幣令では更に全準備額を投資し得る權限を大藏大臣に附與してゐる。一九一九年一月豐作に因る通貨需要の激増及紙幣供給の遲延とにより、改正法を急發して一時半紙幣紙幣を發行し、一時紙幣の兌換を停止した。爾後兌換停止は屢々行はれたことがあり、正貨準備率は二五%に改正せられた。従つて現在の紙幣の性質は所謂銀行券(Bank note)ではなくして政府紙幣(Government note)である。然るに最近中央銀行設立の機運が醸成されナシ、ヨナルンメンチーメンクオプタイランマ(National and City Bank of Thailand)の設立を見ることがなつたが、結局英國の妨礙によりその發券機能發揮することが出来ない情勢にある。

第二節 通貨制度

一 概 要

一 サタン貨 〇・八八七五六日本國 〇・〇九〇八九英貨 磅スターリング
 〇・〇四二四四二米國 〇・一八五七二一九二獨逸ライヒス
 マルク 〇・八八四八二八四比律賓ペソ 〇・一〇〇六四四四印
 ギルダール 〇・二九二二二二印度支那ピアートル 〇・二二二二
 一九三三印度ルピー

通貨の單位はサタンにて、一〇〇サタンに分割される。一サタン貨は紙幣と共に其の額に關係なく無制限法貨として通用され、其の他の銀貨は五サタン迄、白銅貨及青銅貨は一サタンを限り法貨として通用する。右通貨令及同法の下に發布したる佛曆二四七一年(一九二八年)紙幣發行に關する大藏省令により、通貨局より發行される紙幣の種類には各一五・十・百・千サタンの諸種があり、準備金のみならず一般輸入の保證の下に發行され、無制限法貨として通用される。泰國には一九四一年に漸く中央銀行の設立を見るに至つたが、未だ創業準備期間中で、未だに紙幣は大藏省が自ら發行する所である。因に新銀行總裁にはアンダームロングが就任する筈である。

二 通貨流通高

各種紙幣中では一サタン、一〇サタン、二〇サタン紙幣が最も多く流通してゐる。紙幣發行總額は一九二八年以後漸減しつゝあつたが、景氣の恢復につれて一九三二年より再増加に轉じつゝある。最近一九四一年六月末現在流通高は二四三、三五五、七二二サタンである。一九三一年英國の金本位が停止するや同年九月三〇日附告示を以て紐育を政府の債務支拂地と指定し、現物買又は賣相場を、夫々一米金弗に付二・二サタン及二・三〇サタンと決定する旨發表したが、其後一九三二年五月一一日泰國も金本位を停止に決し、再びサタンを磅に聯繫せしむる事に成り、爲替を英泰兩國金本位停止前の通り一磅一サタンに復せしめ、同日公布されたの改正通貨法に依り英貨磅及英貨磅有價證券も通貨準備の合法的構成部分となす旨定められた。其の後一九三三年に至つ

佛曆二四七一年(一九二八年)通貨令に據れば、大藏大臣は(一)盤谷に於て法貨一サタン對純金〇・六六五七五の割合を以て、金又は法貨を兌換する。(二)右の外々國に於ける一定の場所(註)に於て一定の率(註)を以て(其の場所及率は大臣が時々告示す)法貨引換に金又は金爲替を受渡すことが来る。而して其の率は、場合によりては一サタン對純金〇・六六五六七五の割合に又は其の割合より盤谷及其の場所間の金輸送近似費を加減する。

(註) (1)佛曆二四七一年通貨令一條に關する大臣の告示に據れば、一磅對一〇・八〇サタン(a)及二・二〇サタン(b)の率にて倫敦金を爲替を受(a)換(b)する。該現法中最も重要な特長は、爲替相場が磅貨の金量の一分の一より端數以上の騰落をなすことを避制する責任を政府が引受けたる點にして、この責務履行の爲め、従前の紙幣準備金及金本位準備金なる資産を以て通貨準備金を設定し、其の準備金保全の爲め諸種の規定を設けてゐる。現法に定めてゐる貨幣は次の如くである。

種類	貨幣名稱	標準		公 差
		重量	純分	
銀	一サタン	銀 九〇〇	一サタン貨	九厘 千分の
同	五〇サタン	銀 四五〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一〇サタン	銀 九〇〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	一サタン	銀 九〇	同千枚	三厘 千分の
同	五サタン	銀 四五〇	同千枚	三厘 千分の
同	二五サタン	銀 二二五〇	同千枚	三厘 千分の

ヤーマークされてゐるから、實際の國內保有量は七千五百萬バーツ餘に過ぎず、又磅證券並に磅短期預け金の合計一億四千餘萬バーツは倫敦に保管されてゐて、英國の瞭解なくしては引出すことが出来ないから、極めて融通性の乏しいものと云はなければならぬ。

紙幣流通高表

Table with columns for year (1930-1940), paper currency circulation, and gold/silver reserves. Includes a note about the unit being 1000 Baht.

種類別紙幣流通高表

Table showing circulation of different types of banknotes (1 Baht, 5 Baht, 10 Baht, etc.) with columns for amount and percentage.

貨幣流通高表

Table showing circulation of various coins (1 Baht, 1/2 Baht, 1/4 Baht, etc.) with columns for amount and percentage.

補助貨流通高表

Table showing circulation of auxiliary currency (10 Baht, 5 Baht, 2 Baht, 1 Baht) with columns for amount and percentage.

中央金庫保有高

Table showing gold reserves of the central bank (1930-1940) with columns for amount and percentage.

地方金庫保有高

Table showing gold reserves of local banks (1930-1940) with columns for amount and percentage.

流通總高

Table showing total circulation of gold (1930-1940) with columns for amount and percentage.

(註) 輸入高欄を除き、泰國にて製造せる貨幣を含む。

第三節 爲替管理並に決済

由來、泰國の外國貿易は泰英關係に於ては泰國の輸出超過で、従つて常に豊富な在外資金に恵まれてゐた。之れに反して對日米貿易關係に於いては常に片貿易で日米兩國に送金の必要に迫られてゐた(貿易の部参照)。最近一九三九年末に我國は多量の泰國米輸入に乘出し爾來引續き輸入を行ひつゝあるが、一方ゴム、錫鐵等の輸入も激増せる結果、昨今の日泰貿易關係は從來の對英關係同様、泰國の多大の輸出超過と云ふ反對の現象を露呈するに至つた。

泰國は生活程度低く、比較的級の製品を需要する。然るに國內工業は極めて幼稚で製品の大部分は輸入に依存せざるを得ない。而も英國其他よりの歐洲製品は輸入困難となり米國品は比較的高級品である關係上、その需要には自ら限度あり、泰國は勢ひ本邦製品に依存の外なきに至つた。即ち泰國は、日泰貿易尻調整上からも、是非共大量の日本品を輸入することが望ましいのである。而して泰國の必要品は金銀に非ずして、生活必需品や國家的建設資材である。これが泰國が過般一千萬バート即ち邦貨約一千六百萬圓のクレデットを我國に許容し、日泰貿易の促進並に圓滑化を計るに至つた所以である。

一 爲替統制・管理法

政府は佛曆二四八五年(昭和十七年)二月一日付特別官報を以て通貨爲替統制法を發表、從來の英貨爲替本位を停止、從來の〇・三二六三九瓦を一バートとする新金本位制を採用、即日實施する旨發表した。かくて泰國は一月二五日對米英宣戰布告を斷行、未だ經濟的に磅より完全に離脱し、永年に亘り英國より加へられた經濟的桎梏を積極的に排除するに至つた。右爲替統制法の要旨は次の通りである。

- 一 パートの對外價值を一磅に付一一バートと規定した。從來の磅爲替本位制は廢止す。
- 一 純金〇・三二六三九瓦を以て法貨一バートとす。
- 一 大藏大臣は通貨及外國爲替の凡ゆる取引を統制・制限・禁止することを得。

泰國外國爲替管理法

佛曆二四八五年(昭和十七年)二月一日公布

- 第一條 本法ハ之ヲ佛曆二四八五年外國爲替管理法ト稱ス
- 第二條 本法ハ官報ニ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第三條 本法ニ於テ
 - 「通貨」トハ泰國ニ於テ法律上支拂ニ用ヒラルベキ貨幣ヲ云フ
 - 「外國通貨」トハ泰國ヲ除ク其他ノ國ニ於テ法律上支拂ニ用ヒラルベキ貨幣ヲ云フ
 - 「金」トハ金貨、金條又ハ金塊ヲ云フ
 - 「證券」トハ株券、公債、社債及預金證券ヲ云フ
 - 「保管」トハ本法ノ規定スル職務ヲ執行スルタメ政府ニヨリ任命セラレタル者ヲ謂フ
- 「主務大臣」トハ本法ノ施行ヲ監督スル大臣ヲ云フ
- 第四條 主務大臣ハ形式ノ如何ヲ問ハズ外國爲替又ハ外國通貨ニ關係アル取引又ハ行爲特ニ左記事項ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得
 - (イ) 外國通貨又ハ金ノ買入、賣却又ハ貸借
 - (ロ) 通貨、銀行券、爲替、外國通貨ヲ以テ表示スル證券又ハ金ノ國外輸出
 - (ハ) 泰國ヨリ他地域ヘノ證券ノ移轉
 - (ニ) 左記事項ノ對價トシテ泰國内ニ於テ支拂ヲ受クベキ權利が發生又ハ移轉スベキ爲替手形又ハ約束手形ノ發行、書換、證券ノ移轉、債務ノ引受

- (1) 泰國外ニ於ケル支拂ノ受領、又ハ財産ノ取得
- (2) 泰國外ニ於テ支拂ヲ受クベキ權利ノ取得又ハ泰國外ニアル財産ヲ受領スベキ權利ヲ取得

以上ハソノ對價トシテ通貨ノ支拂ヲ受クベキコトモ包含スルモノトス

- (ホ) 爲替相場ノ取極但シ主務大臣ハ必要アルトキハ之ヲ指定公示スルコトヲ得
- (ハ) 兩替ヲナス銀行又ハ個人ニ對スル許可
- 第五條 主務大臣ハ金「クレデット」又ハ外國通貨ノ所有者又ハ「クレデット」外國通貨又ハ外國證券ヲ受領スベキ權利ヲ有スル者ニ對シ之ヲ保管又ハ主務大臣ノ指定スル者ニ賣却シ主務大臣ノ指定スル爲替相場ニヨル泰貨ノ支拂ノ受領ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ指定ノ期間内ニ當該命令ヲ履行スベシ
- 第六條 前項ニ規定スル財産ノ賣買ニハ印紙稅ヲ要セズ
- 第七條 主務大臣ハ保管ヲ任命シ必要ニ應ジ帳簿書類ノ提出ヲ命ジ得ル權能ヲ定ムルコトヲ得
- 第八條 本法ニ基キテ發シタル省令、告示又ハ規定ニ違反シ又ハ之ヲ履行セザル者ハ二萬バート以下ノ罰金又ハ三年以下ノ禁錮ニ處シ又ハ兩刑ヲ併科ス
- 第九條 大藏大臣ハ本法ノ施行ヲ監督シ其施行ニ必要ナル省令ヲ定ムルコトヲ得
- 前項ノ省令ハ官報公示ノ日ヨリ施行ス

二 爲替決済に關する新協定

大東亞共榮圈における資金及物資の計畫的交流を圖り、大東亞戰爭完遂體制の絕對的確立を期することは刻下の急務であり、帝國政府はその爲の爲替政策においても圓中心主義を樹立したが、今回友邦泰國の間にその決済はすべて圓を以てこれを行ふ取極めを實行することとなり、昭

和一七年五月二日大藏省において賀屋藏相とワニットとの間に正式調印を了し、即日效力を發することとなつた。右協定の主要内容をなすものは、左の如くである。

一 日泰兩國間の決済は從來の米英貨又は金による決済方式を廢し、すべて決済は圓を以てこれを行ふ。

一 滿洲國・中華民國・南方占領地等の間の支拂も圓によつて決済する。日泰間においては圓一バート等價の協定實施(後記)を見たが、更に進んで兩國間の決済については、從來の英米貨または金による決済方式を根本的に改むるの要あるものと認め、先般來泰國側と協議を進めて來たところ、この程意見の一致を見るに至り、日泰間の支拂はすべて圓を以て決済せらるることとなつた。なほこれと同時に泰國側は現にわが國との間に圓決済方式を實行しつゝある滿洲國・中華民國及南方占領地域等との間の支拂についても總て圓によつて決済するの方針をとることとなり、更に右以外の諸國また諸地域との間の支拂についても是等の國又は地域が圓決済を希望する場合圓により決済せらるることとなるが、圓が開かれることとなつた。右の結果泰國がわが國に有する圓資金はこれを以てわが國との決済に使用し得るのみならず、廣く共榮圈内諸地域との決済にも使用し得ることとなり、更に場合によつてはその他の諸國または諸地域との決済にも使用せらるることとなるのであり、同國のために裨益する所多大なるを信じて疑はぬ。今後日泰間において經濟上、金融上更に緊密なる提携協力の實現されんことを希望する。尙本國決済協定は昭和十七年七月四日より實施された。

圓、バート等價の新經濟關係成立に關し昭和十七年四月二二日在泰帝國大使館は左の日泰共同コミュニケを發表した。

大日本帝國政府は日泰貿易促進の見地より圓對バートの爲替比率を百圓百バートのパリテイに改訂すべきことを提議せり。泰國政府は友好的協力の精神に基き右提議を受諾せり。但し泰國にとり不利なる急激的影響を防止するため兩國政府は左の點につき努力を拂ふべきことに

意見の一致を見たり。即ち泰國の對日輸出品の價格は合理的比率を以て引上げ、例へば泰國の米の輸出價格については現行價格に比し合理的引上げを期待されると同時に日本より泰國への輸入品の價格は爲替比率改訂前における取引價格より以上に引上げざることをす。仍て本月二三日以降盤谷に於ける金買入價格は一バーツに對し純金〇・二五九七四五と定む。

第四節 金融機關

一 概要

泰國貿易の發達は、一八八八年の香上銀行盤谷支店の開設となつたが、當時泰國に於ける金融機關としては前記の外印度人及支那人銀行の支店各一及歐人貿易業者を見るに過ぎず、又紙幣もラーマ六世の自署して發行せる半私的證券以外になく、メキシコ・西班牙・印度の銀貨の輸入により僅に金融上の需要を充足してゐた。續いて一八九三年にチャータード銀行、一八九七年に印度支那銀行の支店が盤谷に開設され、前行と共に當國商業の發達を大いに助成したが、歐洲語に通せぬ當國民とは殆ど取引がなかつたと云ふ。然るに一九〇四年、時の大藏大臣の庇護の下に今の泰商業銀行が創設され、後特許による有限責任會社とされた。その繁榮は國內に於ける銀行業の景氣を起し、政府は數行の支那人銀行にも特許を下附するに至つた。茲に從來歐人銀行に極端なる猜疑の眼を送つた一般泰國人は之等諸銀行に多大の信用を示して預金者が増集したが、無保證貸付を主要なる目的とした爲收拾し難い状態に陥り、信用を失墜した。遂に支那・泰國銀行の支店停止となり、諸銀行は悉く多少の影響を蒙つた。但し泰商業銀行は政府の補助により只管改造を行ひたる結果辛うじて破産を免れた。之に反し歐人銀行は引續き繁榮し、後臺灣銀行(一九一九年三月五日)・廣東銀行・有利銀行・印度支那不動產銀行等も支店を開設するに至つたが、臺灣銀行のみは一九二四年に之を閉鎖した。國庫貯

若銀行は一九一三年四月一日の國庫貯蓄銀行法に基き大藏大臣の發布した條令に據て設立せられたもので、その制度は諸外國の貯蓄銀行制度と略同様である。以上の外、マーカーン・タイ銀行、印度支那銀行等の銀行が支店を設けて居り、又各地に多數の支那系銀行の支店があつて、事實上泰國の金融は是等の外國銀行に依て支配されてゐる。然し今日の泰國の經濟状態では銀行を利用し得るのは都會地の富豪及商人のみであり、他方農民は殆ど之が利益を受くことが出来ない状態に於て、地方に於ける金融機關としては、チェンマイ、ラムパーン及南部のトンソンに泰商業銀行の支店があるに過ぎない。尤も近來政府は之が缺陷を補ふ意味に於て農民信用組合の普及に非常な努力を傾注してゐるが、「農業の部」參照、未だ一小部分に行はれてゐるに過ぎない。庶民金融は大部分華僑の手に握られて居り(特殊金融の項參照)、非常な高利で、殊に米作地方に於ては華僑精米所が高利貸を兼營し、巧妙なる前貸し方法に依て農民の收益を搾り上げてゐる。日本の金融機關としては、前記臺灣銀行の閉鎖以後一〇餘年間邦人商人間に多大の不便が啣たれてゐるが、一九三六年(昭和十一年)四月横濱正金銀行が盤谷に支店を開き其後の日泰經濟關係に貢獻する所が多く今日に至つてゐる。而して日泰關係の好轉に伴ひ同行今後の活躍が大いに期待されてゐる。

大東亞戰爭直前まで泰國に在る銀行は、英國系三行、佛國系二行、日本系一行、支那系二行外に華僑の小規模なもの數行あり、泰國銀行三行の計一行があつたが、其の資金・營業の規模内容に於て本國銀行は外國銀行に對比して問題にならない。

前述の如く外國銀行の壓制的支配、國內金融の一般未發達のために、中央銀行の設立が可能とされ、金融機關の系統的發展を見るに至らなかつた。が、近年中央銀行としての國立銀行創設が企圖され、佛曆二四八二年(一九三九年)國立銀行準備局設立條令が制定され、同局は一九四〇年四月から業務を開始した。同局は國立銀行の設立事務を行ふと共に

國立銀行の開設(一九四一年六月)迄中央銀行としての特定業務(政府・公共團體・銀行及其他金融機關のための預金の受入及貸付、政府及公共團體の爲の公債の發行、並に大藏大臣の指定した其の他業務)を行ふ。又同局資本金は一千萬バーツ以内とされ、通貨準備金の金買入益金・同準備金の投資益金及國庫準備金から支出される。局長には大藏省會計検査院長(ブラザー・リソング・ヌラチャット)が任命された。

二 主要銀行 主要内・外國銀行一覽表

銀行名	創設年	資本金及準備金	支店所在地	代理店	主要業務	備考
國庫貯蓄銀行 (Treasury Savings Bank)	一九一三年 四月一日	資本金 1,000,000 準備金 1,400,000	チェンマイ ラムパーン及 トンソン	National Provincial Bank, Ltd. National City Bank of New York Swiss Bank Corporation Netherlands Trading Society.	郵便貯蓄に類する貯蓄業務 郵便局が之を取扱ふ	外國の同種銀行に類似し要求拂の預金は利子共五百パーセント(利率年二%)、六箇月据置貯金は二千五百パーセント(利率年三%)を限り預金に應ずる。又預金者は同行を通じて最高三千バーツ迄公債を買ふことを得。
泰商業銀行 (Thai Commercial Bank, Ltd.)	一九〇六年	資本金 1,000,000 準備金 1,400,000	チェンマイ ラムパーン及 トンソン	National City Bank of New York Swiss Bank Corporation Netherlands Trading Society.	普通銀行及爲替業務	經營者は名義上泰國人であるが、實際は外人が之に當つてゐる。金庫事務を委託される等政府との關係密接にて地方銀行として相當勢力がある。爲替銀行組合に加入してゐる。
亞細亞工商銀行 (Bank of Asia for Industry Commerce Ltd.)	一九三九年	資本金 1,000,000 準備金 1,400,000	ハートマイ	National City Bank of New York Bank of China Philippine Bank of Communications Pan Hin Lee Bank.	普通銀行及爲替業務	一九三九年華僑銀行が解散を命ぜられたので、同銀行の土地建物一切を泰國側に於て接收し、之を亞細亞工商銀行と改名し泰國側の爲替銀行として再生した。

泰國立銀行 一九四一年

泰國...金融

(The Thai National Banking Bureau) 六月創設

泰國及都市銀行 (The National and City Bank of Thailand, Ltd.) 一九四〇年 資本金1,000,000 (拂込済 1,100,000)

外國銀行

英 國 系 本 店 所 在 地 (當 國 支 店 開 設 年) (電 信 略 號)

香 上 銀 行 (Hongkong & Shanghai Banking Corp.) (一) 八 八 九 港 East Bank of River Merum, Corner of Klong Kut Mai, Bangkok ("Sinhang")

渣 打 銀 行 (Chartered Bank of India, Australia and China) (二) 八 九 三 敦 Chartered Bank of India, Bangkok ("Banco")

有 利 銀 行 (Mercantile Bank of India, Ltd.) (不 詳 敦) Bush Lane, Bangkok ("Paradise")

佛 國 系 一 印 度 支 那 銀 行 (Banque de l'Indochine) (二) 八 九 七 里 Oriental Ave., Bangkok

印 度 支 那 不 動 產 銀 行 (Credit Foncier de l'Indo-chine) (二) 九 二 八 里

本 邦 銀 行 一 橫 濱 正 金 銀 行 (一) 九 三 六 濱 No. 203 Corner New Road and Suriwongse Road, Bangkok ("Shohin")

六五四
月、泰國立銀行として開設したるも未だ日尙淺く、事實上中央銀行たるの機能を發揮して居らぬ。即ち目下は大蔵省内の一局部に於て事務を取扱つてゐるに過ぎぬ。

當地最初の爲替銀行にて、一般銀行業務をも行ひ、金融界に最大勢力があり、米手形其の他歐米爲替は大部分本支店に於て取扱ふ。尙日本・支那・南洋には到る處支店を有す。前年と並び信用ある爲替銀行にて、一般銀行業務をも取扱ふ。

一般銀行業務及爲替業務を營み、南洋各地には支店又は代理店を有す。

爲替銀行にして西貢との連絡を有する爲米爲替操縦に多大の便宜を有す。印度支那及支那に數多の支店を有す。印度支那及支那地産に對する長期貸付、各種の土地に關する業務を取扱ふ外、建築の設備・見積・管理等も行ふ。

支 那 系 一

四 海 通 銀 行 (Sze Hai Tong Banking & Insurance Co., Ltd.) (一) 九 〇 八 坡 2138-2404 Songwad Road, Bangkok ("Szehaihong")

(備考) 對外爲替を主要業務とする香港銀行、チャータード銀行、印度支那銀行は、爲替市場上の競争を防止する爲組合を組織して、爲替相場を協定し又は各行手形の交換を爲す。泰商業銀行も之に加入す。

右の外に順福盛銀行(資本金三〇萬バーツ)、陳柄春銀行(同一七〇萬バーツ)、積立金二〇萬バーツ)、慶榮興銀行(同一〇〇萬バーツ)、豐利棧銀行(同一二五萬バーツ)、廣順利銀行(四〇萬バーツ)、泰山銀行(同一五〇萬バーツ)等の華僑經營銀行があるが、其の信用状態は判明せぬ何れも預金・貸付及爲替業務を營んでゐるが、精米所等産業方面に對する貸付も行ひ、現在泰農民への借越高は一億五千萬バーツ以上と推されてゐる。尙華僑銀行及廣東銀行の支店もあつたが、秘密結社に關係せる爲、一九三九年頃解散を命ぜられ、前者は上述の如く亞細亞工商銀行となつたのである。

右の如く泰國に於ける大銀行は殆ど總て外國銀行であり、其中でも英國系銀行が最も多く又最も勢力を有してゐる。泰商業銀行の如きは名義上は泰國籍であるが事實は英國資本の支配下にあり英人によつて運営されて居る状態である。又以上列舉した大銀行は何れも盤谷に集中して居り、概ね地方には支店・出張所を有しない。只泰商業銀行が北部のチェンマイ及ラムパーン、半島南部のトンソンに支店を有しチャータード銀行がブーケットに支店を有するのみである。之は外國銀行は自己の利潤獲得を目的として活動してゐるので其活動範圍も地方には及んでゐないからである。

泰國系銀行並に外國銀行の最近に於ける活動範圍を示せば左の如くである。

- 泰系—泰商業銀行 農村金融・産業組合貸付・不動産擔保貸付
- 亞細亞銀行 金融・預金・送金・爲替
- 英系—渣打銀行 爲替

- 香上銀行 爲替
- 有利銀行 爲替
- 華系—四海通銀行 農村貸付・南支那地方爲替・保險業融資
- 順福成銀行 貸付・爲替
- 陳柄春銀行 預金・貸付
- 廣順利銀行 貸付
- 豐利棧銀行 貸付・南支爲替
- 成順利銀行 工業方面貸付
- 泰山銀行 貸付
- 慶榮興銀行 貸付
- 佛系—印度支那銀行 爲替・不動産擔保貸付
- 日系—橫濱正金銀行 爲替

尙泰國政府の外國銀行に對する態度を見るに、不動産抵當金融に對しては特に過敏で、都市以外の地権・不動産に對しては政府の干渉が甚しい。之は泰國政府が外國系資本に依る土地開發を認容しない爲地権が抵當流れとなつて外國資産に變ることを恐れる結果である。大蔵省には英人財政顧問 W. A. Doll あり、勢力依然として大蔵大臣と匹敵してゐる。之は同國貿易が未だ英國依存を脱却し得ず、又通貨準備の如きも既述の如く最近に至つて漸く金を自國內に保有するに至つたがそれ迄は準備金の大部分を磅貨又は磅有價證券を以て倫敦に置いてゐた等に依るものである。次に國庫貯蓄銀行及在盤谷主要爲替銀行營業狀態一覽表を示せば左の如し。

國庫貯蓄銀行營業狀態表

Table showing bank operations with columns for year, total number, population, and various financial metrics like assets and liabilities.

在巖谷主要爲替銀行々續月別一覽表

Table of exchange rates for major banks in Bangkok, listing monthly data for 1939 and 1940.

Table of assets and liabilities for the period 1939-1940, categorized by month and type of asset.

Table detailing foreign assets and liabilities, including items like land, buildings, and bank deposits.

三 其他の金融機關

Text describing the financial situation of other institutions, mentioning government incentives and agricultural credit.

害者に返還するの責務なき利益を有してゐる。盤谷市内にて百數十を算し、百パーツ以上は月三分、百パーツ未満は月四分にて貸出をなす。銀莊(高利貸)——一般商人相手に現品擔保に金を貸付くる外、連帯責任を條件に信用貸する等比較的堅實な貸付法を行つてゐる。其の他下級官吏・會社員相手の印度人高利貸「チエツテイ」なるものがあるが、裕福な休職官吏等が華僑を通じて共同經營を行つてゐる者が多いといふ。信局(送金事務)——一種の私設郵便局とも言はるべきもので、主として在泰華僑の送金依頼を引受け、信書の代筆を業とし極めて便利な機關として存在してゐる。その送金方法は金額の多少に拘らず之を取纏めて外國爲替銀行若しくは支那爲替銀行を通じて香港に送金、同地より各指名宛先に戸別郵送する等便利な送金法を取り、送金額一箇年一千萬パーツ以上上つてゐる。

頼母子講——泰國人及支那人間に廣く行はれてゐる。

泰國日本人信用組合

最近泰國在留邦人間に於ては、帝國の南進國策に順應すべく、帝國總領事館の斡旋に依り堅固なる邦人の團結を圖るべく種々懇談を重ねてゐたが、今般泰國日本人信用組合を設立今後同國に於ける邦人飛躍に備へることとなり、之が今後への期待は相當注目されてゐる。支那事變勃發以來在泰邦商は幾多の困難を打開しつゝ今日に至れるが、昭和一四年第二次歐洲大戰の勃發と共に同國市場も大なる影響を蒙つたが斯かる國際情勢の激變は一方に於て邦商の商標擴張の好機にも拘らず、過去に於ける華僑排日貨運動の爲資力に餘裕を缺き自然其の活動は相當制限されざるを得ざる情勢であつた。

而も最近在華僑は所謂上海製雜品の進出に依り、之が販賣擴張に努力し、漸次邦商の地盤を蠶食の傾向にあるを以て、邦商としても今にして資金の供給を受け其の地盤の確保を圖らざれば、總ては華商の壓迫に依り再起不能に陥る破目となるは明である。

此處に於て簡易金融機關の可及的速かなる設置を必要とするに至つたもので、前記の如く帝國總領事館の斡旋により泰日本商工會議所に泰國信用組合を大要次の如き要綱に依り結成を見るに至つた。

- 組合員に對する貸付額最高五百パーツ以内
- 貸付利率年六分
- 貸付期間最長二箇年以内
- 組合の有續期間は設立の日より一〇箇年
- 組合員の出費は一名百パーツとし金額拂

第五節 金利

泰國の金融繁閑は佛印と同様専ら米輸出の能力及時期に依て左右される。米取引は例年一、二、三月頃より開始されて翌年五、六月頃に略終了し、二、三月が最も繁忙である。従て上半期は金融繁忙で、下半期は閑散であり、金利も之に應じて幾分の上下をなすが、元來當國の金利は倫敦市場利子に基いてゐるが故に變動は極めて少い。今銀行利子を見るに、左の如くである。

歐洲銀行	預金	一%	貸越	五%
支那銀行	預金	二%	貸越	八乃至一〇%
支那銀行	信用貸			一二%
支那銀行	抵當貸			一〇%

右當座預金利子は甚だ低率に見えるが、前述の如く同國金融の繁閑は單に米輸出に支配され、爲替操縦上不便なる爲、自然銀行に多額の遊資を生ずる時と反對に大逼迫に遭遇する時を生ずるが故に、組合銀行は協定に依て利息の平準を保つてゐる。

第六節 外國爲替

一 概 要

$$X = 123.275 \times \frac{11}{12} = 113.021 \text{ grains}$$

$$X (\text{Bhat}) = 81$$

$$41 = 113.021 \text{ grains}$$

$$10.27261944 \text{ grains} = \text{Bk. 1}$$

$$X = \text{Bis. 11.0008}$$

即ち英貨と泰貨との比價は一磅に對して一一・〇〇〇パーツに該當する。倫敦宛爲替相場は多くの場合上記法定平價を標準として上下する。

三 爲替相場の開き

組合銀行の採用せる「B」に對する諸爲替相場の開きは次の如くである。賣爲替は、倫敦宛 D・D は $\frac{3}{32}$ 高にて $3 \frac{m}{s}$ 及 $4 \frac{m}{s}$ は D・D より順次 $\frac{2}{32}$ 高である。日本・印度・ジャワ宛 D・D は $\frac{1}{8}$ 高、香港・新嘉坡宛 D・D は同一相場である。買爲替は、倫敦宛 D・D は $\frac{5}{32}$ 高、 $30 \frac{d}{s}$ は $\frac{7}{32}$ 高、 $60 \frac{d}{s}$ は $\frac{5}{16}$ 高、 $3 \frac{d}{s}$ は $\frac{13}{32}$ 高、 $4 \frac{m}{s}$ は $\frac{15}{32}$ 高、 $6 \frac{m}{s}$ は $\frac{19}{32}$ 高にて、日本・ジャワ・印度は右に準じ、香港・新嘉坡は一覽後一五日拂を規定してゐる。其の他一覽拂は右に準じて算出する。豫約實行延期の場合は銀行賣爲替に付香港・新嘉坡夫々一箇月 $\frac{1}{8}$ 及 $\frac{1}{4}$ 落とし、買爲替は兩地間共に一週 $\frac{1}{8}$ 高を常とす。組合銀行買入相場は倫敦・新嘉坡及香港以外の各地宛は協定しないが、概略七一〇分を標準として開きを採算すると云ふ。

泰國は古來農業國にて、商業は殆ど支那人・印度人・歐人等に委ねてゐる爲、自國金融機關の發達遅れ、國內に於ては資金移動に關する信用制度たる爲替業務は未だ發達を見ない。故に當國にて所謂爲替とは殆ど外國爲替を指稱するものである。併し當國にて有力なる貿易業者は多く精米業を兼營する支那人にして、泰國より輸出する米穀に對し、香港・新嘉坡よりは雜貨、ジャワよりは砂糖を輸入する等所謂物々交換にて計算するが故に、貿易總額中外國爲替として決濟せられるものは殆ど其の貿易差額に過ぎぬ。

二 爲替相場の建方

組合銀行の協定に依て建てられ、各地に對し百パーツ(倫敦のみは一パーツ)に付何程として受取勘定を採用し、大藏省公定倫敦賣買相場に依り、各地の倫敦宛賣買出來相場を標準として査定する。但し香港・新嘉坡宛相場は、同方面に特種の勢力を有する香上銀行建相場に據るやうである。今從來倫敦宛銀行計算の相場の建方を示せば次の如くである。

$$1 \text{ gram} = 15.432 \text{ grains}$$

$$X = 0.66567 \times 15.432 = 10.27261944 \text{ grains}$$

次に磅の純分量は

$$41 = 123.275 \text{ grains}$$

$$4 \text{ の品位} = 916.213 \left(= \frac{11}{12} \right)$$

相手國別爲替相場表(參着拂)

年 度	倫敦	東京	巴里	紐育	新嘉坡	香港	印度	スタビナ	西貢	マニラ
最低	1/101/32	1/101/32	1/101/32	1/101/32	1/101/32	1/101/32	1/101/32	1/101/32	1/101/32	1/101/32
最高	1/93/32	1/93/32	1/93/32	1/93/32	1/93/32	1/93/32	1/93/32	1/93/32	1/93/32	1/93/32
最 低	142-154	700-815	311/4-401/8	781/8-79	118-140	1211/8-1215/8	681/2-78	70-811/2	60-90	
最 高	1521/2-1561/2	630-715	431/8-46	78-783/8	865/8-1321/8	121-1217/8	623/4-68	65-711/2	88-90	

泰國……金融

一九三六	1/10 1/22	1533/4-1561/4	660-685	431/2-451/4	78-78 5/8	693/4-1423/8	1211/8-1211/4	64 1/2-66	66-68 1/2	88-91
一九三三	1/10 1/22	1531/2-158	680-970	443/4-461/8	78-78	1383/8-148	1211/8-1211/4	66-84	68-97	88-92
一九三二	1/10 1/22	1521/2-158	970-1490	441/8-461/8	73 3/4-78 3/4	144-148 1/2	1171/2-1211/2	79 1/2-82	97-149	87 1/2-92
一九三一	1/10 1/10	157-157	1450-1640	427/8-453/4	78 3/8-79	146 1/4-148	1211/2-1235/8	77 3/4-82	145-146	85-91
平均										
一九三三	1/10 1/22	148	757 1/2	3811/16	789/16	129	1213/4	739/4	73 3/4	75
一九三三	1/10 1/22	154 1/2	682 1/2	443/8	783/16	109 1/8	1217/16	657/8	68 1/4	89
一九三三	1/10 1/22	155	672 1/2	443/8	785/16	106 3/16	1213/16	65 1/4	67 1/4	89 1/2
一九三三	1/10 1/22	156 3/4	825	457/16	78	143 1/16	1213/16	75	82 1/2	90
一九三三	1/10 1/22	155 1/4	1330	451/16	77 1/4	140 1/4	1191/2	80 3/4	82 1/2	89 3/4
一九三三	1/10	157	1612 1/2	441/16	78 1/16	140 3/4	1225/8	80 1/16	161 1/4	88 7/16
一九三三	1/10	154 5/8	1598	383/4	789/16	147 5/16	1225/16	72 1/4	160 3/16	77 3/4

月別平均為替相場表 (百バーツ當り銀行賣値)

出所：泰國實業各誌

香港	新嘉坡	スマタ	マニラ	横濱	カルカッタ	西貢	汕頭	上海	紐育	巴里	伯林	倫敦		
一九三九年	最高	149	783/16	803/8	86	157	1225/8	1611/4	970	265	427/8	1615	1063/4	1/10
最低	148 1/2	783/16	80	86	157	1227/16	1611/8	264	260	427/8	1615	1063/4	1/10	
最高	149	783/16	80	86	157	1227/16	1611/8	265	265	427/8	1615	1063/4	1/10	
最低	147	783/16	79 1/2	86	157	1227/16	1611/8	265	265	427/8	1615	1063/4	1/10	
最高	148 1/4	787/8	80 1/2	86	157	1227/16	1611/8	265	265	427/8	1615	1063/4	1/10	
最低	147 1/2	781/2	79 1/2	86	157	1227/16	1611/8	265	265	427/8	1615	1063/4	1/10	
最高	149 1/4	783/8	80	86	157	1227/16	1611/8	265	265	427/8	1615	1063/4	1/10	
最低	147 7/8	781/4	79 1/4	86	157	1227/16	1611/8	265	265	427/8	1615	1063/4	1/10	
最高	149	781/4	80	86	157	1227/16	1611/8	265	265	427/8	1615	1063/4	1/10	
最低	146 1/2	781/4	79 1/2	77	157	1227/16	158 1/4	480	450	38 1/4	1600	1063/4	1/10	
最高	146 1/2	781/4	79 1/2	79	157	1227/16	158	510	515	39	1580	106	1/10	
最低	146 1/4	781/8	74 3/8	79	157	1227/16	155	400	415	34 1/4	1550	—	1/10	

一九三九年	最高	147	781/8	68	73	154	1221/8	157 1/2	440	435	36 1/4	1600	1/10
最低	146 1/2	781/8	67	72	152	1221/8	155	400	370	35 7/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	68	73	154	1221/8	160	390	410	35 7/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最低	147	781/8	67 1/4	72	152	1221/8	160	410	410	36 3/8	1600	1/10	
最高	147	781/8	67 1/4	72	152	1							

米 國 一 一 一 一 一 一
 和 蘭 一 一 一 一 一 一
 千九百一十一年
 千九百一十二年
 千九百一十三年

今産業別に記述すれば、重要産業たる錫・チークには英系資本が圧倒的に優勢で、錫に例をとつても錫會社六〇の中英國系三八社、泰國系は僅に七社とある。又英國の公債投資は約九千萬バーツに達し、其他米の輸出、ゴム・セメント業・鐵道・海運・河川航運等殆ど英國系資本の掌握するところである。

英國に次いで優勢なのは華僑で、特に産業の大宗たる米にあつてはその仲買・粉米輸出業まで殆ど華僑の手にあり、其他製材・製鹽・製革業等の中小工業より、各種中小商業まで獨占的地位を保持し、又漁業に於ても支那人は泰國人以上に重要な地位を占めてゐる。

第十四章 農 業

總説—米—ゴム—古々椰子—檳榔—其他の椰子—甘蔗—棉花—烟草—胡椒—豆類—胡椒—玉蜀黍—其他の農作物—其他の藥味用植物—其他—畜産

第一節 總 說

泰國は元來農業國で、國民の八三%が之に従事し、就中古來「米の國」と言はれる程米作が非常に發達してゐる。従て米を筆頭として各種農産物が多量に海外に輸出され、之が同國全輸出額中に於る地位は、次表に見る如く、約六〇乃至五五%を占め、泰國農業の重要性を物語つてゐる。

全輸出總額 (千バーツ)	一九三六—七	一九三七八	一九三八—九
農産物輸出額	1,111,100	1,000,000	1,111,111
同 比 率 %	56%	59%	60%

先づ自然條件としての氣候から見れば、泰國も亦季節風地帯に屬し、毎年五月となれば南西の季節風が吹き始めて雨季となり、毎日二、三時づゝ驟雨となる。十一月になると二、三週間雷雨があつてから、北東の季節風が吹き始めて乾燥季となり、翌年の四月頃までは殆ど晴天が續く。季節風の交替期には風が止んで暑氣が酷しくなる。要するに泰國經濟の基礎をなす農産物はこの南西季節風の齋す雨に依存してゐるのであつて、雨量の多少及雨季到来の遅速は泰國經濟に最も重大なる影響を及ぼすものである。但し同じく季節風地帯であつても、南北に甚だ長いこの國では、北の本土と南の半島部とは事情を異にしてゐる。半島部は高温多濕で熱帶的的海洋性氣候であるが、これより北上するに従ひ雨量が少くなく、中部は勿論米作に好適であるが、北方のチェンマイ地方になると雨量は激減して著しく大陸的となり、東部も大體これに類して泰國

中最も不健康地であるとされてゐる。しかし半島及中部地方以外の地域でも雨季を利用すれば概して雨量は不足でなく、只その降雨現象によつて作法・作物等が相當の制限を受けざるを得ない。

泰國農業等にとつて最も重要な河川は、北部國境に發して四百餘哩を南流する所謂チャオプラヤ河である。本河は古來より灌溉及飲料水として、又米・チーク材の運搬上重大の貢獻をなして來たもので、眞に泰國生産の母をなすものである。併し又チャオプラヤ河は季節風帶の河川の常として定期氾濫をする。毎年十月を中心として三〇乃至四〇日間、流域の低地一帯に〇・五乃至一米の水深を以て氾濫するが水流頗る緩徐であつて所謂洪水を見ることはない。而もその撒布せる泥土によつて殆ど施肥を必要とせずして容易に收穫をあげることが出来る。但し河川が必要水準に達しない場合は廣汎に旱魃を起す危険はある。本河の水は無数のクローン(運河)によつて諸支流及他の水系と連絡し、その灌溉する中部平原は頗る廣大である。

泰國の耕地面積は一九二九—三〇年より漸次擴大され、一九三七年には次表に見る如く約二千百萬ライとなつてゐるが、これは泰國總面積の約六%餘に當るに過ぎなかつた。而もその中には一三%弱の水害其他の如何に狭少であるかが判る。その中九七%強は米の栽培に充てられてゐる。可耕面積の見積は傾斜地を除外しても現在の五倍強、日本の如く傾斜地を含めて計算するならば實に現在の七倍強といはれてゐる。若しこれが開闢の嚆には米の生産高は飛躍的に増大し得る筈であり、政府も灌溉設備の擴充、新地の開拓(特に一九四〇年以來貧農への分譲を目的にして)等に努力してゐるが、尙各種の社會的・經濟的諸事情のため農業生産の發展が制約されてゐるのである。

泰國の中部平原には、帝國主義資本の侵入について徐々に農業資本主義的諸特徴も現はれて來たが、それ故に一切の封建的生產關係が廢棄されたとは云ひ得ないのであつて、寧ろ農村の資本制化の凡ゆる努力にも

拘らず、封建的性質そのものが、畸型化されつゝ一層強化されてゐることも云へる。即ち一八五五年の英泰條約の後、外國人も亦自由に土地を獲得し得るのであるが、農業生産には外國資本の輸入を制限してゐるため、外資による農業資本主義の發達は多く拒否されてゐるのである。然らば泰國自身の民族資本が如何に蓄積されてゐるか。泰國は熱帶的自然環境のために從來住民の工商業活動を不活潑にし、かつ忍從諦觀の世界觀は、産業文化の發達を阻礙した。更に重大なることは西歐帝國主義特に英國による重要産業源泉の掌握、貨幣權の操縦による經濟的搾取(紙幣發行準備金の過半が在英資金となつてゐること)、又支那人高利貸資本の産業寄生と本國送金による民族資金の國外流出の結果、國內資本の蓄積も、その産業資本への轉化も、萌芽の中に摘取られて來たのである。

農民一般の知識は甚だ低級で、父祖傳來の舊式の農業技術に頼り、又仲買人の申出價格以外には全く米の正常なる相場を知らず、華僑の自由なる搾取に甘んぜざるを得ない。仲買人は農民に資金の前貸を行ひ、利子として親を受取るか、その利率は極めて高率であつて、農民の慢性的貧困を運命づけてゐる。政府はかゝる支那人高利貸の搾取から一般農民を救済せんがために、一九一七年頃より先づ米作地方に信用組合を設置し、農民の必要となる農具の購買や資金融通の便を計つてゐるが一九三九年九月末現在の信用組合其他農村信用組合總數は一千五百一に達して居り、これが發達は農民の經濟生活改善に尠からず役立であらう。

農村の階級的構成については大體に於て灌溉の良好ならざる地方は自作農が比較的優勢であり、これに反して近代の灌溉設備の完成した地方は漸次小作農が主體となりつゝあり、又土地を所有せざる者の數も、中央平原では二六%程もあるに其の他の地方では二七%或はそれ以下であるに過ぎない。小作料は北部と東北部が物納制で、中央部では殆ど金納制である。これを要するに、商品經濟・貨幣經濟等の農村侵入の度が強い地方程、一方に於て地主への土地所有の集中、他方に於て獨立農民の

小作農への轉化過程が促進されてゐる。
 泰國の農産物は米を主としてゐることは更めていふまでもないが、米のみに依存することは種々の弊害を生じ、米以外の他の食糧品は輸入に於て製造品に次ぐ多額を占め、泰國經濟を壓迫する傾向があつたから、先づ尠く共農家をしてその必要とする食糧だけは自給出来る様にせねばならず、そのために例へば、壞滅に瀕した糖業の復興や農業、畜産業に於ける科學的方法の採用、又は棉花の栽培並に生絲の生産業を奨励しつゝある。しかもこれ等の産業開發には前述の如く極力外國の資本技術を排除して、土着資本と國內勞働力とに依存して行かうとするのであるが、

是等の計畫の成功の度には未だ斷定するまでに至つてゐない。
 尙最近注目すべきことは、印度を主産地とする黃麻や滿洲を主産地とする大豆が泰國に於て著しく増産されつゝあることである。一般に豆類は菓子・豆腐の原料として國內の需要を充し、餘分は輸出される。泰國人の日常食に供される玉蜀黍は國內到る處で生産されるが、未だ十分に國內の需要を充すに至つてゐない。果實中最も賞味されてゐるのは「果實の王」といはれるドラゴン、それから「果實の女王」といはれるマンゴスチンで、この外にバナナ、マンゴー、パイナップル、柑橘類等豊富に産出する。

主要農作物種別植付面積・收量表

出所：泰國統計年鑑

年次	植付面積 (單位：ライ)	米 (單位：ピク)	煙草 (單位：ピク)	玉蜀黍 (單位：ピク)	棉 (單位：ピク)	荳 (單位：ピク)	胡椒 (單位：ピク)	古々椰子 (單位：ピク)	計
一九三三	1,008,343	8,784,818	4,646,600	2,146,151	3,073,718	8,633,111	7,338,111	3,311,111	21,411,111
一九三四	1,110,111	5,110,111	4,646,600	3,311,111	3,073,718	8,633,111	7,338,111	3,311,111	21,411,111
一九三五	1,110,111	5,110,111	4,646,600	3,311,111	3,073,718	8,633,111	7,338,111	3,311,111	21,411,111
一九三六	1,110,111	5,110,111	4,646,600	3,311,111	3,073,718	8,633,111	7,338,111	3,311,111	21,411,111
一九三七	1,110,111	5,110,111	4,646,600	3,311,111	3,073,718	8,633,111	7,338,111	3,311,111	21,411,111
一九三八	1,110,111	5,110,111	4,646,600	3,311,111	3,073,718	8,633,111	7,338,111	3,311,111	21,411,111
一九三九	1,110,111	5,110,111	4,646,600	3,311,111	3,073,718	8,633,111	7,338,111	3,311,111	21,411,111
一九四〇	1,110,111	5,110,111	4,646,600	3,311,111	3,073,718	8,633,111	7,338,111	3,311,111	21,411,111
平均	1,110,111	5,110,111	4,646,600	3,311,111	3,073,718	8,633,111	7,338,111	3,311,111	21,411,111

右表は主要農産物のみの係數であるが、米は斷然頭角を抜き、雜農作物總植付面積を假りに二百萬ライ(一ライ=四〇米平方約四八〇坪)と見積るも尙米作面積の九分の一にしか當らぬ。而も從來米作面積は顯著なる増加を示せるに拘らず、雜農産物の植付面積は殆ど増加の傾向は認め難い有様である。

當國は平野に富み、是等平野は大抵沖積層より成る。就中中部平野は重粘なる大沖積堆土より成り、鋤耕は困難であるが、地味肥沃にして米作の中心をなす。然し地下水高き爲果樹・蔬菜等の栽培には不適である。尤も東部泰即ちコーラート平原は紅土と混交せる帶黄色ロームより純砂土に至る諸種の變化があるが、沖積層は殆ど之を見ず土地氣候共に乾燥し農耕には不適なるものゝ如くである。北部泰も低地は砂質沖積土又は重粘なる農耕用土を成すが、大部分は排水良好なる粘土質又は砂質の紅土より成り、稲作の外に棉・煙草・甘蔗・茶・豆・胡麻・纖維植物等の農作が行はれてゐる。東南部及半島も平野は概して淺き砂質沖積層より成り、東南部には胡椒・甘蔗・瓜類等を、半島にては椰子・米等を栽培してゐる。

尙「ライ」シット地方及其の近傍に於る土壤の分析表に就ては本年鑑第二回版参照。
 主要農産物植付面積は泰國總面積の僅に六%餘に過ぎない。殘餘の大面積中比較的僅少なる山岳、稀有の湖沼、小面積の河川等を除きたる農耕地に米作に適する地は林野又は草地として放置され、彼の農耕地の大部分を占めてゐる中部大平野を包有する畿内地方でさへ、僅にその約十分の一を耕作せるに過ぎぬ。今この可耕遊地を一般の見積りにより總面積の三八%とするも一二、三〇六萬ライ餘(約二千萬町歩)となり、本邦

内地總耕地面積の三・三倍に當る。而も人口の密度は本邦の六分の一に過ぎぬ。要するに右の如き廣大なる可耕遊地を有するは一に人口の稀薄なるに因るもので、之を悉く開拓するには尤に六百乃至八百萬人の農民を收容し得る。以て將來治水・交通・農法の發達及人口増加と相俟つて如何に農業の發展可能性の豊かなるか推知される。

一 土地の獲得所有
 前述の如く當國には農作に好適なる官有遊地が冗多に存するから、其の一地を選擇し、所轄郡長に申請して其の保留權を得、二箇年以内に之を開墾して農作すれば足り、而も自己の所有となり、チーク伐採權以外の地上權をも併せ獲得し得る。唯出願に際して手数料としてライ當り五―六サタンを納入するに過ぎぬ。但し一人當り保留面積は五〇ライ以内と規定されてゐるが、然し郡長の裁量により此の限定を超えて自由に増大し得ると云ふ。而も土地平坦開墾は容易であるが、既墾地を購入するも地價は甚だ低廉である。中部泰國にて登記されたる抵當權設定米田の地價を見るに、一九三二―三年平均ライ當り二二・八一―二二・八一、最低最高夫々一六・七六―二六・七六(ブラチンブリー地方)及二八・三五―三三・三五(ブーケット地方)にて、之より推定すれば、該地方米田の地價は普通田にて一五―三〇バツツ、極上田にて三〇―四〇バツツに過ぎぬ。邦人の土地を獲得するには以前は、一八五五年の英泰條約に均霑するに止まり諸種の制限を加へられてゐたが、一九二四年(大正十三年)三月調印の日泰條約により右の如き制限は撤廢され、邦人も泰國國民同様に自由に土地を獲得し得るに至つた。

然し泰國政府は一般方針として、(一)北緯一三度(ベチャブリー)以北に

は一切外國資本を新たに入れず、將來泰國人自ら開發し得るに至る迄總ての資源を保存する。(二)林業・鑛業及廣大なる土地を必要とする事業は一切政府の認可を必要とし、外人企業の場合には特に認可を嚴重とする。(三)外國資本との合辦事業は外國側に全株式数の四九%以上所有せしめず、泰國側に過半数を保有する等の方針を堅持すと傳へられて居り、而も泰國最大の財源であるところの錫及チーク事業が既に外人の勢力下にあるが、米に於ても精米事業は殆ど華僑の獨占事業となつて居る現狀である爲、泰國人唯一の仕事として殘されて居る農業に對する外人の進出殊に中部泰に於ける農業企業は相當困難な事情が伴ふものと考へられる。

二 農業助長手段

1 灌溉設備

當國は農業立國を國是としてゐるから、農業殊に當國の生命たる米作の科學的改良は當國物質的進歩の第一歩である。故に政府は其の助長手段には常に注意を怠らない。當國は米作國たる關係上從來可なり大なる運河の開鑿を見たが、之は唯増水期の自然氾濫に便するのみにて、給水調節設備を具へぬ爲灌溉上の必要と相呼應する所は僅少であつた。一八八九年英國人 E. Muller 及當國王族 Chao Say 親王父子は特許を得て泰國水道土地灌溉會社を創設し、盤谷の東北メナムチャオアブラヤ及ナコンナヨク兩河間並に後者の東方に亘る二百萬ライに灌溉工事の施設及土地處分の權利を得て、組織的灌溉事業の嚆矢をなし、終に延長五百哩の灌溉工事を竣工したが二五箇年の特許期限満了と共に、之を農務省に讓渡した。同社の成果に刺戟されて、政府は農務省内に灌溉局を設け、一九〇三年蘭人 V. d. Heide 以下數名を聘して、灌溉計畫を樹てしめたが、其餘りに理想的なると高費を要するとにより採用せず、更に一九一三年は印度治水局長 Sir E. Ward 以下一名の技師を聘して調査せしめた結果、現今採用せるワード案を得るに至つた。依て一九一五

年先づ其の中バーサク南運河より起工して既に竣工し、目下其の他設計畫を進行中である。ワードは後、Wilson と交代し、其の他多數の外人技師を使用しつゝある。

灌溉計畫の主眼たる中部大平野にては、從來降水及河水の氾濫により米作して來たが、同平野の年當り平均降水量は千乃至千五百耗にて、全然人工的灌溉により米作してゐる熱帶諸國の記録に徴すれば、良作を得るには一般に三百乃至八百耗の不足を生ず。之を氾濫期に於ける河水の溢水にて補足するのであるが、給水の理想的調節は甚だ困難にて、旱・水兩害を蒙ること尠くない。故に當國灌溉計畫の主眼は、適時適所に適量の給水又は排水をなし、以て長期に亘り生産を安定せんとするにあり、其の利益は唯に米作上に止らず、交通路並に家庭用水を提供する等幾多の附隨的利益をも伴ふ點も一顧すべきである。

バーサク南運河 (Paak Klong Pabithana) は一九一六年に起工し、總經費一五、七八〇、七六八バーツを支出し、一九二二年に官設水道又は完成し、一九二四年一月開閉式をあげた。本運河はバーンパンチー連絡線の北方 Tana 附近のバーサク河上に二六〇萬バーツを要した大堰を設け、之より幅四〇米深さ三米の幹線を南方に掘鑿して引水し、ラインシット地方に至つて數多の幹溝支溝を掘鑿してタンヤブリーを完全に治水網下に被覆し、之により直接灌溉される面積は實に六十二萬五千ライに上る。尤も右は幹線の開鑿に過ぎず、同地方の米作者は更に自己の米田に配水支溝及給水貯藏用堤防等を設備する必要があるが、農民側に斯かる補足設備をなすもの少く、十分なる給水を見つゝ豫期の成績を収め得ないと云ふ。

チェンラク及バーンヒア (Chiangrak & Bang Hia) 排水施設はバーサク南運河の補足計畫で、北はバーサク河、南は泰灣、東はバーンパコーン河及其の支流、西はチャオアブラヤ河に亘る全地帯に、今日迄開鑿されてゐる全水道(バーサク南運河を含む)を連絡して一大運河網を形成せるもので、一九三二年末に完成した。之に依て三百三十三萬餘ライの大

地積に灌溉・排水及交通の利便を提供し、從來右地域南部の米作を悩ました鹹水の被害は本工事により防止される。

ナコンナヨク灌溉計畫は歷米作に大害を與へる同河の氾濫を調節し、其餘力を以てラインシットの南方二十三萬四千ライの米田を灌溉し、バーンヒア排水計畫地域に淡水を供給するを主眼とする。堰堤及調節閘門は一九三五年に完成し、主要運河も略完成を見た。プラーケン河と結ぶ水路も一九三七年には完成の管で、是が完成の曉には同河南地方に於ける洪水の被害は大いに軽減さるゝであらう。

スパン引水工事はスパン河上流地方の灌溉を目的とするもので、完工すれば唯に既灌地の灌溉のみならず大面積に亘る未開地の開墾可能となり、交通上の利益も大である。本計畫は三工區に分れ、各工區はスパン河上の堰と之に從屬する運河及排水工區に堤防より成り、完成の曉には約四三萬ライの灌溉を行ふもので、第三工區も既に完成を見、一九三六年度の米作期には總灌溉面積の九〇%の米田を灌溉せんとしてゐる。

北部諸灌溉計畫は工費二百萬バーツを計上せるチェンマイ及ラムバイン縣の灌溉事業である。第一工事はチェンマイ平原に於けるメーフエック運河工事であつて、同水路はメービン河のメーテイ河との合流點の川上から發するもので、全長三六千、六萬八千ライに灌溉するもので、中二萬ライは全くの未開地である。

軌道灌溉局が數多の機械ポンプを購入し、旱害の緩和に貢獻しつゝあり、一九二七年の如きは五萬九千ライの米田をこの災厄より救済した。右の使用ポンプ中最も成績良好なのは二五呎押し排水量毎秒三〇立方呎の二四吋ポンプで、動力は重油機關、ディーゼル機關又はホットバルブ式である。

2 標準種粉の選定

軌道外國市場に於ける泰國米品質低下の不評は専ら劣質米の混合に因

るものにて、農民の種粉選擇に不注意なる點も混米を助成する所大であると断定し、農務省は其の對策として標準種の選定栽培を企圖するに至つた。之に就ては既に一九二六年の中葉に關係者を集めて品評會を催し、全國より提出された三千種の種粉中理想的なる一種を選出し、更に其の中シーラーチャ原産の Bin-Keoh (成熟期間一四〇日、産量ライ當り四・五ビクル)を最良種と決定し、ラインシット農事試驗場にて種粉を探り、之を各地に試植して成績良好なれば其の地方一般に栽植せしめ、不適なれば右一種の中適當なるものを栽植せしめることとした。政府は諸種の手段を講じて右標準種の栽培を奨励したが成績擧らず、最近は初耕祭に對する農民の信仰を利用し、右標準種をカーオレックナークワンと名付け、同祭にて國王の御灌水を仰ぎたる後必要に應じて各地に送給し、郡長より米作者一人當り一立宛を配與せしめてゐる。之により多少の成果を収めつゝあるが、尙豫期の成績を収め得るに至らぬと云ふ。蓋し、農民が因循暗愚にて急速に其の眞價を覺り得ぬ爲、其の教導至難なる上、各地夫々氣候・給水・其他の要素を異にする關係上、全國一律に少數の標準種を栽植せしめる事は甚だ困難なる點もあるが、主として右標準種が世界米市場に於ける競争に備へて粒形の揃整完美のみを主眼とし、産量を閉却せるに起因するものと見られてゐる。

3 農民信用組合

前世紀の中葉に於ける外國貿易の開發と共に餘剩米の輸出漸増し、爲に輸出米の大部分を提供する畿内地方の米作は商業的基礎の下に置かれ、益々大なる栽培地從て資金を要するに至つた。然し農民金融機關なき爲數理蓄財の念に乏しい農民は支那人高利貸の好餌となり、終に所有田さへ手放すに至つた。茲に於て政府は之が救済策として信用組合の普及を企て、一九一六年大藏省は組合創設資金として泰商業銀行にて一〇萬バーツ以内の貸付に對して保證を與へ、其の拂戻金のみにより漸次組合を増設せしめることとした。右資金を以て翌年先づビサマローク縣

に二組合が出現し、次いでロブリー、アヌーチャ兩縣にも續設された。斯くて之を取締る特別法規の必要に迫られ、一九二八年五月に佛曆二四七一年産業組合法を發布して、從來準用した。佛曆二四五九年組合法改正法を廢止した。同年初には泰商業銀行の保證貸付限度を七〇萬バーツに一九二九年には更に百萬バーツに擴大した。一九三一、三五及三八年には夫々修正法に依り融通資金及不時の救済等を目的とする準備基金・中央基金の制度が設けられ、(イ)組合は利益の九〇%を信用組合局に管理する、準備基金に納入し、(ロ)五%を中央基金へ納入し、(ハ)同五%を組合員の救済基金として積立つことが定められた。組合員は同一村に居住し、讀み書きを能くし、又信用ある人物にして、年齢二〇歳以上の者一〇名以上五〇名以下より成り、六名の委員を選挙し(中三名は議長・會計・書記)事務を處理する。組合は國庫又は泰商業銀行より年利四分五厘にて資金を借入れ、組合員に長期及短期の貸付をなすと共に、預金を取扱ふ。即ち(一)長期貸付 債務返済の目的、又は田地購入或は耕作改良資金を貸付くるもので、借入者は土地を抵當とすることを要する。期

産業組合・貸付及借入金表

年 度	組合數	組合員數	同年中新貸付金	全貸付金に對する利率	計	借入金計	大藏省へ	泰商業銀行へ	政府貯蓄銀行へ
一九三二	183	12,438	1,859,333	6.8%	1,859,333	1,859,333	1,859,333	—	—
一九三三	214	14,913	2,107,755	7.1%	2,107,755	2,107,755	2,107,755	—	—
一九三四	215	15,110	2,190,625	7.2%	2,190,625	2,190,625	2,190,625	—	—
一九三五	216	15,177	2,242,101	7.3%	2,242,101	2,242,101	2,242,101	—	—
一九三六	217	15,241	2,293,577	7.4%	2,293,577	2,293,577	2,293,577	—	—
一九三七	218	15,305	2,345,053	7.5%	2,345,053	2,345,053	2,345,053	—	—
一九三八	219	15,369	2,396,529	7.6%	2,396,529	2,396,529	2,396,529	—	—
一九三九	220	15,433	2,448,005	7.7%	2,448,005	2,448,005	2,448,005	—	—
一九四〇	221	15,497	2,499,481	7.8%	2,499,481	2,499,481	2,499,481	—	—
一九四一	222	15,561	2,550,957	7.9%	2,550,957	2,550,957	2,550,957	—	—
一九四二	223	15,625	2,602,433	8.0%	2,602,433	2,602,433	2,602,433	—	—
一九四三	224	15,689	2,653,909	8.1%	2,653,909	2,653,909	2,653,909	—	—
一九四四	225	15,753	2,705,385	8.2%	2,705,385	2,705,385	2,705,385	—	—
一九四五	226	15,817	2,756,861	8.3%	2,756,861	2,756,861	2,756,861	—	—
一九四六	227	15,881	2,808,337	8.4%	2,808,337	2,808,337	2,808,337	—	—
一九四七	228	15,945	2,859,813	8.5%	2,859,813	2,859,813	2,859,813	—	—
一九四八	229	16,009	2,911,289	8.6%	2,911,289	2,911,289	2,911,289	—	—
一九四九	230	16,073	2,962,765	8.7%	2,962,765	2,962,765	2,962,765	—	—
一九五〇	231	16,137	3,014,241	8.8%	3,014,241	3,014,241	3,014,241	—	—

(備考) 一組合員當り平均貸付額は三四七バーツとなつてゐる。

全信用組合貸借對照表 (一九三九年三月末日現在)

負債の部	金額	資産の部	金額
借入金計	6,249,973	現金	8,909,517
政府貯蓄銀行より	3,124,986	銀行預金	6,999,999
政府貯蓄銀行より	1,057,121	政府貯蓄銀行預金	71,426
泰商業銀行より	1,966,866	組合員へ貸付	6,090,334
組合員より	1,111,111	未拂利子	6,999
出された資金	1,699,978	受取未済手形	27,499
受入預金計	1,699,978	動不動産計	10,115,711
組合員	1,511,111	土地	4,999,999
非組合員	188,867	其他	5,115,712
支拂未済手形	6,999	計	6,678,593
組合員	1,700,000		
非組合員	5,299		
組合員	2,758,818		
非組合員	1,700,000		
計	6,678,593		

上述の如く、概して農民達は生産目的といふより寧ろ餘りに屢々消費目的のために借金する。而も借金の大部分が生産の用途に向けられず、知らず知らずの中に消費し盡くされて了ふのである。この原因は全く農村に銀行及安定したる信用機關が存在せぬ爲で、農民は身近に金を置いてある間に次第に愚かにも冗費して了ふこととなる。斯る事實は更に次の様な問題を意味する。住民は自給的農村の近接的なそして無意味な信用制度から、商業的な事業關係に轉入したばかりで、而も商業界に於て成功するために、必要な經濟觀念を十分に習得してゐない爲、資本の蓄積といふ事が實際に意味を持たなくなつて来る。かゝる點より農民を救済するために信用組合を組織し、生産資本としての機能を十分發揮せしめ、る様に農村の經濟觀念を編成替へしなければならぬ必要に迫られてゐる。

限は一五年以内年利七分五厘。(二)短期貸付 家畜・荷車・耕作農具・食料品・種子等の購入費又は租税支拂引當を目的とするものに對して貸付くるもので、期限は四年以内とし、年利九分が普通である。(三)預金 組合員のみならず組合員外の預金も受理し、年利四分を付する。但し、組合員外の預金は一回最低五〇バーツとし、且つ一年以内に拂戻の請求をなし得ないこととなつてゐる。一九三四年三月迄に登録せられた組合數三二六、組合員四、八四七人であつたが、一九三八―三九年度には凡そ國內二三縣下に一、二四〇組合、二〇、六三七組合員の激増となつた。尙一九三九年三月末現在に於ける國庫及泰商業銀行よりの貸出資金は次の如くである。

出所別泰國統計年報

計	借入金計	大藏省へ	泰商業銀行へ	政府貯蓄銀行へ
1,859,333	1,859,333	1,859,333	—	—
2,107,755	2,107,755	2,107,755	—	—
2,190,625	2,190,625	2,190,625	—	—
2,242,101	2,242,101	2,242,101	—	—
2,293,577	2,293,577	2,293,577	—	—
2,345,053	2,345,053	2,345,053	—	—
2,396,529	2,396,529	2,396,529	—	—
2,448,005	2,448,005	2,448,005	—	—
2,499,481	2,499,481	2,499,481	—	—
2,550,957	2,550,957	2,550,957	—	—
2,602,433	2,602,433	2,602,433	—	—
2,653,909	2,653,909	2,653,909	—	—
2,705,385	2,705,385	2,705,385	—	—
2,756,861	2,756,861	2,756,861	—	—
2,808,337	2,808,337	2,808,337	—	—
2,859,813	2,859,813	2,859,813	—	—
2,911,289	2,911,289	2,911,289	—	—
2,962,765	2,962,765	2,962,765	—	—
3,014,241	3,014,241	3,014,241	—	—

要するに、協同組合は一新らしい農業發展計畫の型態として要請されるに至り、協同組合の採る信用的機能が先づ生産者より華僑の商業勢力を排除し、泰民族の新たなる過程、即ち生産者―協同組合―泰米穀會社の系統に置き換へようとするものである。かくの如く純粹農業國たる泰國農業の發展は從來より探られて又灌漑施設による自然的災害の排除と對應して外的勢力を驅逐すべき協同組合の普及によつてよく達成し得るものと考へることが出来る。泰國が東亞に於て健全なる經濟的地位を確立するためには、泰國農業を健全なる機構に基づかしなければならぬ。協同組合の發展を通じて國民經濟の完成を急いでゐる泰國の將來を、同じ東亞共榮圈内にある我々にとつて期待してよいものがあると思ふべきである。

かくして泰國に於て協同組合運動の發展は今や焦眉の問題となつた。然し最初はその定型を深く討究することなく、徒に歐洲諸國の夫れを模倣した爲、農民を救済する目的のために設立された組合が、大農のみを利し、小農は信用制度の排除と、農民の資金充用の遅滞のため、組合・銀行よりの貸金の回収も漸次困難となり、農民の抵當地は銀行によつて沒收されること等により、農民の經濟状態は寧ろ却つて悪化の道を辿らしめるを餘儀なくされた。泰國政府は之に鑑み、その独自の立場から種々提議を重ねた結果、先づ試験的に一九一六年にピサヌロークに於て設立を見るに至つた。

今日泰國に於て協同組合は著しく發展し、次の如き八種の組合を通じて全面的に農民の救済と、農業の發展に重大なる役割を演じつゝある。

(一)信用組合、(二)消費組合、(三)米商組合、(四)農工組合、(五)耕地改良組合、(六)土地共同購入組合、(七)拓殖組合、(八)鹽業組合。

以下各々に就て、その機能・役割に付て概観を加へよう。

(一)信用組合 「農業助長手段の項―農民信用組合」參照。

(二)消費組合 泰國農民の大部分は日用品の購入に關して多大の不便と不利益を蒙つてゐる。國內の商業は從來より、華僑の手にあり華僑よ

り法外な高價な額にて生活用品を購入せしめられることによつて、農民は貧窮を募らすこととなる。かくの如き農村に介在する障害を除去するために、消費組合を組織し、農民の購買に便宜を計ることとなつた。之は最初は政府の融資によつて設立されたが、漸次會員制度により組合員に配當をも行ふ仕組になつてゐる。本組合は一九三六年始めて設立され、三九年末には三六組合と躍増し、農民救済に著々と成功を収めてゐる。

(三) 米商組合 米の商品化は華僑の手によつて行はれてゐたため農民に多大の不利を興へてゐたが、此度米商組合が設立され、此の種の障害を除去することとなつた。本組合は一九三七年に創設され、一九三九年末には四九組合と増加し、著しき効果を擧げてゐる。

(四) 農工組合 之は一九四〇年に創立された組合中最新なもので、農家に行はれてゐる手工業を奨励するを目的とする。今日ある組合は織物工組合と製傘工組合の二である。

(五) 耕地改良組合(灌漑組合) 本組合は自然的災害を極力防止して、農業生産力の發展を計るにある。従來灌漑設備のない地方に於ては、屢々旱魃・洪水等に見舞はれてゐたが、僅かな土地しか持たぬ農民にとつてはこれが防止は不可能であつた。之が爲め政府は尨大な融資を行つて灌漑組合を設立することとなり、天を仰いで救息してゐた農民に對して福音を齎すこととなつたことは論ずる迄もない。本組合は一九三七年に創めてアユチャに設立され、一九三九年迄に一〇組合の設立を見たが、今次歐洲大戰により灌漑用ボンプの輸入困難な現状にある。

(六) 土地共同購入組合 この組合は一九三四年末、始めてクローン、ラインシット方面に設立されたもので、組合は最初政府より四、一〇九ライの土地を購入し、之を廉價にて農民に利用せしめ、一五年間の賃貸により農民にその所有權を歸屬せしめるよう決定した。又組合は農民をして滞りなく其の賃料を支拂はしめるように前記米商組合の業務を兼營し、二重にその効果を發揮してゐる。

(七) 拓殖組合 泰國は全體的には人口密度は極めて低い、この國の人口の不當な配分により、ある地方に於ては人口は相對的に過剰であり、交通の不便な山地にあつては人口密度は著しく低くなつてゐる。之が對策として政府は先づ一九三七年にチェンマイ地方に組合を設立し、密集地の自小作農乃至小作農を多數移殖せしめ、政府の保有する七、四〇〇ライの耕地を夫々農家の大ききによつて分配し、更に副業として煙草・豆類等の増産も奨励するために開墾・灌漑等の便を施すこととなつた。この拓殖計畫は更にヌコータイ地方の棉花地方にも起され、政府より凡そ二〇〇、〇〇〇ライの土地が提供された。これは農務水産局の援助の下に一九四〇年末には六、〇〇〇ライの土地を開墾し、二〇〇人の農民がそこに定住することとなつた。泰國には未だ開墾されない土地を多分に包蔵するため、之が將來は括目すべきものがある。この土地も一定期間を借用することによつて所有權を獲得することが出来る。

(八) 鹽業組合 泰國は鹽々二、四二〇軒の海岸線を有する自然の天恵に浴し、特に鹽業に好適な地であるに拘らず、從來之に参加する泰國人は極めて少なかつた。之に鑑み農民に製鹽業をも奨励するため、政府は組合を設立し、スマットサコン地方の土地六〇、〇〇〇ライを組合に賃貸し、斯業の奨励に乗出すに至つた。かくて一九三九年末には五七家族即ち二百人が製鹽地方に移住し來り、甚大なる成果を擧げてゐる。

4 施肥實驗

農務省が施肥による米の増産に著眼し、之が實驗を開始したのは、一九二一年以降の事にて、同年以降ラインシット農事試驗場にて、米田に對する施肥實驗を續行しつゝある。殊に、最近肥料の效力を實證する爲、取扱諸商社に實驗地を分與する等の奨励手段を講じつゝある。然し一般農民は施肥に冷淡なるものゝ如く、最近漸く之に著目し自發的實驗を行ふ者等を少數生ずるに至つた。泰國國民が從來無施肥にて米を連作した所以は、蓋し(一)一年一作に止

めて乾期には土地を休養せしめ (二)一般に米田は粘土質にて季期中は深き龜裂を生じ自然風化が行はれ (三)高き切株を残して燒却するが故に土地を燒き且殘灰が肥料となり (四)沿川低地は雨期に氾濫し高地より流出する多分の養分を殘置すること (五)土壤の自然崩解による改良等の諸條件に因るものにて、過去十數年間ライ當り平均四・五ピクル内外の粗を産出してゐる。然し之以上の増産を圖るには右様の地力補給にては十分なるは勿論にて、殊に主成分中窒素及磷酸の補給を要する。尤も磷酸は例年の氾濫水及雨水の淤泥中より得られ、且貯藏性を有するが、然し氾濫を受ける地積は低地に限られてゐる。窒素も今日の如き米の大量輸出により年々失ふ量は到底自然的に補給し得ない状況にある。

が、無施肥にて過度に施肥する時は地力を急速に疲盡するが故に經濟的でない。然しこの性質の土壤は既に過多の水溶性養分を含有するが故に、普通の人造肥料の施用は良成績を示さない。従來劣質のグブノ及骨粉は成績良好であつた。因に、農務省と協力して施肥實驗をなせる「Windsor & Co. of Trung Maha Meah 實驗園の成績」に關しては、本年鑑第二回版連羅編一〇一頁を参照されたい。

5 害蟲其他の研究

後段「米の被害の項」に説述する如く、當國は幾多の天敵に因り、米作に於ける蟲害は他國の如く甚大でないが、降雨狀態異常年には各地に相當の被害を見ることがある。政府は爲に數年前より農藝科學課に昆蟲學部を特設し、主要農作物の害蟲・其の驅除預防法及稻の病理等を研究すると共に、被害地には直接出張して其の驅除及蔓延防止を援助してゐる。該部は既に幾多の有用なる調査報告を刊行し、重要な害蟲の生活史を示す陳列箱を地方農務官に配布して閱覽せしめる等、農民に斯道の知識を普及しつゝある。

6 機械耕作の研究

現今尙當國農民が依然として父祖傳來の原始的農具を使用せるは、農機の高價・農民の保守的氣質及無資産等に因るもので、當國殊に中部平原は動力耕作に成功せる米國ミシシッピ河流域並にメコン三角洲と擇ぶ所なく、殊に人口稀薄にて可耕遊地冗多に存するから、將來は機械農作が漸次採用されることと信ぜられる。本問題に就ては農務局も近來實驗を進めつゝあり、同局は在來犁及舶來犁の缺點に鑑み、特殊の犁(Krakra犁)を考案した。同犁は鋼鐵製にて在來の犁よりは重いが、使用簡易にて耐久力がある、牽引力も弱くて足り、在來犁にて一ライの鋤耕に四時間半を要する所を本犁にては二時間五十分にて完耕し得る。又

トラクターに關する鋤耕實驗成績を示せば次の如くである。(a) Ban Ma 地方の中庸の粘土地六〇ライを、原油トラクター及犁頭五附犁を以て、各別の日に二日間四時の深さに鋤耕したのに一六時間一〇分を要し、ライ當り鋤耕費は二七サタンであつた。(b) 米田よりは輕鬆な粘土質の山地二五ライを、二四馬力トラクター(燃料・燈油)に最初圓盤(一八吋)三附犁、次いで犁頭三附犁を附して六・七時の深さに鋤耕し、續いて二四双一八吋圓盤を附して縱横に肥耕したのに、毎日十時間作業にて各別の日四日間を要し、燃料費は六五サタンとなつた。(c) Bang Pa Ma の輕鬆なる淤泥多き粘土地五〇ライを、一〇・二〇馬力トラクターに圓盤一・二附犁を牽かせて四・五時の深さに鋤耕したのに十時間を要し、ライ當り燃料費は二六サタンを計上した。一般栽培業者は唯三時の深さに鋤耕するのみにて下層は漸次固化して仕舞ふが、トラクターにては此の固化層を掘起し得、増産を來す。撒播米作にては獸力耕作よりも早期に米田の準備を了し得、移植田にても區の廣さが操縦に便であれば初期には利用し得る。而も時間が甚だ經濟となり、ロブリー地方にした實驗にて五ライの耕耘に水牛十頭・八十人を以て六時間一八分を要するに對し原油トラクター一臺に付一人を以て二時間五分にて完耕し得る(最も安全なる見積りにては、百ライの田を耕耘するに水牛なら五頭、耕牛なら其の倍数を要す)。

トラクター牽引收穫機の實驗は、米田の不平坦と、稻が成熟すれば穂を垂れたり又は倒れたりする傾向とに因り、鋤耕に於ける程良成績を示してゐない。農事試驗場其他大農園にては脱穀機を使用したのが、從來使用したものは穀位を破碎する(普通三一六%)不利益があると云ふ。

7 土壤の調査

農藝科學課にては、土壤調査をも主要なる目的の一としてゐる。米作實驗田を豊産地と貧産地とに分ち、各實驗區よりの土壤見本を取寄せ完全なる化學的及物理的分析を行ひ各區土質の異變・砂礫や雜草の如き特

種作物に對する適應性・貧産田土壤の改良等を調査研究する。尙内地官吏の提供する特殊土壤も分析して農業上の價値を研究する。

8 米の調査

本業は選種と密接なる關係を有するが、農藝科學課にては諸變種の粗及精米業者の提出する諸品質米の化學的及物理的試驗を行つてゐる。又實驗田に栽培した米は定期的に分け、米の化學的成分と、施肥及品質間の關係等を研究してゐる。

9 果樹に關する調査

盤谷ノイ果樹試驗場にては一九二四年來國産果樹の (a) 選擇による改良 (b) 芽接及接木による改良 (c) 栽培法の比較 (d) 施肥試驗 (e) 病虫害の驅除豫防法等の實驗を行つてゐるが、經費の關係上研究不十分なるものゝ如く、何等成績報告を見てゐない。

10 其の他の調査

尙國産の草及糠秣用作物を分析して家畜飼料としての價値を試験し、治水局に代つて實驗田の灌水及排水の調査等も行つてゐる。

三 農業教育

泰國は農業を以て國民經濟の根幹としてゐるに拘らず農業教育機關の施設は從來非常に貧弱であつて、大學・専門學程度ものが皆無であつたのは勿論、本邦の甲種及乙種の農學校、即ち農村中堅人物を養成すべき程度の學校をも缺いて居り、二〇數年前の創設に係る農業教員養成所があるばかりであつたが、之は第二次普通教育六年を修業せる者(本邦の中學卒業程度)が入學し、修業二年にして、農藝科教員(第二次普通教育)となるもので、全國に三箇所あつたが、學制改革に依て之も廢止されることとなり、之に代つて實業専門教育としての高等農學校が

來、先づ全國に四校を作る計畫である。別に新學制に依て創設されることとなつたのは第一次普通教育としての實業補習科に於ける農業教育で程度は低い、恰も本邦の農學校と同じ意味を有し、全國七〇の諸縣に各一校を開設せんとする計畫である。

農業補習學校—實業補習科(教育の部参照)中の農業科として教育されるものにして、第一次普通教育四箇年修了者の中、第二次普通教育に進まぬ者を義務的に入學せしむるものであつて、一九三五年に開校された盤谷近郊ラインシット補習學校に就てその教育内容を見れば、教員三名、生徒六四名、生徒は學校内の寄宿舎に收容、授業は農場實習一週一五時間、學課二〇時間(ボーイ・スカウト等の會合を加ふれば二二時間)で、農業に關する授業内容は、土壤・肥料・蔬菜・排水・農具・作付順序・氣象・水の管理等から成つてゐる。

高等農學校—實業專門學校(教育の部参照)中農業教育を行ふものであつて、一九三八年現在に於てはチェンマイに一校あるのみにして、同市郊外にある農事試驗場豫定地に設けられ、校長は同場長が兼ね、教員も同職員三名が兼任し、外に一〇人の助手があるのみ状態であるが、業課程は倫理・國語・數學・衛生・地理・圖書・英語・自然科學・農學で、農場實習と合計すれば、一週間に各學年五五時間の授業を行ふものであつて、農學の課目中には土壤學・畜産學・果樹・作物・蔬菜・藥味香料・植物病理・品種改良・經營學等を含み、第四學年に至れば、作物科と畜産科とに分れることとなつてゐる。

四 農務行政

農務行政機關としては農務省がある。一八九二年從來の農務行政機關を改組して Krusung Krasetrikarn (農商務省)を設け、土地に關する諸務及鐵山に關する事務をつたが、運用上諸種の弊害を伴つた爲一時同省を廢し、一八九九年再び之を復活し、土地整理の事務のみを司掌せしめた。然し其の後顧問 W. A. Graham 等の畫策に依り、他省に委管

せし事務を回收したが、革命後一時經濟省に包含され、其の後更に改正され、現在は次官室・農務局水産局・灌漑局・山林局・産業組合局を包括してゐる。

五 蠶絲業と邦人技師の活躍

農務局は盤谷・コーラートの鐵道完成と共に政府は後者地方の蠶蠶を獎勵せんとし、蠶業局創設(一九〇三年創設)の前身日本公使を通じて外山農學博士を招聘した。同博士は實地調査の後歸國して横田(全般の監督)・三島(桑園擔任)・高野(蠶蠶擔任)・細谷(製絲擔任)の各技師と共に再渡泰し、盤谷郊外サバトムに蠶業局出張所を設けて約一年間蠶蠶を試験した後、コーラートに出張所を設けて蠶蠶製絲の練習生を募集訓練したが、間もなくプリラム其他數箇所に之を擴張して蠶蠶製絲の外機械の知識をも教授した。斯くて蠶業がコーラートを中心として各地に擴延したが、一九〇五年には更に横濱生絲検査所の原田及高橋兩技師を招き前記サバトムに蠶絲學校を創設し、以て各地出張所の教師を養成した。斯くて邦人傭務者數も一〇餘名に達し、蠶業局は農務省内に重要な地位を占めたが、同局の事業は常に收支償はず國庫の補助を要する有様なると蠶蠶が當國の民主に適應せぬとにより、一九〇五年以後は漸衰し、一九一二年農務大臣の更迭と共に行政整理の名目にて斯業の設備は全廢された。之より先外山博士は赴任後三箇年にて歸朝した爲邦人は中心人物を失ひ、爾後其の他の邦人も任期満了と共に辭職して横山技師一人を残すに至つたが、之等邦人は後任者の推薦に盡す事なく、却つて英人顧問等の治水局復活の主張を容れたる等、諸種の原因に因り、一九一三年以後は農務省内に邦人の影を絶つに至つた。

六 收支計算

茲にアンドリウス著「泰國第二次農業經濟調査書」による中部及東南部

地方に於ける各村四〇戸宛に付調査せる直接農業臨休のみの平均年收支 計算を示せば次の如くである。(但し調査年は一九三四—五年度)

一戸當り農業經營費及主要農作物收入對照表

Table with columns for '地方別' (Regional), '支' (Expenditure), and '入' (Income). It lists various agricultural products and their respective costs and revenues across different regions like '盤谷', 'アユーチャ', 'ロブリ', etc.

(註) (1)種子・肥料・資材購入費、農具・荷車修繕費及農機具・燃料費等の年額 (2)農作物を仲介業者或は精米所等へ賣却するに要する運搬費、並に種子・肥料・農具其の他を取寄せる爲の運搬費 (3)農繁期に雇傭する人力の賃金 (4)家畜に關する数字は収入に就て見る場合直接農業關係と見做し種々ある爲、均等上支出中にも之を含み (5)本項は、例へば荷車購入の如く臨時の支出にして、定時的のものに非ざるが故に上掲各項と區別せるものにして、是等の農家必需品は平均十箇年を以て更新せらるるものにして、本項目の僅少に過ぎるは中部米作地に於ては本調査の行はれた一九三四—五年度は農作物不況の影響を受けて、農家は是等の施設に手控へを餘儀なくせられた爲である (6)本地方に於て調査せられた二村は夫々胡椒及果實の特産物を有するを以て著名である

第二節 米

一 概要

泰國原住民は新石器時代に於て既に米を食用し、當時の沼澤地に半野生の稻を栽培してゐた事實は、同時代の遺物・磨製石斧が豊富に見せられるにより容易に斷定し得られると云ふ。故に當國の米作は五千年前より米作を行つてゐた支那又は印度より輸入したものでなく、之と相並んで發達したものと推斷される。泰國人の祖先たるタイ族が北部泰に出現した頃には既に爾前幾世紀に亘つて米作が行はれて居り、先住者クメール族も比較的進歩した米作を行つたものと推定される遺跡が諸所にある。斯くて米作は當國唯一無二の産業となりつゝ尙自給の域を出でなかつたが、前世紀の中葉に於て外國貿易が盛んとなるに及び初めて餘剰米を輸出するに至り、茲に當國、主として水運の利便ある中部平原の産米狀況は一變して商業的基礎の下に置かれ、輸出米の漸増と相俟つて斯業は益々發達し、終に今日の盛況を見るに至つた。

泰國人は今日尙千古一日の如く原始的農具と粗笨極まる農法とを以て米作に従事してゐるにも拘らず、米作は當國産業の大宗にて、上下をあげて主食してゐるのみでなく、菓子・餅・專賣酒ラオロンの原料とし、家畜及魚類の飼料とする等、廣汎且つ贅多に消費しつゝ尙餘剰米の輸出は總輸出額の七割を占め、國民の大多數は米作者であり、精米業は當國唯一の普及發達した工業であり、水陸交通機關の積荷は殆ど米であり、當國民の最も普通な投資方法は米田の購入貸與であり、政府歳入は殆ど直接間接之に財源を仰いでゐる。従て米作の豊凶は、唯に直接農民の収入及輸出貿易に影響するに止らず、國民購買力の伸縮、延いては輸入貿易の榮衰に反映し、國家の財政を支配する外、社會萬般に反響を齎らすが故に、當國の經濟的生命は一に懸つて米作の如何にあるものと云ひ得る。故に外人は泰國を「米の國」と呼ぶ。

米は斯くの如き重要性を有するから、重要な年中行事として歲々五月初旬盤谷郊外バータイに於て王族又は農務大臣司祭の下に初耕祭 (Brek Nakwan) を催し (農民は之を基準として米作に着手する)、泰國民曆第二月滿つる月の初旬には收穫を天に告げる 穡穡祭 (Toti Ching Cha) を催す。

二 産地

上述の如く泰國は「平野の國」にて、コリアート高原を別とすれば凡て肥沃なる沖積層をなし、米作に好適なる爲何れの縣にも廣く米作が行はれてゐる。然し北部及東部は交通不便なる上、前者は人口稠密なる割に平地少く、後者は乾燥地をなし、灌溉は殆ど不可能にて農作は主として降水によるが、而も雨量は全國にて最も少量である。更に半島は開墾地も多く、土質好適にて降水年中平均し、降水量も多く且つ灌溉も便利であるが、土地は比較的狹隘である。故に是等諸地は、近時鐵道及道路の開發により、漸次餘剰米の産出を促進されつゝあるとは云へ尙自給の域にあり、中には平地より米を移入して需要を補足する地方さへある。故に當國を「米の國」としめる絶好條件を具有するは實に坦々千里の中部大平原である。該平原は所謂「畿内地方」又は「米の主要輸出地方」と呼ばれるクルンテープ・アユーチャ・ナコンチャイ・ラチャブリー・ナコンサワン・ピサヌローク及プラチンブリーの諸地方を包有し、「泰の穀倉」と呼ばれ、輸出米の殆ど全部を供給し、當國生産力の中樞をなす。就中、アユーチャ縣は全國最大の産米地で、其の收穫狀態は米貿易見越の指數とされてゐる位である。

三 米作面積

一九三九年三月末現在全國米作面積は二一、八二六千ライにて、右數字は氾濫・旱魃又は其他の理由に基く被害を斟酌した爲で、従て通例實際植付面積以下となつてゐる。之は徵稅の目的から一級米田に對しライ當

約七ビク、二級約六・二五ビク、三級約五・五〇ビク、四級五・二五ビク、五級約四・七五ビクの五基準収量に級付を行つてゐる。尙「クロー」及「ファンローイ」制に關しては「税制の部」耕地税の項に參照。週つて一九一九―二〇二二―三四年に至る五箇年平均全國植付面積は一、四九八・四萬ライ、一九二四―五二―八一九年五箇年平均は一、七二二

課税基準級別米田植付面積表

級別	每五箇年平均				
	一九二〇―二二	一九二一―二二	一九二二―二二	一九二二―二二	一九二二―二二
一級	三、三六	四、一五	四、三六	四、七九	三、七二
二級	三、七五	四、三六	四、七九	五、〇〇	四、七〇
三級	四、一五	四、七九	五、〇〇	五、二一	四、七〇
四級	四、三六	四、七九	五、〇〇	五、二一	四、七〇
五級	四、七九	五、〇〇	五、二一	五、四二	四、七〇
計	一九、九〇	一九、九〇	一九、九〇	一九、九〇	一九、九〇
其他級	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇

單位は千ライ
出所は同前表

・八萬ライ、一九二九―三〇―三三―三四年五箇年平均は二、〇〇八・二萬ライと一五箇年間に約五〇萬ライの増加を爲し、次の一九三四―三五―三八―九年の五箇年平均では一、九九八・九萬ライと稍減少を示してゐる。更に前記級別米田植付面積を表示すれば次の通りである。但し表中其他に所掲の数字は合計の中には算入されてゐない。

州別米作面積表

州名	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
クルンテープ	九七〇	一、〇一四	一、一三九	一、四〇〇
ナコンラチャシマ	三、九三九	四、〇六二	四、一八五	四、三〇八
ナロンシータムマ	一、三六八	一、四九一	一、六一〇	一、七三三
アラート	一、三六八	一、四九一	一、六一〇	一、七三三
プラーチンブリー	一、三六八	一、四九一	一、六一〇	一、七三三
バーヤツプ	一、三六八	一、四九一	一、六一〇	一、七三三
ピッサヌローク	一、三六八	一、四九一	一、六一〇	一、七三三

單位は千ライ
出所は泰國統計年鑑

四 稻の種類

泰國にて今日迄に分明せる稻の變種は七百乃至八百に上ると云はれてゐるが、之を大別すれば糯米 (Khao Nio) と粳米 (Khao Chao) との二種となる。前者は主として北部及東部に栽植され、同地方民の主食物で

種類	一九三七―三八	一九三八―三九	一九三九―四〇
プーケツト	二、一五	二、三三	二、五〇
ラチャブリー	二、三三	二、五〇	二、六七
アユーチャ	二、五〇	二、六七	二、八四
ウドー	二、六七	二、八四	三、〇一
全國計	一、八七九	二、〇五七	二、二三五

あるが、後者は主に低地に栽培され、其他の地方民の主食物であると共に輸出米の大部分を占めてゐる。併し最近右山民も漸次粳米を主食とする傾向を生じた。右多数の變種は大部分水田に栽培されるが、高地にては畑地に栽植してゐる地方もある。又栽培上成熟期間の長短に依て農民は次の五種に分つてゐる。

- (1) 早熟種 (Khao Bao) 七〇日にて成熟するもの (収量少き爲殆ど栽培されぬ)
- (2) 九〇日同
- (3) 一二〇日同
- (4) 半早熟種 (Khao Rong Bao) 一三五―一四五日にて成熟するもの
- (5) 中熟種 (Khao Klang) 一五五―一六五日にて成熟するもの
- (6) 晩熟種 (Khao Nak) 一七五―一八五日にて成熟するもの
- (7) 晩々熟種 (Khao La) 一九五―二〇五日にて成熟するもの

尙右諸變種の中には環境に應じ特殊の性向を示すものがある。或る變種は、苗代に於て或る一定の大きさに成長する時は全然健康體の儘でびつたり生長を止め、自ら成長過度による窒死を防ぎ、豪雨が本田に移植し得るに至れば再び平然成長を始める。又或變種は最初普通と異ならないが、一旦洪水に見舞はれると、増水に連れて成長速度を増し、莖は輕大にて浮子となりて絶えず頭部を水面に保ち、自ら腐死を免れる。減水に連れて水面に横はり、多くの側枝と小纖維根とを出し、前者には穂を結び、後者は成長過多の爲め地根の供給にて不足なる養分を吸収する。然し是等の産米は成長過多の爲め劣質を免れない。

五 栽植法

撒播法・移植法・ナーバーの三種がある。

泰國……農業

沿河地方に採用される粗笨なる栽植法で、米作面積の約三〇％は本法によつて栽培されると云ふ。通常雨期の初(五月)、來雨の爲土地が濕潤軟化すれば犁を入れ、先づ縦に、次いで横に鋤き返す。其の後牛糞を以て耕破平均し、其の上に澆め水漬したる種籾をライ當り約一斗の割にて播布し、今一度鋤耕して種籾を被覆する。發芽期の排水に備へる爲爾後更に一間毎に溝を作る。種籾は撒播後直に發芽し、爾後は何等手入れをなさず放置して成長せしめる。該法は五―八月の降雨により播種伸長せしめ、要水期に氾濫を利用する方法であるが、氾濫の時期及水深は連年一定してゐるから(被害の項に參照)、其の豊凶は一に其の地方の降水如何に左右される。即ち降水日數過多なれば土地の風化及雜草の枯死を妨げ、過少なれば鋤耕困難にて發芽伸長を妨げ、成長不十分なる儘氾濫期に入る爲水中に没して腐死する。又播種後豪雨又は早魃を見れば種籾又は幼稻は枯死する。故に晴雨半々にて尺餘に伸長して、氾濫を見れば理想的であると云ふ。該法は植付は簡易であるが、收穫は少量にて産米は劣質を免れぬ。

移植法 (Na Dan or Na Sun) 降雨又は灌溉により、栽培期間中適量且一様なる給水が維持される地方に行はれる方法で、植付面積の大半は斯法に依つてゐる。六月に入りて苗代を仕立て、通常施肥する。七月―八月の豪雨を待つて移植に着手し、運きは一〇月末乃至十一月に及ぶと云ふ。灌溉の便がないか又は雨量が少い時は撒播法を採用する。該法は日本又は臺灣のそれと大同小異であるが、種籾は水漬することなく、苗が三、四寸に延びれば苗代に水を當てないで根の強健を圖り、五、六寸乃至一尺にて移植する。又苗取りは頗る亂暴にて根を著しく損傷する上、挿秧も日本の如く整然と行はぬ爲め、移植後の除草手入れは不可能である。

ナーバー法 (Na Pa) 本法は密林清掃地にて山地蠻民の採用せる千古傳來の最も原始的な米作法である。該法は雨期前に密林を伐倒し之を乾燥して燒却する。之を録にて掘起して除草を行ひ、其の上に種籾を

撒播するか、又は棒にて穴を開け五、六粒づゝ蒔く。本方法は、植付後も数度の除草を要する許りでなく、地力は直に疲弊し、二回以上の連作は通常不可能である。

六 植付期間及稲作に理想的なる降雨

稲の成熟期間に長短ある爲、自然植付期間は甚だ長期に亘るを常とし、且つ気温及降水量等の關係もあり地方に依て一様でない。中部平原にては五月に開始して一〇月に及び、北部及東部泰にては六一一〇月の間に行はれ、南部泰にては七一二月の間に行ふ。従て收穫期も之に應じて地方により相違があるは勿論にて、夫々順次約二箇月宛遅れて行はれる。農民は一般に出来る丈迅速に早熟の稲を植付け然る後殘餘の米田に植付準備をなし、之に天候順調なれば最初に主作を次に最も早熟なる稲を漸次に植付けて行くを普通とすると云ふ。

理想的なる降水としては、中部泰にては三月に輕雨が降り、四月は無雨、五月には再び輕雨を見るも、六月は前月よりも降水量少く、七、八、九月には豪雨が降り一〇月には最も猛烈となり、爾後無雨を理想とする。北部及東部も略之と同様であるが、一〇月に輕き夕立があり、十一月十一月に豪雨を見、二月には輕雨となるを理想とする。

七 刈入・打穀及簸別

稲の成熟期間は、除草其の他本邦農民のなすが如き手入は全然之を行はぬ。收穫期間は前記の如く地方及稲種によつて異なるが、大體中部にては九十一月に及び、北部及東部にては一月に初めて二月に終り、南部にては一月より五月に亘る。稲は高き切株を残して小形の鎌にて刈取り、切株の上に横へて穂を乾燥さす。此の際撒播法に依る米田は、成熟前豫め長き竿にて稲を同一方に伏せ置き、上半を刈取る。乾燥を終れば小束となし、之を荷車又は竹籠に積載し、牛に牽引させて打穀庭(臺灣の「稻埕」)に運搬する。稻束は打穀庭に撒布し、二、四頭の水牛を一つ

の輓にかけ、中央の杭に繋いで其の周圍を迴らし、稲を踏みこなす。穀粒が全部薨より離脱すれば簸別を行ふ。簸別は簡單なる風選により、打穀した穀を淺廣き籠に入れ、小高い踏臺より濺下して他の籠に移して行ふ。沓蓋中に成熟する時は細長きカマエを使用し穂首を刈取り、之を小束として高架に懸けて乾燥する。刈取用具も地方により、小異があり、北部・東部及中部にては稲の下部を鎌を用ひて刈取るが、南部にてはマライで使用するものと同様なナイフを握つて一つ穂を摘取し、之を束ねて運搬する。又打穀も支那式の播種に叩付けてなすこともあり、ラオ人の如きは圓錐形の大竹籠の縁に稻束を横へ、左手に之を支へつゝ右手の棒切れにて穀を叩落す。

農民は一般に貧困なる爲籾別した穀は打穀庭に堆積し、次期收穫迄の飯米及次期作の種籾を控置し、殘餘は多く其の場で支那人仲買人に賣るが、貯蓄に際しては籾の儲穀倉に貯藏し、金錢の必要及市價の騰貴を待つて賣却する。然し飯米及種籾も高價に誘惑される時に屢々之を賣拂ふものさへあると云ふ。刈取後の切株及藁塵は乾燥を待つて焼却する。

八 被害

1 水害

營國の大部分は七、八、九月に豪雨が降り、雨水及河水は米田に氾濫する。然し幸にして營國にては、近隣諸邦又は我國の如く法外な豪雨を見ることは稀有で、之を盤谷に就て見るに、一九〇八年以降に日當り一六六以上の降水量を示したのは僅に三日で、其の中一七五・三を以て最高とする。而も殊に中部の洪水は寧ろ氾濫にて、其の時期及水深も略一定し、一〇日以上の早遅及一尺五寸以上の深淺を見ない。即ちメーナムチャオプラヤの上流地方では九月下旬より一〇月末に及ぶ四日間、下流地方にては九月中旬より一月中旬に亘る六〇日間に來襲し、河身の水深には差異を見るが、之が開當なる平原に氾濫する時は一様に

三呎以下の水深となる。加ふるに水勢緩慢にて破壊力なく、容易に流出せぬ爲水温も高いから、米作に與へる被害は比較的尠少であるのみならず、要水期に十分な給水をなし、高地より多量の養分を洗出して米田に沈積する大恩恵があり、増水深きは却り農民に喜ばれると云ふ。因に過去九十三箇年に亘る記録によれば、九箇年付比較的輕度の、五箇年は激度の水害を見たに止まると云ふ。

2 旱害

雖て降水不足の場合初期に於ては、鋤耕植付を不可能にし幼稻種子に大害を與へ、後期にては孕穗期に給水不足となる等、諸種の被害を生ず。然るに東南部及半島(一、九五〇一、二、八〇〇)の稲を除き國の大部分の降水量は一、〇〇〇一、四〇〇耗であるが、熱帯諸國の記録に徴すると、一〇〇%の作柄をあげるに全米作期を通じて要する水量は、吸收蒸發を考慮して一、八〇〇耗であるから、給水は不足である。過去の重大なる凶作は殆ど旱害に起因し、前記九十三箇年の記録中實に四十九箇年(五二・七%)は給水不足に悩み、其の中二十二箇年(二二・七%)は猛烈な旱害を見てゐる。故に營國米作の大敵は水害でなく寧ろ旱害で、政府が水利工事に鋭意努力を惜しまぬも誠に當然である。然し營國の米田は地形土質の關係上簡易な設備を施せば容易に給水を調節し得る場合多く、旱害は人工的に大いに緩和し得べき性質のものである。然るに營國農民は一般に人工的灌漑に留意するもの少く、拱手して自然の灌漑を待つに止まるから、被害率が倍加されるものと思はれる。

3 気温上の被害

年平均気温は北部にて二五・五度であり、中、南部はもつと高い。稲は熱帯の原産で気温が高い程成長迅速であるから、気温は米作に適合せるは勿論、最涼期の朝夕すら臺北地方にて第一期米の植付を略々終了する四月初旬の平均気温に等しく、年中米作に好適であるから、気温上の被害は絶無である。

4 風害

泰國...農業

此の地方には元來暴風雨なく、年中で最も風の強いのは季節風の北東より南西に交代する通常三五月の頃である。然るに米作は五、六月より開始するから米作と全然關係がなく、而も平均風速三米を超える月を見ない。故に本邦の二百十日に類する損害を見ることは皆無である。

5 蟲害

營國米田に普通なる害蟲害 *Protonia litura*, *Spodoptera mauritia*, *S. peledis* 等諸種に屬する蛾の幼蟲である。本蛾は繁殖急速にて、自然障害なき時は營國米作の約五〇%の大被害を見ることと見積られるが、茲に如何にも奇異とするは、熱帯に屬しつゝ蟲害甚だ稀少なる點で、一九二九年九一〇月の如きは寧ろ論外に屬す。其の原因に就ては種々論ぜられるが、蓋し、(一)卵の敵蟲たる *Chalcid Parasites* 幼蟲の害敵たる *G. Jehunnon* (マメ蜂) 及 *Trachinid Parasites* 等數多の寄生蜂並に鳥類等の天敵により其の荒掠活躍を抑制され、(二)收穫後殘株は乾燥を待つて焼却する爲冬眠中の昆蟲は燒殺され、(三)乾期中烈日燦爛が如く、爲に幼蟲又は卵は斃死し、(四)氾濫時には無数の河魚が米田に繁殖して幼蟲及卵を捕食する等の諸條件が相關的にこの天恵を垂れつゝあるものと見られてゐる。

6 鳥・蟹害

邊陲地の密林に接する米田にてはグリーンバロットの大群が屢々飛來して穂を啄み低地にては多少の蟹害を見るが、一般に重要なる被害とは認められぬ。殊に後者は發育不良なる稻のみを害するものゝ如くである。

九 被害・收穫面積及産量

近年に於ける米作の被害及收穫面積を擧げると次の如くである。

米作植付・被害收穫面積及比率表

出所は泰國統計年鑑

Table with columns: 年次 (Year), 植付面積 (Planting Area), 被害面積 (Harmed Area), 收穫面積 (Harvested Area), 比率 (Ratio). Rows include 1931-35 averages and 1931-35, 1932-34, 1933-35, 1934-35, 1935-36.

(備考) 比率(%)は植付面積に對するもの。

次に産米量も植付面積の漸増に伴ひ逐年著増を示しつゝあるが之を數示すれば一九〇六—一九四年四箇年平均産米量は四四、一七四、四七五ビク

在盤谷精米所穀引渡し量額表

Table showing rice export quantities and values from Bangkok. Columns: 年次 (Year), ナー ス ア ン (Quantity), 價 (Price), 額 (Value). Rows for 1931-32, 1932-33, 1933-34, 1934-35, 1935-36.

出所は泰國統計年鑑

ル、一九一五—一九年五箇年平均は五、五〇七、四二〇ビクル、一九二〇—二四年同平均は七三、九六九、七四八ビクルにて、最近五箇年平均は約二〇年前の同平均に比し二、八三〇萬ビクル(約六四%)を増大してゐる。右増加が其の多くを畿内七地方地方に負ふことは勿論である。

10 籾の品位

米作業者のなす籾の分類は既述の如くであるが、精米業者は自己の見地より便宜上次の五種に籾を分類する。

- (1) カーオナーヌアーン (Khao Na Nuam) 所謂「園地米」(Garden-Rice) に「London and China Express」誌には「Garden Siam」として記載され、精米業者のなす分類中最良質のものである。穀粒は細長くて...
- (2) カーオバーオ (Khao Bao) 「早熟米」の意である。前者より更に良質で、之よりも長粒も多く混じり、淡紅色米は全く影を没す。移植・撒播兩法によりて産出され、早・中・晩熟種の何れを問はず本品位に類別される。
- (3) カーオニョオ (Khao Nio) 精米業者の所謂「糯米」にて、前述のカーオニョオ(糯米)、「籾の種類」(項)参照)とは別個のものである。畿内の諸地方(例へばナコンチャイシー及ラチャブリー地方)にて少量宛栽培される米種中の優秀なる變種を指す。地方消費用又は新嘉坡及蘭印への輸出向(大量の輸出無し)として小精米所にて精白される。價格は通常最良質の園地米に匹敵するが、獨得の芳香堅度が特に豊かなものは之より更に高價で、當國産米中テールライスとして最善最良である。
- (4) カーオナムアーン (Khao Na Muang) 所謂「野地米」(Field Rice) にして、最劣質の品位である。穀粒短大硬脆で脂肪を缺き(即ち不透明)、籾殻は粗厚である。脱穀すれば穀粒の大部分は淡紅色を呈す。殆ど晩熟種のみに限られ、氾濫深き地方に撒播される。前述の増水に連れて成長す

變種は本品位に屬する典型的な籾である。主としてアエーチャヤ・アントーン (Ang Tong) ・パークハイ (Pak Hai) 及其の近傍諸地方より産出する。因に本品種は次のサームルアン種と共に近來取引市場から姿を消した(後掲「外國市場に於ける泰國米の不評と其の對策の項」参照)。

11 米の品位及品質

米は精米程度により玄米 (Cargo Rice) 及白米 (White Rice) に大別する。後者は本邦の所謂白米に等しいが、前者は大體本邦の玄米に相當するが故に、以下之を玄米と譯載する。更に兩品位米の破砕したものは其の程度により碎米 (Broken Rice) 及粉米 (Meal) に分類し、玄米の副産物なると白米の副産物なるとに依り玄碎米 (Cargo Broken Rice) ・玄粉米 (Cargo Meal) ・又は白碎米 (White Broken Rice) ・白粉米 (White Meal) 等と呼稱する。

Table showing rice grades and quality. Columns: 白米の品位 (White Rice Grade), 碎米混有歩合 (Broken Rice Mixture %), 支那商の使用 (Chinese Merchant Use), 支那商の使用するもの (Chinese Merchant Used Items), 税關の使用 (Customs Use), 税關の使用するもの (Customs Used Items).

白碎米の品位一如上何れの品位たるとを問はず、碎米七五%以上を混有するものを云ひ、四分の三以上の大きさの米粒は之を完粒と見做す。白碎米の品位は歐商・支那商及税關共通にて、先づ粒形の差異によりA1又はEurope Quality(米粒二つ割れ)・G1(米粒三つ割れ)・G3(米粒四つ割れ)・G4(最小のもの)の四品位に分類し、更に品質をも併示する爲、右各品位にSpecial又はOrdinary等を附加してA1 Special, A1 Ordinary……等と呼稱する。

尙當國輸出の白米及碎米の一種に煮米(Boiled Rice)及半煮米(Part-boiled Rice)なる名稱がある。熱湯に浸漬した粒を乾燥精米した米にて鉛色を呈し、近隣熱帯土民は之を湯漬にして賞味すると云ふ。

一般に泰國米は長大堅實にて光澤良く、比較的乾燥十分にて害蟲等が少い等の特長を有し、西貢米及蘭貢米よりも一般に上値に取引される。短粒を好む邦人には飯米として喜ばれぬが、能く支那人及歐米人の嗜好に適し、普通品にて尙支那人には西貢米のバイソツ種よりも、歐米人にはビルマ米の一、二等品よりも喜ばれると云ふ。

一二 品位別穀の盤谷出廻高

輸出米の大部分及盤谷附近在住民の消費用米を供給する在盤谷精米所(Palat, Sam Senを含む)への米出廻高を品位別に表示すれば次の如くである。但し最近年間は資料未入手の爲係数を缺くは甚だ遺憾である。

品位別穀谷出廻高表

單位：標準クネン
出所：盤谷商況月報

年次	ナース	ナース	ナース	パーオ	ニヨオ	計
	一號	二號	三號			
一九三二	六八、六〇六	一三〇、八八九	五五、三九〇	二九、七三三	四〇、三三三	一、〇、九、〇、六、〇
一九三三	九二、二四九	一〇二、二四五	四七、七三三	三三、八八〇	四九、七六四	一、一、七、〇、〇、一
一九三四	一一六、四六六	一三六、三三七	五九、七六六	三三、四九〇	四一、二六九	一、三、七、〇、〇、〇

一九三五	一、五、〇、三、五	五、四、一、七、〇	一、七、八、四、五	一、九、〇、八、二	三、七、〇、七、六	一、二、四、〇、八、〇
一九三六	三、一、七、五二	五、八、三、五〇	一、六、一、八、三	一、三、九、〇二	二、八、二、六、七	一、一、四、八、四、五
一九三七						
一九三八						
一九三九						
一九四〇						

一三 内國消費狀況

總産量の約五分の三は國內にて消費される。品質は主として、梗米の普通一等品及普通二等品にて、北部泰國國民は多く糯米を消費する。米の調理法は本邦と大同小異であるが、沸騰すれば攪拌して更に數分間煮沸し、米粒膨脹破裂するに至れば水を凡て掬除して炭火にて蒸す等は可なり珍らしき相違である。

内國穀消費高表

單位：ビクニル
出所：泰國貿易海運年表及統計年鑑

年 度	各前年度		國內穀消費量	國內消費歩合(%)
	産 量	消費量		
一九三〇—一	六、四、五、〇、五七〇	四、一、九、五、六、三三	六、四、九、六	六四、九
一九三一—二	八、〇、四、三、八三〇	五、〇、八、二、九三九	六、三、一、九	六三、一
一九三二—三	六、七、八、〇、八三八	三、〇、八、三、三三八	四、四、五、四	四四、五
一九三三—四	八、五、二、七、三、四一〇	四、八、二、九、四、四四	五、六、六、三	五、六、六
一九三四—五	八、三、四、六、二、〇、五	三、三、八、五、九、四三	三、九、八、八	三、九、八
五箇年平均	七、六、三、二、三、三三	四、一、〇、四、八、八、七	五、〇、〇、六	五〇、〇
一九三五—六				
一九三六—七				
一九三七—八				
一九三八—九				
一九三九—四〇				

(備考) 稻摺歩留りを七四%として輸出量を換算し、各前年度産量より之を控除して算出した。

一四 輸出狀況

米は當國總輸出額の約五〇%を占め、輸出貿易の死活を制すると共に輸入貿易其他諸般に甚大なる影響を波及せしめることは前述の如くである。輸出高は米作の豊凶・市況等の影響により變動を免れぬが、大體に於て米田面積の不斷の増加に伴ひ輸出高も顯著なる増加をなしてゐる。之を例へば、今より二九年前の一九一四—一五年の輸出高は、一、八、三、九、萬ビクニルであつたが、最近即ち一九三五—一六〇年度五箇年平均

品位別米輸出高表

出所：泰國貿易海運年表

品 別	一九三五—一六		一九三六—一七		一九三七—一八		一九三八—一九		一九三九—四〇	
	米	碎	米	碎	米	碎	米	碎	米	碎
白米	一、〇、四、四、七、三	一、〇、六、七、七、七	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三
白粉	一、〇、四、四、七、三	一、〇、六、七、七、七	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三
白碎	一、〇、四、四、七、三	一、〇、六、七、七、七	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三
玄米	一、〇、四、四、七、三	一、〇、六、七、七、七	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三
玄碎	一、〇、四、四、七、三	一、〇、六、七、七、七	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三	一、〇、三、〇、三、三

品名	盤谷		計		玄米	玄粉米	玄碎米	計
	ナコンシー	ナムマラート	ケット	計				
米	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元
計	五四〇	五四〇	二五〇	二五〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇

品名	盤谷		計		白米	玄米	玄粉米	玄碎米	計
	ナコンシー	ナムマラート	ケット	計					
米	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元	一九九元
計	五四〇	五四〇	二五〇	二五〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇

泰國...農業

六八七

(註) (付) 國領ボルネオを含む。 (其) 其他の諸國中、白米・白碎米の欄ではアレキサンドリア、カナダ、新西蘭、コスタリカ、チエツコスロバキア及パレスチナがあり、番餘(上記以外)の欄では日本、暹印、ノールウエー、ポートサイド、マライ諸州、北ボルネオ、ビルマ、デンマーク及スイスがある。

支那	獨逸	香港	印度	日本	滿洲	和蘭	比律賓	葡領東南アフリカ
ピクル	ピクル	ピクル	ピクル	ピクル	ピクル	ピクル	ピクル	ピクル
...

泰國...農業

六八六

Table with columns for rice types (白碎米, 白粉米, 粗), years (一九三九, 一九四〇), and prices. Includes a '計' (Total) row at the bottom.

一五 輸出出廻期

輸出米の大部分を産出する中部にて九一月に收穫され、一二月及一二月が最盛である。從て輸出期は新米の市場に出廻る一二月に始まり、爾後四箇月は新米、殘餘八箇月は古米の出廻期をなす。故に最も輸出量多きは一月一四月の間で、以前は右期間に年輸出高の半を輸出したが、一九二七年頃より右期間の輸出量は著減し、一年を通じて不規則なる變動を見るに至つた。其の原因は恐らく近來地方精米業の發達に伴ふ一現象にて、栽培業者は、是等地方精米所の利用により、從來の如く市況如何に無關心に收穫と同時に穀を賣拂ふことなく、市價好況を望みて提供給を手控へする爲であらう。

一六 米價

米價は大なる需給の影響を受けぬ限り、通常出廻り米の品質に順應して高低を生ずる。即ち最初二箇月の新米は乾燥十分に届かず、價格も從て低落するが、爾後漸騰し、端境期に近づくに連れて再び下降するを常とする。

月別盤谷穀價格表

Table showing monthly prices for rice in Bangkok (盤谷) for the years 1936, 1937, 1938, and 1939.

Table showing monthly prices for rice in Nias (ナイアス) for the years 1936, 1937, 1938, and 1939. Includes a '平均' (Average) row.

註 Aは盤谷精米所組合 (The Bangkok Rice Mill Association) 所屬の精米所。 Bは一九三九一四〇年設立の泰精米所 (The Thai Rice Mills, Inc.) 所屬の精米所。

品別精米所米價及指數表

Large table showing prices and indices for various types of rice (碎米, 米, 粉米) across different years (一九二八, 一九三〇, 一九三一, 一九三二, 一九三三, 一九三四, 一九三五, 一九三六, 一九三七, 一九三八, 一九三九). Includes a '海峽' (Sea Straits) column.

月別品別精米所米價表

Table of monthly prices for different types of rice (一等白米, 碎米 1-A, 碎米 1-C, 碎米 3-C, 粉米) from 1936 to 1938. Includes columns for year, month, and price.

在盤谷精米所渡し穀月別數量・價額表

Table of monthly quantities and values of rice in Bangkok from 1936 to 1938. Includes columns for year, month, quantity, and value.

單位自付ケル當りバツツ價 出所自泰國統計年鑑

出所自泰國統計年鑑

一八 米輸出商社

Text describing the rice export companies and their operations in Thailand, mentioning various agents and the types of rice exported.

Text continuing the description of rice export companies, detailing their names and the specific types of rice they handle.

隣米産國並に地中海及メキシコ灣沿岸に輸出餘力米を増産した事及價格の問題もあるが、重要且つ根本的な原因は外國市場に於ける泰國米品質低下の不評である。

然し事實に於て産米は以前に比して決して品質に低落を認められず、却つて多くの地方に於て改良を示してゐるから、右不評は産米の品質下落に非ずして今日所謂泰國米には早熟劣質の米粒を混有せるに歸因するものと斷定され、其の主なる混米機會として農務大臣は次の諸項を指摘した。(一)從來米作者が種籾の選擇に留意せず、(二)支那人仲買人は相異なる産地及米作者より買付たる異品種の籾を無差別に混合搬出して精米所に賣渡し、(三)近時地方精米所の發達に伴ひ原料籾の買付困難となりたる爲か、精米所も亦産地等には無關心に手當り次第籾を購入するから、其の倉庫にて更に諸品種米が混合されるのみならず、(四)白米は主として新嘉坡及香港にて中繼されるから、同地に於て再び比較的劣質のピルマ米及印度支那米と混合されること、戦前には園地米及野地米は倫敦市場にて各別に相場を立てられ、(5)Giam Garden No. 1 は園地米の代表品位であつた。然るに現今は右(三)の原因に因り、兩品位の相場を各別に建て得ず、園地米と一様に取扱はれ、舊標準品位に代へて最上品及特等品なる銘柄を用ひ、時には「Extra Super」の如き品位さへ見るに至り、一方今日所謂「Giam No. 1」は二五—三〇%の碎米を含み、品質も著しく低下してゐる。

故に不評挽回策としては、是非共以上の劣質米混合の機會を排除し、昔日の如く園地米及野地米を劃然と區別する必要がある。尤も(四)に就ては、兩港は中繼港に過ぎぬから直輸出に依て容易に排除し得べく、既にチャンタブリー殿下御外遊中(一九二四—二五年)此の點を辯明され、爾來キューベ其の他に直輸出をなしたつゝあるが、最も困難とするのは(三)の機會である。然し此の點に一大光明を與へる好現象として、最近の地方精米所の簇出と盤谷精米所の減少がある。若し、從來の如く籾の儘盤谷に搬出することなく、地方精米所にて各自地方の産籾を精米し、之を

盤谷に移出するに至れば、右の機會は茲に排除せられることとなる。然し、惜しむらくは今日地方精米所は大部分地方消費米の精米を目的とする小規模のもので、其の多くは金融の關係上直接輸出商との取引を許さぬ點であるが、之は時運に伴ひ芟除し得る困難でもあり、幸ひ當國官邊も是等に將來物質的援助の必要なるを認めて居る模様である。(一)も混米を助成するものであるが、上記「農業助長手段の項」に既述の如く、政府は選種に努力しつゝあり、既に漸次成果を收めつゝある。故に海外市場の不評も今後漸次に緩和されることと期待される。

一九 米作費

1 土地改良費
當國降雨狀態の特長より、安定した良作を得るには灌溉・排水・防水・保水の設備を完備する必要がある。政府の治水工事も其の地方一般の設備にて其の治水範圍内の米田も自田自身の同様な設備を要す。然るに當國は土地平坦であり、米田の多くは粘土質にて凝結力が強いから、容易に堅固にて半永久的な堤防・治水溝等を築造し得る。其の費用は土地の大小・計畫の簡級及地方によるが、水利ある地方にて防水堤防・灌溉排水溝及給水調節用水閘を設備するものとすれば、ライ當り四六パーツを要すと云ふ。

2 米作に關する税金

唯米田税及人頭税を負担するのみで、税率も至極低廉である(「財政の部」參照)。

3 小作料

當國には自作農が多いが、近時畿内地方に於ける大地主の出現に連れ無貯蓄なる農民は米作の不安に備へて漸次小作農に代る傾向があると云ふ。從來地主は、小作人に農具及食料を給與し其の收穫高を等分したが、此の風習は現今邊陲の小部分に残存するのみにて、他は小作料を徵收する。其の額は土地及地方により相異を免れぬが、普通米田税地主持

にて移植上田又は微租等級に據る一等地は四—五パーツ、同上二等地は三—四パーツ、同上三等地にて二—三パーツである。

4 勞力及勞賃

「勞働の部」參照。

5 家畜

當國は農耕用家畜の供給豊富にて、農民は鋤耕・打穀・稻及籾の運搬等に水牛又は稀に黄牛を使用するが故に、各農家は二、三頭乃至一〇頭の水牛を飼養する。牛の飼育は凡て自然放牧によるから、別に飼養費の計上を要せず、而も舊式農法にて移植田なれば二〇ライ、撒播田なれば三〇ライの米作には水牛一頭にて足ると云ふ。最近の輸出價格より推定するに、水牛の成畜は盤谷附近にては六〇—一〇〇パーツ、普通八〇パーツ、邊陲にては之より遙に安價なるべく、又黄牛成畜は盤谷附近にて平均六〇パーツと見られる。

6 米作經營收支見積

計畫の簡級により著しき相異は免れぬが、當國にて米田一千ライを購入して米作を經營するものとし、其の收支計算を大略見積れば次の如くである。

支出	
資本的支出	經常費
イ 土地費(ライ當り地價約二五パーツ、改良費約五パーツ、買收附隨費計一五〇パーツと見て)	イ 人件費(從業員二名月給計二五〇パーツ、常備苦力六名年當り一名一八〇パーツ、植付時及收穫時臨時雇苦力延人員夫々五百人及千人日給一人當り七五サタン)
ロ 建物費(宿舍苦力小屋補助・籾及農具・倉庫等)	ロ 米田税(ライ當り一パーツ)
ハ 備品(トラクター一臺其他の農機具・唧筒・運搬具・水牛等)	
ニ 小計	
11,000	5,100
10,150	1,000

二〇 米作企業可能性

如上當國米作企業を可能ならしめる條件を列記すれば次の如くである。(一)氣温が米作に好適であり、降水量は理想的ならぬも人工補給により緩和し得る事、(二)旱・水兩害の外殆ど被害なき事、(三)人畜の勞力低廉なる事、(四)米作に關する税金比較的低廉なる事、(五)地方の自然補給比較的十分にて農民中施肥する者なき程なる事、(六)科學的に米作すれば増産の見込大なる事、(七)重粘土の土質多く土地改良及肥料保存に至便なる事、(八)大農制及機械米作に好適なる事、(九)纏りたる地積を入手し得る餘地大なる事、(一〇)可耕遊地多く、其の獲得容易であり、(一一)既墾田も地價甚だ低廉なる事等。但し、「土地の所有獲得の項」に述べた事情並に泰國民間に泰國人の泰國なる自覺の擡頭を見つゝある今日、泰國人は邦人の米作投資企業を強ち歓迎するものでなく、曾て邦人は松澤一氏の米田買入に對して、泰國民に残された唯一の基本産業を脅すものとして、一部に多大のセンセーションを惹起したるはよく之を例證してゐる。故に當國にて該企業を企圖するものは此の點を慎重に考慮し眞摯なる態度を以て之を實行する必要がある。尙當國の言語に習熟するは勿論、相當の資本を以て、籾仲買人の暴利を制し、精米加工による収益を占め、土地改

種籾費(ライ當り七升〇約一ピククル、而してピククル當り〇・六五パーツと見て)	六五〇
土工及機械修理費	五〇〇
油費(鋤耕・耙耕・唧筒一五〇日、日當一・五パーツと見て)	二,100
小計	九,150
收入 收穫籾價額(ライ當り約五ピククル、ピククル當り四・二パーツと見て)	11,000
經常費差引	1,100
内家畜補充及農具償却積立金	1,500

良其他の施設により收穫不安等の缺點を除去する必要がある。

第三節 ゴム

一 概 要

泰國に於けるゴムの主要栽培地帯はハタニー縣及ブーケット縣で、又其の北のナコンシタムマラート縣並に東南部のチャンタブリ縣にも栽培されてゐるが、是等地方の栽培の歴史は比較的新らしく、一九〇八年頃、泰國人及支那人が栽培したのが、抑々その嚆矢と見做される。泰國の南部國境がゴムの主産地たるマライ半島に隣接し、その有利なるゴム栽培を目頃見附しながら、最近に至るまで泰國内に開始されなかつた理由は、資本の回轉速度の遅いゴム企業が、資本蓄積の低い泰國經濟には適當しなかつたのである。併し第一次大戦中の好況の波にのつた業者が、栽培餘地の少くなつたマライ半島より北上して南部泰に入りそこで草原を開拓して盛んに栽培を開始してからは、泰國人も漸く有利なるゴム企業へ進出すべきことを自覺したのであつた。

かくて一九二五年以後は可成りの速度で發展し、一時一九三二年の世界恐慌の影響を受けて輸出の激減を見たが、一九三四年以後は再び好調の道を歩んで來た。最近の完全なる官廳ゴム統計は未だに發表されてゐないが、一九三四―五年當時の調査によれば、四百ライ以上のゴム園七〇、内一千ライ以上のもの二〇、最大面積を有するものが五千五百ライとなつて居り、右七〇園の植付面積計約六萬二千ライと推定され、同年現在の泰國植付面積は大體七二八、一五二ライ、總樹數一、二九二、一、二一本、ゴム輸出高二〇、六七〇噸であつた。その後新業は躍進の一途を辿り一九三九―四〇年にはゴムのみにて三六、三三三噸、價額二七、二五千万バーツの輸出高を挙げ、價額に於ては最高記録である。その外屑ゴム及代用品の輸出も次第に増高の傾向にある。但しゴム企業の多くは個人所有の小園一園印でいへば土人ゴム園に相

當する一で、未だスマトラやマライの科學的管理法の程度には一般に達してゐない。又ゴム園經營者は華僑六五%、泰國人三五%位の割合で、その従業労働者の概數も、一九三五年現在(農務局調査)で泰國人の一萬七千に對してマライ人の三萬人、支那人の六千人といふ割合を見るならば、泰國のゴム企業が泰國人の經濟に對して占むる意義を推知し得るであらう。

しかし泰國のゴムは世界的にいへば右に見た如く、未だ大した生産額に達してゐなかつたが、一九三四年五月に倫敦に於て成立せる國際ゴム限産協定に加入するに至つた。これは帝國主義植民地に於けるゴム資本の利潤獲得の必要上、豫めその増産を抑制せんとした貌である。かくて栽培並に輸出の自由を失つたものゝ、他の生産國に比し比較的寛大な基本割當量(四萬噸)が與へられ、實際の産額もこの後逐年増大し、一九三九年には植付面積一五八、九〇〇ヘクタール、生産高五三、五八四噸、輸出高四七、九五二噸で世界輸出の五%近くまで向上した。而して同年一月よりの第二次限産協定では一九三九年度五四、五〇〇噸、一九四〇年度五五、三〇〇噸、一九四一年度五五、七〇〇噸、一九四二年度五六、〇〇〇噸、一九四三年度六〇、〇〇〇噸と割當増加を認められたが故に、この點では泰國ゴム企業の將來は確かに有望である。

南部泰のゴムは從來全部マライへ送られて居り、即ちブーケット産のものにはカンタン港より南下して彼南へ、ハタニー産のもののみ昭南港(新嘉坡)へ積出されてゐた。泰國ゴムは品質粗悪、又本來廉價であるものが、中繼港を経て需要國へ輸出せねばならぬ不便と費用とがこれに加算される。日本への輸出は、一九三五年頃三井物産の交渉の結果、南部泰ゴムが鐵道にて盤谷に流れ、そこから日本へ出たのが最初の様である。併し、之は鐵道運賃問題に難があるので、須らくハートヤイにゴムを集めて、その地方の要港シンゴラ(ツンクラー)―開港は一九三八年にして、一九四一年四月一日よりこの地に我が帝國領事館(初代領事勝野敏夫)が開設さる―より日本へ直接輸出するやうになるのであらう。

二 輸 出 高

ゴムは泰國の重要輸出品の一で、一九三九―四〇年に於ける輸出額は

ゴム・屑ゴム及ゴム代用品輸出高表

Table with columns: 種別 (Rubber types), 連年對照 (Yearly comparison), 一九三六 (1936), 一九三七 (1937), 一九三八 (1938), 一九三九 (1939), 一九四〇 (1940). Rows include 種別 (Rubber types), 計 (Total), 屑 (Shavings), 代用品 (Substitutes), and 計 (Total) with sub-rows for 計 (Total) and 計 (Total).

米・錫に次いで第三位を占め、總額三〇、一六六、六九一バーツになり泰國輸出總額の一三・五%を占めてゐる。詳細は次の通りである。

出所：泰國統計年報及貿易海運年表

Table with columns: 仕出港及仕向地別 (Destination), 仕出仕向地 (Origin), 仕向地 (Destination), 單位(バーツ) (Unit in Baht). Rows include 盤谷 (Bangkok), ナコンシタム (Nakhon Si Thammaraj), ママラート (Maha Sarakham), ブーケット (Bueket), 計 (Total), 仕向地 (Destination) with sub-rows for 香港 (Hong Kong), 獨逸 (Germany), 佛蘭西 (France), デンマーク (Denmark), マルギー (Malagasy), 計 (Total).

泰國...農業

六九五

日本	1,258,190	1,733,335
南	1,259,140	7,379,900
新嘉坡	1,259,890	1,452,766,666
計	1,259,890	3,559,211

ゴム・層ゴム及ゴム代用品年平均輸出價格表

種別	平均	一九三五	一九三四	一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇
ピクル當り	1,256.6	1,256.6	1,256.6	1,256.6	1,256.6	1,256.6	1,256.6
指	100	100	100	100	100	100	100
層ゴム及ゴム代用品	100	100	100	100	100	100	100

主要仕向地別

仕向地	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
彼南	1,935,166	1,936,177	1,937,188	1,938,199	1,939,210	1,940,221
新嘉坡	9,351,750	9,352,761	9,353,772	9,354,783	9,355,794	9,356,805
マライ諸州	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
日本	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
逸巴	2,211,000	2,211,000	2,211,000	2,211,000	2,211,000	2,211,000

第四節 古々椰子

一 産地

古々椰子は東南部及半島の全地に栽培されてゐる。盤谷附近其の他中部にも一時廣面積に亘つて栽培されてゐたが、約五十年前猛烈なる蟲害を受けて殆ど全滅し、其の後政府の保護獎勵により僅々小規模の栽培を見るに至つた。尙右の猛害は東部泰にも蔓延し、僅か一年の間に同地方の全古々椰子園を一掃した。然し半島部特に其の近海島嶼は本樹の生育に最も適し、一般に該樹の原生地と認められてゐる。殊に其の東岸沖合にあるサムイ島は世界最良の古々椰子を産出するを以て著名である。泰國には本樹栽培に甚だ好適なる地方が多いが、之を専業とするものは少い。尤も半島部其の他の好適なる地方には泰國人の所有に係る大園を見るが、大部分は専門の栽培園でなく、農家が庭木又は村落附近の密林内の開墾地に小面積の殆ど放任的栽培をなせるに過ぎぬ。

二 栽培

古々椰子は餘り砂質に過ぎぬ輕鬆な沖積土を最も好んで生育するが、排水良好なる粘土にも生育する。土壤は排水を良好ならしめるに十分な深さ(少くとも六〇釐)を有する必要がある。種子は一〇―一五〇年樹より選擇し、外皮と實とを分離せぬやう注意して外皮を刀にて數條に割り浸水を容易ならしめる。次に灌溉の便を有する場所に苗床を設け、整然と配列して之を植ゑ、乾燥せぬやう時々灌水する。七、八箇月の後本田を整理し苗を移植する。本田は先づ木草を燒却し(南部泰にては排水渠を設ける)、八―一〇米毎に一尺五、六寸立方の穴を穿ち、掘上げた土は穴

古々椰子樹數・收量表

英國	1,258,190	1,733,335
南	1,259,140	7,379,900
新嘉坡	1,259,890	1,452,766,666
計	1,259,890	3,559,211

出所目同前表

種別	平均	一九三五	一九三四	一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇
ピクル當り	1,256.6	1,256.6	1,256.6	1,256.6	1,256.6	1,256.6	1,256.6
指	100	100	100	100	100	100	100
層ゴム及ゴム代用品	100	100	100	100	100	100	100

主要仕向地別

仕向地	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
彼南	1,935,166	1,936,177	1,937,188	1,938,199	1,939,210	1,940,221
新嘉坡	9,351,750	9,352,761	9,353,772	9,354,783	9,355,794	9,356,805
マライ諸州	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
日本	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
逸巴	2,211,000	2,211,000	2,211,000	2,211,000	2,211,000	2,211,000

の周圍に積みて雨水の浸入を防ぎ、三本の支柱を立て、發芽後七、八箇月の苗木を固定し、下の空虚には堆肥を充し、苗の頭部を約三寸許り殘して土を掩ふ。後漸次成長して樹幹地を離れると全部土を掩ふ。害蟲驅除の便宜上ライ當り一六株を最適とするが普通は二五株にて、盤谷附近には五〇株を栽植せるものがある。栽植後通常第四―七年目に結實し始めるが、矮生古々椰子は三年目には結實する。後者は強健早熟にて豊産なる利點を有すが、果液を飲用するのみにて、コブラ製造に適せざる多数の小果を取扱はねばならぬとの不便がある。

三 害蟲

當樹は數多の害敵を有すが、其の主要なるものは針鼠及野猪(共に夜間幼樹を害す)鼠(開花期に害を及ぼす)、木鼠(幼果に穿穴し肉汁を食す)、蝙蝠(幼芽及幼果に小害を及ぼす)、白蟻(樹幹を害す)、黒色古々椰子甲蟲(*Oryctes rhinoceros*)—濕氣のある糞、鋸屑等の埃屑、腐熟草又は枯死樹等に産卵發育し、成蟲は夜間未開葉を中心に達する大穴を穿つ)及赤色象鼻蟲(前者の穿穴に産卵し、幼蟲は樹心を蝕害して椰子を枯死せしめる)等にて、殊に後二者の害毒は最も顯著である。故に樹木の周圍にある甲蟲の産卵し易き物を除去すると共に、鼠にて土中の幼蟲を捕へ、又は早朝樹木に登攀して新穴にコルク拔を挿入し、害蟲を刺し取る等諸種の方法で驅蟲に力める。

四 栽培面積・樹數及産量

古々椰子を栽培せる主要縣にて登記された樹數並に産果數を示すと次表の如くである。

植付面積(ライ)	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
成育樹數(本)	三二八二六	三三三二九	三三三二九	三三三二九
未成育樹數(本)	五五五八八九	五五五八八九	五五五八八九	五五五八八九
以上計(本)	二五三三二〇	二五三三二〇	二五三三二〇	二五三三二〇
古々椰子總收量(箇)	八一九〇一八九	八一九〇一八九	八一九〇一八九	八一九〇一八九
一本當り平均收量(箇)	一五七、九八二、六九	一五七、九八二、六九	一五七、九八二、六九	一五七、九八二、六九

縣別古々椰子植付面積・樹數・收量表

年次	ナコンシ		ワット		ニ		ツト		ソク		サタン		サムット		スラム		タニ		全國其他(共計)
	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ	ライ		
一九三六—七	二八、二九	二五、四三	三三、三三	二八、五八	二八、九七	一九、七四	一四、一八	四四、九八	四四、九八	六四、八五	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二
一九三七—八	二八、二九	二五、四三	三三、三三	二八、五八	二八、九七	一九、七四	一四、一八	四四、九八	四四、九八	六四、八五	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二
一九三九—四〇	二八、二九	二五、四三	三三、三三	二八、五八	二八、九七	一九、七四	一四、一八	四四、九八	四四、九八	六四、八五	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二	三三、二二

總收量(箇)

一九三六—七	六、二七四、〇四四	一、七七一、七三〇	一、五五三、三六〇	一、七四四、六三七
一九三七—八	六、三三三、四四四	一、三三三、四四四	一、五五三、三六〇	一、七四四、六三七
一九三八—九	六、三三三、四四四	一、三三三、四四四	一、五五三、三六〇	一、七四四、六三七
一九三九—四〇	六、三三三、四四四	一、三三三、四四四	一、五五三、三六〇	一、七四四、六三七

右表は完全なる數字を示すものでなく、右表に除外されたる其他の諸縣にも散在的に本樹を栽培してゐる。

右表に據れば、結實樹一本當り平均産果は甚だ少數となるが、果肉中の乳状液を飲料に供する多量の生果を算入してゐない爲で、實際は一本當り平均約四五顆を結ぶと云ふ。試に主要栽培二六縣に於ける一九三八—九年の産果のみにも二億二千萬顆以上であるから、全國の總生産量は更に著しい數に上ることとなる。

五輸出高

前記の如く全國にて二億一千萬顆以上を産出するのであるが、一九三八—九、三九—四〇年に於けるコブラの輸出高は夫々六、三〇四、一三三、七三六、七三六に過ぎないのであるから椰子實の大部分は國內にて消費し盡されるわけで、泰國の農民は概して古々椰子を商品として見ず、副食物として自家消費に當てゝ居り、夥多のストックを有する者が副業的にコブラを製造して支那商人に賣却するに止まる状態で、かくして蒐めら

れたコブラが輸出され、却つて果實・古々椰子油・コイアローブ等が輸入(主として新嘉坡)されてゐる。

コブラ輸出高表 出所：泰國統計年報及貿易海運年報

連年對照	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
數量(ピクル)	五九七、六八	七〇、七五四	七四、六一四	六三、四四	一三、七七三
價額(バーツ)	二五、五五〇	三七、五四〇	四五、〇五七	二六、四三三	六、三三六

仕出港及仕向地別輸出高

仕出地	盤谷		ムマラット		ツト		計	
	價額(バーツ)	數量(ピクル)	價額(バーツ)	數量(ピクル)	價額(バーツ)	數量(ピクル)	價額(バーツ)	數量(ピクル)
新嘉坡	一九、九一	二、一九九	四、〇〇	〇、〇〇	二、一九九	〇、〇〇	二、一九九	〇、〇〇
彼南	二、二七三	〇、三三三	一、三九四	〇、一七五	一、三九四	〇、一七五	一、三九四	〇、一七五
マライ諸州	一、六五一	〇、二二二	一、三九四	〇、一七五	一、三九四	〇、一七五	一、三九四	〇、一七五
日本・香港	一、九一	〇、二二二	一、三九四	〇、一七五	一、三九四	〇、一七五	一、三九四	〇、一七五
其他	一、九一	〇、二二二	一、三九四	〇、一七五	一、三九四	〇、一七五	一、三九四	〇、一七五

古々椰子實・同油及コイアローブ輸入高表

品別	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
古々椰子實 筒	10100	18680	53355	146125	11517
古々椰子油 立	319	747	261	4358	2121
古々椰子油 庇	85579	627925	661249	142299	210309
コイアローブ 庇	11778	137195	165973	293454	67747
コイアローブ 庇	527300	476048	474651	377620	56123
コイアローブ 庇	128261	95898	95358	94155	114174

出所同前表

仕出地別

品別	ビルマ	印度	蘭印	彼南	比律賓	新嘉坡	其他
古々椰子實	—	—	—	—	—	—	—
古々椰子油	—	—	—	—	—	—	—
コイアローブ	28540	44696	—	—	—	—	—
コイアローブ	31100	40181	—	—	—	—	—

コブラ輸出年平均價格

品別	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
ピクル當り	11783	3789	19345	2267	37
指	11783	3789	19345	2267	37

尙、泰國に於ては古々椰子は果汁及コブラを利用するに止まらず、サムットソクラム縣等にては砂糖も製出するが、最近の統計を缺いてゐる。砂糖は普通種及矮生種何れよりも産す。先づ毎年一二月の間に古々椰子の佛袋に切付け之に竹筒を受けて滲出液を採る。各樹は原則として五箇の佛袋を有し、之を順番に切付けが、各佛袋は二五日間産液し、

夜間が最も滲出量である。一晝夜を置いて産汁を採集するが、平均産量は一晝夜當り竹筒二本量にて、之を浅き鍋にて煮沸蒸發する時は其の五本量より二斤餘の砂糖を得る。之より推算して一樹一採取期當りピクルの砂糖を産するものと見られる。産糖は勿論粗製赤糖にて、粒の細かい塊をなし、強い甘味を有し、主に糖菓用として内國にて消費される。

第五節 檳榔

本樹 (Areca catechu) は殆ど全国的に栽培され、其の植付面積は甚だ廣面積に亘るが、併し未だ其の統計は公表されてゐない。農民は土壤好適なれば殆ど各自少數の本樹を栽培し自家用に供してゐる。併しチナムボン、スラットタニー、ナコンシーダムマラト(以上半島部泰)其他の諸縣には廣大なる栽培園があり、市場用檳榔子(本樹の實)を採取してゐる。

本樹の栽培は檳榔子を咀嚼用に供する爲で、青果を採取して二つ割又は四つ割とし、之に貝灰を塗布してペテル葉に包み、二、三の香料を加へて咀嚼する。本樹は種子によつて栽培し、爾後何等の手入れを要せずして生長し、普通三年目より結實する。結實は通常年一回にて、一〇〇

一五〇箇を結ぶが、所によりて年二回結實する。因に其の栽培は南部泰にては相當有望なる事業と見做されてゐる。咀嚼用乾燥檳榔子は輸出入共著量に上るが、併し其の量及市價には著しい變動がある。輸入は主として盤谷へ、輸出は主として半島諸港より行はれる。

乾燥檳榔子輸出入高表

出所 泰國統計年報及貿易海運年表

連年對照	一九三六	一九三六—七	一九三七—八	一九三九—四〇
輸出	1936	1936-7	1937-8	1939-40
輸入	1936	1936-7	1937-8	1939-40

仕向地及仕出地別

仕出地	仕向地	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
ビルマ	支那	—	—	—	—	—
	香港	—	—	—	—	—
印度	印度	—	—	—	—	—
	彼南	—	—	—	—	—
新嘉坡	新嘉坡	—	—	—	—	—
	米國	—	—	—	—	—
其他	其他	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—

輸出年平均價格

品別	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
ピクル當り	11783	3789	19345	2267	37
指	11783	3789	19345	2267	37

第六節 其他の椰子

前述古々椰子及檳榔の外、主として製糖用の目的にてパルマイラ椰子 (Palmyra Palm: *Borassus flabellifer*)・砂糖椰子(泰名 Chok: *Arenga sacca wiferia*)・ニツバ椰子等も栽植されてゐる。ニツバ椰子其他の椰子より製出する粗糖 (Jaggery) は少量に過ぎぬが、パルマイラ椰子は甘蔗に亞ぐ主要糖源を提供してゐる。即ち左記の通りである。

一 パルマイラ椰子

全國にて本樹の切付を行つてゐるが、バターニー及ラチャブリー縣が最も盛んである。最近の數字を缺くが、一九二〇年頃年々二〇萬ピクル内外を産出してゐる。産糖は糖菓は糖菓用又は輸入糖の代用とされてゐる。切付採液法は古々椰子の場合と大同小異で、唯異なる所は凡ての佛袋に同時に切付け、液の滲出は數日で停止する點のみである。切付期は中部にては一二五月、バターニーにては六―九月で、一樹一採取期當り産量は一ピクル以下である。

二 砂糖椰子

一〇―三〇日間毎日二回 (毎日約半時間) 花梗を前後に屈折して置き、基部を一米残して花梗を切離し、切斷部に石油空罐又は大なる竹筒を吊して滲出液を受取る。朝(六時)夕(四時)切斷面を更新して容器を取更へるが、朝は一罐(四ガロン)夕は其の半量の液を採取し得る。斯くて同一花梗より四―五箇月間採液し得る。産液は大鐵鍋にて煮沸し、濃化すれば木葉で作つた直徑一〇厘米深さ一厘米の圓形の型に流し込んで固化する。斯して得たケーク二五枚を一束として檳榔葉に包み、之を現場渡し四〇センチ前後の相場にて賣る。製糖期は半島部にては一月―四月にて、日當り一樹約二〇ケークの砂糖を産出する。

三 ニツバ椰子

莖を形成せる青果を選び、六日間毎夜花梗を數回屈折して果實の頭部を切斷し、莖を曲げて下向とし、切口に竹筒を結付けて滲出液を受け取る。竹筒は毎朝採集し、夕方切口を更新して更に竹筒を吊し置く。豊産なれば一切口より一夜一竹筒量(四・七一六・三合)を産し、一果より採取期間中(四箇月)絶えず採液し得る。産液は前項同様にして煮沸し濃化すれば竹筒又は土器に移して固化させる。後二者は半島部にては重要な地方的産業をなしてゐる所がある。

第七節 甘蔗

一 概要

泰國の糖業は數百年の歴史を有すると言はれてゐるが、稍々大規模の栽培の行はるゝに至つたのは一八世紀以後のこと、最も盛大であつたのは一九世紀の前半期で、毎年二、三萬ピクル以上の輸出があり、一八五九年には二〇萬ピクルといふ輸出の最高記録を作り、輸出商品中重要な地位を占めてゐたが、之を峠として漸次衰退の一路を辿り、遂に輸出は殆ど皆無となつたばかりでなく、一方生活必需品として需要年々増加せる砂糖は大部分を外國よりの輸入に仰ぐに至り、一九三八―九年迄の最近五箇年の平均輸入高は精製糖三、七〇〇萬担、三五〇萬バツ、糖蜜八五〇萬担、四五萬バツに達し、泰國輸入品中主要品の一となつてゐる。かゝる衰微の原因として挙げらるゝのは、當時歐洲商人は歐洲商品賣込みの代償品として盛に泰國の砂糖を買付け、又既に當地に相當の商權を確立してゐた支那人も泰國砂糖を盛んに輸出してゐたのであるが、其の後政府が貿易の獨占に乗出すこととなつて、之が糖業に悪影響を及ぼしたのと、當時輸出来の市場が漸く擴張せられた結果、甘蔗栽培が米作に乘換へらるゝに至つたと共に、有力な熟練労働の供給者であつた

支那人が精米業の發達と共にその方へ吸収されたこと、外部的にはジャワの大量生産計畫に依る新式糖業が勃興し、一方一八世紀に入り歐洲に於ても甜菜糖業が急激な勃興を見るに至つたのに反し、泰國の糖業は依然として舊式な生産組織と方法を墨守して改善を行はず、劣等品種の生産にのみ終始してゐた爲獨り取残さるゝに至つたもので、六、七年前迄は尚チヨンブリーを中心として甘蔗耕作地各地に散在し、小規模の製造所百數十箇所を數へ粗糖及糖蜜の製造に従ひ僅に斯業隆盛時を偲ばしむるものがあつたが、現在では是等製造所の殘存するものさへ極めて僅少となり耕作面積も著しく減少してゐる。

近年政府は砂糖の自給自足のため再びその復興をめざし、一九三一年には蔗作地の地租を半減し、一九三六年には北部ラムブーンに官營製糖工場(工業の部)製糖業の項(參照)を設置し、その他各地に製糖工場を設置する豫定の如く、以て將來は年産六〇萬乃至百萬噸をめざしてゐるが、現在までの所では平均二萬三千噸位の産糖を得てゐるに過ぎない。なほ泰國では砂糖の原料に甘蔗の外に椰子類を用ひ、椰子糖の年平均産額は二五萬ピクル以上と推定されてゐる。

二 栽培地及品種

甘蔗は豊富な水分を要求するが長期の氾濫は却つて害あるため、この國では河の流域平野は不適當で、その外廓の低地(氾濫水準上五乃至二〇米)及山麓の丘陵が好適地となつてゐる。泰國最大の蔗作地は泰灣東岸の前記チヤンタブリー州で、約五萬ライの全國植付面積の殆ど大部分をこの地方で占め、主として支那人が之に従事してゐる。尙一九三〇―一年迄の植付・收穫面積に就いては本年鑑第三回版參照。

是等の甘蔗が全部製糖用に供せらるゝのではなく、其の一部がチヨンブリー縣を中心とする地方及北部ラムブーン地方で製糖が行はれるのみで、其の他の地方に栽培されてゐる甘蔗は何れも食用糖で生食用とし

て供給されてゐる。

泰國に栽培されてゐる甘蔗の品種を大別すれば、舊式糖廠で使用するものと、食用に供するものと二種類あり、前者に屬するものは(一)オーイサムリー種(細莖、堅く濃綠色、黒色蠟質物)、(二)オーイカーウ種(白色種、大莖種)、(三)オーイデレン種(紅莖、中莖種、節間長し)、以上の内(一)と(二)が最も普通で、何れも在來種である。後者に屬するものは、(イ)ナムブリン(ハチミツ種、莖紫色、黒色蠟質物)、(ロ)カーカイ(鳥の足種、莖が良く開いてゐる爲鳥の足種の名あり)、シンガポール種(エローカレドニアに類似す、中莖種)、何れも在來種であるが、(イ)シンガポール種はその名の示す如く半島より傳來せるものと推定される。是等の品種の收量・歩留り等は地方に依り異り、濃度は何れも低いが、只チヨンブリー地方のみは比較的良好であるが、品種の改良等に關する努力は行はれたことなく何れも劣化してゐる。

三 栽培法

栽培法には直植・移植の兩法を見るが、共に畦條栽培である。チヨンブリー縣にては蔗作園は二回鋤耕及耙耕を行ひ、畦條(間隔三呎半)には三呎毎に穴を穿つて一穴三、四本宛甘蔗の梢を植ゑる。二、三呎に伸長すれば株の周圍は除草し、畝間を鋤耕する。本地方は全然降水によつて栽培され一〇―四月の間に植付け、一二箇月にて成熟する。一般に第二年目、時には三年目にも株出をなし、多くは無施肥にて栽培すると云ふ、尙盤谷附近にては地下水高き爲二三間毎に排水溝を設ける。

四 生産高

チヨンブリー縣の産糖量は平均ライ當り二五〇ピクル(英反當り三七・二噸)にて、この甘蔗より産する糖量は氣候及土地の良否により年々相異があるが一四―二一ピクル、普通一七・五ピクル(英反當り二・六噸、原料の七%)である。其の他の地方は栽培製糖共に粗案にて、平均ライ當

リ一五〇ビタル(英反當り二二・三二噸)の産蔗及七・五ビタル(英反當り一・一二噸、原料の五%)の通糖を普通とする。

五 蔗作適應性

世界糖産地と比較するに、當國の平均気温はジャワと略々等しく、キユーバ・ハワイ・臺灣等よりは遙かに高い。唯最高最低の温差はキユーバを除く右諸地よりも大であるが、最涼期の朝夕すら臺北の四月初の平均気温に等しく且つ涼期に收穫するやう栽培するが故に、気温上蔗作には大なる支障を見ない。但しジャワ其他に比し發育期に於ける湿度が低いから灌溉設備の必要がある。土質も低地は粘土質にて耕作上不便であ

るが、各河川の中流以上は砂質の壤質粘土又は埴質壤土にて栽培に好適である。又風害なきことも「米作」に説述した通りである。大規模の蔗作をなすには(一)簡易なる工事にて防水し得ざる洪水氾濫區域を避け(二)灌溉施設容易なる地方を(三)大陸性気温微弱にて海洋的氣候を有する南方近海地方を(四)道路設備一般に完備せぬが故に鐵道及舟運に便利なる地方を夫々選定するを要し、又(五)當國苦力の食料は普通雇主持であるから、甘蔗・米兩作に適する水利設備を有する必要がある。

六 輸出入高

因に砂糖の輸出入高・年平均輸入價格を列示すれば左の通りである。

砂糖輸出入高表

出所：泰國統計年鑑及貿易海運年表

Table showing sugar import and export statistics for Thailand from 1935 to 1939. Columns include year, quantity (tonnes), and price (Baht). Rows are categorized by type of sugar (refined, unrefined) and origin/destination (e.g., Siam, India, Java, etc.).

Table showing average import prices for refined sugar and honey from 1935 to 1939. Columns include year, average price, and total quantity. Rows are categorized by product type (refined sugar, honey).

第八節 棉花

一 概要

當國民は太古より棉作を行ひ、既に二千年以前より自作棉を自紡自織した綿服を用ひたと云はれ、其の後棉作の最も旺なりし頃には、良く國內需要を充し、陸路國境を越えて支那及ビルマに盛に輸出された。然し外國貿易が開始され優良製品輸入せられるに及び、棉作は自然漸衰するに至つた。然るに當國は棉作に絶好なる氣候を有するから、農務省は棉作の復興を企圖してカンボヂヤ・印度・エヂプトより種子を輸入し其の栽培を奨励した爲カンボヂヤ種の如きは一九一四年には二萬五千ライの栽培を見たが、耕作者は第一次大戰以來引續く損害に大打撃を受けて棉作面積は次第に減少し、一九三八年に至る最近五箇年間の平均は總棉作面積約三萬六千ライに過ぎざる狀況である。

二 棉作適應性

泰國の氣象は雨期・乾期の別截然たるものがあるので、棉の播種期生育

期を雨期に、開花期・開絮期を乾期とする様巧に利用することが出来る上に、四季を通じて気温高く、棉の發芽・生育・開花・開絮に十分で、又害虫に依る被害が非常に少く、加ふるに棉花の品質に大影響を與へる土壤に於て見ても、東北地區・北部地區にあつては同程度の砂質壤土が長さ數十軒、幅數軒の廣面積に亘つて存在する處が多く、爲に同一品質の優良棉を多量に生産し得る可能性がある。其他、泰國に於る耕地は概して雜草の發生が極めて少く、尙、以上の自然的要素の他に勞銀・地價が他の棉産國に比して極めて低廉なる上に、泰國の農業は有畜農業である爲肥料給源の豊かな點、又棉花の消費國たる日本・支那を近く持つこと等を擧ぐることが出来る。然るに今日迄斯業の十分なる發達を見ない所以は、蓋し(一)土人は施肥の觀念なき爲比較的肥沃なる土地を選ぶこと(二)栽培法米作に比し面倒なること(三)產量少量にて運賃其他の關係上當國産棉花の取引を喜ばれぬこと(四)棉花の市價が米に比し不安なること等に歸す。米國にては生産費高く、印度にては既に棉作適地なく、且つ農民は著増する人口に對する食糧生産に忙殺されてゐる爲、棉作能力は著しく制限されてゐるから、將來の原棉はその他のアジア及アフリカにて

三 栽培面積及產量

當國にては苗圃に種子を蒔いて苗を仕立て、二尺内外に達すれば移植する。移植後除草驅蟲等も行ひ、幼葉は喫煙草に、其の他は下葉よりかき、之を竹簀に並べて交互に天日及濕氣に曝す。當國の煙草作は多く農

縣別煙草栽培面積・收量表

Table showing tobacco cultivation area and yield by province for 1937-1938 and 1938-1939. Columns include Province (縣別), Cultivation Area (植付面積), and Yield (總收量).

出所自泰國統計年鑑

民の片手間栽培にて、栽培法及煙草の製法共に粗策であるから、產品は餘り良質でないが、刈取・乾燥・貯藏等に今一層注意すれば、容易に印度・ジャワ・ボルネオ產品に比して遜色なきものを産出し得ると云ふ。その栽培面積は一九三八年には五萬五千餘ライ、同産額は約二十萬ピクル以上であつた。縣別植付面積及收量を示せば次の通りである。

Table showing total tobacco yield by province for 1937-1938 and 1938-1939. Columns include Province (縣別), Total Yield (總收量), and Yield per Ratt (ライ當り收量).

四 國內消費及輸出入

泰國國民は甚だ喫煙を好み、老若男女の別なく愛喫する。故に國內消費は莫大にて、國內産の大部分は勿論年々多量の支那及米國産品を輸入して消費する。往昔は上下共に國産品のみを喫用した。國産品は一般に味辛烈であるが(土人は却つて辛烈なのを好み)、半島北部のベチャブリー及カンブリー兩縣の産品は稍良質にて、宮廷用に供せられつゝある。大體の傾向としては優秀なる外國産品に壓倒され、自國産品は僻地の村

民により僅に需要を見つゝあるが、一方如何にも奇異とするは、年々少量の煙草を盤谷より輸出しつゝある事である。因みに泰國に於る煙草業は英國煙草會社の支配する處であつた。外國煙草の輸入額は一九〇一―二四年の五箇年平均が約五百萬パイツ、一九三四―五年頃よりは全體四百五十萬パイツを上下してゐる。喫煙器具の輸入も最近五萬パイツ以上に上り、この内約三〇%は我が國より輸入してゐる。他方國産煙草の輸出額は前記五箇年平均が九十萬パイツであつたが、最近は二十五、六萬パイツ前後に激減してゐる。

煙草輸出高表 出所自泰國統計年鑑及貿易海運年表

Table showing tobacco export values for 1937-1938 and 1938-1939. Columns include Year (連年對照), Quantity (數量), and Value (價額).

仕出地別 單位パイツ

Table showing tobacco export values by destination for 1937-1938 and 1938-1939. Columns include Destination (仕出地), Quantity (數量), and Value (價額).

煙草輸入高表 出所自泰國統計年鑑及貿易海運年表

Table showing tobacco import values for 1937-1938 and 1938-1939. Columns include Year (連年對照), Quantity (數量), and Value (價額).

第一〇節 胡椒

一 產地及收量

本作は近來大いに獎勵された爲全國に亘つて廣汎に栽培され其の面積も逐年増大しつゝある。アチヤン及びビスヌロク附近が最も盛にして全産量の過半を産出する。次いでラチャブリー地方も著量の産量を示してゐる。ラチャブリー其の他の附近にては時として年初に米田に栽培され米作に差支へない様に收穫する。

主要縣別胡椒栽培面積表

Table with columns: 全國計, 植付面積, 總收量, ライ當り收量. Rows list provinces like チエンマイ, ナコンサワン, etc.

二 消費及輸出

當國産には白胡椒及黒胡椒の二變種があり、木製壓搾器を用ゐ、手力又は畜(牛)力にて油分を搾取して料理用(殊に椰子油の得難き地方にて)に供し、殘滓は家畜の飼料又は窒素肥料とする。大部分は國內にて消費されるが、少量は支那に輸出され、菓子の原料に供せられる。

次に胡椒の輸出は過去に於ては稍見るべきものありたるも、昨今は貿易表に發表せられざる程度にて、只僅かに一九三四年に數量二〇八

ビクル、價額一、四〇八バーツ、一九三五―六年に八、六四七ビクル、五四、三四一バーツが記録されて居り、之は全部盤谷より輸出されてゐる。

第一節 荳類

當國には數多の變種が栽培され、少數は輸出せられるが、輸出種中最も重要なのは南京豆 (Arachis hypogea) 小豆 (Phaseolus radiatus) 荳 (Vignasinas) 大豆 (Glycine soja) 等にて、ナコンサワン・カンブリー・チエンマイ・スコータイ及ロイエット諸縣が最も多量に産出する。通常雨期の初に播種して翌年一、二月、大豆は三、四月に收穫され、大部分は菓子及豆腐の原料として國內にて消費され、一部を輸出する。尙、チエンマイを中心とする北部泰一帶に於ける大豆の栽培は近年著しく、増大の傾向にあり一九三六―七年には一躍一〇萬バーツに激増したと報告されてゐる。

主要縣別荳類栽培面積・收量表

Table with columns: 全國計, 植付面積, 總收量, ライ當り收量. Rows list provinces like チエンマイ, ナコンサワン, etc.

胡椒栽培は當國にて最も古き農業の一で、本品は古くより重要な輸出品をなし、一七、八世紀頃には王室よりの海外使節は之を進物として持参し、本品貿易の獨占權は外商間に常に競争の原因となつたものである。當時本品の産量は三千噸を超えたものゝ如く、爾後政治上の變革及市價の變動に應じて一興一廢、時には其の倍量を産出し時には殆ど産量皆無の状態を經つゝ今日に及んだが、最大栽培地であるチヤンタブリー地方に於て、近年種々の病害蔓延に加へて市價の漸落と外國品の競争とは非科學的栽培及製品調製の不注意と相俟つて、近年砂糖と表運を共にしつゝある。栽培面積の殆ど全部はチヤンタブリー縣にあり、殘餘六%のみがブーケット及ナコンシタムマラート兩縣にある。而も後者二縣はゴムに壓倒されて漸減の傾向にある。

縣別胡椒栽培面積・收量表

Table with columns: 縣名, 植付面積, 總收量, ライ當り收量. Rows list provinces like チヤンタブリー, ナコンサワン, etc.

二 栽培

當國にては胡椒は一般に乾期中灌溉の利便ある地方にて、甚だ疎鬆にして微細なチヨロレット色の紅土(當國にては斯る土壤は一般に肥沃である)に栽培される。先づ雨期に蔓の上部を二、三、五呎の長さに切取り、之を二米置きに樹立した支柱に相對して二本宛植付け枯葉で日覆をする。栽培圃は栽植前二、三呎の深さに掘返して置く。灌溉の便があれ

荳類輸出高表

Table with columns: 品名, 數量(ピクル), 價額(バーツ), 仕向地別. Rows list products like ビサヌロク, ロイエット, etc.

年平均輸出價格

Table with columns: 品名, 數量, 價額. Rows list products like ビクル當りバーツ, etc.

第二節 胡椒

一 概要

は高さ一・五―二呎の畦條となして植ゑ、畦間に水を引く、收穫は三年目よりなし、摘取は一年一回一―四月の間に行ふ。栽植後六年目より收量が多くなり、爾後六年間は豊産する。收穫後は中耕し、堆肥を施す。

三 病蟲害

本業の重大なる脅威は Fusarium wilt 類似の菌にて其の被害は殊に低地に於て甚だしく、従來多數の栽培園が完全に被害を蒙つた。次いで効果及花の汁液を吸ふ Black bug (Elatomachus sp.) も廣汎なる被害を與へることがある。故に Kapite (Stenoma collyras) と稱する野生植物の根又は煙草の浸出液を撒布する等、是等病害蟲の豫防驅除に慎重なる注意を拂つてゐる。

四 栽培費

本業は激勞を要しない代りに緻密なる注意を要する點等本邦人に好適なる園藝の一である。この點は泰國國民には不適にて、現今は殆ど支那人移民が本業に従事してゐる。ライ當り栽培費を見積れば(一)森林伐採及燒拂費八バーツ (二)切株掘起し費一二バーツ (三)耕種費(一尺以上に深耕)八バーツ (四)苗木八百本代六一〇バーツ (五)支柱四百本代四〇〇バーツ、計四三六バーツ(暹羅國情に據る)となるが、支柱は胡椒の壽命たる一〇―一五年間取代へる必要な堅木たる必要がある。因に蘭印にては支柱としてカボック、ダダブ (Erythra indica) 等の樹木を利用してライ當り二七〇柱(ライ當り支柱代一〇―一五バーツ)となし、而も壽命は當國の胡椒より平均五年長く、産量・農具・勞費等は等しいから、生産費は當國の約半額に過ぎぬと云ふ。

五 産量及輸出高

産量は中年樹にて百柱當り黒胡椒一ピクルにて、收穫すれば仲介人は輕重によつて之を分ち、未熟の實は其の儘販賣し(所謂黒胡椒)、成熟した

主要縣別玉蜀黍栽培面積收量表

出所 泰國統計年報

Table with 4 columns: 縣名 (County Name), 植付面積 (Planting Area), 總收量 (Total Yield), ライ當り收量 (Yield per Rattana). Rows include 全國計 (National Total) and various provinces like コーンケーン, チャイヤブーム, etc.

分なるものは一、二晝夜清水に浸して後水を切り、薪を備うて醗酵させ表皮軟化すれば桶に入れて踏み、數回水を代へて晒したるを乾燥せしめて白胡椒とする。白・黒兩種共に袋に詰めて(白・黒夫々一袋約一・五ピクル及一ピクル詰)輸出又は地方に販賣され、歐洲市場にては「泰胡椒」として著名である。

胡椒輸出高表

出所 泰國統計年報及貿易海運年表

Table showing pepper export statistics with columns for quantity (數量), value (價額), and destination (仕向地別). Destinations include 支那, 獨逸, 香港, 彼南, 西印度, 諸島, 其他.

年平均輸出價格

Table showing average annual export prices for pepper in different units (e.g., per 100, per 1000).

第一節 玉蜀黍

玉蜀黍の小栽培園は全國到處に目撃され、左記政府の統計よりも尙遙に大面積に亘るものと推定される。密林開墾地には陸稻を栽培する者は之を間作するし、各村民は土質好適なれば必ず小面積の栽培をなす。ロイエット縣は本作面積に於て頭角を現はし、マハサラカム・スラットターニ及ナコンサワン縣等に並んで盛である。泰民は上下共に日常之を食用するが、殊に未熟の軟粒を賞味するが故に收量は著しく低い。

第一節 其他の農作物

一 白豆蔻

白豆蔻(又は小豆蔻)泰名クラワン)は泰國の諸地に發見される薑科の數種より産し野生樹並に栽培樹の孰れよりも採取される。主産地はパ―チンブリー、チャンタブリー、パターニー、ワドーンの四地方にて、パ―チンブリー及チャンタブリー縣にては Annonum keranda を栽培し、左表中ベストカルダモン(白豆蔻)の大部分は本種より採取される。又野生白豆蔻は殆どワドーン地方より供給を仰ぎ、パターニー地方にも一種の野生種(本種は小面積の栽培を見る)より本品を採取してゐる。栽培は林中にてなし、下生を清掃して樹間に栽培する。生産高及輸出高―野生白豆蔻の貿易は今日其の極限に達してゐるが、栽培面積は需要次第にて増大し得る。産量には近時著しき變動があるが、良價を望んで供給を手控へることもこの變動の一因をなすことと思はれる。

白豆蔻輸出高表

出所 泰國統計年報及貿易海運年表

Table showing white cardamom export statistics with columns for quantity (數量) and value (價額) for different years (e.g., 一九三六, 一九三七).

(備考) 例年殆ど全部曼谷より香港へ仕向けられる。

年平均輸出價格

Table showing average export prices for various agricultural products in Thailand, including white beans, wild soybeans, and various types of tea. Columns include product names and price values.

二茶

茶は北部に野生し、アッサム茶及支那茶の産樹と同一種なる Ming (Osmelia theifera) より採取する。同樹は北緯一七度一〇分以北にて海拔六百米以上の赤色壤土に主として野生し又は栽培される。栽培には深さ二、三寸の穴を掘つて種子を落し、發芽して約二米に達すれば摘葉を始める。成樹は普通五、六米であるが、中には八、九米に達するものを見る。年二回周囲の雜草及下生を清除する外手入を行はぬを常とする。年四回即ち六、八、十、十二月に若葉のみを摘取し、之を一握り宛の小束とする。次に之を其儘蒸し、冷却すれば束を解いて竹筒又は芭蕉葉を敷きたる籠に詰め、一箇月放置すれば製品となる。産茶は摘葉の時期により (一) Miang Hua Pi (六月摘酸苦に過ぎて一般に嗜好されぬ) (二) Miang Kiang (八月摘 風味同上) (三) Miang Sol (十月摘 最良質) (四) Miang Mue (十二月摘 同) の四品位に分類する。所に依ては少量の乾燥茶を製するが、産量の大部分は醱酵茶とする。後者は所謂ミアンにて、丸き球とし普通鹽又は大蒜と共に咀嚼する。泰國は宗教の

仕出地別

單位：バーツ

Table showing tea import statistics (茶輸入高表) for Thailand, including annual comparison (連年對照) and source of origin (出所) for various tea types like Assam and Chinese tea.

茶輸入高表 出所：泰國統計年鑑及貿易海運年表

Table showing tea export statistics (茶輸出) for Thailand, including annual average import prices (年平均輸入價格) and source of origin (出所) for various tea types like Assam, Chinese tea, and others.

乾蕃椒・メバウキ實輸出高表 出所：泰國貿易海運年表

第一五節 其他の藥味用植物

一 蕃椒 當國には大は綠色の辛味少き Prik Yuak より小は赤色辛烈なる Prik Ki Nok に至る多種多様の蕃椒を栽培してゐる。蕃椒は普通森林開墾地に栽培されスワンカローク、サラブリー、コーラート、ナコンナヨーク等の諸地方には最も廣面積の栽培園を見る。
二 メスウキ (泰名—Mangla-Klook: Ocimum basilicum) 當國一般に栽培され、主として飲料糖菓等の藥味とし、水中にては膨脹して粘液質となる特性がある。輸出品は凡て南部泰で栽培される。
三 其他 生姜・肉豆蔻・薑黃・カチャイ (Kachai: Kaempferia Parviflora) カー (Kha: Alpinia stanzani) 等の藥味植物も栽培されてゐる。前二者の栽培は盤谷附近、コーラート縣、プリラム縣等に盛にて、後二者は野生のものよりも採取する。

藥味類輸入高表 出所：同前表

Table showing medicinal plant import statistics (藥味類輸入高表) for Thailand, including annual comparison (連年對照) and source of origin (仕出地別) for various medicinal plants like pepper and ginger.

香	九三八一九	九三九一四〇
日	九三九一四〇	九三九一四〇
オランダ	九三九一四〇	九三九一四〇
彼南	九三九一四〇	九三九一四〇
新嘉坡	九三九一四〇	九三九一四〇
英本	九三九一四〇	九三九一四〇
米	九三九一四〇	九三九一四〇
計	九三九一四〇	九三九一四〇

盤谷	ブーケ	ナコンシタ	ムマラート	計
二九〇三三	二九〇三三	二九〇三三	二九〇三三	二九〇三三

第一六節 其他

一 芭蕉實
芭蕉實の栽培は益々重要な農作となりつゝあり、南部泰が最も盛である。多数の變種を栽培してあるが、最も廣汎に栽培されるのは *Kwai Nam Wa* である。本種は最善の食卓用果ではないが、産樹は強健にて耐旱力強く、果實は甚だ美味にて陽干用にも最良である等、諸種の利點を有す。産果は凡て國內消費に供せられる。

二 玉葱
玉葱はナコンチャイシー及ラチャブリー縣に大面積の栽培を見、年々著量の新嘉坡及マライ諸州に輸出してある。

三 蓮
蓮 (*Nelumbo nucifera*) は國內到る處に栽植され、花瓣は煙草巻紙用に根及實は食用に供す。併し輸出を見るは果實のみにて、殆ど新嘉坡及支那に輸出される。

四 カボツク
本樹は全國に亘り人家の周圍に少數づゝ栽培されてある本樹は古くより栽培されたが、餘剰生産を見るに至つたのは近々一九一九年以降である。種類には *Ngaw*, *Ngaiw*, *Nun* の三種があるが、前二者は諸地に自生し、栽培用には多く後者を用ゐる。後者は甚だ強健にて排水良好なる土地には肥瘠を問はず生育する。

五 コーヒー
近年北部泰にて小面積の栽培を見、可なり大なる栽培園も二、三あり、少量を陸路印度支那に輸出してある。東南部にては以前より所謂チャンタブーン珈琲を産し、栽培成績は良好であるが、産量少量にて輸出を見るに至らない。

六 タビオカ
タビオカ (*Mantol utilis*) は諸地方、殊に半島泰の南部に廣汎に栽培され、タビオカを抽出したる殘滓は豚の餌料としてある。

七 其他の果實
當國産果實中主要なるは先づマンゴーにて、數多の變種があるが、其中青白黄色の果肉の青い *Ok Fung* が最も著名である。次いで柑橘類があり、小はカレー又は清涼飲料に供するライムより大は朱欖に至る數多の變種を見る。殊にナコンチャイシーは無核朱欖の産出を以て世界に名を馳せ、最近年平均輸出額は二十五、六萬バーツを超えてある。伊太利のライム及ライム汁の輸出禁止により英國は柑橘類の大なる不足を

來してある今日、商業的規模のライム栽培は一顧の價值あるものと思へる。

其他ドリアン、鳳梨、マンゴスチン、木瓜、良質の西瓜、タマリンド、ジャックフルーツ、ブレットフルーツ、蕃荔枝、椰拔、安石榴、カトーン(泰名)、荔枝、韶子(泰名ルークゴ)、マライ・アップル(泰名チヨムプー)、カラムボラ(泰名マフィン)、ランサット、ルークワー(泰名)、マフラン(泰名)、マフアイ(泰名)、サラ(泰名)、ラムト(泰名)等當國に産する果實は枚擧に遑なく、盤谷附近に於ては手入さ十分な

果實・玉葱・蓮實輸出高表

品	別	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
果實	朱欖	一、九三六、一六	一、九三六、一七	一、九三六、一七	一、九三六、一七
	其他	二、八五九、〇〇	二、八五九、〇〇	二、八五九、〇〇	二、八五九、〇〇
	計	四、七九五、一六	四、七九五、一六	四、七九五、一六	四、七九五、一六
玉葱	玉葱	一、〇六三、三三	一、〇六三、三三	一、〇六三、三三	一、〇六三、三三
	蓮實	二、八五九、〇〇	二、八五九、〇〇	二、八五九、〇〇	二、八五九、〇〇
	計	三、九二二、三三	三、九二二、三三	三、九二二、三三	三、九二二、三三
蓮	蓮	一、〇六三、三三	一、〇六三、三三	一、〇六三、三三	一、〇六三、三三
	其他	二、八五九、〇〇	二、八五九、〇〇	二、八五九、〇〇	二、八五九、〇〇
	計	三、九二二、三三	三、九二二、三三	三、九二二、三三	三、九二二、三三

出所：泰國統計年報及貿易海運年表

れば果樹園も相當有利なる事業であると云ふ。

八 蔬菜
盤谷附近には廣面積の市場向蔬菜園があり、主として支那人の經營に係る。斯る菜園にて栽培せる野菜には上述の外トマト、茄子、ヤマイモ、蔬菜の根、甘藷、大根、キャベツ等甚だ種類に富む。北部にては涼期には歐洲産の野菜及草花を栽培し得るが、南部泰にては良成績でない。

蔬菜・果實輸入高表

連年對照

Table showing vegetable and fruit import statistics for Thailand from 1934 to 1939. Columns include year, quantity, and origin (e.g., Siam, Siam, etc.).

出所同前表

仕出地別

Table showing export destinations for vegetables and fruits, categorized by region (e.g., Siam, Siam, etc.).

單位... 出所同前表

第一七節 畜産

一 概要

泰國産業の主脈は米作である。従て勞力の補給者として又肥料の提供者として家畜の農家經濟に及ぼす影響は大である。...

次に一九三三―四年より一九三八―九年に至る主要家畜の飼養頭数の推移を示せば左の如くである。

家畜頭數表

出所... 泰國統計年鑑

Table showing the number of heads of domestic animals (elephants, horses, cattle, water buffalo) from 1917 to 1934.

泰國...農業

二 家畜

今縣別に少しく仔細に之を見れば、象に於てはメーホンソン縣の一九三九―三九年に於る一、五七〇頭(前年一、四八六頭)を筆頭としてラム、...

牛及水牛に就ては、前者は先づマハサラカム縣に於る五、二二三、九七五頭(五一五、〇六五頭)に並いで、ナコンラチャシマーの四二、一八四頭...

以下その各々に關して概観しやう。

象の飼養頭數は南洋中最も多く、約一萬頭を數へ逐年増加を示してゐる。是等の象は國內の需要を充足し、尙餘利を陸路ビルマに輸出してゐる。

象は周知の如くその強大なる力量と緻密なる動作により、重量運搬就中チーク材の運搬に多く用ひられてゐる。

2 牛

牛の飼養頭数を一九三七年の統計に求むれば五、六一七、〇一六頭に、水牛、馬の大家畜飼養頭数の約四九%を占め一平方軒當り一〇・八頭、千人當り約三八八頭の飼養密度を示してゐる。

是等の黄牛は粗飼粗管によく耐へ、即ち晝間は林野に放飼し夜間幸うじて風雨を凌ぐ程度の牛舎に繋留される。

輓用として主に道路上の運搬業務に従ひ農耕に供することは比較的少い。近時漸く都會地附近に於て牛肉の需要が増大しつゝあるが未だ多く老廢牛が用ひられ、肉牛に對する要求は極めて薄い。年々數千頭の牛が主として新嘉坡、彼南、香港方面に向けられ、若干が陸路ビルマに輸出されてゐる。

3 水牛

米産國である泰國に於ては農耕用畜として必要缺くべからざる存在にして、各農家に二―三頭より多きは一〇頭内外を飼養してゐる。之等水牛の飼養頭数を一九三七年の統計に求むれば約五四三萬頭を數へ一平方軒當り一〇頭餘、千人當り三七六頭の飼養密度を示し南洋各地域を通じて最も飼養の盛んな地方である。飼養管理と名のつくことには行はれず殆ど放飼状態にある。

水牛の内國取引は極めて盛で、取引に供せられるものゝ大部分は東部方面より供給されてゐる。

又海外輸出も盛で年々三―四千頭より二―三萬頭を主として新嘉坡、彼南、香港方面に輸出され、若干を陸路ビルマに輸出してゐる。

4 馬

馬の飼養頭数を一九三七年の統計に求むれば牛、水牛、馬の大家畜飼養總数の約四%にして約三七萬頭を數へるに過ぎないが、逐年増加の一途を辿つてゐる。

是等の馬は一般輓用に供することは殆どなく、山地々方に於て馱馬として利用される外、軍用或は一般乗用に用ひられてゐる。體高は一米二〇内外のポニーであるが、粗飼粗管に耐え且つ四肢強健、持久力に富み耐熱性を有する。盤谷に移出される馬はメーナム三角洲の南部産のものが多く、北部及東部よりも少數供給される。取引は國內に留まり少數を陸路ビルマに輸出するが、北部地方にては反對にシヤン諸州より輸入してゐる。

政府は濠洲馬を輸入して在來種の品種改良を計り、ロムサクに種馬所を設置し政府監督の下に産馬事業を行つてゐる。

5 豚

豚の飼養頭數に就ては最近の調査報告がなく適正を期し難いが、一九二一年の統計に據れば八六四、二四七頭である。しかし養豚と不可分の關係にある支那人が約三〇〇萬人を數へ且つ逐年増大しつゝある食肉の大半が豚肉であること、並に年々多數の生豚がマライ及香港方面に輸出されることからしても、最近の飼養頭數は優に一〇〇萬頭を越すものと推察される。

是等の豚は都會地附近にあつては多く支那人の舍飼により、田園地方に於ては放飼により國內到る處に飼養されてゐる。支那豚に類似し且つ早熟にして約一〇箇月にて屠殺に供する。豚肉は頗る脂肪に富み且つ柔軟なるため加工用としては良好でない。

豚の改良試験は、チェンマイ及ハートヤイの各試験場で行はれてゐる。

豚の主要輸出港はブーケット、ナコンシータムマラート、盤谷であるが、その大部分はブーケットより輸出される。

三家禽

家禽として家鶏、家鴨、鷺鳥が全國到る所に飼養されてゐるが、家鶏及家鴨が殊に多く國內の需要を充足し、尙餘剩をマライ、香港方面に輸出してゐる。

出してゐる。この輸出家禽は大部分ブーケット港より、次にナコンシータムマラート及盤谷港より行はれてゐる。當局は家禽の改良を行ふためハートヤイに家禽飼養試験場が設置されることになつてゐる。

四 輸出入高

泰國は多年マライ半島に輸出家畜の大部分を向け、一時は中部及東部地方の輸出去に依て新嘉坡の生肉市場を獨占したこともあつた。家畜の輸出は殆ど獨占的に盤谷に在る印度人の手によつて行はれ、遠く原産

家畜・家禽及同産品輸出高表

Table with columns for '品別' (Category), '單位' (Unit), and years '一九三一年', '一九三二年', '一九三三年', '一九三四年', '一九三五年'. Rows include '水牛', '牛', '象', '山羊及綿羊', '馬及騾', '家禽', and '其他の家畜及鳥類'.

地にまで人を派して買集めをなしてゐる。彼等は甚だ鞏固なる組織を作つてゐる爲何人も彼等と競争をなし割り込むことは困難である。又市價の騰貴は家畜生産者を潤はすことがなく、昔ながらの價格にて取引されてゐるといふ。

出所：泰國貿易海運年報

三 落葉林

落葉林は北部・中部・東部の殆ど全林を占め、繁殖して半島の北部に及んでゐる。土壤の變異により植物群落も所に依り多様な型を呈出してゐる。當國の落葉樹は秋及冬の寒氣と、春及夏の乾燥(即ち過度の暑氣)との二原因により二期に落葉する。而も後者が遙に多數を占めてゐる。

(一) 北部及中部の乾燥落葉林 北部にては此の種森林は林地の過半に亘り、之をパーバー(Pa pal)又はパーデー(Pa deng)即ち赤林と俗稱してゐる。通常平原又は低い岡山、時には急峻なる丘陵(四千呎以下)にて、普通紅土質の土壤に生ず。一般に外觀は開闢にて草深く、乾燥暑熱酷烈にて、中型又は小型の少數の樹木が疎生し、下生は長草又は散在せる藪よりなる。乾期には規則的に山火事に襲はれるが、自然再生は冗多に行はれ、直に樹勢を盛返す。本林には(1)トゥン(Tung ラオ名)又はブルアン(Puang 泰名)林 (2)ヒエン(Hien ラオ及泰名)林 (3)パオ(Pao ラオ名)又はラーン(Rang 泰名)林及(4)ネ(No ラオ名)又はテン(Teng 泰名)林、林乾燥雜林の四型があり、互に混交してゐる。

(2) 林には同名樹(Dipterocarpus tuberculatus)が最も普通且つ優勢な最大樹(特に樹高八〇—九〇呎樹周八呎)をなし、(3)林は砂質及壤土質土壤を好んで生じ、樹高七〇—八〇呎、樹周六呎に達する同名樹(D. obtusifolius)が最大且つ優勢な林木として普生する。(4)シヤ(Shaya 泰名)林及(5)パオ(Pentane Thanes)林は頗る酷似し且つ甚だ混交してゐるので兩型の判別困難で平原又は低い岩山よりなる乾燥瘠地を好むから、自然林木は通常中型又は小型にて、高さ五〇呎、周四、五呎以下である。(2)林は金合歡、ガムビル等を優勢樹とするアカシア屬林である。

中部にもこの乾燥落葉林に酷似する大面積の落葉林がある。

(二) 西南部の乾燥落葉林 土壤、林型共に前項と本質的に類似せる落葉林が平原及丘陵に繁殖し、地方建築用材は勿論年々著量の柱材を盤谷に輸出してゐる。

(三) 東部の乾燥落葉林 東部の約三分の二を被覆し大部分は未踏の儘放置されてゐる。當地方の森林も既述の型と共通なる特長多く、深い壤土地にては伸々美事な林木よりなる。林木の五割はレン及ラーンにて、ブルアンは二割を占めてゐる。本地方の落葉林も亦年々山火事に襲はれる。因に北方及東北鐵道の敷設は同地方の森林價値を著しく増大した。

(四) 混生落葉林(チーク混生林) 本森林は主として北部及中部に生じ凡ゆる位置及方位、二百乃至二千五百呎に亘る凡ゆる高度を占め、互に混交し合つた數多の型を呈出してゐる。此の外ラチャブリー及ナコンチャイシー兩州にも多少之を見る。諸種の落葉林(主としてデー)及竹を著積し、其の間に(5)が或は小群をなし或は獨立して不規則に散生してゐる。尙本林も乾暑期には全林落葉し例の如く山火事に見舞はれる。本林はチーク以外に數多の貴重材及ラックを産し最も重要である。

第二節 山林行政

一 チーク

當國のチークは主としてビルマ人及シャン人が、チーク林を所有管理せるラオ土侯より特許を得て地方的に伐採使用してゐたが、特許の濫發及伐採の不規則に加へて、一九世紀末數多の歐人會社が進出したので、チークの伐採は益々混亂状態に陥つた。時恰も造船業の世界的勃興によるチーク市價の奔騰した際であり、伐採數量は急増したが、濫伐に濫伐を重ねた爲、當國チーク林は遠からず伐り盡されようとする危機に際會した。當時伐木税はラオ土侯により徵集され、其の半を中央政府に納入することとしてゐたが、該制度も亦自然亂用を見るに至つた。斯る危機を打開し、本事業を安固たる組織的基礎に置く爲、政府は一八九六年斯界に老練な英人 H. A. Girdle をビルマより聘し、次いで内務省内に山林局を創設して各種林制の改廢を行ひ、頑強なるラオ土侯の反對を排し

て漸次チーク林の支配權及徵稅權を獲得した。

當國チーク林は從來ビルマに採用せる Brandis 選定法を採用しつゝある。即ちチーク樹を大きさにより一、二、三等樹に分ち、二等樹の最小樹が一等樹に成長する平均年數を算出して伐採周期とし、同周期内に一等樹を伐了する方法である。泰國では一九〇八年より同周期を三十年とし、各借區は二分し、各半は更に三分區に分ち、一分區宛を四五年間に伐了して行き借林の一半を十五年間に、全林を三十年間に伐了することとしてゐる。一等樹の最低樹周は歐人會社は六呎八吋半、其他は七呎とし、其の中結實用其の他の造林用樹の他に、二、三等樹の蓄積過少に備へて更に一等樹中の最良最健樹六%を保留する。卷枯しは森林局自ら行ふ(卷枯し料は毎樹一バーツ)。其他不可能なる場合を除き横切は凡て鋸を用ひ、地上二呎以上より伐取し得ぬこと、生樹を伐取し得ぬこと等諸種の制限を設けてゐる(伐木税に就ては「税制の部」參照)。

二 チーク以外の林産物

山林局はチーク林行政に没頭し、其他の林産物は久しく等閑に附せられたが、其の國家財源としての絶大な價値及濫伐による甚大な損害に覺醒し、一方雜木事業會社の出現するに及び、一九一〇年頃より漸く貴重樹伐採に對する課税、伐採樹の樹周の制限、其他諸種の保護手段を講ずるに至つた。越えて一九一四年二月現行山林法及之に關する省令を公布して先づ重要な地方より始めて漸及的に施行し(一九二二年全國に實施)、一九二一年には樹油・樹膠・樹脂等の重要なものゝ保護規則を發布し、一九一五年以降はチーク地帯以外にも林區を漸設した。山林法に據れば、全樹木は(a)無保護樹及保護樹の二種に大別し、前者は開墾燒棄に關して別則を設ける外自由に伐採使用し得るが、後者は伐採・上付・剪枝・製材等に許可を要し、所定の最低樹周以下の樹木は利用し得ぬ。(b)は更にイ、最貴重樹、ロ、貴重樹、ハ、普通樹の三者とし、イは一切剪枝及伐採を禁じ、ロ及ハの營利的伐採者に許可される權利には二種があ

り、第一は特定地域内の特定樹の伐採獨占權を特定人に與へるもので、第二は人數に制限なく一定地域内の特種樹木の伐採を許す普通伐採權である。第一は當該地域内の蓄積見込數に應じその見込價額の一割を越えざる伐採税を前納せしめるもので、功勞者、地方有力者、有産階級等に賦與するが、現今は地方民保護上之が廢止方針を採つてゐるから、僅少の地方に之を見るに過ぎない。第二にあつては出願者の資産信用を考慮し毎本〇・五バーツの前納金を納付せしめた上、一十本の伐採許可を一箇月の期限付で與へるもので、伐材は指定地にて當局の検査を受け、納税した後搬出を許され、此の際前納金は拂戻されるが、法規に違反し又は期限内に搬出を完了しなれば權利は無効となり、搬出未了材及前納金は沒收され、伐採許可の更新も困難となると云ふ。(b)の樹種・樹周の制限及稅率は地方によつて相違があるが、稅率は丸太及薪材は大區の定める率に準じ、角材其他の製材には其の二倍とされてゐる。

三 山林局

一八九六年前記スレイドの庸聘と同時に内務省内に創設され、一九二一—二二年初に農務省に移管、一九三二年に一旦前者に復歸したが、直に農務省と共に經濟省に移り、農務省の獨立後再び同省の所管の下に今日に及んでゐる。

山林行政の單位は林區で、現今一七林區を算し、殆ど地方行政區劃の州と境界を同じくするが、一州を二林區に分つ州と二、三林區に分つ州とが一あり、反對に二州を一林區に包括せるものも一、二ある。林區は更に六八の小林區とし、一六二の林稅支所を有し、小林區は更に數多の小區に分割することとしてゐるが、職員不足の爲後者は伸々完成されさうにない。

現今山林局には秘書室、會計課、保林課、施業案及造林課、山林開發課、卷枯課及調査課を置き各林區及山林區には主事を置く。

四 山林費

山林収入は着々顯著な増大振りを示しつつあり、山林局創設以來四三箇年間に總計約七、三一六萬バーツ、即ち年當り平均約一八七萬バーツの純益をあげてゐる。最近の好況時代たる一九三〇―三一年迄の四箇年に徴し著しい衰退を示してゐるが、而も尙山林局創立當初の五箇年平均に

比較すれば、收入總計は實に約五倍に達してゐる。然し收入に對する支出歩合は同局創設當初五箇年平均の五四%より最近四箇年平均は二九%に激減し、右好況時の如きは僅々一九%を算示してゐる。右は一見好現象の如く見えるが、當國林政は尙完備に遠く、幾多の問題を残してゐるから、支出歩合の低減は決して賢明な策とは見られてゐない。

山林局收入・支出表

Table with columns for Year (年), Category (次), Income (收入), and Expense (支出). Rows include Timber Tax (伐木税), Government Revenue (政府賣上金), Other (其他), and Total (計). Includes a note '出所 泰國統計年鑑'.

一 九三九―一四〇

租借林區のチーク伐採高及伐木稅收入高表

Table with columns for Year (年), Category (次), Rental (租借チーク), and Tax (伐木稅收入). Includes a note '出所 泰國統計年鑑'.

五 林政の將來

林政上の懸案として、(一)輸出用並に國內消費用林産物の供給確保及水源・氣温・降水の保護調節等の爲保護林設定の法令發布(目下政府に於て審議中)、(二)脂・膠・油等の雜林産物の管理方法改善、(三)官營事業林以外

一 概 要

第三節 チーク

チーク林は過去現在及將來共に當國の最重要なる國有森林財産にてビルマと並び質量共に世界隨一の産地をなすチーク林帯の主帯は北緯一七

燥地にては一月中旬より落葉するが、濕地にては四月に至る迄落葉せず、雨期到来と同時に落葉し、通常六、七月に開花、果實は二、三月に脱落する。

泰國に於けるチークの再生は竹藪及一種の蔓草の日蔭により著しく阻害されるが概して可なり活潑である。本林の年中行事たる山火事はチークの實生又は幼木を焼却して其の生長を阻害し、巻枯し後の枯死樹を焼損するが、全體より見れば、下生の繁茂を抑制してチーク幼木の生長を助成し、又は落果の堅殻を焼いて發芽を促進する等、損害を償うて尙大なる利益があると謂ふ。チーク栽培園はプレー林區(Phye Pre Phrae, Phrae) (四〇五ライのもの)、サルウキーン林區(二五五ライのもの)其の他に少數あり、その總面積約七五〇ライ、豫定年限たる九〇箇年を満了すれば之より六千乃至九千本の成樹を産する筈である。

當國に於けるチーク分布の主なる特長は極めて散在性を有する點で、大面積に亘り連續せる其の單純林を見ることは稀有である。今新伐採契約に於て巻枯用に出出された同樹数を主要河川の排水地域別に掲げ其の分布を見るに次の様である。

Table with columns: 排水地域, 巻枯用選定樹數, 方哩當り樹周五呎以上の樹數. Lists regions like 排地, 水地, 流域 and tree counts.

當國にてチークの分布を支配する主なる要素は湿度・高度及土壤である。湿度過分なれば常緑林に占代されるが、二千五百呎以下なれば凡ゆる高度に適應してゐる。チークは紅土を除く全土壤に生育するが、北部泰

全般に見受ける豊沃にて深く排水良好なる壤土又は砂質壤土(殊に石灰岩系統)を最も好んで生長し、排水良好な盆地層にても素晴らしい生長盛である。

當國産チークは他國の産樹に比して決して遜色なき大きさに成長し、今日最大樹には胸廻り樹周二九呎半全長一五〇呎に達するものがある。成長率は土壤其他の要素により甚だ不規則であるが、以前山林局が土壤・高度・産地を異にする産材四百本に就て調査した結果、平均増周率(A表)及樹周七呎に達するに要する地質別年數(B表)は次の如くである。

Table A: 胸廻り樹周年數 (Chest circumference growth rate). Table B: 胸廻り樹周所要成長年數 (Chest circumference growth period). Includes soil and subsoil types.

又相異なる情況の下に成長したチーク六〇九本に就き、樹周と樹高との關係を見るに次の如くである。因にチークは樹周四呎以下にては無枝樹幹を形成しない。

Table with columns: 胸廻り樹周, 全樹高, 枝下高, 胸廻り樹周, 全樹高, 枝下高. Shows tree measurements.

二 伐採及輸出

選定及巻枯し山林局員は自ら伐採すべき借區を捜査して先づ見取圖を作製し、所定樹周以上の樹を選出する。次に右選定樹の地上・一・五・二呎の箇所に内外兩皮を通じて木質部に達する幅四・五吋の輪狀刻目を附し、其の儘立枯れとして浮游性を附す。斯くて完枯するには最短二箇年、

中には三箇年餘を要す。尤も伐樹周以上のチークの一部及巻枯し用選定樹の六割以下は結實用及將來の産量調節の爲保存する。

伐木・造材・牽出―爾後の作業は借林權者又は其の下請人が行ふ。伐採作業には以前は殆どカムー人の契約苦力を使用した。現今は漸次地方在住のラオ人・シャーン人・カリヤン人を使用するに至つた。伐木作業は伐材の裂傷を防ぐ爲、普通土地柔軟となる雨期に行ふ。不健康樹の他は凡て地上二呎以下を鋸にて伐取するが、柚夫は二人宛一組となつて作業し、普通一組が一日三―五樹を伐採する。伐倒すれば直に枝を清掃して樹皮を剥ぎ、必要な長さに横切にする。丸太は吟味してベケ材は其の場に放棄し、殘餘は象及滑車にて牽出可能な地點に搬出する。丸太の兩端には牽孔を穿つ。滑走を容易にする爲一端は角を取り、その端の牽孔に鎖を通し、一頭以上の象にこの鎖を結付けて河岸又は車道上的集散場に牽出する。此の際集散場迄を約千碼宛に區切つて牽出し、各工程の終點にて更にベケ材を選出して遺棄する。集散場にては最後の檢材を行ひ、通過した丸太は産出借區及所有者を示す印標を附す。若し水路遠き時はラオ人請負師をして乾期に車力にて搬出させる。

浮流搬出―水路に依る浮流搬出は(一)支流及測流を通じて主流に搬出する迄。(二)主流に沿うて組袋場に流下する迄。(三)組袋場より盤谷に達する迄の三段に分割される。浮流期は原則として六―十月にて、八―十月が最適である。第一段にては、丸太を水流に平行に川床に置き、次の増水にて流搬する。谷川は彎曲及障害物多く丸太は常に河中に詰るから、水

各林區別チーク借林權者稼行表

Table with columns: 林區別, 選定したチーク樹, 巻枯したチーク樹, 労働者, 象, 貨物自動車, 伐倒した樹數, 製出した丸太. Lists various districts and their statistics.

路は數多に區劃し、各區に人及象を配置して常に區内を巡視させ、丸太の堆積を解いて流搬を助成させる。浮流期末にて減水すれば、丸太を河床に整頓して次の増水を待つ。主流に搬出するも約一六〇―四〇〇軒の間は急瀨及障害物多き爲其の儘流下され、急瀨なきに至つて初めて丸太を捕集して組袋する。各主流の組袋場は、(一)サルウキーン河にてはモールメンの北方一―二軒のキョウダン(Kyodan) (二)メービン及メーワン兩河にては北緯一七〇度直南のラヘーン(Raheng, Rahang) (三)メーヨム河にてはスワンカローク及スコタイの間 (四)メーナーン河にてはウツタラチツトにて、近傍の住民が組袋してバクナムポーに流下する。同市にて政府の檢閲及納税を済した丸太は、主として其の大きさを吟味して不向材は其の場で賣却し、殘餘は盤谷上流の貯木場又は直接在盤製材所に搬出する。此の際メービン及メーワン兩河の流筏は屢々解體して浮流容易なる小筏に改組する。斯くてチーク丸太が産地より盤谷に到達するには伐採時より四―五年を要す。

借林權者の行へるもの

出所: 泰國統計年報

Table with columns for product names (e.g., ラムバーン・スコイタイ), years (1934-1940), and values. Includes a 'Total' (總計) row at the bottom.

當國チーク林の蓄材状態を見るに現今一等樹に比し二、三等樹著しく少数なる事と、チャオプラヤ流域の産材力は年當り五萬本内外と見積られつゝ最近一五箇年平均九萬三千本を伐出せるとは、従来の過剰伐採を物語るものにて、次期伐採周期には或は四〇%に近き減産を見るものと見積られてゐる。因に現今泰國は世界チーク産量の六五%を占めてゐると云ふ。

七 内國市場

チーク丸太は其の伐採より製材に至る道程に於て幾度も借林権者の検査を受け、其の都度輸出不向材は遺棄され又は地方にて販賣される。山林中に遺棄されたベケ材は、山林局が之を極力地方に賣却し、其の中最

八 輸出市場

沿革—當國産チークが世界市場に其の名を博するに至つたのは、一八八五年英國が上ビルマ合併後同地のチーク林を閉鎖して以來の事に屬し、爾前本貿易は主に支那人の手中にあつたが、至極寥々たる需要を見るに過ぎなかつた。然るにビルマのチーク林閉鎖の當時は、恰も世界造船業の勃興に伴ひチークの市價暴騰した際として、歐人は直に當國チーク林に着目し、其の伐出及輸出に投資するに至り、次いで林業専門家を雇傭して山林局が創設される等、諸般の狀勢は直に産量の増加と品質の改善を促した。斯くて盤谷のチーク輸出高は一八八七年迄五箇年平均の一〇三萬バーツより一九〇九年度迄五箇年平均の千二百萬バーツに奔増した。併し其の後連年に亘る市況不良と政府の濫伐嚴禁とに因り五百萬バーツ内外に減じたが、一九一九年及其の翌年は大戦の影響にて千二、三百萬バーツに達した。爾後再び減退して八百萬バーツ以内を變動して

チーク品別輸出高表

Table with columns for product types (e.g., 品名, 厚板, 角材), years (1934-1940), and values. Includes a 'Total' (總計) row at the bottom.

泰國...林業

七三九

出所：泰國統計年鑑

來たが、一九二七—二八年以降四箇年間は貿易好調期に際會して九七四乃至一、二四萬バーツを激増すると共に價格も一九二〇年以來の高値を示した。然し爾後世界不況の影響を受けて左表の如く輸出量額共に著減するに至つた。

輸出量額—角材は製材所より組筏して曳引し其の他は小舟に積載して積取船に搬出する。泰國のチーク輸出高は左表の如くにて、米・錫に亞ぐ重要輸出品をなす。而も之は泰國産チークの總輸出量ではなく、メコン及サルウキーンを經由して印度支那及ビルマに流出される泰國産チーク(一九二五—二六年迄に徴し總丸太搬出高の夫々三・八乃至一〇・九%は右兩河を流下搬出さる)の輸出高も可なり著量に上ることと思はれる。

仕向地—印度及セイロンは往昔輸出高の過半を需要したが、輸入税の引上と東亞市場の需要漸増とに因り其の過半を香港・支那・日本等に譲與するに至つた。歐洲市場も之と略同様の變遷を辿りつゝある。日本の需要は角材及厚板にて、高級品(通常木理美しき)を需要する點で英國、丁抹及アフリカ等と共に著名である。

伐採契約満期後の政府のチーク事業に對する態度は、甚だ興味深き重大問題にて、一九三五年七月五日附「プラムアンワン紙」は之に關して、山林局は一九三九一四〇年に更新されるチーク伐採周期に於ては、伐採林の四割は政府直營とし、四割は外國商社に、殘餘の二割は之を小區に分つて泰國人小企業家に特許し、外國商社には從來通り伐採税を賦課する他に別に手数料を課すが、小企業家には之を免除するものとする意圖の由である。

第四節 其他の木材

一 概 要

當國森林にはチーク以外に良材を産する樹種甚だ多く、當に内國消費に止まらず年々著額の輸出を見るが、併し惜むらくは一般に散在し、交通の發達十分ならざる今日、之が伐出には困難と高経費とを伴ふ關係上、其の伐出及貿易も甚だ變動に富み、市價良好なる時は可なり活潑なる輸出を見るが、一旦下落する時は輸出は激減し又は杜絶するが如き傾向を免かれぬ。故に是等他材(チーク以外の木材の意、以下之に準ず)輸出の發展は交通の發達に俟つ所大にして、其の價値は寧ろ將來に存するものと云ふべきで、當に硬材のみならず、現今閉却して顧みられざる多種豊富な軟材を蓄積する當國の森林が、世界注視の的となるも遠き將來ではあるまい。産材の多くは重硬材にて、之が盤谷搬出は採算し難いが然し其の中少數の貴重材は水路の便あれば之を組筏し一浮游性なきものは竹其の他の浮子を附し一又は舟を以て搬出し、水運なければ車力又は鐵道にて運出し、東亞市場に輸出される。殊に最近に於ける鐵道の開發は、此の種産材の重要性を著しく増大した。

二 唐 木 類

種類・名稱・用途・分布—泰國産唐木には紫檀・黒檀・縞紫檀・鐵刀木・花

桐・牛角木があり、泰國民は之をマイケン(Mai Kheng 甘皮を全部剝落せる堅木の意)と總稱するが、其他堅木には屬しないが、唐木と稱し得るものに沈香・白檀・蘇枋木・黃楊柴等があり、輸出用材として貴重視されてゐる。其の中沈香・白檀・蘇枋木は、其他の林産物の項に譲り、茲には他の諸種に付詳記する。

(一) 紫檀(Dalbergia cochinchinensis) 泰國人及東部ラオ人は、Payung、其他泰國人は處により Maipayung Deng chin, Pradu hai, Pradu sang と呼び、英人は Rose wood と呼ぶ) は唐木中最も貴重な深褐色重硬材を産出し、その色澤は年を關するに従ひ増加する。ナコンラチャシマー地方のドンブラヤーアイ山脈及東部印度支那國境地方、ブラチンブリー地方の東部佛印との接壤地方、ナコンサワン地方の一部、スワンカローク及サラブリー地方を産地とし、環境によつて相異はあるが通常直徑五〇厘米樹幹の長さ四一〇米に達す。又色澤及肌理も産地によつて相異があり、東北産は鮮明な黄褐色を帯び木質堅く肌理が粗いが、北部産は不鮮明な暗褐色を呈し木質柔く肌理密で光澤が強い。主として柱・家具・牛車々輪・道具の柄・天秤棒・珠盤等に供せられ輸出も最も多額に上る。我國で普通用ゐられる本紫檀又は古渡紫檀は、實に印度産の紅木紫檀(P. Santalinus)でなく本種であると云はれる。

(二) 縞紫檀(Dalbergia spp. 泰名 Ching chan) は色澤材質共に前者に劣るが、前者の稀少なるに反して熱帶常綠林一般に生育し、且つ前者よりも大木多く、長さ四一四米に及ぶ。用途は前者に略同じであるが、殊に牛車の製作に應用せられる。産地はナコンサワン、ナコンラチャシマー・ピサマローク地方及ラチャブリー地方の一部、並にサラブリー地方である。

(三) 黒檀(Diospyros mollis, Griff. 泰名 Maklu 英名 Ebony wood) はナコンラチャシマー・ラチャブリー及ピサマローク地方の西北及サラブリー地方の常綠林に産するが豊富でなく、樹幹直長(四一八米)に長さ四一〇米にて、鐵錆色材を産し、建築及造船殊に後者に於て鐵釘代用に重用される。

(四) 黃楊柴(Gradenia sp. 泰名 Pat) は泰國西岸のチュムボーンより東岸のチャンタブリーに亘る沿岸の山岳及島嶼並にドンブラヤーアイ山脈の熱帶常綠林及半常綠林に産し、茲數十年來日本人の手により日本へ皮付の儘輸出され、割目を生ぜぬ特長から廣く彫刻用に賞用されるが、泰國内にては蠟に菓子器又は香油入等の蓋物細工に供せられる。材質は環境により大差があり、乾燥せる岩質地産は最も優秀で濕地産は殆ど用をなさぬと云ふ。

右諸唐木は常に雜木林中に點々散生して純林をなすものなく、而もその分布は甚だ廣汎に亘るから、蓄積量の調査及伐木搬出は頗る困難であり、産量は中央市況により著しい變動を示す。然しその供給は逐年漸減してゐるものゝ如く、地方官憲は法令を勵行して濫伐防止に腐心しつつあると云ふ。植林は全くなく、盤谷其他の都市に街路樹として花桐及鐵刀木を栽植してゐるのみである。

樹木の制限及税率—普通伐採權(山林行政の項參照)に於ける課稅率は地方により、多少の相異があり、立方米當り八バーツ(紫檀)乃至一・五バーツ(鐵刀木)としてゐるが、事實は〇・一バーツ餘を徵收せるに過ぎぬと云ふ。尙可伐樹の樹周は紫檀・縞紫檀・鐵刀木・牛角木は地上一五〇厘米、黒檀一七五厘米、黃楊柴は六〇厘米以上なるを要す。

伐採權者—唐木伐採は内外人・地方民・外來者の如何を問はず許可されるが、伐採許可樹数は出願者の人格信用の如何に應じて定められる。因に既得權者の多くは支那人で泰國人は稀である。

伐木及搬出—伐採業者は中央市場よりの注文品により又はストックとして伐採する他、その多くが併營せる雜貨其他の商品の貸付金回収の泰國人の伐採せる唐木を引取ることも少くない。伐採作業は主として乾期に行はれ、車力搬出に最も不便な七、八、九月(雨期)には休業する。先づ本樹は出来る限り地面に近く鋸斷して倒し、枝梢を拂ひ、適宜の長さ、

て枝梢少く紫檀に比して大木があるが、甘皮が頗る厚く之を剝離すれば用材とするに足らぬものがある。桐・箱・椅子・卓子の縁・小刀の柄・其他廣く指物細工に使用され、その果實は染料に供せられる(其他の林産物の項參照)。因に市場人間には、本種の心材は多少青味を帯びた本黒檀即ち青黒檀で、最も堅硬、緻密、光澤良好であると云はれる。

(五) 花桐(Pterocarpus indicus, Willd. or P. macrocarpus, Kurz. 泰名 Pradu 北部ラオ名—Du 英名—Pradu wood) はナコンラチャシマー・ピサマローク・ナコンサワン及ブラチンブリーの諸地方及サラブリー地方の落葉林に豐産し、前者は英名の Burmese rosewood、日本名の印度紫檀・青龍木、後者は英名のビルマ・バドックと同材にて、本邦唐木商は本場花梨と稱す。粗林中のものは四一六米であるが密林中では一五一一六米に達し、直徑〇・五一一米に達す。支那人が免許を受けて多量に伐採し汽車にて盤谷に搬出、主として輸出され、國內にては稀に船室の一部・牛車・板橋等に使用されるに過ぎぬが、支枝は農具殊に犁臺に愛用される。因に産地では本材を Pradu holi (支那名柯梨) Pradu tapkoi (油梨) Pradu hin (硬花梨又は石花梨) Pradu dua (血色花梨) Pradu som (酸花梨) Pradu luam (黄色花梨) 等種々の品種に別けてゐる。

(六) 牛角木(Dalbergia cultrata, Graham. 北部ラオ名 Kedi am, Kam pi, D. Keru, Graib 泰名 Kapi Kao Kwai) はナコンサワン・ピサマローク・ナコンラチャシマー・ラチャブリー・ブラチンブリー諸地方、殊に北部の落葉林に産し、形態・材質等鐵刀木に酷似する紫黄色材にて柱材として甚だ美麗であり、時折著量の輸出を見るものにラオ名 Kaydeng (D. douglensis) があつた。

(註) 「暹羅國産唐木類に關する調査」に據れば牛角木を學名 D. cultrata 泰名—Kapi Kao Kwai 1930. 「Flora Siamensis Kanunratit」に於てはカローカオクツ

(七) 鐵刀木(Cassia siamea, Lank. 泰及ラオ名—Ki Lek) はナコンラチャシマー・ピサマローク地方の北部等に産し、屢々栽培される。

需要の希望及搬出の便否により相異があるが、大體コーラト地方では二米、北部では二四米に切斷した後、外皮及甘皮を剝離して堅硬美麗な心材のみを採取し、北部では象と牛車により其の他にては専ら牛車により最寄りの集散地に搬出する。唐木の集散地は次の諸地である。

- (1) 東北鐵道沿線ではケンコーイ(Gengko)・パークチョン(Pak Djong)・シーキヤ(Sikhi)・スーンナン(Sung Naen)。
- (2) 北方鐵道沿線ではスワンカローク・チュムセム(Chum Sang)・ウッタラヂット・デーンチャイ(Den Jaya)・ケンナムン(Geng Luang)・バンピン(Ban Pin)・ラムピン(Lampang)。
- (3) 東方鐵道沿線ではクラビン・ターカセム(Tha Kasem)・ワタナ(Wadhana)。
- (4) 半島鐵道沿線ではバンポン(Ban Pong)・ラチャブリー・マチャブリー・コラック・タブサケー(Thab Sakae)。

右集散地より地方市場、盤谷迄は殆ど鐵道で搬出される。鐵道によるのは重量過大で舟搬に不便であり、浮游性なきのみならず水により著しく材質を損ぜられるからである。伐採及搬出に従事する労働者は泰國人及ラオ人である。伐木・截斷・甘皮剝離作業の所要賃銀は二米のもの一カム(樹徑平均三吋)に付〇・七五バーツ内外、象又は牛車運搬費は一日行程三五バーツ、コーラトより盤谷に汽車輸送すれば一貨車運賃六三バーツ及揚卸諸掛一〇一二バーツを要し、此の他前述の税金、監督費及利子を算入するを要す。

商習慣「商業の部」参照。

唐木商一九一五、六年の好況時代には盤谷及地方合して數十人の唐木商を見たが、現今は左の如く激減した。

盤谷―老長發、得茂、萬和盛、大谷洋行、江畑洋行。

東北鐵道沿線 チェックガツク(ケンロトイ)、協源(シーキヤ)、茂盛(コーラト)及ドンブラヤーファイ山脈中の鐵道沿線に二、三の支店を、スリン及シーサケット等に數多の出張所を有す)

葉林に豊産する大樹である。その産材は褐色にて乾燥し、建築用殊に板として著量の需要があり、風及白蟻に對し保護を加へれば保存期可なり永く、殊に、前者は水中に於る耐久力甚だ強く、二〇年を経て尙健全である。この外本屬の諸種は優秀な薪材及樹脂の産源として重要である。

- (一) キム(泰名 Kiem: *Corylobium lanceolatum*) 常緑林に生じ、最も耐久性ある褐色硬材を産し、造船及枕木に實用され、屢々支那に輸出される。
- (二) タベーク(泰名 Tabak or Kabek) ラオ名 Pui: *Lagerstroemia olivulata*, *L. Balamsee* 及 サラオ(泰名 Salao) ラオ名 Sao: *L. tomentosa* タベークは本来 *Lagerstroemia* 屬の樹皮滑かな樹種を云ふ。右二種は常緑林に豊生し、甚だ酷似した帯黄色中等品質材を産出する。該兩材は一年乾燥すれば浮游性を生じ、北部よりは粗雑して多量に搬出され、續々輸出を見るが、近年建築用材として國內消費も著量に上る。サラオは本屬中樹皮に割裂あるものを指稱するもの、如く、その中 *L. tomentosa* は熱帯常緑林の極普通樹にて、硬度及耐久性中庸の灰褐色材を産し、北部より著量に産出される。

(三) タキエン(泰名 Takien) 東部ラオ名 Ken: *Hopsea odorata*, *Roxb*) 熱帯常緑林及半常緑林に生じ、高さ約百呎、チークに次ぐ美麗且つ耐久性なる黄金褐色の良質硬材を産出し、建築・橋梁・車輛・農具、殊に淡水用舟船の建造に好適し、著量に消費される。

(四) テン(*Shorea obtusa*, *Roxb*) 及 ラン(*Pentane sinensis*) 落葉林一般に豊生し、兩種は甚だ酷似して判別し難い爲俗にマイテンランと總稱される。その國內に於る消費は頗る廣汎且つ著量にて、電柱・架橋材・枕木等の殆どを供給すると共に、建築就中家柱として實用される外、棒・杭・車輛・農具等廣汎なる用途があり、製材に不適なものよりは良質の薪材を豊産し、その産脂は前記プルアンの産油と混じて竹細工及舟の防水

北方鐵道沿線 美利棧(スワンカローク)・和合(ウッタラヂット)・榮源(ケンナムン)・炳記及振發利(バンピン)・炳利(ラムピン) 半島鐵道沿線 クンピロム(マチャブリー)・協源及ナイギョウ(マチャブリー)

東方鐵道沿線 芳利(ターカセム)・ワタナー合資會社

唐木取扱上の注意―類似品甚だ多く、例へば紫檀は *Xylia dolabriformis* (後記)、漆の木(後記)、縞紫檀に、黒檀は *Dalmanella* に、花欄は *Dalmanella*、*Gambel* (*Kaydang*), *Aecia* sp. (*Katupiman*) に酷似し、黄楊柴の如きは一見鑑別困難な樹種が甚だ多い。之が眞贋は比較的短日月の経験で容易に判別し得られるが、欺瞞を事とする支那人又は泰國人相手の取引とて常に注意を要すると云ふ。材内に大なる空洞を有し、又は伐採後時日を経たものには白蟻の被害を受けてゐるものがある。又同一樹種にてもその産地及土質によりてその色澤及木質に相異なる點も注意を要す。

(註) 本稿は主として「暹羅産唐木類に関する調査」に據る。

三 其他の有用材

唐木の他にも著しく有用材に富み、著量の輸出を見るもの及び莫大な内國消費量を見るものが甚だ多い。その中最も普通且つ有用な産材を拾ふと次の如くである。

- (一) ヤーン其他の二羽柿屬二羽柿の産材は大部分硬度及耐久力中庸にて通常淡紅色か又は灰褐色を呈す。其の豊産と低廉とにより近年其の重要性を著増しつゝあり、安價な建築用材として廣汎且つ著量な内國消費を見たと共に對外輸出も可なり發達し、殊にヤーン樹(泰名及ラオ名 Yarn: *Dipterocarpus turbinatus*, Gaertn, *D. alatus*, Rosch.) は輸出用材として著名である。 *D. tuberculatus*, *Roxb*, (泰名 Phang or Kwang) ラオ名 Tung or Kung) 及 *D. obusifolius*, *Teyssm*. (泰名 ラオ名 Hui-

填隙用に供せられる。斯の如く博用される爲、昔日山林法發布前は兎角濫伐され、現今は人煙稀な地方の他巨大樹は稀である。

(六) デーン(泰名及ラオ名 Deng: *Xylia dolabriformis*) 落葉喬樹にて英名をビルマ鐵木と稱し、國內用材中最良質材の一で、紫檀に酷似する材を産す。材質極めて重硬、暗紅褐色を呈して保存期永く、建築殊に家柱に實用される他、枕木・架橋材・其他一般建造用材として使用される。

(七) ルムボー(泰名 Lumpoh or Poh: *Azela bakeri*) 主として半島の常緑林に生じ黄褐色重硬材を産し、架橋材等として鐵道方面に莫大な需要がある。

(八) クワオ(土名 Kwao: *Adina cordifolia*) 落葉林に極く普通の(半常緑林にも發見)喬木で、材は硬度適度木理均一、黄色を呈し、建築・造船・家具・彫刻等に供せられる。殆ど地方にて消費されるが、東部よりは時折鐵道にて盤谷に積出される。

(九) ソー(土名 Saw: *Gmelina arborea*) チーク林に散生する普通樹で、産材は輕くて耐久力及強度に富み、前者と同様な用途に使用される。

(十) タムサオ(Tamsao: *Fragaria fragrans*) 中型常緑樹にて黄赤色又は黄褐色輕硬材を産し、舟楫の侵害少く、海中用材に供せられる。

(十一) チエンカン(タイ土名 Chenga batu: *Balanocarpus heinzi*) 半島殊にその東岸南部に豊産する常緑喬樹で重硬強靱にて耐久力強き黄褐色材を産し、建築・家具・造船に博用される。

(十二) ヲングロウ(紅樹)類 ロンカーンバイヤー(泰名は泰灣の西岸 Pang (Sang) ka bai yai, Kong Kawn, 同北岸 Kong keng, 同東岸 Lan: *Phragmites mucronata*) 及 ロンカーンバイレシ(泰名は泰灣西岸南部 Peng (Sang) ka bai lek, 同東岸及西岸北部 Kong kang, *R. conyugata*) は高さ四〇呎樹周三呎の中形樹で、その産材は重硬にて家柱及魚欄に實用され、サマー(泰名 Same or Me: *Ceriops Candolleana*) は耐久

産地及培養業者—主に北部のバーヤツプ地方及東部のウドーン地方に培養され、ピサヌローク地方にも少量の培養を見る。培養者の多くは米作業者にて、栽培樹及野生樹を利用して五—三〇樹を片手に培養する。之に強ぐ培養者は小商人にて、四〇—一五〇本の借樹に播種して之を貸樹者に委任培養させ、収量の半分を代償として與へる。當業者は一般に米作者より五〇—四五〇樹の宿主樹を借入れ、労働者を使用して培養する。ラムパーンの北方にはスイス人 Steiner の培養園がある。

生産費—商務通信省經濟調査課の調査によれば *Pithecolobium saman* に培養されるラック・ビクル當りの生産費は次の如くである。

宿主樹百本の借樹料(本當り二—四・五バーツとして) 100—150
種ラック三ビクル代(ビクル當り七十一百バーツとして) 30—50
勞 賃 100—150
支 出 計 100—150

之よりの總収量は二五—四五ビクルにて、ビクル當り生産費は二〇—二六ビクルとなるが借樹料は甚だ高額に上るが故に、宿主樹を自ら栽培する時は生産費は著しく低減する。尤も其他の宿主樹は樹間距離遠く且つ収量は前樹より少量であるから、自然生産費は右より高額となる。

宿主樹—當園にてラック培養に適合する植物は約三十種あり、其の大部分は野生樹である。其中最も重要な樹種は *Butea frondosa* (泰名—Tawng Kwao, Chawn Tawng, ラオ名—Kao, Kwao, Chuan), *Albizia lucida* (ラオ名—Pan te, Jake), *Pithecolobium saman* (泰名—Chan chu ri, Kam Kham, ラオ名—Chan cha), *Cajanus indicus* (泰名—Tha ye, ラオ名—Male), *Combretum quadrangulare* (泰名—Sake, ラオ名—Pang, Ke) 等。其他 *Dalbergia* spp., *Schleichera trijuga* (泰名—Takraikai, ラオ名—Machok, makaw, Kaw), *Ficus* spp., *Zizyphus jujuba* (泰名—Put, Sa, ラオ名—M-

atan, Marian Luang) 等も好適である。野生樹は樹間距離不規則にて、他樹が日蔭をなすこともあり、黒蟻及野生動物の被害を見るのみならず、ラック採集期には盜難に遭ひ易い等諸種の不便があるので、近來は一般に栽培樹に培養するを有利としてゐる。現今栽培されるものは *Pithecolobium saman* (アメリカ合衆) 及 *Cajanus indicus* (木豆) にて、其の他は試験期にある。前樹は現今廣く(殊にチェンマイ地方にて)利用され、蔭種は容易で成長迅速である。殊に水流の沿傍又は地下六米以内に地下水を有する脆弱な土壤なれば、樹枝の發育急速にて、五年以内にて既に使用に堪え、而も爾後毎年使用し得る。該樹は平均本當り二五—四五斤(百斤—一ビクル)のラックを産し、チェンマイにては五、六年樹にて十五—百斤、九、十年樹以上は五十一—二百斤、十五年以上の木は五—七ビクルを産出する。本樹は十年後には約三二米に達する數多の長枝を張るが、ラック蟲は日光及空気を欲求する關係上、少くとも二〇米の樹間を保つて栽植する必要がある。後者即ち木豆はバーヤツプ地方にて栽培され、播種容易で、石灰多き輕鬆の土壤を最も好んで生育する。栽培法には、樹間四米を置いて栽植し、二、三年以内より一—二年間使用するビルマ式と、樹間二米を置いて栽植し、六—十箇月以内に接種して二回培養した後舊樹を切拂つて新樹を栽植するルアン・プラバン式との二法がある。前者は手入れ十分なればライ當り約二ビクルを、後者は約一〇—二〇斤を産す。

接種期—東部にては一二月に接種を始め、五月幼蟲の脱巢する迄放置して收穫し、九—十月迄に再び新樹に接種する。北部にては一年一回即ち一—二月に接種し十箇月後即ち九—一〇月に採集する。

産地別ラックの特徴—中心集散市場は盤谷にて、チェンマイ・チェンライ・ラムパーン・ウッタラヂット・デーンチャイ・コーラート及バクナムポー等の地方集散市場より供給を受ける。

種 別 生 産 状 況

チェンマイ品 { 九〇%はチェンマイ縣内に、殘餘はチェン
タウン (Chiang Tung)、チェンライ、メー
ホンソン縣より産出 }

チェンライ品 { 地方産は約一〇%、其の他は最寄りの國外
諸産地より供給 }

ラムパーン品 { 地方産は約半量、他は大部分チェンライ及
國外産にて、ラムパーン、チェンマイより
も少量を供給 }

ブレー品 { 地方産は七五%、殘餘はナーン縣、チェン
ライ縣より供給、産量極めて少量 }

ウッタラヂット品 { 地方にては培養試験中、ナーン、佛領のル
アンプラバン及バクライ産品を中繼 }

コーラート品 { ウボン、ロイエット兩縣及ウドーン縣よ
り供給 }

宿 主 樹 特 質

Butea frondosa, *Pithecolobium saman*,
地方産は *Butea frondosa*, 國外に
ては其他 *Cajanus indicus*, *Dal-*
bergia spp., *Ficus* spp. を使用

直接盤谷へ移出

チェンマイ品と品質同様にして高價

甚だ入念に採集する爲塵埃及木の混有歩
合極少、最良質

右より塵埃と木との混有歩合稍大にて、
直接又はラムパーン、ブレー、ウッタラ
ヂット經由して盤谷へ移出

泰産ラックの分類—盤谷市場にてはラックを北部ラック及東部ラックの二種に分類し、前者は後者より價格良好である。此の分類はラックの品質及宿主樹には無關係に唯塵埃及木の混有歩合に依りて識別する。東部ラックが多量に塵埃及木梢を混有せるは、主に採集の際の不注意によるが、被殻小型にて破碎するから樹梢を拔取り得ない點にもよる。因に被殻の大小は宿主樹に歸因するもので、*Butea frondosa*, *Pithecolobium saman*, *Albizia lucida* より採取する被殻は周圍二吋 *Combretum quadrangulare*, *Dalbergia* spp., *Ficus* spp. などの被殻は周圍一時半計り、*Cajanus indicus* の産品は小型及大型にて樹梢の拔除容易である。

三 輸出状況

一九二九—三〇年に至る迄は輸出货量逐年順調な膨脹を続け、同年は八六、七二九ビクル(四、七五八、四〇五バーツ)を輸出して量額共に最高記録を示したが、爾後世界不況による市價暴落の爲毎年著衰し、一九三二—三年はその極度に達して量は六千ビクル(一九一六—一七年来の低記録)、

スチックラック輸出高表

出所：泰國貿易海運年報

年	次	數量	價 額	ビクル當 りバーツ
一九〇五	平均	六、五三六	三三九、七〇四	五三、四六六
一九〇六	平均	九、八七四	二五八、三三九	二六、二一六
一九〇七	平均	一一、一八六	六八八、三三二	六一、五五四
一九〇八	平均	一一、二〇〇	二〇一、七六五	一七、九八三
一九〇九	平均	九、五一一	四八、三三四	五、〇七四
一九一〇	平均	九、一三六	三〇、五九四	三、三三九
一九一一	平均	九、〇一〇	四九、六五五	五、四七三
一九一二	平均	九、三〇一	四九、六五五	五、四七三
一九一三	平均	九、三〇一	四九、六五五	五、四七三

泰國……林業

一九三三	五二六	一三三六九五六	一四〇一六
一九三三	六一七	一六〇六九六一	一一八一
一九三三	七七八	四九一七	九〇二

仕向地別スチツクラツク輸出高表

仕向地別	一九三四—五	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九
デンマーク	九一四一六	六三七一四	九五二二六	九五二二六	七〇一六六
香港	七〇〇	一七五三	九五二二六	九五二二六	七〇一六六
日本	二九一三三	二九〇六四五	四一九四四五	四一九四四五	一五七六
印度	一八八六	五五一一	一八九二	一八九二	一四四三六
日ラ	四三三	八二三三	二四四四	二四四四	一七九二九
新嘉坡	二二〇五	八四三三	二四四四	二四四四	一七九二九
英他	一九九五	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一八五
計	二二〇六六	一三三六九	一三三六九	一三三六九	一〇七三〇

往昔輸出ラツクは印度支那品と共に悉く印度で中繼されたが、爾後新嘉坡がその地位を奪ひ、英印向輸出は最近迄皆無となつた。又英國の地位の著衰と、一九三八、三九年に於る日本の地位の急進とは特異な現象を示してゐる。因に倫敦及紐育市場にて最良質ラツクは一般に劣質品よりも一割方上値にて取引されるが、品質により用途を異にする關係上需給の影響にて屢反對現象を見、Garnetiae 及 Buttoniae が、却つて Shellae より夫々二〇%及四五%方高値を唱へる事がある。殊に近來著音器のレコード及電氣器具の絶縁材料としてラツクの普通品及劣質品の需要急増加し、市價も著しく高騰した。如上の事實は Shellae Garnetiae の普通品製出に適し、Orange Shellae 一級品製出に適せざる泰國産ラツクには全く偶然にて、當國産ラツクの賣行良好にて需要多きは實

第六節 其他の林産物

薪炭 雜林産物中國内取引及消費の最も發達普及してゐるもので、優秀なる薪炭材を供給する樹種が甚だ多い。就中半島西岸のマンガローブ林は最も著名にて、支那人又は地方在住の泰國人及マライ人は著量の薪炭を伐出しつゝある。當國鐵道は燃料を薪材に仰ぎ、歲々約三十五萬立方丈（但し南方線は一九三一年末より急行車にディーゼル機關採用）を消費し、從て沿線の

森林は著しく濫伐され、所要量の供給は年々困難と高經費とを伴ひつゝある。故に政府は最近其の規則的供給を支持する爲、一部森林の組織的伐採をなさんとしてゐる。

二 竹

竹の莖は家屋及家具・バスケット等無数の用途に、種子は脱穀して米の代用とし、筍は食用に供す。特に半島沿岸にては漁網として股盛な地方取引を見、其の兩岸よりはジャワ及スマトラに煙草の貯蔵及乾燥用の枠とする竹を筏として著量に輸出する。當國に生ずる竹は二〇種を超え、竹林は北部及西部に於て特に發達し、幾百平方尺に亘る竹林を見ることがあり、古くより製紙用パルプの給源として注目されてゐたが、最近カンブリーに於て之を原料とする製紙工場の創立を見んとしてゐる（工業の部参照）。

三

熱帯常緑林には諸種の藤が極めて豊富に生じ、沼澤地には屢々其の叢林を見ることがある。殊に半島には最も蔓延し、今日屬種の決定されたものゝみで少くとも四〇種以上上り、長さは二百碼、太き手首大を超えるものがある。産藤は殆ど國內消費に充當され、莖のみならず葉及果實迄屋根葺又は食用に供す。輸出品は半島に産し、約二〇呎の長さに刻み、大體等級を別つて百本を一束とし、水路又は鐵道にて主に新嘉坡に積送する。其の量額は逐年増大しつゝあるが、一方藤製品の入も可なり著額に達してゐる。因に泰國産藤には麵線藤（細物・細工用）、白藤（太物・荷造用）、黒藤（細工用）、水藤（最大・椅子の脚用）、鷄藤（細物・荷造用）、細香藤（細工用）、藤片（黒藤の四つ割物）、紅藤（組筏用）の諸種を含んで居り、その伐出には免許を要しない。

四 樹膠

泰國……林業

五 樹油

ヤーン油—二羽柿屬の諸種殊にヤーン樹に切付けて採取する粘性性油にて、竹細工及藤細工の防水、舟艇の填隙、松明の滲潤、醫藥用等廣汎なる用途及經濟價値を有する爲、斯業は甚だ普及し（半島及東南部最も盛）、貧民階級の閉期に於る主要財源をなす。切付には免許を要し、樹周二米半以下の産樹への切付を禁じてゐる。切付穴は巾、長さ、深さ一〇×三〇×二〇種の半圓形にて基部を深き壺として滲出油を受け、三、四日毎に採集し（二五—二〇樹の産油にて石油罐一罐量）、採集後は穴中にて可燃物を燒き、刺戟を與へて滲出を促す。斯くて一穴より三年間採油し、湧油が停止すれば新穴を穿つて採油する。

カヌアテ油—東南部及半島、殊にバタニー及ナコンシタムマラー
ト兩縣に普生する小形樹・即那布樹(泰名—Samet kao or Met; Melal-
oua laudandron)の葉を蒸溜して得る帶綠色油にて、新舊兩醫藥に供
す。

樟腦—カンブリー縣の常綠林に散生せる *Cinnamomum* 屬の葉を蒸溜す
る時は一・二%の良質粗製樟腦を産するが、未だ商業的開發を見ない。
從來北部よりは少量の粗製樟腦を産出する。

其他—産油樹は無數に存するが殆ど商業的利用を見てゐない。

六 樹 脂

藤黃(泰名 *Konk*)—光輝ある黄色樹脂にて、諸種の用途殊に染料とし
て大なる商業的價值を有す。半島南部、東南部及チャーン島に生ずる
Rong 樹 (*Garcinia hanburyi*) に切付けて採取し、チャンタブリー縣に最
も豊産する。

ダマール—當國にて最も貴重なる樹脂で、二羽柿科植物より産出する
が、其中重要なものは *Chigamut (Balanocarpus nuzinus)* 及 *Chengal
(B. kani)* より採る *Chan Takien* 故に *Shorea* 屬の一種より産する
Chan Panawng の二種である。前者の産樹は半島殊にバタニー縣に豊
富なる關係上同縣は其の採集最も盛で、ナコンシタムマラート縣が
之に亞ぐ。此の切付採集は免許制度であるが、本制度はバタニー縣に
のみ施行されて居り、他縣にては唯自然に滲出するダマールを採取する
に止まる。切付は地上七五種の樹周二米以上の産樹に行ふを要し、切付
穴は幅・長さ・深さ一〇×一〇×五種で、一樹に平均五〇—六〇穴を切付
け得る。産脂は放置して乾燥させ、一・五—三箇月を経て採取し(採集運
き程良質)、採集後は切口を更新して採取を續け、滲出停止すれば新穴を
掘る。平均年産量は一本當り約四十五封度、バタニー縣の總産量は年額
約一萬ピクルである。チャンパノーンはチャンタブリー縣に少量を産

す。兩者共支那人仲買人に依り新嘉坡へ輸出される。其他 *Shorea
obusa*, *Pentagonia siamensis* (兩種の産脂は樹脂と合して舟及籠の填隙用に
供す) *Shorea floribunda*, *Hopsea odorata*, *Corylobium lanceolatum* 其他 *My-
i* ルの産樹は數多まるが、産品の多くは地方消費を充足するに過ぎぬ。
漆(泰名—*Lak*)—*Melastoma usitata* (泰名—*Lak, Yai*, ラオ名—*Hak,
Hak hang*) より採る樹脂で、本樹は落葉林殊に北部に甚だ豊富である
が、現今其の一部に切付採脂をなすに止る。先づ樹皮にV字形切口を附
し(良樹は一時に二〇—三〇切口を附す)、七、八日の後受容物内の漆を
採集して大容器に詰め、乾燥を防ぐ爲其の上を水の薄層にて被ひ置く。
採集直後は帶紅黑色を呈するが乾燥すれば光輝ある純黑色となる。年中
採脂するが、夏季の産品(*Lak nam nai*) が最も良質にて、雨期末の産品
(*Lak deng*) が之に亞ぎ、雨期又は二—一月の開花期の産品 (*Lak k
kwan*) は劣質である。今日漆の商取引は國內に限られ、籠の防水、醫藥
等にも供するが大部分は漆細工に使用する。因に泰國漆は水分多く、吾
が國産品に劣ると云々。

松脂及其他—北部泰國の松柏科林に豊生する *Pinus merkusii* は輸入良
質品に匹敵するテレピン油と頗る良質のロージン(樹脂)を産出するが、
今日尙地方民が少量を自家用に供するのみで、商業的開發を見ない。

七 香 料

香木類—當國産香木類中最も著名なのは常綠樹 *Hon Krana* (*Agui
laria agallocha*) 及 *Chan Hom (Mansonia gagei)* の二樹にて、殊に前者
の病害を受けたる心材よりは著名な沈香を産す。泰國沈香は抹香又は
薰香類の原料として、良質を以て著名である。後者は數年間伐倒した儘
放置して初めて芳香を發する。此の外 *Chan Deng (Drosera spp.)* も芳
香は劣るが香木を産し、肉桂類も豊富である。

白豆蔻(泰名—*Krawan*)—當國には野生樹よりも採取し、著量の野生
白豆蔻を輸出する(「農業の部」参照)。

八 タンニン材料

當國にはタンニン(單寧)を産する樹種は無數にあるが、今日商業上利
用されてゐるのは唯少數に過ぎぬ。

タンニン樹皮—マングローブ樹皮は最も重要で *Cerriops, Litopobus,
Bruguiera* の諸屬より採取し、之より鞣革上及染色上貴重なるマングロ
ープ・カッチを抽出する。就中 *Cerriops anduliana* の樹皮が最も優秀に
て、輸出タンニン樹皮の大部分を供給してゐる。此の外北部にてタンニ
ン材料として多量に利用される *Pu Chao (Terminalia trypoides)* の樹皮
は二〇・九%、咀嚼用として多量の國內消費を見る *Kaw Kani (Quercus
sp.)* は二八・八%のタンニンを含む。

カッチ(泰名—*Sisiat*)—北部の落葉林に豊富な *Sisiat (Acacia catechu)*
の暗色心材を煮詰めた抽出物にて、北部全地で乾期に製造される。産樹
がチェンマイ地方に最も豊富なる關係上同市は殊に本業が盛で、泰國産
カッチの殆どを供給する。普通野生樹より採取されるが、ナン其の他
にては産樹の栽培も行はれてゐる。その産品には(1)シーシアトデー
(*Sisiat deng*, 淡色心材産、高價) (2)シーシアトダム (*S. dan*, 濃色心材
産) (3)シーシアトポイ (*S. poi*, 枯樹の心材産、脆弱多孔の劣品) (4)シ
ーシアトラク (*S. rak*, 樹根の心材産、濃暗色にて稍脆弱の劣品) があり、
四六・一%のタンニンを含み、殆ど國內にて檳榔子と共に咀嚼用に供す
るが、最近は染色及鞣革にも利用する。海外にては濃色品を喜ばぬら
し、最近は全然輸出を見ない。

九 染 料

前掲のラック・藤黃・カッチの外に染料として著名なる林産物を列挙す

れば次の如くである。

蘇枋木 (*Cesal pinia sryan*, Linn.) 泰名及ラオ名—*Fang*—當國の諸地
殊にラチャブリー、ベチャブリー、プラチャツプ諸縣に生ずる常綠有棘
灌木にて、材はサバン又はブラジルウッドと稱せられ、心材を煮出せば
古來著名なる綿毛染色用の赤色染料を生ずる外、莖・根・樹皮も染料に
供す。臺灣にては本樹を櫻木と稱し、當國より心材を輸入して禮拜紙及
赤紙を染色する。

黒檀の漿果—*Diospyros mollis* の漿果は黒色染料を産し、絹物の
染色に用ゐるが、繊維を損傷せざると、保色度堅牢度甚だ高きことによ
り著名である。染料は青果より採取されるから、之が輸出は不可能であ
るが、併し特に本染料にて染色する爲輸入して染色後再輸出される絹及
綿反物は著額に上る(「工業の部」参照)。

其他—樹皮に多分の赤色々素を含有する前記のサメ、根に赤色及黄色
染料を含む *Kui (Morinda tinctoria)* 幹及根の心材より赤色染料を産する
Kole (Cudrania sp.) 心材より法衣の染色用黄色染料採る *Artocarpus
integrifolia* 等、染料の産樹は甚だ種類に富む。

一〇 醫 藥

大風子(泰名—*Lark kabao*)—*Kabao (Hydnocarpus anhalmatica* 泰名
及ラオ名—*Kabao, Kabao Nam*) の實にて、太古より皮膚病特に癩病の
治療薬として東洋各地に輸出される。本樹は北部・中部・東部諸地方の常
綠林に普生し、北部及中部には栽培もする。其の果實の産油は眞正チャ
ウルムグセラ油に類似して同様の價值を有し、盤谷に近きターチン及バ
ーサク兩河の沿傍のみならず年平均三萬三千立の本油を採取し得る收穫
がある。因に盤谷には本油採取専門の營利會社がある。同屬の *H. itajala*
(泰名—*Kabao klao, Kabao ling, Kakieng*, ラオ名—*Kom Kwan*) は前
樹より尙豊富にて、其の産油は目下調査中であるが、同様の効果あるも

のと期待されてゐる。若し有效ならば、全世界の癩病患者の治療用油を當國のみにて供給し得ると云ふ。

子より搾取する黄綠色油にて、吐瀉及下痢石鹼の製造及機械油に供す。Santol (Asiaticum indicum) 一本樹は北部・東部・中部等に生じ屢々栽培される。其の種子よりはミンパ油を得、葉及果實のバルブと共に局部刺戟劑として利用され、樹皮はキニーネの代用とする。Pungalanai-Sterculia litchophora 屬の一種の産果にて、清涼飲料劑として輸出される。

其他一前掲白豆蔻・藤黄・カユプテ油・諸種の油脂及後記鹿茸及犀角の外無数の薬用林産物を有するも地方消費に止まる。

一一 其他

動物性産品—ラツクの外穿山甲皮・鹿皮・鹿茸・鹿角・象牙・象牙・グアノ・蜜臘等を産す。其の中鹿皮は牛皮に重いで重要にて、通常優良品(羌鹿の皮)及普通品(印度鹿の皮)に分つ。皮及角は主として東部、殘餘は北部、ナコンシタムマラート、ブーケット等より産出する。

食料—竹は幾年目かに定期的に(乾期即ち米不足の際に)開花し、米と判別し難い食料を供し、全國常緑林に普生する Yawig (Pithecolobium

其他林産物生産高表

種類	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
薪	八八,三三〇	七四,四一三	八三,〇七九	一八〇,七九九	三二一,五九九
木炭	二四,四三〇	三〇,八八〇	三三,八二四	八,四九九	一九,九四七
カチ	一,四八六	一,四〇九	二,六六一	九,六九九	三九
樹皮	一四,〇〇〇	一七,〇〇〇	二二,〇〇〇	一九,九四七	一九,九四七
香	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

出所：泰國統計年報

種類	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
大(本)	四,一〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
小(本)	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
明(本)	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
材(本)	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
油(立)	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
膠(冠)	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

即ち次の通りである。

2 輸出市場 雜林産品は將來の開發に俟つもの多く、其の輸出高は少量に過ぎぬ。

雜林産物品別輸出高表

品名	一九三四—五	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
大(本)	四,一〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
小(本)	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
明(本)	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
材(本)	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
油(立)	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
膠(冠)	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

出所：泰國貿易海運年報

品名	仕出港	別	盤谷	ブリーケ	ナコンシ	計
マンダロ	マンダロ	別	12345	6789	1011	12345
...

人商社として三井物産盤谷支店の外に、唐木に就て獨特の知識経験を有し其の對日輸出を殆ど獨占せる大谷洋行、雜木の外チークの製材及輸出にも従事せる川池商事、木材其の他の輸出にも従事する寫眞機及同材料商の江畑洋行等がある。

三 輸出商社

林産物輸出業者は相當著名なるものゝみにて約五〇店あり、其の中邦、

品名	仕出港	別	盤谷	ブリーケ	ナコンシ	計
...

第十六章 水産業

總説—水産行政—漁場・漁期及漁法—魚類—其他の水産資源—統計

第一節 總説

一 概 要

泰國人は殆ど全部佛教徒にて一般に殺生を戒禁されてゐるが、古來魚類のみは特例として漁撈され、主要副食物としてあらゆる家庭の食膳に上つてゐる。故に漁業は頗る普及し、沿岸民の主要職業をなすと共に政府の重要な財源をなし、その廣汎なる重要性に於て農業に並ぶ基本産業となつてゐる。當國漁業の一般を窺知する統計を缺くが、永年收税局々長たりし Phya Indora Montri の見積りに據れば、全國の水産品年産額は約二千五百萬バーツに達してゐる。而も之は輸出又は國內貿易に廻りたる額を基礎としたもので、其他漁民間にて地方的に消費されるもの及農民其の他の素人により自家用に漁撈せられるものを加算する時は尙遙に大数字となる。最近まで當國の水産物が殆ど保護を講ぜられることなくして、尙國民の全需要を充し、而も其の餘剰を輸出しつゝある事實は、水産資源の如何に豊富にして、如何に種類に富み、供給を補足する自然力の如何に活潑なるかを物語るもので、將來漁業の管理、水産資源の保護及人工養殖等が完成された曉に於る當國漁業の發展は、蓋し刮目に値するものがあらう。

泰國人資本家は佛教思想上より漁業投資を嫌忌する關係上、投資家としては淡水漁業にては安南人及其の系統の者多く、鹹水漁業にては可なり資本を要するから殆ど支那人である。後者には從業者も支那人が多く、稀に泰國人を加へてゐる。一九三七年度國勢調査中職業別分類を検討してみれば農業者と水産業者を含めて六、〇二八、七九五名、全體の八

漁業法規

- 第一條 本法は佛曆二四八二年漁業法と稱す。
- 第二條 本法は佛曆二四八二年一〇月七日より之を施行す。
- 第三條 本法施行の日より佛曆二四七七年漁業法及同二四七八年同改正法は之を廢棄す。
- 第四條 本法に於て、漁業とは泰國漁区内に於て器具又は其の他の方法により水棲動物を捕獲するの行爲を意味し、漁船・其の他の種類の船舶によるものをも包含す。
- 泰國漁区とは泰領水又は泰國が現に漁場として使用中なるか若くは將來使用するの權利を有する他の水域にして各地の法律・習慣・國際法・條約其の他の方法により一定の境界ありと一般に認められたるものを謂ふ。
- 船舶とは水上運輸の目的に供せられたる各種の機關を謂ふ。
- 船舶管理人とは船長・機長・航海長・操舵主・舵手・その他船舶の指揮監督の任に當り船舶内に於て責任ある地位にある者を謂ふ。但し水先案内人は之を含まず。
- 外國人とは外國人登録法による外國人を謂ふ。
- 大臣とは本法管轄の大臣を謂ふ。
- 當該官憲とは漁業係官・地方縣郡係官・港灣長・稅關吏・艦長・要港部司令官・その他の官憲にして本法施行の必要に應じ管轄大臣の任命したる官吏を謂ふ。
- 第五條 次に掲ぐる者に對し漁業許可書を發給すべからず。

〇%に相當してゐる。因に一九二九年前の國勢調査に依れば總有職者七五〇萬人中漁業者は八二、八五三名であつた。

右の如く漁業は頗る普及してはゐるが、然し今日尙甚だ幼稚にて、漁村には一箇の水産組合も金融機關もなく、發動機船もなければ運搬船もなく、定置漁業の魚簿の外は簡易な網又は釣具にて沿岸漁業を行ふに過ぎない。蓋し泰國人の佛教思想、外人投資家の無智・無經驗、漁民の無智及團結心の缺如、漁民金融機關の皆無に起因するもので、その今後の發達は邦人漁業家の誘導に俟つ所大なりと言ふべきである。

二 邦人の進出可能性

前述の如く、泰國水産業は著しく幼稚で、その開發は外人殊に日本人に俟つ所大であり、現にライセンス下附方を申請した邦人もあつたが、革命後之を處理すべき法規がないのを理由にその受理を拒否してゐたが、後掲の「領海漁業法」の實施を以て僅に準備すべき法規を得るに至つた。右に據れば、漁業權の下附は泰國人と共同經營の場合にのみ外人に許され、而もその外人側の資本持分並に漁船乗組員の數は二五%に制限され、この方面の進出可能性は大とは云ひ難いが、兎に角關係法規の公布により、合法的發展の準備を得た譯で、之より窮通の對策も講じ得られるに至つた。

第二節 水産行政

當國水産業は甚だ重要なるに拘らず、之に對する政府の態度案外冷淡にて、從來大藏省收稅局内に水産收入課なる一課を置いて稅務を處理せるに過ぎず、漁業は國家の獨占事業として富有なる支那人に請負はしめ、支那人は更にこの權利を漁民に轉貸して多額の權利金を食ひ、屢々秩序紊亂の原因となつた。併し一九〇一年新水産法令を發布し、一九二六年勅令を以て農務省内に水産局を置いて米人 Hugh McCormick Smith 博士を水産顧問兼局長に任じ、水産調査・留學生の米國派遣・水産法規の

イ 外國人 但し社員の一部が泰國籍者なる場合は此限りに在らず。

ロ 合資會社 但し連帶無限責任社員の一部が泰國籍者にして總資本の七〇%以上が泰國籍者の所有に係るものは此限りに在らず。

ハ 合名會社 但し連帶無限責任社員の一部が泰國籍者にして總資本の七〇%以上が泰國籍者の所有に係るものは此限りに在らず。

ニ 株式會社 但し重役の大多數が泰國籍者にして、會社資本の七〇%以上が泰國籍者の所有に係る株式持出し許可の條項を設けざる會社は此の限りに在らず。

前記許可を受けるの權限ある組合又は會社は泰國の法律に従ひ登録し其の本社を泰國内に設置することを要す。

第六條 個人・組合又は會社にして漁業許可書の發給を受けた後、第五條の規定による漁業權獲得の權利を喪失するに至るときは右個人又は組合若くは會社の支配人は權利を喪失したる日より一五日以内に許可書發給係官に通知して許可書を返還し許可書發給係官は右許可書を廢棄處分に附すべし。

第七條 外國との間に他に之と異なる取極めある場合の外は次に掲ぐる種類の船舶を使用して泰國漁区内に於て漁業に従事すべからず。

- 一 外國籍の船舶又は外國人若くは外國法人の所有にかゝる船舶
- 二 泰國籍船舶にして其の乗組員中に外國人を包含するもの。

但し佛曆二四七七年一〇月二八日以前に引續き五箇年間泰國に在住せる外國人にして外國人登録法により登録を了し右法律の規定を履行したる者は乗組員總數の百分の二十五を超へざる範圍に於て漁業に従事することを得。

本條の規定は政府により官立學校・私立學校又は公立學校の漁業教師として任命せられたる外國人には之を適用すべからず。但し公・私立學校教師の場合に於ては其の數は一校に付五名を超過することを要す。

且大臣又は大臣の任命したる當該官憲の許可を受けることを要す。

第八條 船舶を使用して泰國漁区内に於て漁業に従事する者は漁業に従事するとき漁業許可書を船舶内に備へ置くを要す。

に連れて比較的狭範囲内を定期的に移動するものもあり、磯魚又は底魚の如く殆ど移動しないものもある。又泰國の淡水魚類の繁殖生育に物理學的並に生物學的條件が最適であるから、淡水魚も種類甚だ豊富で、他の熱帯國に比して、著しく有用魚に富む。尙泰國の大部分は長期の定期的旱魃に襲はれるから之等淡水魚にはこの自然條件に抵抗する特殊の解剖學的並に生理學的特長が發達してある。

横口亞綱は甚だ豊富で、鮫類にて星鮫科(種類多く、就中鮫鮫屬顯著)・撞木鮫科(泰國産にて今日迄に記録されたもの二種、以下種屬數は凡て之と同意)・甚兵衛鮫科(最大魚にて最大記録約二〇米)・天竺鮫科(トラフザメ及天竺鮫屬の二種を見る)があり、鱈類には阪田鮫科(數種)・彈鱈科(Nake diperygia—二〇種以下)・赤鱈科(鱈の中最も豊富多種)・鳶鱈科(Aleobius narinari—最も普棲)・リノブテラ科(同名属の一種)の諸科を見、鮫科にはプリステリス属の二種が河海に棲息し、肉及鱗は食用(殊に後者は鱈鱗より實用する所がある)に供される。

鰻類は甚だ豊富にて二〇屬餘(約八〇種)に上り、品種・形態・習性共に千差を見る。先づ鮫科は六屬一五種を擁し、中八種は Wallago, Balonichthys, Callichrous, Kryptopterus に屬す。バンガシウス科も約一三種を擁し、その中一〇種は同名属の屬する本科中の最大値魚にて、三米に達するメコン産の大鰻アブラブクも之に屬す。クラリアス科(同名属に屬する淡水種六種あり、鰻孔の延長に鰻の補助機關がある)・權瑞科(ゴズキ他一種が普棲)・Sisoridae (二屬數種、ナコンシターマラートの谷川特産の Ghyostemon stansicus は石への吸着機關を有す)・Amblyopidae (中部産小魚一種は比較的小科をなすが、アリウス科は二〇種を擁し、中一五種は同名属にて海岸及大河の下流に普生する重要食用魚で、中には大魚があり、吐け口腔野卵の習性がある、即ち雌が産卵すれば雄は直に之を口腔に含み、孵化游泳し得る迄六週間餘絶食して之を保護するもので、半鹹水産鰻オステオグネイスも同性を有す。Bagridae 科も豊富にて一五種に亘り、中一〇種はマクロネス属の淡水魚

で普食される。眞内類目には泰國の魚類中最多にして泰國の淡水魚中最重要な鰻科を含む。同科は小は四・五種より大は二・五米に及ぶ約三〇屬七五種を含む外、眞鰻及金魚も支那から輸入して飼育され、最も多種に亘る屬には Puntius (一三種、内 Pia soi 最も重要)・Pangia (六種)・Cylocheilichthys (六種)・Rasbora (七種)・Osteochilus (五種)等がある。泥鰻科は四屬六七種を含み、ボテイノ属の二種は形大で市場に上され、Gyrinocheilidae 科の二種中一種は泰國の特種である。

等推目の鰻科は多種豊富にて、世界にて最も豊富且つ商品價值あるものを含み、就中、産卵の爲河川の下流に遡上する大鰻のヒルサ属は最も重要且つ豊富である。片口鰻科も七屬一四種に上り泰國領海の普通魚であると共に淡水にも數種棲む。其の他本目にはドウスムエリア科(二種にて豊富)・鱈科(普通種二種)・沖鰻科(灣内に普棲するサイトオのみ)・メガロプス科(ハイレン一種)・虱目魚科(廣く分布、ノトプテルス科(二種、淡水種にて一種は最長一米の頭魚)等の諸科を見る。鱈亞目中重要な大魚は鱈科で、鰻諸目中最佳最大魚をなし、就中 Lates calcarifera は二〇冠を超える大魚で、海灣及潮の影響ある河川の下流にて豊撈され、其の他セラヌス属(數種)・眞羽太属(一〇種)も豊富である。海産底魚鰻科も豊富で、笛鰻屬及ブーブー魚は各一〇種、眞伊佐木属は四種に上る。鰻科には重要魚甚だ多く、鮪屬(數種)・鮪屬(三種、優秀な食用魚にて灣内に時折豊魚)の外鰻屬の Seonbengkagurta (Pia tu) の如き著量に漁撈される最重要魚がある。鰻科も多種を擁し、中數種は驚くべき著量に上る。本科の典型魚(殆ど小魚)貝割屬は二二種餘、絲引鰻屬は數種、逆鰻屬は三、四種にて一米に及ぶ大魚もある。鰻科は長さ一米乃至一二種の諸種があり、大魚は屢群泳し、小魚は磯に豊生する。無足目には、鰻科(之し)、海蛇科(鹹水種一、淡水種一、後者は一米にて市場に上る)、穴子科(二種)、鰻科(四種)を見るが何れも甚だ貧

弱である。目は異なるがシンプラタクス科に二種があり、小形の半鹹水魚で多少食用價值を有し、干潮時には長時間空气中に棲息する。

鱈は淡鹹兩水に著しく豊生し、三五屬五〇種に上る。殆ど小形であるが、Oryziatris marinoratus の如く一米に達するものがある。鰻亞目の鰻科は多種豊富にて鰻科の普通魚二種中一種は一・五米に及ぶ。平目科及牛の舌科多種に亘るが殆ど海棲する。泥底の淡水に棲む黒魚科(ライヒイ)には七種(二種は一米に達す)あり、長時間空气中に棲息し得、著しく豊富にて市場價值甚大である。アナバヌ科には奇性を以て著名な登り魚(Ambas scandens) 池湖魚中最豊魚の一で補助呼吸機關を有するのみならず腹鰭及鰓蓋の棘にて堤又は低木に攀登し又は地上を匍匐する(その他八種を擁し、淡水魚のグーラミー科は普棲せず、トゥリコガステル属(四種、内一種は食用貴重魚)最も豊富であるが、鰻魚屬の鰻魚)Pala splendens) は泰國の魚類中最美にして、トクリテス科の普通淡水種吹矢魚(Torotes jaculator)と共にその奇習を以て著名である。

其の他揚子魚科(中部にて大形種、灣には海用屬が普棲)・燕鰻科(七種、内一種は一米に及ぶ)・駄津科(同名属の多種と淡水種一種)・鱈科(鹹水種數種と淡水種二種)・飛魚科(Cyprinus oligolepis 最も普通)・Nandidae 科(湖沼種二種)・黒伊佐木科(四種、小形鰻魚にて豊富)・松鰻科(鹹水種の同名属及淡水種二種)・鰻科(同名属の二種著名)・眞河豚科(淡鹹兩水に七種)も泰國の魚相を構成するも、比較的重要でなす。

二 淡水有用魚

右泰國産魚類中最も有用なのは鰻科にして國內到る處あらゆる漁法にて漁撈され、あらゆる市場に上される。殊にブンテイアス属のプラーン(イ)柳鰻)の回游期には又手網にて漁撈する者河岸に列をなし、漁獲高眞に豊富にて、生魚又は乾燥製として食用に供し又は抽油される。鰻類は右科に亘り豊富にて分布も廣く且つ美魚多き爲著量に消費される。

次いで黒魚科も驚くべき著量に漁獲され、長時間空中で棲息し得る特性より生魚の儘市場で販賣されるが、就中支那及泰國特産のライヒイ(Pia chon) が最も普通で、乾・鹽・燻製として病人及幼児の食用として需要著大にして高價である。グーラミー科トゥリコガステル属の一種 Pia salda は乾燥として廣く地方消費に供せられ、重要輸出品をなす。大河の下流に産卵の爲上る鰻科の Pia kapong (Lates calcarifera) は地方消費魚中最佳な大魚で需要頗る多く、市價も亦高價であり、同じく産卵の爲一―二月間に遡江する鰻科の Pia tarumpuk (コルサ属)も最も豊富な大形鰻で、盤谷附近其の他にては浮刺網を以て専門に漁撈され、供給頗る豊富で、盤谷附近にては三〇隻の年當り水揚高一萬尾を超えるが、その主魚及鰻の需要餘りに多き爲市場に廻る事は至極稀である。

三 鹹水有用魚

鰻科及片口鰻科は頗る豊富で、現在將來共に重要な屬種が多く、就中クルベア属の Pia langkio 及 Pia ok kaiae は群泳し水揚量著量に上る。多種豊富な屬の一ストレフオルス属(Pia kluey)の如きも現今マカツタ一魚として保存性を附したるものを著量に輸入する有様で右兩科の將來は囑目される。前記の如く鰻科も數多の重要魚を豊産し、就中プラーン(ウー(前述)の如きは當國海産魚中最も貴重である。其の他 Pia kabok (鰻屬) Pia nam dogmai 及 Pia sak (魷屬) Pia kurao (燕鰻屬) Pia charanet(鰻屬) Pia tukae 及 Pia karang(眞羽太屬) Pia sikun, Pia lang kiew, Pia hang keng(貝割屬) Pia lin ma(馬の舌屬) 平目 Plak kot 及 Pia tukang (アリウス属) Pia chalan (鰻屬) Pia katuen (鰻屬) Pia chanak(鰻鮫屬)等も重要魚として擧げ得る。

四 軟體動物

泰國の軟體動物は海・陸・淡水産共に豊富多種で、水産資源として重要

であるが、その相は前述(地理)の如く隣接諸國の相に酷似してゐる。海産軟體動物中最も豊富且重要なものは貽貝(Hoi men-gai 及 Hoi kapong)で、全海岸に密集繁殖し、人畜の食料として廣く且つ著量に漁撈される。牡蠣(Hoi nang rom)には少くとも二種があり、河口附近の比重小な海水にては尤多に繁殖して、大形に達し風味も亦良好で地方消費に供せられるが、海岸は軟泥多く、大規模養殖には不適であると云ふ。扇貝科も豊富で、同名属の約一〇種を産し、沿岸民に重要な食料を提供してゐる。斧貝科・蛤科・馬鹿貝科に属する海扇貝・蛤等の双殻貝も多種豊富であり、竹蛏科も四、五種繁殖してゐる。船食蟲科(Priens)も少くとも二属が鹹水又は半鹹水上(時には淡水に)廣く分布して食膳に賞上され東南部では食用に繁殖する。比島で窓硝子に利用する極薄透明な窓貝の殻は海岸に散在し、同様に薄大で美麗な虹色眞珠母を有する鞍型貝(Plectana sella)を産する地方もあり、漢薬に供する小眞珠を採取する。右の他同様の眞珠母を有し、細工用に供し得る貝類が多数に上るが、殆ど利用されてゐない。其の他無数に上る單殻類中最も普通なる属には、芋貝・管巻貝・枕貝・筆貝・蓑蟲貝・骨貝・籠目貝・空摩貝・口切貝・都法螺貝・寶貝・袖貝・蟹守貝・玉貝・拳螺貝・錦渦貝・蟹貝等の諸属がある。淡水貝の鳥貝科は六属を擁して河川(殊に砂底の)に甚だ豊富であり、物洗貝科には同名属及フナノルビス属の諸種が豊富してゐる。淡水腹足類中最大のアムブラリウス科(バキアラブラ属七種)も顯著で、田螺科も少くとも四種全國に分布してゐる。章魚及烏賊(總稱して Pla muk)も豊棲し、地方消費及市場用に漁撈されるが、鰻の輸入も著量に上る。海參は半島西岸に特に豊富で、廣く干物として食用に供せられる。

五 甲殼類

泰國の河海は甲殼類に富むが、蟹の外は調査が殆ど行はれてゐない。

六 爬蟲類及兩棲類

龜—世界的に分布するものも泰國特産のものもあり、爬蟲類中最も有

用な資源である。就中綠蠔龜(泰名 Tao tau)は最も貴重で、泰灣及印度洋の諸島、殊に灣頭東岸、半島東岸の南部、半島西岸の砂濱に産卵する。一尾にて數百産卵し、卵は美味で、殊に安南人之を賞美して需要多く、重要地の探明權は特許制にて之よりの政府収入は年に五—一萬バートに上るが、泰國にても同様に漸減しつつある。鼈甲を産する。瑤瑁(泰名 Tao kru, kru)は鹹水一般に普通産し、タレーサー内海の砂濱のみに産卵する淡水種 Tao kra-an (Balagur baska)は目下絶滅に瀕してゐる。尙巨大な赤蠔龜及之同大の蠔龜も泰國の鹹水に棲むが、甚だ少数であり、規則的にも出現せず、經濟價値を有しない。淡水龜及陸龜は九屬(約一五種)を擁して豊富であり、到る處で地方的に賞味されてゐるが、就中龜(泰名 Tapu-nam)は六〇—八〇種に達し、内外人を問はず賞味してゐる。蛙—「地理の部」に既述の如く甚だ豊富にて、中には形體の大なるものがある。殊に Kop と特稱される蛙は其の後肢が廣く雞肉よりも賞味され、雨期には釣・網等にて著量に捕獲し、屢々市場に上される。因に泰國に於ける食蛙は養龜と共に頗る有望な事業と認められてゐる。其他—其他の水産に關する重要動物として大蜥蜴及 鱒(共に「地理の部」参照)がある。前者はその肉及卵を食用に供する他に皮は少量の取引があり、鱒はその内陸種を食用に供するのみで、未だ組織的に捕獲されず、捕獲數も少數にて皮革も商業的利用を見ないが、然し地方に依ては有利な鱒皮業を起し得る可能性があると云ふ。

第五節 其他の水産資源

1 鹽

鹽は海水・鹽水井及岩鹽より産し、國內消費を充足した餘剰は著量に輸出される。殊に海水よりの採鹽は泰灣沿岸各地にて重要な産業をなしてゐる。尙鹽の輸出入高は「工業の部」を参照せられたい。

本網中特記すべきはクラシオン科(小蝦: Kung)で約二〇種を擁し、全海岸及大河の下流(殊にタレーサー内海)に著しく豊富にて、その重要性及水揚高は本網中第一である。生・干魚として汎く食用に供せられるのは Penes, Palamon, Crangon 等の諸属で、最小種の Kung key (二種)は南洋に著名な重要調味料たる Kapi と稱する捏粉製造用として頗る廣汎に漁撈され、メーナムチャオプラーヤー、バーンパコーン其他の河川にては専門漁業をなす。手長蝦屬の青脚の車蝦 (Kung kam kram) は河川に多種豊富にて、時には二五種に達し、魚類に並ぐ重要淡水産物をなし、國內消費も著量に上る。蟹 (Pu) も著しく種に富み、鹹水には銀杏蟹科及蝨蟹科の數属に属する巨大な游泳種及底棲種が豊富で、優良なるものが數種ある。就中鋸蟬蚌及臺灣蟬蚌は著名で、前者は大形多肉且つ美味で廣く漁撈され、日々市場に廻り、後者も著量に消費される。その他淡水には澤蟹科が一二種棲み、海岸及洲瀆には望潮科・寄居蟹科・其他諸品種の蟹が巨大な陸蟹と混棲してゐる。口脚目には泰國にコロリテラ属又は蝦姑屬に属する八種餘が棲み、中には大蝦に匹敵する大(三〇種)に達するものがあり、沿岸漁業の附屬産品として屢々市場に上される。又有用ではないが蔓脚目には藤壺屬・烏帽子介屬其他の品種が群棲してゐる。劍尾網中泰國産に二種があり、一は泰國及マライ産の蟹魚で(泰名 Mangda)で、泰灣内の砂濱に著産し、涼期に漁獲される。肉は少量であるが、卵は大でその美味を賞せられる。今一種の Carcinus orypus rotundicauda (泰名 Mangda fai, Mangda they, Hera)の卵は時季によりては致命的中毒を起す。

2 燕 巢

燕巢は泰灣及印度洋岸の鳥嶼の石灰岩窟(稀には本土沿海の石灰岩窟)に産し、一年に三回採取し得る。最初の採取は最も良質で漸次劣質となるが、其の外産地に依りても品質を異にし、泰灣産はアークツ島の沖合に産するものより良質と認められ、殊にブラチャップ沖のチャーン島(Ko Chang)に産する燕巢は支那人が世界最良品として賞味すると云ふ。産品は全部支那に輸出され、其の額は著しい額に上る。因に本巢の採取は特許制である。

3 海 綿

バンドン沖合サムイ及バガン兩島附近の泰灣には海綿多く、殊に後者にては水深二米以内の海底にすら長さ一拵、幅二百米に亘る海綿床がある。而も大なる商業的價値ある良品を産し、水産局の調査によれば、甚だ重要な海綿採取業を興し得る可能性十分なるものゝ如くであるが、今日尙商業的利用を見ず地方民が自家用に少量を採取するに止る。

4 カ ビ

過小又は骨が過多で食用に供し得ない各種の魚類で製する捏煉物で、之より製出する辛ソースと共に不可欠な調味料として全國的に常用される。先づ右材料の切屑を捏粉盤に入れて捏煉する。この作業には屢々脚を使用する。斯くて捏煉物が半乾状態を呈すれば鹽を加へて捏煉を續けた後放置して醗酵させる。生成物は砂多き灰紫色の捏煉物で、慣れない者は嘔氣を催す臭氣を發す。之を扁平な小ケーキとして乾かし、又は濕潤の儘瓶に貯藏し、津々浦々に至る迄愛用されるは勿論、良質品即ち車蝦製無砂カビの如きは上流家庭にても著量に賞用される。

5 其 他

小鯨(Pla wan)は時折泰灣に、海家(Loma)は屢々同灣に群をなし、儲良(Pa-yun 又は Mu nam)は東南部及半島の海岸に發見せられるが、未だ其の漁撈を見ぬ。海藻の主なるものには Sarai hai (馬尾藻草)、Sarai Pom nang, Sarai yun, Sarai kao Kwang 等があり、食用に供せられる

泰國...水産業

と共にチエリーを産するものが多い。

出所：泰國貿易海運年報

水産物輸出高表

一、連年對照

品別・年次	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
燕巢	三六六	三〇八	三五五	二四九	二八九
魚	二六四〇	一三三六六	一三三三三	六五二〇〇	一三三三九
生魚	九三三	八五三	七四四九	九八七六	一〇、四八七
鹽魚	八八〇四	七六、五三三	七〇、三三七	一〇、一四三	一七、六五四
ブラーヘーン	四二二	四〇〇	二七二五	二七二四	一、〇八一
(Plaleng)	九、〇五五	八、〇三二	五、四六八	四、五三三	一九九一五
ブラーサリット	一、六	—	四〇	三九	一五
(Plasalt)	三、七九	—	五、五八	六、六九	二八九
ブラートウ	一〇、九七四	二、三〇九	一、四六八	二、七六〇	二、八一四〇
(Platu)	五、六三六〇	九、三三三	八、四一四	一、三三三	六、〇六四〇
其他	三、三五六	二、九〇五	一、七二一	一、六二二	一、五八五
計	一三、一三三	一、〇一、四八	九、三三三	八、九三三	二九、八五四
乾淡	三、三五六	五、九三三	三、八五九	四、五二七	二、八五四
乾胎	一、七八八	二、三三三	一、四三三	一、五二七	一、八三四
計	一、六九三	一、七〇〇	一、四三三	一、五二七	七、二五七
茶	三、八五六	五、〇一三	一、七二一	一、六二二	一、五八五
貝	三、八五六	五、〇一三	一、七二一	一、六二二	一、五八五
計	三、八五六	五、〇一三	一、七二一	一、六二二	一、五八五
其他	三、八五六	五、〇一三	一、七二一	一、六二二	一、五八五
計	三、八五六	五、〇一三	一、七二一	一、六二二	一、五八五

(備考) 其他乾製車蝦、鱈、鰻、甲、しびれえひ皮等も多少の輸出がある筈であるが、右貿易年報には別掲してゐない。

二、仕向別地及仕出港別 (一九三九—四〇年)

仕向地	燕巢	生魚	鹽魚	其他
ブラーヘーン	—	—	—	—
ブラーサリット	—	—	—	—
ブラートウ	—	—	—	—
其他	—	—	—	—

水産物輸入高表

一、連年對照

品別・年次	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八	一九三八—九	一九三九—四〇
支那	—	—	—	—	—
香港	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—
印度	—	—	—	—	—
南印	—	—	—	—	—
新嘉坡	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
盤谷	—	—	—	—	—
アッタ	—	—	—	—	—
ケッタ	—	—	—	—	—
ナコン	—	—	—	—	—
シタム	—	—	—	—	—
マラト	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

出所：同前表

泰國...水産業